

人権保障による平和構築

— 国際平和協力活動における実務者のための法規範 —

防衛省統合幕僚学校国際平和協力センター研究員

川嶋隆志

本研究資料は、防衛省統合幕僚学校国際平和協力センター研究員の研究成果であり、デザインエッグ社から 2014 年に川嶋隆志著『人権保障による平和構築』として出版された市販書と同一の内容を、著者等の了解を得て、国際平和協力センター HP に掲載したものです。

本書に掲載している第三者の写真・図表等は著作権者の許諾を得て使用しているものです。当該著作権者の許諾なく、本書から転載、引用等することを禁止します。

はしがき

本書は、防衛省・国際平和協力センター（以下「センター」と呼称する）において、筆者が幹部自衛官を対象として教育を行っている内容を基に、国際平和協力活動に従事するうえで必要な基礎的知識を加え、体系化したものである。

本書を執筆するに至ったのは、2つの理由による。ひとつは、センターでは、プレゼンテーションソフトを利用して講義を行っているが、プレゼンテーションソフトに表示される情報量や限られた時間内での教育では、必要最低限の内容しか教育できないことである。もうひとつの理由は、研究成果を文献にしないと後任者が教育を引き継ぎ、研究範囲を広げていくための研究の土台ができあがらないからである。

当初、本書の読者は国際平和協力活動に従事する指揮官や幕僚等の幹部自衛官を念頭において、執筆をはじめた。センターにおける筆者の教育対象者は、自衛隊の高級課程で国内外の情勢や政策に関する知見を既修し、指揮官として豊富な幅広い知識を有する1佐から、部隊等において幹部自衛官に必要とされる基礎的な知識・経験を研鑽中であり、国際平和協力活動の背景にある国際関係や国連システムについての知見が不十分な2尉までの幅広い層である。本質に迫る質問をしてくる知見豊かな高級幹部と異なり、成長途上中の若手幹部の質問からは、内容をより明晰にわかりやすくする必要性を痛感させられた。こうした事情から、文字だけではなく、図表を利用し、イメージとして知識を定着させることを狙いとして、さまざまな概念を図式化することを試みた。これらはセンターにおいて筆者が担当した講義の学生（幹部自衛官）からの質問や教育内容に対する学生所見を基に、補筆・修正を加えていったものである。この資料をまとめたものを、大学院で政治学を専攻し、情報分析の分野で活躍する専門家に見せたところ、平和構築についてこれから学ぼうとする学生の入門書としても使用できるのではないかというアドバイスを受け、出版を企図するに至った次第である。

本書は、事例問題を数多く取り入れている。これは、国際平和協力活動に従事したことのない者に対して、抽象的な概念だけを教育しても、具体的な状況

や行動と結びつけることができず、十分な教育効果が得られないと考えたからである。丁度、本書の執筆が終わり、内容の精査に入ったとき、トルコのアンカラにある平和のためのパートナーシップ研修センター（Turkish PfP Training Center Ankara）に於ける北大西洋条約機構（NATO）認定の武力紛争法課程（LOAC : The Law of Armed Conflict）で研修する機会を得た。ここでも、NATO 加盟国、北欧諸国及び国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）や赤十字国際委員会（ICRC）から派遣された講師陣は、学術的概念の説明と、現場の状況（シナリオ）を付与した事例問題を組み合わせた効果的な教育を行っており、本書の構成の方向性が間違っていなかったという手応えを得た。

筆者はセンター研究員として国連幕僚課程（UNSOC : United Nations Staff Officer's Course）と前述の武力紛争法課程（LOAC）という2つの外国の教育課程を経験したが、こうした外国の教育課程には、これまで自衛隊員が直面したことのない危険な場面を潜り抜けてきた軍人や平和構築に携わる民間の専門家の実体験が織り交ぜられ、自衛隊での教育に反映すべき内容が多々あった。本書はこれらの国際的にも最先端の軍事教育課程から得た知見を随所に反映しており、この点では、平和構築に関する学術書には見られない内容が盛り込まれている。

また、本書では、最後に「法規範を活用するための分析的視点」という章を設けてある。これは、被教育者に対して、後日、教育内容についての聞き取り調査を行ったところ、一部の被教育者の所見から、法規範を順守することの重要性だけが認識され、「自分に与えられた任務を達成するために法規範をどう活用していかなければならないのか」という視点が欠けていたという状況を受け、新たに付け加えたものである。

そうした経緯を踏まえるならば、本書は、筆者の研究成果を単に整理したものではなく、年間約120名の教育対象者の所見を反映させたものであるともいえる。

もっとも、平和構築の分野において、専門家として活躍されてきた方々にとって、本書の内容は不十分・不適切であると感じるかもしれないが、それはひとえに筆者の力不足である。しかしながら、この拙著への指摘等も含め、この

分野での議論が活発になされることを願い結びの言葉としたい。

執筆にあたって、さまざまなご指導・ご鞭撻をいただいた石橋克伸初代国際平和協力センター長をはじめ、中林健総括主任研究官、林秀樹教育・研究室長、峯量主任研究官、中釜義之研究員、高野浩明研究員、榮村佳之企画係長、森耕太郎研究員、雨宮正宣研究員、齋藤収研究員、須合俊治研究員に感謝したい。特に高野氏はカンボジアの UNTAC、東ティモールの UNTAET・UNMISSET での派遣経験やネパールの UNMIN の連絡調整要員としての経験、榮村氏はイラク復興支援人道援助隊での派遣経験（同氏の貴重なご経験は本書でも引用している「イラク復興支援における民生協力活動の実践と教訓」『国際安全保障』第 38 巻第 4 号に記載されている）を有するだけでなく、両氏ともに国際平和協力活動を行う主力部隊の司令部である陸上自衛隊中央即応集団の民生協力課長として、平和構築に関わる作戦の立案に携わり、また、海外派遣部隊の教育訓練指導を行う国際活動教育隊の研究科長（高野氏）、副隊長（榮村氏）として、海外派遣部隊の指導にも携わったベテランであり、何度も両氏からは、国際平和協力活動の現場でのご経験と、豊かな学術的知見を踏まえて整理された現場で直面する諸問題の聞き取りを行い、本書の内容に反映させていただいた。両氏の協力がなければ、本書の執筆はなしえなかった。

防衛研究所の山下光主任研究官からは、執筆者本人には気づき得なかった本書の全体構成、論理的一貫性を明晰な分析力でご批評いただいた。同主任研究官からは、本書を出版した場合の想定読者層や意義という点からも、より多くの読者層にとって、有意義な内容となるよう、前向きなご指導をいただいたことが、脱稿までの間、筆者にとって、大きな励みとなったことを付言したい。同研究所の田中極子防衛教官からは、研究者として更にカバーすべき資料や先行研究について、不足しているものをご教示いただいたのみならず、防衛省内での教育教材として必要な要素についてご指導いただいた。

一橋大学の佐藤文香教授からは、本書において重要な論点でありながら、概念整理に苦慮していたジェンダー諸問題について直接議論する機会をいただいた。

最後に、筆者が翻訳した英語の国連教材の内容をチェックするとともに、コ

ラムで説明をしているブルーベレーの教官のイラストを手掛けてくれた妻・恭子に感謝したい。

平成26年6月

防衛省統合幕僚学校国際平和協力センター研究員

川嶋隆志



目次

はじめに.....	2
第1章 「平和構築」と「人権の保障」.....	6
1 平和構築における人権保障の必要性.....	6
2 「人権の保障」における留意事項.....	7
(1) 国際人権法・国際人道法等の法規範の遵守.....	7
(2) 多様性の尊重.....	9
3 国連憲章における「国際の平和及び安全の維持」と「人権の保障」の 関係.....	10
4 国連憲章に基づく「国際の平和と安全の維持」の体制.....	11
(1) 武力不行使原則.....	12
(2) 平和と安全の維持に関する責任と権限を有する国連機関.....	13
(3) 紛争の平和的解決.....	14
(4) 国連憲章に規定されている国連の集団安全保障システム.....	19
(5) 国連憲章に規定のない現実的な活動.....	28
コラム DDRとSSR.....	56
5 国連を中心とした人権の保障.....	58
(1) 国連加盟国に対し人権を保障するよう誓約（国連憲章）.....	59
(2) 人権を「尊重すべき権利と自由」（人権の共通基準）として規定 （世界人権宣言）.....	59
(3) 尊重すべき権利と自由の保障を締約国に対し義務化（国際人権規約）	61
コラム 条約の種類.....	64

第2章 平和構築の過程における弱者の人権の保障.....	66
1 人権侵害の対象に着目した人権保障の枠組み.....	66
2 女性の権利の保障.....	69
(1) 女性が抱える問題.....	69
(2) 女性の権利を保障するための枠組み.....	72
(3) 女性への差別の撤廃.....	83
コラム 雇用における宗教の問題.....	91
(4) 女性に対する暴力への対処.....	93
コラム UN-CIMIC.....	99
(5) PKOにおける人権侵害への基本的対処方法.....	101
3 児童の権利の保障.....	103
(1) 児童が抱える問題.....	103
(2) 児童の権利を保障するための枠組み.....	106
(3) 児童労働からの保護.....	112
(4) 性的搾取からの保護.....	113
(5) 武力紛争の被害からの児童の保護.....	115
4 避難民の権利の保障.....	120
(1) 避難民が抱える問題.....	120
(2) 避難民の権利を保障するための枠組み.....	124
(3) 難民の保護.....	126
(4) 国内避難民の保護.....	130
第3章 非人道的な行為による人権侵害への対処.....	136

1	人権侵害行為に着目した人権保障の枠組み.....	136
2	武力紛争による犠牲者の保護.....	138
	(1) 国際人道法による保護の必要性.....	138
	(2) 国際人権法と国際人道法の相違.....	138
	(3) 国連平和維持要員が遵守すべき事項.....	139
コラム 国連部隊による国際人道法の遵守に関する事務総長告示 (ST/SGB/1999/13)		
	3 重大な犯罪に対する国際的手続きによる処罰.....	147
	(1) 国際刑事裁判所設置までの経緯.....	147
	(2) 国際刑事裁判所における手続きの流れ.....	148
	(3) 対象となる犯罪.....	149
	(4) 重大な犯罪予防のための考慮事項.....	151
第4章 国連平和維持要員による人権侵害への対処.....		
1	国連平和維持要員による人権侵害.....	158
	(1) 国連平和維持要員による人権侵害の問題.....	158
	(2) 実例.....	158
	(3) 平和維持要員による人権侵害の影響.....	160
2	国連行動規範.....	161
3	違反行為.....	161
	(1) 分類.....	162
	(2) 要員類型別の違反行為.....	163
	(3) 報告.....	164
4	平和維持要員の違反行為に対する法の適用と処分等.....	165

コラム	地位協定（地位取極）	167
第5章	文民の保護—信頼性確保に直結する重要な課題—	170
1	保護対象となる文民の範囲	170
2	「文民の保護」の重要性	171
3	文民の保護の実施者	172
	（1）国連平和維持要員	173
	（2）国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）	173
	（3）国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）	173
	（4）赤十字国際委員会（ICRC）	173
	（5）国連人道問題調整事務所（UNOCHA）	173
	（6）国連児童基金（UNICEF）	174
	（7）その他	174
4	文民に加えられる脅威	174
	（1）意図による暴力の区分	175
	（2）脅威の対象による区分	176
	（3）PKOへの要求	176
5	文民を保護するためのアプローチ	177
	（1）人権の保障	177
	（2）持続可能な安定化と平和構築	177
	（3）危害からの身体的保護	177
	（4）各アプローチ相互の関係	178
6	文民の保護のための活動に関する法的枠組み	178
	（1）国際法	179

(2) 安保理による任務付与（マンデート）	181
(3) ROE と DUF.....	182
(4) SOFA.....	183
(5) 受入国の国内法.....	183
7 文民の保護に関する国連平和維持要員の権限、義務及び禁止事項..	184
(1) 権限.....	184
(2) 義務.....	184
(3) 禁止事項.....	185
8 文民の保護のための活動構想	185
(1) 活動の階層	186
(2) 活動のフェーズ.....	187
(3) 文民の保護のための「活動階層（3層階層）」と「3つの視点から のアプローチ」の関係.....	188
9 「文民の保護」実施に際しての課題	189
(1) 「文民」の区別.....	189
(2) 公平性の維持.....	189
(3) 受入国政府からの同意の持続.....	190
(4) 報復の可能性.....	191
コラム 「文民の保護」に関する用語の解説.....	193
おわりに－「法規範を活用するための分析的視点」－	198
付論 安保理決議の読み方	204
1 安全保障理事会決議におけるマンデートの重要性及び特色.....	204

2 マンデートの具体例（安保理決議を読むためのポイント）	204
（1）頭書.....	212
（2）決議番号（暦年）	214
（3）採択した会合名.....	214
（4）主語.....	214
（5）前文.....	215
（6）主文.....	216
コラム 安保理決議において使用される表現	222

序 章

はじめに

本書は、防衛省統合幕僚学校国際平和協力センターにおいて、国際平和協力活動に派遣される自衛隊員に対して実際に行われている人権に関する教育内容を基に関連する重要な内容を追加して教科書として再構成したものである。

筆者が平成24年に国際平和協力センター（以下「センター」という。）に着任した際、センターは防衛省内において国際平和協力活動に関する教育を立ち上げたばかりであった。当時のセンターでは、国連の教育教材を基本的に踏襲し、それに日本に特有の内容を加えて教育内容を構成し、国際平和協力活動に関わる予定である自衛官及び事務官（防衛省所属のシビリアンの職員）に対して教育していた。中でも、国際平和協力活動に関係する法律、特に国際人権法の教育については、当該違反行為が一度でも生じた場合には、自衛隊による国際貢献への期待と信頼を反故にしかねないという観点から極めて重要であると認識されていた。しかしながら、国連の教育教材や既存の国際法に関する学術書・論文等の中には、国際人権法が具体的に国際平和協力活動にどのように関わってくるのかを説明したものがなかったことから、その教育内容の構成を模索している段階であった。

休職制度を利用しての法科大学院での研鑽を終え防衛省に復職した筆者は、人事の配慮もあり法律の専門家として当該人権に関する教育を担当することになった。そして、実際に教育に取り組む中で、最も問題と思われたのは、現場の指揮官・幕僚等の行動の是非を判断するための規範（国際人権法だけでなく、国内法、安保理決議等を含んだもの）を体系的に説明した既存の文献がないということであった。

本書はこうした観点から、現場指揮官・幕僚を読者として想定し、国際平和協力活動に参加する自衛官の行動に資することを目的として執筆された。

その際、現場で隊員が直面する具体的な場面とその関連する規範について、有益であると思われるものを、可能な限り取り入れた。こうすることで、自衛官だけでなく、民間の人道支援関係者が平和構築の過程において軍との連携等

を模索する上でも参考となるよう配慮した。また、図表を多く取り入れることにより、将来、平和構築分野での活動を志している学生や一般の読者にも国際平和協力活動の現場の一側面を理解する上で参考としていただけるよう配慮した。

本書の構成であるが、まず、第1章において、国連がその主目的である国際の平和と安全の維持に取り組んでいく上で、なぜ、人権の保障が必要となってくるのかについて言及し、①国連が想定した国際の平和及び安全の維持のための活動と、その実際の運用がどのように行われているのか、②人権の定義を明確にするとともに、人権を保障するために、どのような制度的な担保がとられているのかを概説する。

次に第2章、第3章、第4章においては、国際平和協力活動における人権侵害を①客体（人権侵害の被害者となりうる人々）、②非人道的な行為（国際法上刑罰として裁かれる犯罪行為）、③主体（加害者としての要員）の3つの視点から分析し、関連する規範や具体的事例などを踏まえながら、隊員が何に注意すべきかについて言及する。

この第2章から第4章までの国際平和協力活動における人権侵害行為に関する留意事項を念頭に置いた上で、第5章においては、現代の平和構築において「人権の保障」に関連する最重要課題の一つとされている「文民の保護」について、実務者として把握しておかなければならない事項について、国連の派遣前教育教材であるSTM（Specialized Training Materials）の内容を基に概説する。

最後に、国際平和協力活動を「法規範を活用するための分析的視点」を通してみることの重要性について言及し、実際に、本書の内容を「分析的視点」をもってどのように活用するのかを示したい。そして、「平和構築」における「人権の保障の必要性」についてまとめることとする。

本書の巻尾には、付論として、「安保理決議の読み方」を設けた。これは、自衛隊が行う国際平和協力活動の多くは安保理決議に基づくものであり（PKOだけでなく、テロ対策特措法に基づく活動、イラクにおける人道復興支援活動

やソマリア沖・アデン湾における海賊対処も、安保理決議を根拠としている)、国際平和協力活動に従事する指揮官や幕僚にとって、必須の知識であることから付け加えたものである。この安保理決議の読み方については、目立った概説書はなく、大学院生などの研究をはじめたばかりの方々が苦勞しているとの話を聞いた。こうした平和構築の分野に一歩足を踏み出した研究者等にとっての参考書となれば幸いである。

この「安保理決議の読み方」においては、南スーダンの UNMISS 設置の安保理決議を使用して、決議を読むためのポイントを解説している。安全保障理事会決議によって、UN ミッションを設置する場合、第 1 章で説明した「国際と平和及び安全の維持のための活動」に係る権限をどのように付与しているのか、第 2 章で言及した「人権の保障」や第 5 章で取扱った「文民の保護」を含めた安保理の基本方針はどのように定められているのか、また、どのような形で任務（マンデート）が付与されているのか等、本書の第 1 章から第 5 章で説明した内容が具体的にどのように決議に謳われているのかについて、実際の安保理決議を読んで確認してもらいたい。

第1章

「平和構築」と「人権の保障」

第1章 「平和構築」と「人権の保障」

設問

- ・ 自衛隊が「国際平和協力活動」を通じて「平和構築」を実現していく過程において、なぜ「人権の保障」が重要であるのか。
- ・ 自衛隊が「人権の保障」を行う場合、何に留意すればよいのか。

1 平和構築における人権保障の必要性

「国際平和協力活動」とは、「国際的な安全保障環境を改善するために国際社会が協力して行う活動」を指し¹、「平和構築」とは、「国内のあらゆるレベルで紛争管理能力を強化することにより、紛争の発生や再発のリスクを低め、持続可能な平和と開発に向けた基礎を築くための幅広い措置」をいう²。つまり、「平和構築」は「国際平和協力活動」として行う措置の一つである。

この「平和構築」を実現していく過程において、人権の保障が必要となるのは、人権の侵害が現代の紛争の中心的要素になっているからである³。この人権の侵害を防止するために国家に人権を保障するよう義務づけたものとして国際人権法・国際人道法⁴といった国際法や安保理決議などの法規範がある。こうした法規範があるにもかかわらず、紛争地域において人権が保障されていないのは、国家の統治能力が低下しているか、あるいは国家そのも

¹ 国際人道法という呼称は、赤十字国際委員会が開催した1971年の「武力紛争に適用される国際人道法の再確認と発展」のための政府専門家会議において初めて正式に用いられた。それ以前は、戦争に関する国際法は「戦争法」、「戦時国際法」あるいは「武力紛争法」と呼ばれていたが、紛争の当事者となり得る軍隊や自衛隊においては、現在においても「武力紛争法」という呼称を使用していることが多い。他方、ICRCをはじめとする人道機関やPKOなどの紛争当事者ではなく第三者の立場で人権を保障しようとする機関は「国際人道法」という呼称を一般的に使用している。

のが法規範に抵触するような行為をするためである。

こうしたことから、「平和構築」を実現していくために、国連が行うPKOの大半が人権を促進、保護するマンデート（任務）を与えられ、人権侵害の監視と調査支援を行ったり、当該国政府や機関が独自に監視や調査を行う能力の育成を行うことによって、人権の保障を図っているのである⁴。

2 「人権の保障」における留意事項

自衛隊が国際平和協力活動に従事する場合、「人権の保障」に関しての留意すべき点は次のとおりである。

(1) 国際人権法・国際人道法等の法規範の遵守

PKOを含む国際平和協力活動の大半は、国連の安保理決議を根拠として行われている。国連はその活動の目的の一つとして、人権及び基本的自由の尊重を国連憲章に規定している。つまり、国連の行う活動には、人権を保障する責任が伴うことになるとともに、これが活動を正当化する根拠にもなっている。

こうしたことから、PKOをはじめとする国連の安保理決議に伴う国際平和協力活動に従事する自衛隊員は、国際人権法・国際人道法等の人権の保障に関わる法規範を遵守しなければならない、如何なる場合においても人権侵害や国際人道法違反を行うことは許されない（PKO要員が違反行為を行った場合の処置等については第4章参照）。

こうした国連憲章から課される責任に加え、任務を遂行する上でも法規範を遵守することには重要な意義が存在する。そもそも、自衛隊の他国への派遣だけでなく、軍隊が他国に駐留することは、受入国の同意や要請、国連憲章第7章の強制措置の場合にのみ認められた例外であって、現地住

民にとっても、他国の軍隊等が自分の生活空間に存在する状況は異質な状況でもある。

確かに、自衛隊は、東日本大震災への災害派遣をはじめとするこれまでの活動実績や、人命の救助に従事し、復興支援を行うなどの活動を通じ、日本国民から、信頼され、災害救助などの不測事態において頼りになる存在であるとの広範な評価を得るに至っている。

しかし、国際平和協力活動が行われる地域では、政府が十分に機能していない国も少なくなく、このような国では、軍隊や施政者が住民を弾圧するための勢力の一部になっている場合すらある。このような国家においては、住民は軍隊を脅威の対象と認識している場合も多い。そのような状況において、住民が言語も異なる自衛隊や他国の軍隊を自国の軍隊よりも信頼するのは非常に難しいことであると容易に予想できる。こうした状況の下、隊員の行動が現地で反発を買うようになったら、部隊が駐留する正当性が低下し、駐留によって利益を脅かされる者に対して攻撃材料を与えてしまうことになりかねない。

実際に、ハイチやコンゴでは他国のPKO要員による人権侵害行為により現地の信頼を失い、任務遂行の阻害要因となった事例もある（第4章参照）。

したがって、こうした国へ派遣される場合、受入国住民から親近感を持って受け入れられることを前提として活動するのではなく、派遣部隊隊員は、国際人権法・国際人道法等の法規範を遵守し、公務内・公務外を問わず、その真摯な行動の積み重ねをもって、現地住民の信頼性を確保することに尽力しなければならない。それが、ひいては任務の円滑な遂行につながるのである。

(2) 多様性の尊重

「平和構築」の主体は受入国である。「平和構築」とは「受入国」の「国内のあらゆるレベルで紛争管理能力を強化」するものであり、PKO、外国の軍隊、国連機関及び NGO 等は、あくまでも受入国を支援する立場でしかない。そして、国際平和協力活動が行われる地域には独自の文化的価値観や伝統、歴史や宗教観などから発生した規範や概念が存在している。支援する立場で活動を行っている PKO 等が主体である受入国の規範や概念を無視して、自己の法規範を一方向的に押しつけることは、受入国の反発を招き、結果として「平和構築」の阻害要因となり得る。こうしたことから、国際平和協力活動においては、こうした多様性を理解し、尊重することが、派遣国政府や現地の人々からの信頼を獲得し、任務遂行に寄与するものであることを認識する必要がある（多様性の尊重が重要となる雇用にまつわる事例については、第2章参照）。この国際人権法・国際人道等々の法規範と派遣先国の規範等のバランスをどのようにとっていくかということは、派遣先国との関係にも係わる極めて機微な問題でもあり、状況によっては、NGO や地域研究者等の専門家の知見を得たり、NATO のように「ジェンダーアドバイザー」を設けて、独自の視点をオペレーションに取り入れていくなどの措置が必要であると考えられる。

こうした留意事項を念頭に置きながら、まず、第1章では、国連憲章上に規定された行動の概要と国連が実際に行ってきた活動の変遷を通じて、いかにして「平和構築」において、「人権の保障」が大きなウェイトを占めてきたかについて言及する。

3 国連憲章における「国際の平和及び安全の維持」と「人権の保障」の関係

国際連合は、①国際の平和及び安全の維持、②人民の同権及び自決の原則の尊重に基礎をおく諸国間の友好関係の発展及び世界平和の強化、③人権及び基本的自由を尊重するよう助長奨励することについて国際協力の達成、④これらの共通目的達成のための諸国の行動の調和のための中心となることを目的としている（国連憲章第1条（以下「憲章」とする））。

これらの目的のうち、①②③は国連が「何をしようとするのか」を、④は国連が「どのような方法で」①②③の目的を達成しようとするのかを規定したものである。

それでは、国連が「何をしようとするのか」についての①②③に関し、背景とともに内容を見てみる。

まず、①「国際の平和及び安全の維持」は、国連の主目的であることから、第1条の1項に規定されたものである。

②「人民の同権及び自決の原則の尊重に基礎をおく諸国間の友好関係の発展及び世界平和の強化」は、植民地の撲滅を目指したものである。国連は、1960年12月、総会での植民地独立付与宣言の決議（1514第15項）によって、植民地の存在そのものを否定している。1962年に、国連総会は宣言の実行状況を調査するとともに、実施に関して勧告を行う特別委員会を設置している。2000年には、国連は2001年～2010年を第二次植民地主義廃絶国際十年とする総会決議55/146を採択した。

③「人権及び基本的自由を尊重するよう助長奨励することについて国際協力の達成」は、人権及び基本的自由の尊重を目指したものである。同憲章は、この1条だけでなく、13条、55条、56条、68条においても「基本的人権」「人権及び基本的自由の尊重」を強調し、「人権の保障」を重視している。

これは、人種・宗教を理由とした差別主義と迫害が第二次世界大戦の原因の一つであったことを教訓として、国連の主目的である①「国際の平和及び安全の維持」を実現するためには、「人権の保障」が不可欠であると認識しているからである。

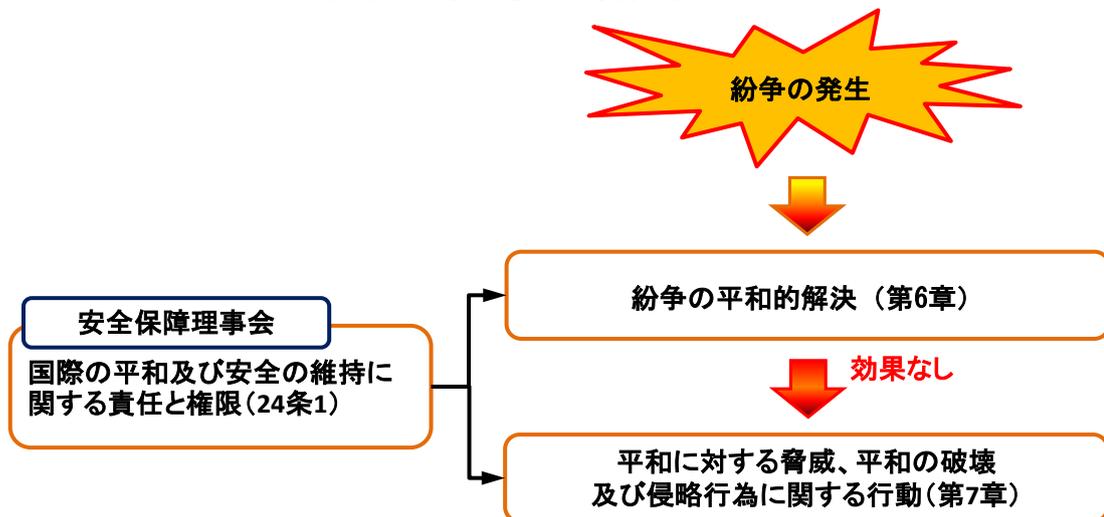
このように、国連が「何をしようとするのか」についての①②③の規定と、②の目指した植民地の撲滅が達成されてきている状況を鑑みると、国連の取り組みの軸には、「国際の平和及び安全の維持」と「人権の保障」であるといえる。

こうした現状を踏まえ、次節以降において、国連憲章が規定する「国際の平和及び安全の維持」と「人権の保障」の具体的内容について、言及する。

4 国連憲章に基づく「国際の平和と安全の維持」の体制

図1-1 国連による「国際の平和と安全の維持」

原則：国際関係における武力行使一般の禁止(2条4)



出典：筆者作成

国連憲章においては、「国際の平和及び安全の維持」のために、武力行使を一般的に禁止した上で（憲章第2条4項）、①国際紛争の平和的解決、②

軍備規制、③集団安全保障が想定されている⁵。「集団安全保障」とは、「国際社会又は一定の国家集団内において、すべての国家の体制への参加、体制内での協力及び連帯性を前提として、諸国が相互に不可侵を約束し、この約束に反して武力行使を行う国家に対し、それ以外のすべての国家が協力して集団的に強制措置を講ずるもので、諸国の結集した力の威圧により、平和を維持し又は回復し、相互の安全を保障する体制」をいう⁶。

国連憲章は、第7章に先立つ第6章に国際紛争の平和的解決に関する規定をおいている。この構成は、第6章に規定される国際紛争の平和的解決が効果をあげず、国際の平和と安全が脅かされるような事態になった場合には、第7章の定める集団安全保障により対処するという国際紛争の処理の流れを示している⁷。

(1) 武力不行使原則

設問

- ・ 国連が国連憲章に加盟国の武力行使の禁止を規定したのはなぜか。
- ・ 武力行使の禁止の例外は認められるのか。

憲章第2条3項は、すべての加盟国に対して、「国際紛争を平和的手段によって国際の平和及び安全並びに正義を危うくしないように解決しなければならない」と規定し、憲章第2条4項において「武力不行使原則」を定めている。

国連がこの「武力不行使原則」を定めたのは、戦争抛棄ニ関スル条約（不戦条約）によって、戦争は違法化されていたにもかかわらず、第二次世界大戦が勃発したからである。不戦条約の問題点は、①戦争を禁止したにもかかわらず違反に対する制裁が定められていなかったこと、②不戦条

約に違反して戦争を行った国に対する自衛のための戦争は禁止されていない（一般解釈）、③開戦宣言等の正規の手続きを経していない武力行使は禁止の対象とならないという解釈の余地を残し、宣告しない国際紛争（たとえば、満州事変）は対象とならず、結果として第二次世界大戦を防止することはできなかつたためである。

ただし、国連憲章は、この武力行使の一般的禁止の例外として、第7章に、①国連自身による「軍事的強制措置」（憲章第42条）、及び②個別的・集団的自衛権（憲章第51条）を定めている⁸。

（2）平和と安全の維持に関する責任と権限を有する国連機関

国連で「平和と安全の維持に関する責任と権限」を有しているのは、安全保障理事会である（憲章第24条1項）

そして、国連の目的を達成するため、安全保障理事会には、第6章（紛争の平和的解決）、第7章（平和に対する脅威、平和の破壊及び侵略行為に関する行動）、第8章（地域的取極）、第12章（国際信託統治制度）の権限が与えられている（同条2項）。

こうしたことから、紛争が発生した場合には、安全保障理事会は、第6章及び第7章の規程に基づいて、平和と安全の維持のための行動をとることになる。

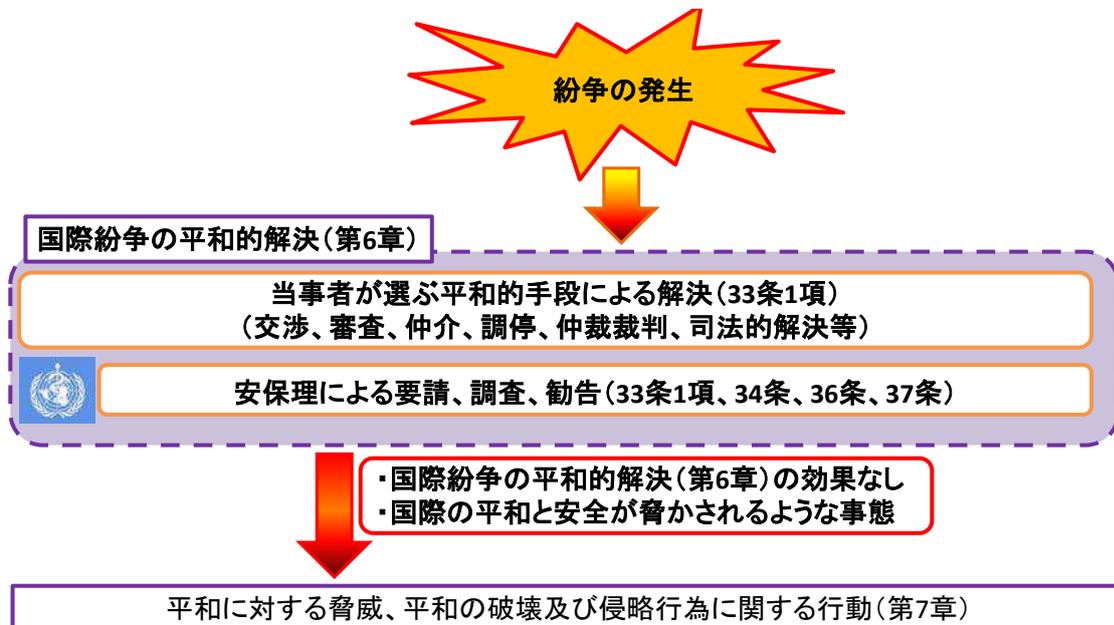
(3) 紛争の平和的解決

設問

紛争が発生した場合

- ・ 紛争当事国が平和的に紛争を解決するには、どのような手段があるか。
- ・ 安全保障理事会は平和的に紛争を解決するため、どのような手段を採れるか。

図 1-2 紛争の平和的解決



出典：筆者作成

紛争の平和的解決とは、国際社会における紛争を、交渉、仲介、調停、裁判などの平和的方法によって解決することをいう。憲章第2条3項は、「すべての加盟国は、その国際紛争を平和的手段によって国際の平和及び安全並びに正義を危うくしないように解決しなければならない」と規定しており、その手段の例として、交渉、審査、仲介、調停、仲裁裁判、司法的解決、地域的機関又は地域的取極の利用（憲章第33条1項）が掲げられ

ている。これらの平和的解決方法の選定にあたっては、紛争当事国の合意によるものとされ、特定的手段に付託すべき義務は、国際法上一般には確立していない。

ア 交渉 (Negotiation)

交渉とは、紛争解決のための当事国による直接の協議をいう⁹。

交渉は、紛争の両当事国が直接に、外交手続きによって双方の主張の調整をはかり、紛争を解決するものである。最も自然な一般的解決方法であり、手続き、解決基準等が特に定まっていないことから、当事国の自由な判断により紛争を効果的に解決することができる。しかし、交渉においては、当事国間の力関係が解決に直接反映されやすいことから、対立が激しい場合には解決困難となるなどの欠点がある。

イ 審査 (Enquiry)

審査は、中立的で専門的知識をもつ委員で構成される委員会が紛争の事実関係を解明することによって解決の進展を図る制度である¹⁰。

審査は、1899年の国際紛争平和的処理条約で初めて制度化されたものである。この制度は、日露戦争中にロシアのバルチック艦隊が日本の水雷艇と誤認して英国漁船団に発砲した事件から生じた英・露間の紛争を平和的に解決するのに寄与した（1904年のドッガー・バング事件）。

ウ 仲介 (Mediation)

仲介は、通常、第三者（特定国の政府の長や国連事務総長等）が交渉の機会の設定や場所の提供等につづいて、当事国の合意の基に両国の主張の調整をはかりつつ和解案を提示するものである¹¹。

紛争当事国が見逃しがちな解決方法を発見してその注意を喚起できる点や、仲介者の政治的・経済的な影響力を通じて当事国間の交渉の状況

を変化させたりできる点に利点がある。しかし、この場合も第三者の関与は勧告止まりであり、当事国を法的に拘束するような解決策を出すことはできないという欠点がある。

したがって、それを受け入れるか否かは最終的に当事国の意思に委ねられている¹²。

仲介が成功した例としては、在テヘラン米国大使館員人質事件の解決に重要な役割を果たした1981年のアルジェリアの仲介があげられる。他方、失敗した例としては、1991年の湾岸戦争に先立ち、具体的な解決策を提示したフランス、旧ソ連、国連事務総長等の仲介の例がある¹³

エ 調停 (Conciliation)

調停は、紛争当事国の合意によって設置される中立的委員会が紛争の実態と両当事国の主張を調査・勘案しつつ、友好的解決のために妥当な解決案を提示する手続きである¹⁴。

国際調停は、非政治的、中立的な国際組織（国際調停委員会）が単なる事実審査だけでなく、紛争をあらゆる角度から検討し、それに基づいて両当事国の主張の接近を図り、必要な場合には、妥当な紛争解決条件を紛争当事国に勧告するものである。提出された勧告には法的拘束力がないので、当事国の同意がなければ紛争は解決しないという点に問題がある。

オ 仲裁裁判 (Arbitration)

仲裁裁判とは、事件ごとに当事国の合意によって裁判所が構成されて行われる裁判である。1794年に英・米間で結ばれたジェイ条約によって設置されたものが最初と言われている。両国は本条約において、講和後の国境画定や請求権問題を、両国の任命する仲裁委員によって構成さ

れる混合委員会の裁判で解決することを約束した。その後仲裁裁判は、南北戦争中の英国の中立義務違反をめぐる英・米間のアラバマ号事件の解決（1872年）等を通じて、有効な紛争解決方法として評価されるようになった¹⁵。

1899年の国際紛争平和的処理条約は、仲裁裁判官の選定を容易にするため、常設仲裁裁判所の制度を設けた。この制度は、締約国が予め4名以内で任命する裁判官名簿をハーグにある国際事務局に常置し（44条）、仲裁裁判を行う場合には、紛争当事国がこの名簿の中から裁判官を選定する（45条）というものである¹⁶。

仲裁裁判に事件を付託するための当事国間の合意文書は、仲裁契約と呼ばれる。当事国は、紛争の範囲、裁判官の選定方法、裁判手続、裁判基準、費用分担など必要と認めるあらゆる事項を契約内容とすることができる¹⁷。

このように仲裁裁判は、裁判所の構成や裁判基準がより柔軟で、紛争当事国の意思を最大限尊重できる点に特色があることから、常設の裁判所による司法裁判が発展した今日でも、国境紛争や海洋境界画定紛争など、特定分野の紛争が仲裁裁判に付託されている¹⁸。

カ 司法的解決（Judicial settlement）

国際社会における紛争当事国の意思から独立した常設の司法裁判所として、国際司法裁判所（International Court of Justice）、地域的な司法裁判所として、欧州司法裁判所、欧州人権裁判所、米州人権裁判所、アフリカ人権裁判所があり、特定分野の事件を扱う機能的な司法裁判所として、国連と国際労働機関（International Labor Organization）の行政裁判所（国際組織とその職員間の紛争を扱う）、国際海洋法裁判所

などがある。個人の国際犯罪を裁く常設の裁判所としては国際刑事裁判所も設置されている。これらの裁判所は、それぞれ別個の条約に基礎を置き、その扱う紛争に特徴をもつが、紛争に関して競合する管轄権を有することもあり、同一の紛争が異なる裁判所に異なる紛争として提起される可能性もあり、相互に矛盾した判決を示される懸念が指摘されている¹⁹。

キ 地域的機関又は地域的取極の利用

国連憲章は、国連加盟国の一部が、別個の条約によって、締約国間の紛争の平和的解決のために、または、締約国の安全保障を図るために、平和維持に関する地域的取極または地域的機関を締結、設置することを認め、第8章において、その行動について定めている。

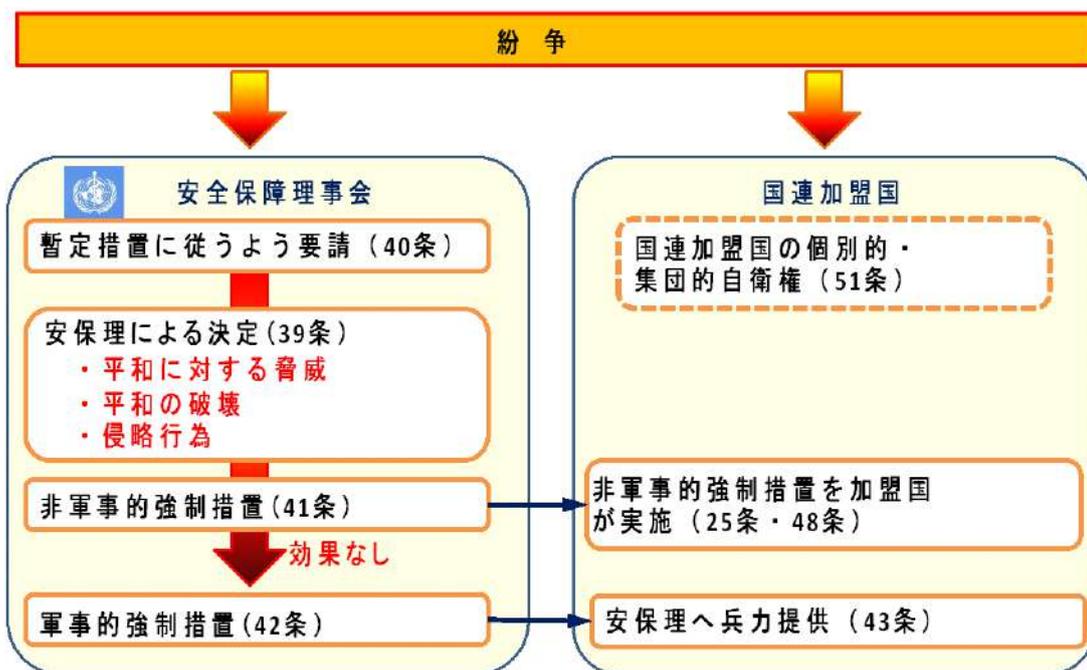
加盟国は、国際紛争の平和的解決方法の一つとして、この地域的取極又は地域的機関を利用すべきことを義務付けられ（憲章第33条1項）、これらの取極を締結した加盟国は、地域紛争を安保理に付託する前にこれらの取極や機関によって紛争を平和的に解決しなければならない（憲章第52条2項）。また、これらの取極や機関は国連の「目的及び原則」との一致が条件とされ（憲章第52条1項）、「強制行動」を起こす際には、安保理の事前の許可が必要である（憲章第53条1項）。さらに、国際の平和と安全の維持のためになされる地域的組織の活動は、常に十分に安保理に通報されていなければならない（憲章第54条）。

(4) 国連憲章に規定されている国連の集団安全保障システム

設問

- ・ 平和的手段で紛争が解決しない場合、国連はどのような行動をするのか。

図1-3 平和に対する脅威、平和の破壊及び侵略行為に関する行動



出典：筆者作成

第7章の「平和に対する脅威、平和の破壊及び侵略行為に関する行動」は国連の集団安全保障システムについて規定したものである。

安全保障理事会は、事態の悪化を防ぐために暫定措置に従うよう要請し（憲章第40条）、「平和に対する脅威」、「平和の破壊」又は「侵略行為の存在」を認定し（憲章第39条）、国際の平和と安全の維持又は回復のために勧告を行う（憲章第39条）。さらに非軍事的措置を決定し（憲章第41条）、非軍事的措置では不十分であると認める場合に、軍事的措置を決定する（憲章第42条）。加盟国は、非軍事的措置又は軍事的措置

の履行を安保理から命じられた場合、これに必要な協力を行う義務を負う（憲章第 25 条、48 条、49 条）²⁰。

このほか、安全保障理事会の機能不全を補完することを目的として、総会は、「平和のための結集決議（1950.11.3）」に基づき、加盟国に対し、兵力の使用を含む集団的措置を勧告できるとされている²¹。この「平和のための結集決議」は、冷戦期、国連の集団安全保障は、拒否権を有する常任理事国間の意見の不一致のため、有効に機能することができなかったことから、1950 年の国連総会において、安全保障理事会が常任理事国間の不一致により機能し得ない場合に、直ちに問題を総会に移し、総会の 3 分の 2 の多数決で兵力の使用を含む集団的措置を勧告できるとする決議を採択されたものである²²。

この決議を援用した国連緊急特別総会はその後数回招集されている。しかし、1956 年の「スエズ動乱」に際して、スエズ運河とシナイ半島の中立を維持する目的で、国連平和維持活動（PKO）として国連緊急隊（UNEF）ⁱⁱのスエズ派遣を勧告したことを除いて、総会の同決議を根拠とした軍事的措置の勧告はなされていない。

ア 個別的・集団的自衛権（憲章第 51 条）

設問

・国連加盟国は、他の国家の武力攻撃に対して、どのような行動をとる権利が認められているか。また、その権利はどこまで認められているのか。

集団的自衛権とは、他の国家が武力攻撃を受けた場合、当該国家と密接な関係にある国家が被攻撃国を援助し、共同して防衛に当たる権利を

ⁱⁱ UNEF: United Nations Emergency Force

いう²³。国連憲章は、安保理が必要な措置をとるまでの間、個別的自衛権のほか集団的自衛権も、各国の権利として認めている（憲章第51条）²⁴。本規定は、憲章第8章の地域的取極に基づく強制行動の発動には安全保障理事会の事前の許可が必要とされるが、東西冷戦による安全保障理事会の機能不全が予想されたことから、ラテン・アメリカ諸国の主張により、安全保障理事会の許可なくとも自衛権が行使できるよう、サンフランシスコ会議（1945年）において追加されたものである²⁵。

イ 安保理による決定（憲章第39条）

設問

- ・ 集団安全保障発動の条件として安全保障理事会が認定する事態には、どのような区分があるのか。
- ・ 事態の認定の基準はどのようになっているのか。

憲章第7章の定める集団安全保障は、安全保障理事会が、国連憲章第39条に基づいて、「平和に対する脅威（threat to the peace）」、「平和の破壊（breach to the peace）」又は「侵略行為（act of aggression）」の存在を認定（determine）することから始まる。この「平和に対する脅威」等の存在の認定に基づいて、安保理による国際の平和と安全の維持や回復のための具体的措置に係る勧告や、「非軍事的強制措置」（憲章第41条）及び「軍事的強制措置」（憲章第42条）の決定が行われる。しかしながら、「平和に対する脅威」、「平和の破壊」及び「侵略行為」についての定義は、国連憲章にはなく、相互の関係も不明確である。したがって、安保理が事態をどのように認定するかは、純粹に安保理の裁量行為となっている²⁶。

特に「侵略行為」については、安保理は明白に侵略行為に該当すると見られるものについても、「平和に対する脅威」又は「平和の破壊」と認定する傾向がみられる（典型的な例として、1990年の「イラクのクウェート侵攻」に対する安保理決議第660号が挙げられる）。また、1974年に「侵略行為」の定義に関して、総会決議第3314号（XXIX）が採択されているが、この決議は安保理が個別の事態について認定を行うに際しての指針として参考とすべきもの（同決議前文）とされており、安保理の事態の認定を法的に拘束するものではない。

なお、2010年、国際刑事裁判所に関するローマ規程の改正について討議した国際会議（ローマ規程検討会議）において、個人の「侵略犯罪（crime of aggression）の定義（その前提となる国家の侵略行為につき基本的に上記総会決議の文言を踏襲している）及び国際刑事裁判所による管轄権行使の条件を新たに追加する改正が採択されている。しかし、この管轄権行使の条件の解釈については、各国の合意が必要であるため、侵略犯罪に関して、国際刑事裁判所における裁判は、当分の間行われな

い。

安保理は、武力行使に起因する事態以外についても憲章第39条に基づいて「平和に対する脅威」等であると認定している。これらには、①人種差別政策に起因する南ローデシアをめぐる事態（1965年の安保理決議第217号）や南アフリカの極度に緊張した国内情勢（1977年の安保理決議第418号）、②軍事独裁政権による人権抑圧によって大量難民が流出したハイチの国内情勢（1993年の安保理決議第841号）、③中央政府の統治能力不足に基づき治安が極端に悪化した東ティモールの状況（1999年の安保理決議第1264号）等の、これまでの国際法の下では

国家の国内管轄事項として他国が干渉できないとされていたものも含まれている²⁷。

この憲章第39条に基づく認定は、常任理事国のすべてを含む9理事国の賛成投票を要件とする（憲章第27条2項）ことから、国連の集団安全保障の措置が機能不全となる大きな原因となってきた。特に武力行使に起因する事態については、東西冷戦時代においては、米ソによる拒否権行使によって、国連の措置が頓挫することが常態化していた。

安保理が認定した主要な事態をまとめたものは、次のとおりである。

表1-1 安保理が認定した主要な事態

認定された事態	事案
平和に対する脅威 (threat to the peace)	<ul style="list-style-type: none"> ・内戦 （旧ユーゴ紛争、ソマリア、リベリア、ルワンダ等） ・人権/人道法違反 （内戦におけるルワンダ、ザイール等） ・民主主義的原則の侵害（ハイチ、シエラレオネ等） ・テロリズム（リビア、スーダン、アフガニスタン）
平和の破壊 (breach to the peace)	<ul style="list-style-type: none"> ・朝鮮戦争（安保理決議第82号） ・イラン＝イラク戦争（安保理決議第598号） ・イラクのクウェート侵攻（安保理決議第660号）
侵略行為 (act of aggression)	<ul style="list-style-type: none"> ・南アフリカにおけるボツワナ領域内への侵入及び攻撃 （安保理決議第387号） ・イスラエルによるチュニジアのPLO本部爆撃 （安保理決議第573号）

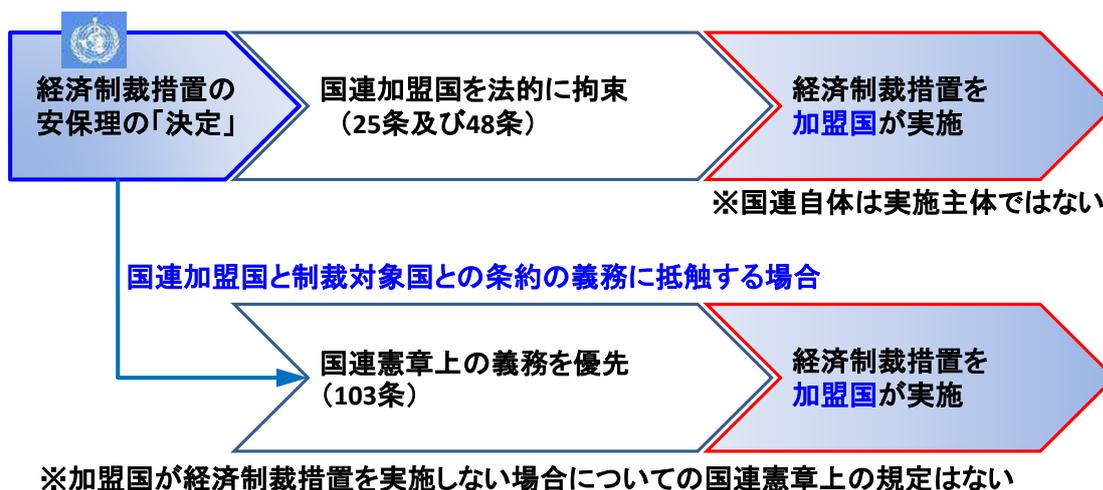
出典：筆者作成

ウ 非軍事的強制措置（憲章第 41 条）

設問

- ・ 安全保障理事会が「非軍事的強制措置」を決定した場合、加盟国はどのような義務を負うか。
- ・ 加盟国と制裁対象国の条約と安保理の「非軍事的強制措置」と抵触した場合、どうなるのか。
- ・ 非軍事的強制措置を実施する主体は誰か。

図 1 - 4 非軍事的強制措置の概要



出典：筆者作成

憲章第 41 条は、安保理が「平和に対する脅威」等と認定した事態の存在を前提として、安保理がそのような事態に対処して平和の維持や回復を図るために必要な場合には「兵力の使用を伴わない」措置（経済制裁措置）を決定することができる旨を定めている。本措置が安保理の「勧告」でなく「決定」として決められた場合には、すべての国連加盟国は法的に拘束され、当該措置を実施することになる（憲章第 25 条及び第 48 条）。この「経済制裁」措置は、制裁対象国との間の貿易の禁

止や制限、資本取引の禁止や制限、人的往来の制限等広範な分野を含みうるので、このような制裁の決定に従うことが国連加盟国と制裁対象国との間の条約（たとえば、WTO 条約や通商航海条約）上の義務と抵触することもありうる。したがって、国連憲章は、他の条約上の義務より「憲章に基づく義務が優先する」（憲章第 103 条）との規定を置いて法的な担保を行っている²⁸。

この第 41 条の下での安保理の権限は、「経済制裁」を「決定」することにとどまっており、「経済制裁」を実施する主体はあくまで加盟国であって、国連自体ではない²⁹。また、加盟国が「経済制裁」措置を実施しない場合、国連憲章上に罰則等の規定はなく、実効性という点において、問題となる可能性を抱えている。

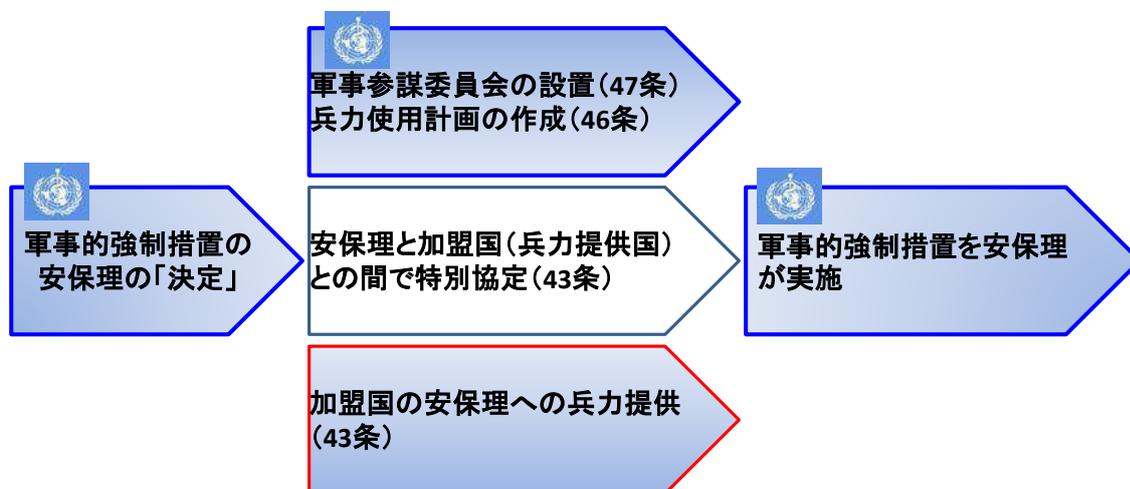
2013 年 3 月 28 日現在、イラク、ソマリア、タリバン・アルカイダ、リベリア、コンゴ民主共和国、コートジボワール、スーダン、シリア、レバノン、北朝鮮、イラン、エリトリア、リビア、ギニアビサウが安保理決議により経済制裁を受けている³⁰。

エ 軍事的強制措置（憲章第 42 条）

設問

- ・ 「軍事的強制措置」をとるのは、誰か。
- ・ 「軍事的強制措置」がとられた事例があるのか。

図 1 - 5 軍事的強制措置の概要



※国連憲章が想定していた上記の国連軍はこれまで成立したことはない

出典：筆者作成

憲章第 42 条は、第 41 条に基づく「経済制裁」措置が平和の維持・回復に不十分と認める場合には、安保理は「必要な空軍、海軍又は陸軍の行動をとることができる」ことを定めている³¹。

この第 42 条に基づく「軍事的強制措置」をとることができるのは加盟国ではなく安保理である。したがって、国連憲章は、国連加盟国から必要な兵力を安保理に提供させた上で、安保理自体が主体となって国連の指揮の下に統一した形で、国際の平和及び安全の維持又は回復に必要な、武力の行使を行うことを想定している。そのため、加盟国と安保理の間で特別協定 (special agreement) を締結して、安保理への兵力提供を行うこと (憲章第 43 条) を規定し、「軍事参謀委員会 (Military Staff Committee)」を設置して、安保理に対して兵力の現実の使用や指揮につき助言及び援助を行うことを定めている (憲章第 47 条)³²。

この定められた兵力分担計画に従い提供された軍隊で組織され、その使用を国連に委ねられるものであって、平和の破壊等を阻止し、又は鎮

圧するための強制的性格を有する軍事制裁のための兵力のことを「憲章上の国連軍」というが³³、「国連軍」という用語は、国連憲章に使用されてはいない講学上の用語であることに留意する必要があるⁱⁱⁱ。この「憲章上の国連軍」は、加盟国の国別軍隊としての性格を残しつつも、安保理の指揮系統を通じて国連の直接の統括下におかれることになる。ただし、憲章第43条に想定する兵力分担等を定める特別協定が締結されていないことから、今日に至るまで、創設された例はない³⁴。したがって、国連憲章に規定された軍事的強制措置がとられたことはない。

1950年の朝鮮戦争の際に組織された朝鮮国連軍は、①憲章第39条の「勧告」に基づく措置であること、②軍司令官の任命が米国に委ねられていたこと、③休戦協定の締結により紛争解決が図られたこと等の理由から、憲章上の国連軍ではないと一般的に考えられており³⁵、安保理の「勧告」に従って自発的に軍隊を展開した各国が韓国に対する武力攻撃を理由とする集団的自衛権を行使したものであるという見解もある^{iv}。

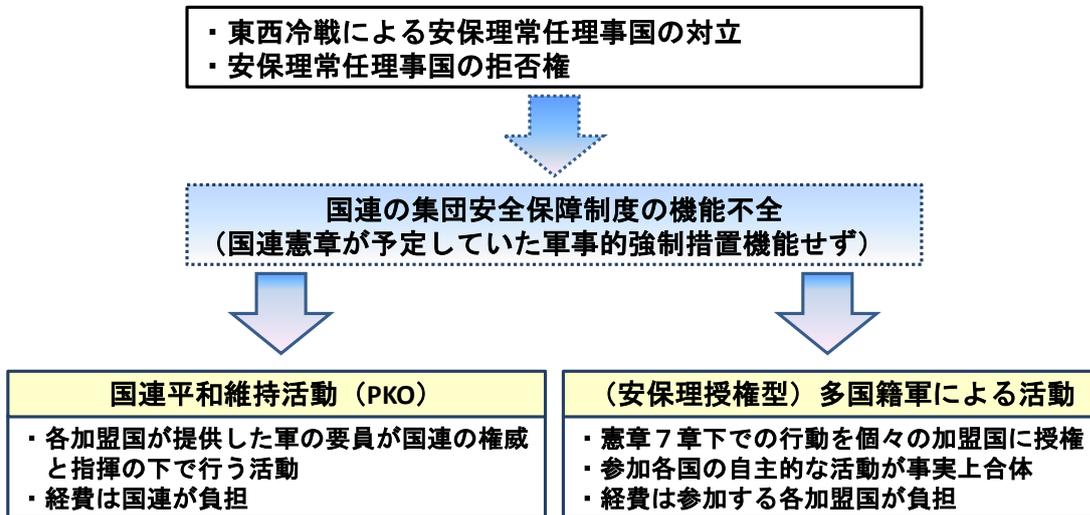
-
- ⁱⁱⁱ 日本では「国連平和維持活動（PKO）」の一環として編成された部隊を「平和維持軍」と呼称しているときもあり、他にも「第一次・第二次国連緊急軍」、「コンゴ国連軍」というような邦語の呼称が付された例が多数ある。また、1950年の北朝鮮による韓国侵攻に対抗するために朝鮮半島に展開された米国を中心とする複数（15カ国）の国連加盟国の軍隊（United Nations Forces in Korea）は「朝鮮国連軍」という邦語で呼称されることが多いが、法的根拠はそれぞれ異なるので混同しないよう注意する必要がある。
- ^{iv} 明確な国会答弁はないが、高辻内閣法制局長官（当時）の答弁（第51回国会参議院予算委員会会議録第11号）は、このような考え方を答弁している。

(5) 国連憲章に規定のない現実的な活動

設問

・国連憲章に規定した「軍事的強制措置」が機能しないという問題に直面した国連は「国際の平和及び安全の維持」を図るため、どのような方法をとったのか。

図 1-6 国連憲章に規定のない現実的な活動に至るまでの経緯



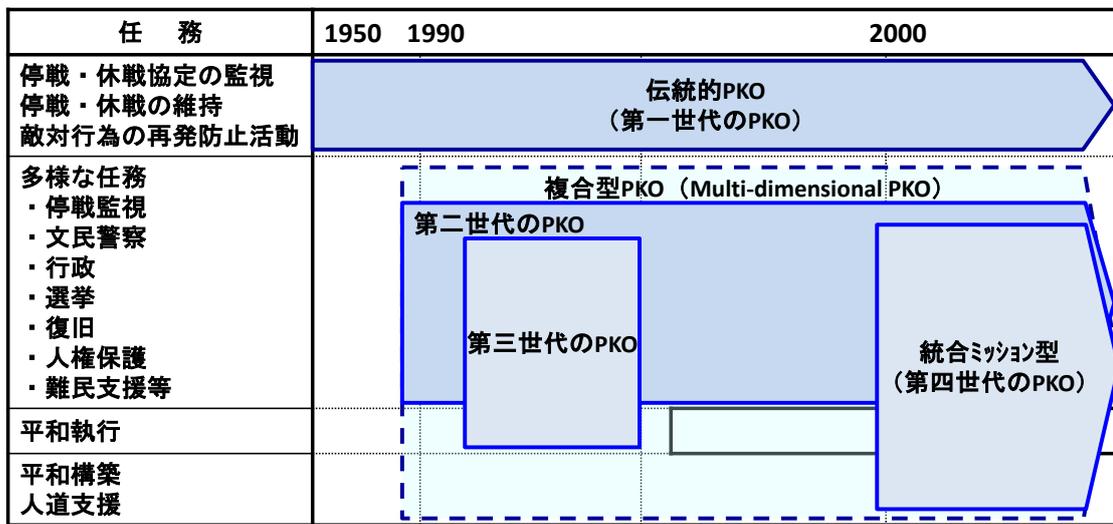
出典：筆者作成

憲章第7章の集団安全保障制度は、国際連盟が第二次世界大戦を防止できなかったという反省から、主要戦勝国を中心とした安保理に強力な権限を付与することにより、実効性を確保しようとするものであったが、東西冷戦という情勢下において、安保理常任理事国の対立等から、その拒否権行使によって、武力行使に起因する事態を「平和に対する脅威」等として認定することができず、国連の集団安全保障制度の機能不全が長らく続くことになった。国連総会は、安保理の拒否権の問題を迂回する方法として、「平和のための結集決議」という形で事態の認定を勧告決議により実質的

に行い得るよう試みたが、実際には所要の効果をあげたとはいえなかった。こうした状況下において、憲章の目的を達成するため、国連憲章には明文化されていないが、現実的な活動として、次のような試みが行われてきた³⁶。

ア 国連平和維持活動

図1-7 国連平和維持活動（PKO）の変遷の概要



出典：筆者作成

国連平和維持活動（Peacekeeping Operations: PKO）は、紛争当事者（主として国家）間における停戦合意の成立後、安保理または総会の決議に基づき、各加盟国が提供した軍の要員が国連の権威と指揮の下で、停戦や軍の撤退等の監視等を行う活動として始まった。この活動は、非武装または軽武装の軍将校からなる軍事監視団による停戦・休戦協定の監視および監督活動と、防衛用軽火器を装備した部隊編成からなる平和維持軍による停戦・休戦の維持及び敵対行為の再発防止活動からなり、一般的に伝統的 PKO（第一世代の PKO）と呼ばれている³⁷。

1990年代になると、国内紛争や、国際紛争と国内紛争との混合型の

紛争に対処するため、PKO の任務は多様化した。軍事部門だけでなく、様々な文民部門を含み、文民警察、行政、選挙、復旧、人権保護及び難民支援等の様々な任務を行うことから、複合型 PKO（第二世代の PKO）と呼ばれる活動が行われるようになり、それ以外にも、憲章第 7 章の下で、受入国の同意を得ずに派遣され、自衛を超える武器使用の権限を付与された、平和執行と結合した PKO（第三世代の PKO）などの活動も行われた³⁸。

ただし、これらは時代によって区分されるものではなく、伝統的 PKO 及び第二世代の PKO は、今日まで継続され、あるいは新規に設立されている³⁹。

2000 年代後半になると、紛争終結後の人道支援や復興支援の重要性が増し、PKO は、人道支援や開発支援を専門とする他の国連機関や NGO 等と連携して、より効果的な活動を行う必要性が高まってくるようになる。この結果、現代では、PKO ミッションと「国連カントリーチーム」を一体的に運用する「統合ミッション」型 PKO を主流として、停戦監視、平和構築、人道支援等が行われている。

以下、各世代別 PKO の概要について述べる。

(ア) 第一世代の PKO（伝統的 PKO）

a 成立経緯と基本原則

国連平和維持活動（PKO）は、国連憲章の具体的な条文に根拠を有するものではなく、冷戦期に国連が行ってきた実行上の努力の積み重ねから制度化されてきたものであり、紛争の平和的解決について定める憲章第 6 章と集団安全保障について定める第 7 章の中間に位置づけられる「国連憲章第 6 章半の活動」であるといわれている。

これは、平和的手段による「平和の創出（peace-making）」を使命とする第6章と強制措置による「平和の執行（peace-enforcement）」を使命とする第7章の間に位置するのが「平和の維持（peace-keeping）」であるという考え方に基づいている⁴⁰。

図1-8 集団安全保障・平和維持・平和的紛争解決の概念図

憲章7章(Peace-enforcement)			憲章6章半				憲章6章		
国 連 軍	多 国 籍 軍	平 和 執 行 部 隊	PKO(Peace-keeping)				平 和 構 築 (Peace-building)	平 和 創 造 (Peace-making)	予 防 外 交 (Preventive diplomacy)
			拡 大 P K O	平 和 維 持 隊	軍 事 監 視 団	文 民 部 門			

出典：神余隆博『国際平和協力入門』を基に筆者作成

その起源は国連発足後間もなくパレスチナに派遣された軍事監視団である国連休戦監視機構（UNTSO^v [1948年～]）に遡り、1956年のスエズ動乱に際して派遣された国連緊急隊（UNEF^{vi} [1956年～1967年]）以降、脚光を浴びるようになった。伝統的PKOの任務や基本原則は、こうした活動の集積を通じて形成されたものである⁴¹。

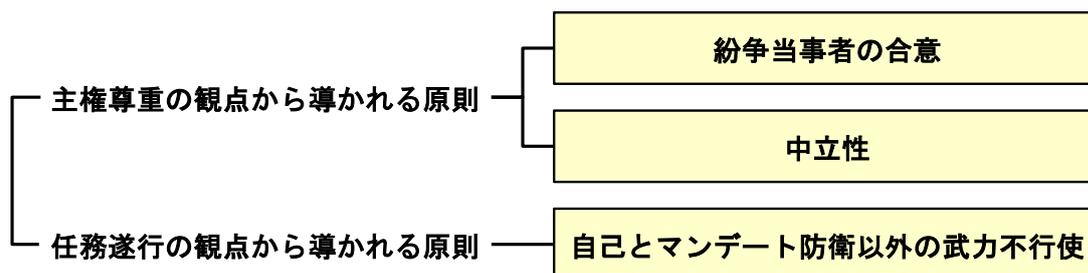
伝統的PKOにおいては、①派遣国だけでなく、受入国及び紛争当事国の同意を前提とし（同意原則）、②その活動は特定の当事者に対する強制的なものではなく、また特定国の政策からの独立性が強調され、派遣部隊は安保理常任理事国以外の加盟国から選定され

^v UNTSO: United Nations Truce Supervision Organization

^{vi} UNEF : United Nations Emergency Force

(中立原則)、③武器の使用は自衛のためにのみ認められる(自衛を超える武力の不行使原則^{vii})、とされてきた。なお、自衛原則には、PKO 要員の生命と身体の保護を直接の目的とし、急迫した例外的な状況の存在を前提とする狭義の自衛だけではなく、当該活動の任務の遂行を武力等によって妨害しようとする企てに対する抵抗としての広義の自衛が含まれる。したがって、自衛原則に依拠する場合であっても、任務の拡大に応じて武力行使が拡大する可能性があり、冷戦期における国連コンゴ活動(ONUC^{viii}〔1960～1964年〕)において実際に問題になっている⁴²。

図 1-9 PKO の諸原則のイメージ図



出典：「国連平和維持活動について」（平成 14 年 2 月衆議院憲法調査会事務局）を
基に筆者作成

このように、伝統的 PKO は、憲章第 7 章に規定される強制行動とは異なり、停戦状態にある紛争当事者の間に介入することによっ

^{vii} 国連が行う「use of force」は「武力の行使」と翻訳されていることが多いが、この「use of force」は国際的な法執行・警察活動に伴うものであり、国家が自衛権の行使として行う「武力の行使」とは異なる点に留意する必要がある。日本政府は、「武力の行使」を「国家の物的・人的組織体による国際的な武力紛争の一貫としての戦闘行為」（衆議院議員中川正春君提出イラクへの自衛隊派遣に関する質問に対する答弁書（平成 16 年 2 月 6 日））と説明している。

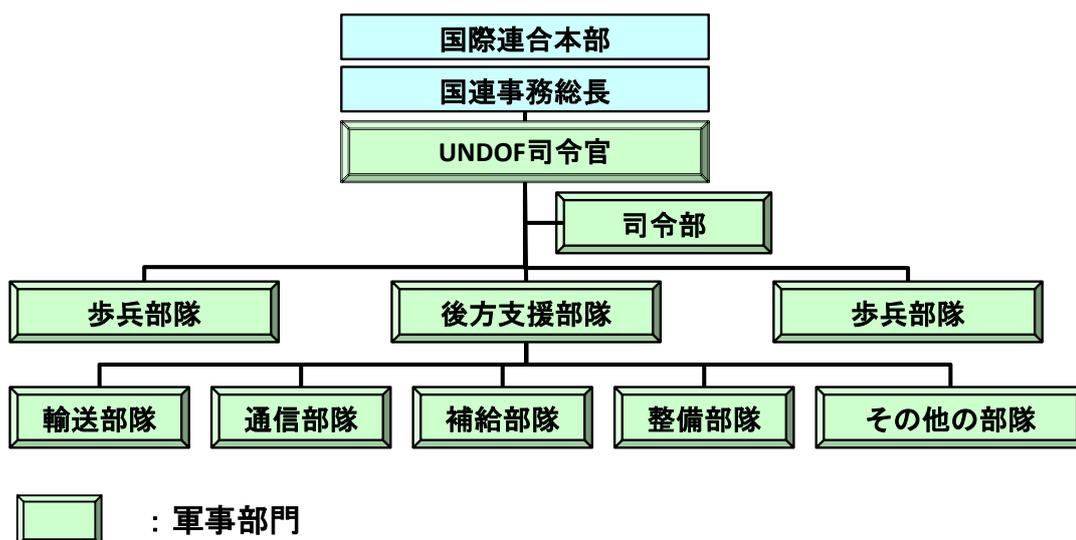
^{viii} ONUC : United Nations Operation in the Congo

て紛争の再発を防止しようとするものである⁴³。

b 伝統的 PKO の基本構造

伝統的な国連 PKO では、軍司令官が文民・軍事部門を指揮下におき、国連事務総長特別代表（SRSG）が和平交渉のセッティング、和平交渉などの政治的活動を担っていた。平和維持軍による活動と SRSG による政治的活動は、相互に関連してはいるものの、一つの戦略の下に行われていたわけではなかった。また、SRSG は現場に赴任せず国連本部にて作業を進めることもあり、現地では軍司令官が国連の代表を務めることが多かった。国連カントリーチーム（UNCT）^{ix}と呼ばれる国連の各専門機関は PKO の枠組みの外で各々の活動を行っていた⁴⁴。PKO の構造はミッション毎によって異なるが、ここでは伝統的 PKO の構造の一例として、UNDOF^xを下図のとおり示す。

図1-10 伝統的 PKO の構造の一例（UNDOF）



^{ix} UNCT: United Nations Country Team

^x UNDOF: United Nations Disengagement Observer Force

出典：国際平和協力本部事務局 HP 資料を基に筆者作成

c PKO の法的根拠

国連憲章に明文の根拠を有しないことから、一部の加盟国が PKO が国連憲章に基づく活動であることに疑義を訴え、関連分担金の支払いに難色を示すようになった。この問題が具体的に提起された国連経費事件^{xi}において国際司法裁判所（ICJ）^{xii}は、当該 PKO が関係諸国の同意を得て行われたものであることを重視し、憲章第 7 章に規定される安保理による強制行動との相違を強調した。具体的にいうと、国際司法裁判所は、安保理による PKO の設立は、憲章第 11 条に定める「行動」ではなく、明示の規定はないが、国際的平和及び安全の維持という国連の一般的基本目的から引き出される権限に基づくものであるとして、国連憲章に適合するものだとした⁴⁵。

その後ほぼ一貫して安保理が PKO を設立するようになったこともあり、今日では、その憲章適合性が疑問視されることはない⁴⁶。

d 第一世代の PKO（伝統的 PKO）の主な活動

第一世代の PKO（伝統的 PKO）の主な活動は、表 1-2 のとおりである。

^{xi} 一部の加盟国から PKO が国連憲章に基づく活動であることに疑義があるとして、PKO に関連する分担金の支払いに難色が示されたことから、国連総会は 1961 年の決議により PKO に係る経費と国連憲章第 17 条 2 項にいう「この機構の経費」との関係につき国際司法裁判所に勧告的意見を求めた。同裁判所は、1962 年の勧告的意見において、「国連が憲章第 1 条に定められた目的のひとつを達成するために実施することが適切であると考えられる行動をとった場合には、そのような行動は権限超越ではないとの推定を受けるとして PKO に係る費用は加盟国に分担義務のある「この機構の経費」に当たるとの判断を示した。

^{xii} ICJ: International Court of Justice

表1-2 伝統的PKOの主な活動

活動名	場所/期間/根拠	主要活動内容
UNTSO 国連休戦監視機構	エジプト、レバノン、イスラエル等 1948～現在 S/RES/50	パレスチナ休戦の監視、スエズ運河停戦監視、ゴラン高原停戦監視、UNDOF、UNIFIL等との協力
UNMOGIP 国連インド・パキスタン 軍事監視団	ジャム・カシミール、インド・パキスタン国境 1949～現在 S/RES/47	ジャム・カシミールにおけるインド・パキスタン両軍間の停戦監視
UNEF I 第1次国連緊急 隊 ^{xiii}	スエズ運河地帯、シナイ半島、ガザ 1956～1967 A/RES/998、A/RES/1000	停戦・軍隊撤退監視（英、仏、イスラエル軍）、イスラエル・エジプト両軍の衝突防止
UNDOF 国連兵力引き離し 監視隊	シリアのゴラン高原 1974～現在 S/RES/350	イスラエル・シリア間の停戦監視及び両軍の兵力引き離しに関する履行状況の監視

S：安全保障理事会、A：総会、RES：決議

出典：外務省HP資料を基に筆者作成

（イ）第二世代のPKO

a 経緯

設問

・なぜ、第一世代のPKOに加えて、第二世代のPKOといわれる活動が行われるようになったのか。

第一世代のPKOに加えて、冷戦後、第二世代のPKOと呼ばれる活動が行われるようになったのは、PKOの大多数が、冷戦期に見られたような国家間の争いではなく、国内紛争に派遣されるようになり、国内紛争に関して紛争当事者間で合意された紛争の包括的解決の実現を支援する任務（従来からの停戦や武装解除の監視以外に、住民投票の監視、選挙の準備と監視、暫定行政事務、人権保護、

^{xiii} 日本国政府はPKOの遂行を任務とする部隊に「国連平和維持隊」という邦語を当てている。本書では、日本国政府の呼称を使用する。

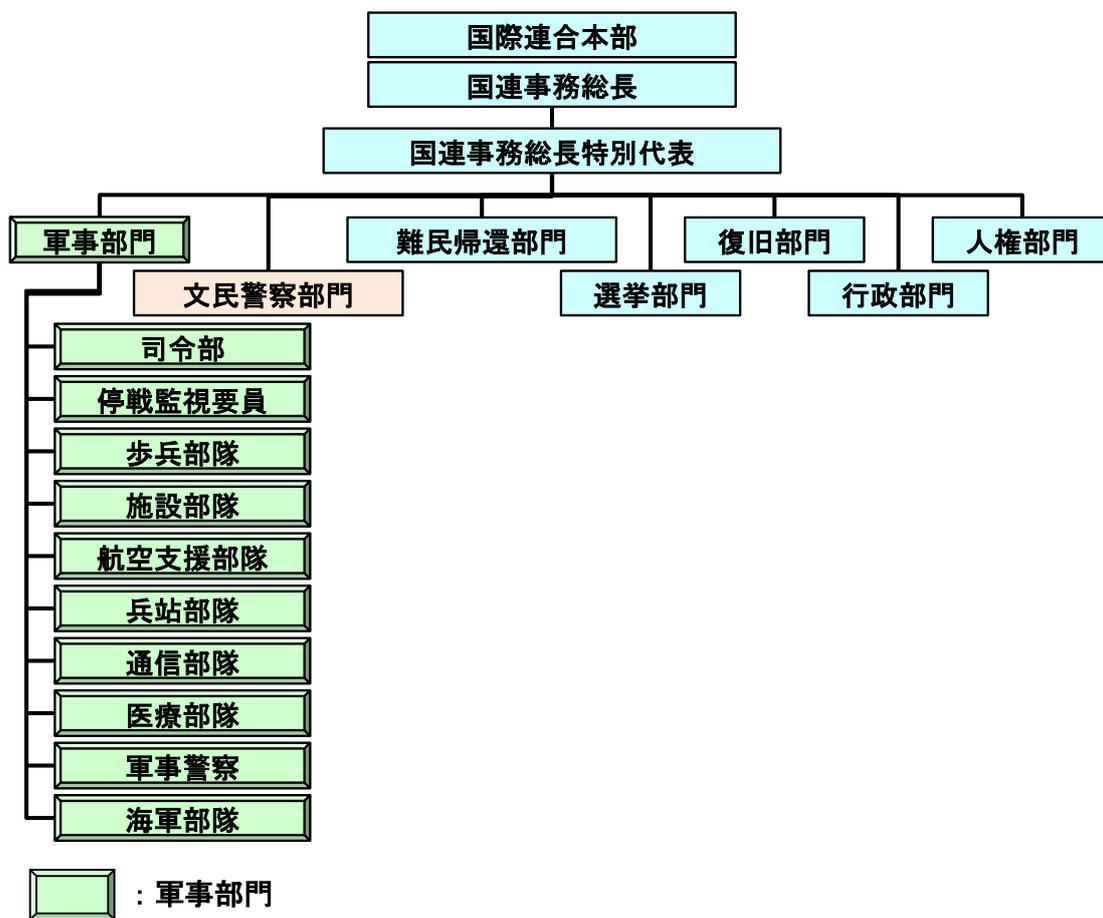
現地警察の訓練、難民の帰還促進・再定住、地雷処理、道路・水路の復旧などの経済的・社会的インフラの整備等）が付与されるようになったためである。これは、伝統的 PKO が敵対行為の再発防止を目的として、紛争解決自体には関与しなかったのに対し、第二世代の PKO は紛争の最終的な解決に関与することを目的としたことから任務が多様化したものである。

第二世代の PKO の基本原則及び法的根拠については、基本的に伝統的 PKO と同じである。

b 複合型 PKO の基本構造

複合型 PKO では、SRSG の下、軍司令官が軍事部門を指揮し、国連事務総長特別副代表が文民部門を統括という基本構造をとっている。また、国連の専門機関はミッションの中に組み込まれず、別個に活動を行う⁴⁷。伝統的 PKO と同様、複合型 PKO の構造もミッションによって異なるが、第二世代の PKO といわれる UNTAC の構造を一例としてとりあげると、その構造は、図 1-11 のとおりである。

図1-11 第二世代PKO（UNTAC）の構造



出典：国際平和協力本部事務局 HP 資料を基に筆者作成

c 第二世代の PKO の主な活動

第二世代の PKO の主な活動は、次のとおりである。

表 1-3 第二世代の PKO の主な活動

活動名	場所/期間/根拠	主要活動内容
UNTAG 国連ナミビア独立支援グループ	ナミビア 1989～1990 S/RES/435、 /RES/629	南ア軍の撤退の監視及び制憲議会選挙の監視
UNAEM II 第 2 次国連アンゴラ監視団	アンゴラ 1991～1995 S/RES/696	政府、反政府勢力間の停戦合意の監視 ※内戦が再開し、平和維持軍を含む UNAVEM III に移行
ONUSAL 国連エルサルバドル監視団	エルサルバドル 1991～1995 S/RES/693	人権状況の監視、停戦・兵力引き離しの監視、国内秩序の維持
UNTAC 国連カンボジア暫定機構	カンボジア 1992～1993 S/RES/745	「カ」各派の停戦・武装解除の監視、選挙の準備・実施、行政の管理、難民帰還の支援、復旧の支援

S : 安全保障理事会、RES : 決議

出典 : 外務省 HP 資料を基に筆者作成

(ウ) 第三世代の PKO

a 経緯

設問

- ・なぜ、第三世代の PKO といわれる活動が行われるようになったのか。
- ・第三世代の PKO は、平和維持活動において効果を上げたのか。

冷戦終結以降、多くの PKO が行われ、国際の平和と安全の維持に関する国連の役割と加盟国からの期待が高まってきた。そうした中で、紛争を終結させ、かつ、PKO を効果的なものとするために強制力の行使が必要であるという見解が主張されるようになった⁴⁸。

こうした見解は、ブトロス＝ガリ国連事務総長（当時）が発表した「平和への課題」（1992年）において示された。ガリ国連事務

総長（当時）は、「平和への課題」の中で、平和執行部隊の創設、予防展開の実施、事務総長への大幅な財政権限の移譲等を提唱した。この報告書の提案に即した形でマケドニア国連予防展開隊（UNPREDEP^{xiv} [1995～1999年]）を展開し、一定の成果を挙げた。しかし、ソマリアにおける第2次国連ソマリア活動（UNOSOM II^{xv} [1993～1995年]）や旧ユーゴスラヴィアにおける国連保護隊（UNPROFOR^{xvi} [1992～1995年]）による国連の介入では、これらの平和維持活動と強制行動を結びつける試みは失敗に終わっている⁴⁹。

図1-12 「平和への課題」概要図

一連のプロセス	予防外交 (preventive diplomacy)	紛争前の国連の介入 (予防展開を含む)
	平和創造 (peace-making)	紛争解決 (平和執行部隊の創設)
	平和維持 (peace-keeping)	従来型PKOの拡充 (待機制度の創設)
	平和構築 (peace-building)	選挙管理等を通じた国内政治への介入

出典：国連平和維持活動について 平成14年2月衆議院憲法調査会事務局を基に筆者作成

b 法的根拠

第三世代のPKOは、憲章第7章に基づいて設置されている。これは、憲章7章下での「同意原則」や「中立原則」を緩和し、紛争地域における停戦の監視等の従来の活動よりも積極的な活動を行い、

^{xiv} UNPREDEP: United Nations Preventive Deployment Force

^{xv} UNOSOM II: United Nations Operation in Somalia II

^{xvi} UNPROFOR: United Nations Protection Force

紛争当事者間の対立を予防し、停止に導くことを狙いとするものである。

c 第三世代の PKO の主な活動

第三世代の PKO の主な活動は、次のとおりである。

表 1-4 第三世代の PKO の主な活動

活動名	場所/期間/根拠	主要活動内容
UNOSOM II 第 2 次国連ソマリア活動	ソマリア 1992～1995 S/RES/814	停戦監視、難民・避難民の帰還支援、人道援助活動支援
UNPROFOR 国連保護隊	旧ユーゴ 1992～1995 S/RES/743 ボスニア・ヘルツェゴビナ 1995～ S/RES/982	1992.3～1995.3 クロアチアにおける停戦監視及び非軍事化監視、ボスニア・ヘルツェゴビナにおける人道援助物資輸送支援及び安全地帯の保護・監視、マケドニアにおける紛争防止のための監視 1995.3～ ボスニア関係の活動のみ

S : 安全保障理事会、RES : 決議

出典 : 外務省 HP 資料を基に筆者作成

(エ) 第四世代の PKO

a 経緯

設問

・なぜ、第四世代の PKO といわれる活動が行われるようになったのか。

第三世代の PKO が失敗に終わったことに伴い、ガリ事務総長（当時）は「平和の課題・追補」（1995 年）において、内戦が多発していることを受けて PKO の任務が多様化・複雑化しているという現状認識の下に、①紛争終結の環境整備のために同意原則等の諸原則を踏まえた PKO を派遣すること、②PKO の実効をあげるための環境を整備すること、③紛争後の復興に対し国連の役割が増大していること、④平和的執行について慎重に検討すること等を指摘し、伝統的諸原則への回帰を強調した。

表 1-13 「平和への課題」と「平和への課題・追補」との比較

	「平和への課題」 (1992 年)	「平和への課題・追補」 (1995 年)
予防外交	<ul style="list-style-type: none"> ・信頼醸成、事実調査、早期警報等予防外交の重要性の指摘 ・予防展開の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・国連の仲介を受け入れる環境の醸成 ・予防外交を実効的に実施するための経費及び人材の確保
平和創造	<ul style="list-style-type: none"> ・憲章 40 条の暫定措置として、より重装備な平和執行部隊の創設 	<ul style="list-style-type: none"> ・平和執行活動に対する限界の認識
平和維持	<ul style="list-style-type: none"> ・PKO の基本条件として、任務の明確性、当事者の協力等の指摘 ・待機制度の創設 	<ul style="list-style-type: none"> ・PKO 活動の原則尊重の必要性 ・PKO と強制措置との区別の認識 ・緊急展開部隊設置の提唱
平和構築	<ul style="list-style-type: none"> ・日常回復に係る地雷除去の重要性 ・国内改革への支援 ・民主主義制度強化への支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・PKO から平和構築に移行する段階における PKO 撤収の時期及び方法 ・平和構築主体等の検討

出典：「国連平和維持活動について」（平成 14 年 2 月衆議院憲法調査会事務局）

しかし、その後、アナン事務総長（当時）が設置した「国連平和維持活動検討パネル」における報告書（「ブラヒミ・レポート」〔2000年〕）では、①強制行動については国連の能力を超えるものであること、②国際の平和と安全を維持するためには、平和維持（peace-keeping）と平和構築（peace-building）とを有機的に一体化させることを通じて紛争の解決を図る必要があるという認識の下に、紛争予防、平和維持及び平和構築活動から構成される一連の平和活動を国連がより効率的かつ実効的に展開できるようにするための提言がなされた⁵⁰。伝統的諸原則がPKOの基本原則であることを確認する一方で、内戦状況への同原則の適用の困難さも指摘し、より柔軟で弾力的な適用が必要であることを提言するに至っている。

このような提言を経て、1990年代末以降のPKOは、その大半が国連憲章第7章に基づく行動を認めた安保理決議に依拠して活動している⁵¹。

b 基本原則の修正

設問

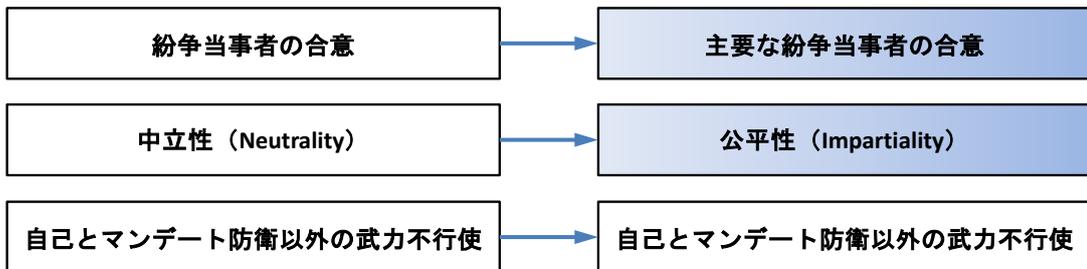
・ 第四世代のPKOが行われるようになって、PKOの基本原則はどのように修正されたか。

2008年に国連事務局によって公表された「国連平和維持活動：原則と指針」（キャップストーン・ドクトリン）に見られるように、第四世代のPKOに関しては、前述の基本原則が一定の修正を受けている。これは、伝統的PKOが中立的なオブザーバーとしての役割を担ってきたのに対し、第二世代以降第四世代までのPKOが和平合意等の実施機関としての役割を果たすようになってきたためである⁵²。

第四世代のPKOでは、①当事者の同意に関しては、国内紛争においては紛争当事者の数が多く、また各紛争当事者の集団としての結束が弱い場合もあり、同意の形成・維持には困難を伴うという実態を踏まえ、全当事者の同意ではなく、主要な紛争当事者の同意を得ることが重要だとされている⁵³。②和平合意が違反された場合、当該違反当事者と他の当事者とを同様に扱うべきなのか、あるいは違反当事者に対して合意の遵守を説得し、必要ならば強制すべきなのか、という問題が生ずる。この点につき、第四世代のPKOは一般に後者の立場に立つものである。また、強制力の強化が求められることもあるため、安保理常任理事国が参加することも多い。これらは、伝統的PKOの不介入をも含意する中立性を、任務の遂行において各紛争当事者を公平に扱う公平性として修正するものである⁵⁴。

③第四世代のPKOにおいては、狭義の自衛を超える武力行使が授権され、PKO部隊に抑止力を持たせるだけでなく、実際に行使されることもある。ただし、この武力行使は憲章第7章に予定されている国連軍による大規模な強制行動を行うものではなく、戦闘が継続している状況下での人道支援活動の保護、国連により安全地域と指定された場所に住む住民の保護及び紛争当事者間の意思が熟成するのを待たずに国民和解政府の成立を促すことなどのマンデートの達成を目的とするものである。

図1-14 従来の基本原則と修正された基本原則の対比



出典：筆者作成

c 統合ミッション型 PKO の基本構造

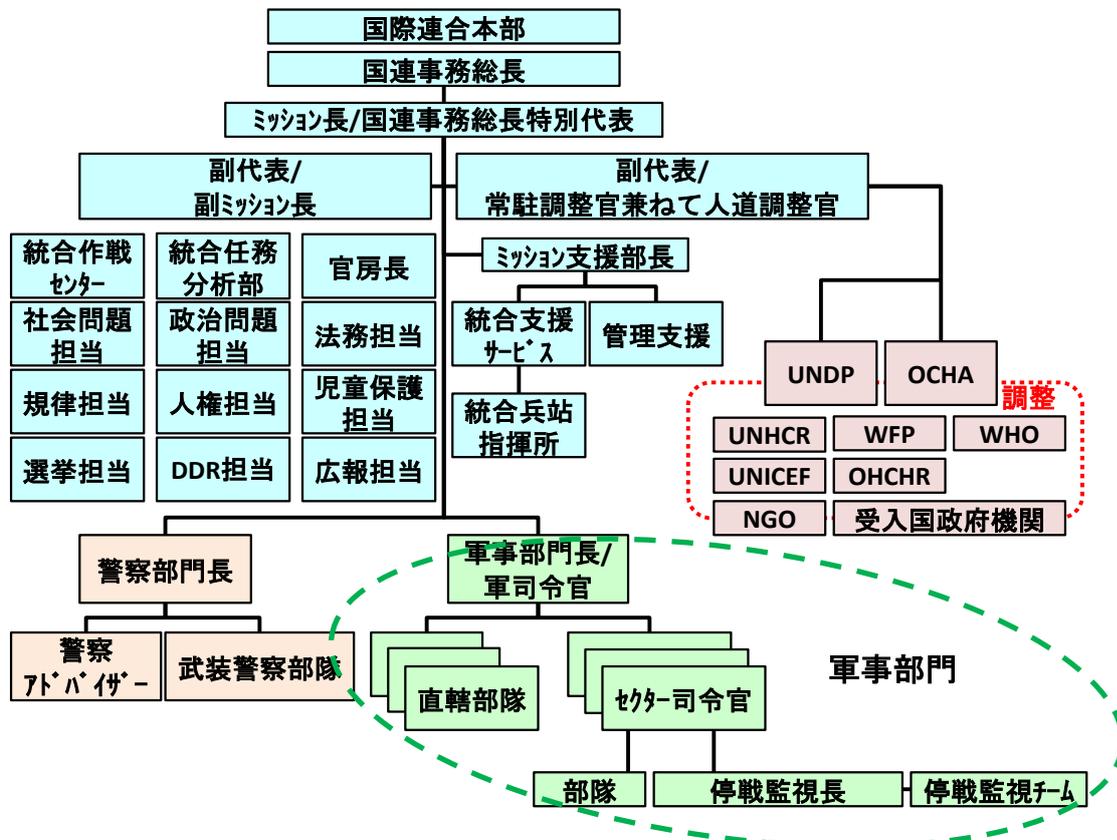
設問

- ・ 統合ミッション型 PKO は、どのような構造で活動を行っていたのか。
- ・ PKO にはどのような部署があり、どのような役割を果たしているのか。

統合ミッション型 PKO とは、それまで PKO ミッションとは別の枠組みで活動を行っていた国連の専門機関が SRSG の指揮下に入り、PKO ミッションの中に国連カントリーチームの活動が統合されたものをいう。

統合ミッション型 PKO の基本構造は、次のとおりである。

図 1-15 統合ミッション型の PKO の基本構造



出典：UNSOC（Center for Civil-Military Relations）講義資料を基に筆者作成

シエラレオネやブルンジでは、より効果的に現場での活動を統合するため、SRSGの代わりに国連事務総長執行代表（ERSG）^{xvii}がトップに立ち、国連人道調整官（HC）^{xviii}および国連常駐調整官（RC）^{xix}を兼務して国連カントリーチームの活動とミッションを指揮している⁵⁵。

（a） ミッション長/国連事務総長特別代表（HOM/SRSG）^{xx}

HOM/SRSGは任務全般の責任者であり、任務の政治的側面を管理する。対内的には各部署（コンポーネント）間を調整し、対外的には、紛争に関わる様々な勢力と交渉・仲裁を行い、安保理決議を実行することを任務としている。また、進捗状況を図るための基準を設定し、任務を管理する。

（b） ミッション支援部長^{xxi}

ミッション支援部長は、統合支援サービス^{xxii}、管理支援^{xxiii}を行うことで、ミッションを支援する。また、予算、航空安全も担当している。この統合支援サービス隷下にある統合兵站指揮所（JLOC）^{xxiv}は、あらゆる部門からの後方支援要求を管理する部署であり、派遣部隊はJLOCに対して兵站支援に関する要求・調整等を行う。

（c） 統合作戦センター（JOC）^{xxv}

統合作戦センターは各作戦を調整するために置かれている部署

^{xvii} ERSG: Executive Representative of the Secretary-General

^{xviii} HC: Humanitarian Coordinator

^{xix} RC: Resident Coordinator

^{xx} SRSG: Special Representative of the Secretary-General /HOM: Head of Mission

^{xxi} Director of Mission Support

^{xxii} ISS: Integrated Support Services

^{xxiii} Administrative Services

^{xxiv} JLOC: Joint Logistics Operation Centre

^{xxv} JOC: Joint Operations Centre

である。情報共有を支援することにより、各種取組みを調和させることを任務としている。

(d) 統合任務分析部 (JMAC) ^{xxvi}

統合任務分析部は任務の活動状況を横断的に把握し、情報分析・情報共有を行う部署である。この部署は、文民、警察及び軍人で構成されている。

(e) 社会問題 (民事) 担当 (Civil Affairs)

社会問題担当は、地方の文官当局やコミュニティを支援する部署である。政治、法律、経済構造の再建及び支援を行うだけでなく、和解のための仲裁及び交渉や地方指導者及びメディアとのやりとり等も行う。

(f) 政治問題 (政務) 担当 (Political Affairs)

政治問題担当は、政治的解決につながる問題に重点的に取り組む部署である。文民の部署であり、ミッションの他の部署 (コンポーネント) の支援を受けながら、受入国、外交団、国際的パートナー及び紛争に関わる勢力とともに問題解決に取り組む。

(g) 法務担当 (Legal Affairs)

法務担当は、主としてミッション長 (HOM) のための法的問題を扱う部署である。また、ミッション司令部のすべての部署、軍事部門、警察部門、ミッション支援部門に対して法的アドバイスをも行う。

(h) 規律担当 (Conduct and Discipline)

規律担当は、不正の防止を担当する部署であり、苦情処理、データ管理、国連の行動基準の遵守などの問題を取扱っている。全てのミッションにおいて設置されるが、調査の権限はなく、調査

^{xxvi} JOC: Joint Mission Analysis Cell

は、国連の内部監査部又は他の部署で行っている。

(i) 人権担当 (Human Rights)

国連人権高等弁務官^{xxvii}によって指名された代表が管理する文民の部署である。人権侵害の監視や暴力に関する（追跡）調査などを行っており、法の支配を確立させるための支援を行うとともに、国連人権高等弁務官事務所^{xxviii}へ報告を行う。この部署はミッションの内部に置かれることもあれば、外部に置かれる場合もある。

(j) 児童保護担当 (Child Protection)

児童の権利と保護を目的とする部署であり、暴力、搾取及び虐待から児童を保護する。18歳以下であり、武力紛争の影響を受け、人権侵害を受けている児童を保護の対象として活動をしている。特に、移行期における児童保護の問題に広く関わっており、児童に対する人権侵害の予防の強化及び支援を行う。全てのミッションにおいて設置の必要性が高い部署である。

(k) 選挙担当 (Elections)

警察や軍事部門の支援を受け、活動する文民の部署である。選挙が自由・公平に行われるよう体制を整備し、選挙を行う。あるいは、選挙のプロセスを監視し、後方面の支援を行う。

(l) 武装解除・動員解除・社会再統合担当 (DDR)^{xxix}

元戦闘員の武装解除 (Disarmament)、動員解除 (Demobilization) 及び社会再統合 (Re-integration) から成る一連の政治プロセスを担当する部署である。

(m) 広報担当 (Public Information)

xxvii High Commissioner of Human Rights

xxviii OHCHR: Office of the High Commissioner for Human Rights

xxix DDR: Disarmament, Demobilisation and Reintegration Cell

マスメディアとの窓口であり、ミッションの広報戦略を担当する部署である。住民に対しミッションのマンデートについての情報を提供するとともに、平和プロセスにおける開発に関する説明を行う。広報活動を通じて、ミッションを支援するとともに、ミッション要員に対してニュース等の情報提供を行う。

また、軍事部門の広報担当と連携して軍事部門の活動の支援も行う。

**(n) 人道調整官 (HC) ^{xxx}、又は事務総長特別副代表 常駐調整官
兼ねて人道調整官 (DSRSG RC/HC) ^{xxxi}**

DSRSG RC/HC は、状況によっては、人道関係部門において指導的立場を採り、基金、機関、計画に関する調整を行うとともに、人道原則に基づき、人道支援の実施又は調整を行う。

d 法的根拠

第四世代の PKO は、憲章第 7 章の権限の下、武力の行使を含む手段を用いることによって、紛争当事者が、一端合意された和平合意を遵守するよう導くことを目的とするものである ⁵⁶。

このように、伝統的 PKO なのか、複合型 PKO なのかという PKO の機能の選択や、PKO なのか、多国籍軍なのかという形態の選択は、基本的に政策的選択の問題であり、当該紛争状況や派遣国の有無を含む実現可能性等を勘案して決定される ⁵⁷。

^{xxx} HC: humanitarian coordinator

^{xxxi} DSRSG RC/HC: Deputy Special Representative of the Secretary-General Resident Coordinator/Humanitarian Coordinator

e 第四世代のPKOの主な活動

第四世代のPKOの主な活動は、次のとおりである。

表1-6 第4世代のPKOの主な活動

活動名	場所/期間/根拠	主要活動内容
UNAMSIL 国連シエラレオネミッション	シエラレオネ 1999～2005 S/RES/1270 S/RES/1313	和平合意実施のための協力、武装・動員解除及び社会復帰計画におけるシエラレオネ政府支援、停戦合意の実施状況の監視、人道支援実施の促進、国連要員の安全及び移動の自由の確保 ※7章下で行動
UNOCI 国連コートジボアール活動	コートジボアール 2004～ S/RES/1528	停戦及び武装グループの移動の監視、武装解除・動員解除・社会復帰・帰還及び再定住の支援、和平プロセスの履行支援、法と秩序の再確立のための支援等 ※7章下で行動
MINUSTAH 国連ハイチ安定化ミッション	ハイチ 2004～ S/RES/1542	暫定政府への援助、合憲的政治プロセスを確保するための治安維持、ハイチ警察及び沿岸警備隊への援助、公共の安全と法秩序の確保のための支援、人道支援等 ※7章下で行動
UNAMID ダルフール国連・AU 合同ミッション	ダルフール 2007～ S/RES/1789	要員・設備・施設・装備の保護、要員・人道支援活動者の安全及び移動の自由の確保、和平協定の履行支援、履行妨害・武力攻撃の防止、文民の保護等 ※7章下で行動
UNISFA 国連アビエイ暫定治安部隊	南スーダン 2011～ S/RES/1990	スーダン政府軍とスーダン人民解放軍(SPLA)の配備状況の監視・検証、同意条項のためのアビエイ地域の集まりへの参加、地雷除去への協力、人道援助の促進・移動の自由の確保、アビエイ警察の強化、アビエイ地域のオイルインフラの安全確保、要員の器材等の保護、要員の自由な移動の保証、文民の保護、アビエイ地域の保護等 ※7章下で行動
UNMISS 国際連合南スーダン・ミッション	南スーダン 2011～ S/RES/1996	平和の強化・長期間の国家構築・経済発展の支援、紛争防止・緩和・解決・文民保護の支援、国連カントリーチーム・他の国際機関と協力した警察・司法の強化支援、法の支配の確立の支援、文民の保護等 ※7章下で行動

S : 安全保障理事会、RES : 決議

出典 : 外務省 HP を基に筆者作成

イ (安保理授權型) 多国籍軍による活動

設問

- ・ 安保理決議によって授權される国連憲章に明文の規定のない PKO 以外の活動とは何か。
- ・ この活動の PKO との相違点は何か。

PKO と同様に、国連憲章に明文の規定はないが、可能な限り国連の権威に依拠して、国際の平和と安全の維持及び回復に貢献しようとする現実的な運用の形態として「(安保理授權型) 多国籍軍」と通称されるものがある。このような「多国籍軍」は PKO に比べると未だ実例が少なく、明確な定義が存在するわけではないが、一般には「憲章第 7 章の下で、安保理が平和に対する脅威等に当たると認定した事態に対処するために、安保理決議により憲章第 7 章の下での行動をとることを個々の加盟国に授權した場合に、そのような授權の下で活動する国連加盟国の軍隊の総称」と理解されている⁵⁸。PKO との相違点は、このような多国籍軍の活動は、国連の統轄下で行われるものではなく、あくまでも参加各国の自主的な活動が事実上合体して行われるものである。したがって、多国籍軍の活動に関わる経費は国連の経費ではなく、これに参加する各加盟国が負担する⁵⁹。

多国籍軍の主な活動は次のとおりである。

表1-7 多国籍軍の主な活動

多国籍軍名等	場所/期間/根拠	参加国	規模
湾岸多国籍軍	1990～ S/RES/665 (海上阻止行動)	アメリカほか 12 か国	約 290,000 名
	1991.1.17～2.28 S/RES/678(軍事行動)	アメリカ、イギリス、フランス、サウジアラビア など 29 か国	
イラク北部における クルド人保護	イラク北部 1991.4.7～7.15 S/RES/688	アメリカ、イギリス、フランス、イタリア、オランダ、 ドイツ、オーストラリア、ベルギー、カナダ、 ルクセンブルグ、ポルトガル、スペイン、トルコ	約 23,000 名
ソマリア統一機動軍 (UNITAF)	ソマリア 1992.12.4～1993.5.4 S/RES/751	アメリカ、オーストラリア、ベルギー、ボツワナ、 カナダ、エジプト、フランス、ギリシャ、 インド、イタリア、クウェート、モロッコ、 ニュージーランド、ナイジェリア、パキスタン、 サウジアラビア、スウェーデン、チュニジア、 トルコ、アラブ首長国連邦、ジンバブエ	約 38,300 名
多国籍軍による人道 援助活動	ルワンダ 1994.6.22～8.21 S/RES/929	フランス、セネガル、ギニアビサウ、チャド、 モリタニア、エジプト、ナイジェリア、コンゴ	約 3,600 名
海上阻止行動	ハイチ 1993.10.19～1994.10.16 S/RES/875	アメリカ、イギリス、フランス、カナダ、オランダ、 アルゼンチン	約 10,000 名
決議 940 に基づく 活動	ハイチ 1994.9.19～1995.3.31 S/RES/940	アメリカ、CARICOM 諸国、 ハンガリー、イッシュ、グアテマラ	
アルバニア多国籍軍	アルバニア 1997.4.15～8.11 S/RES/1101	オーストリア、ベルギー、デンマーク、フランス、 ギリシャ、イタリア、ポルトガル、ルーマニア、 スロベニア、スペイン、トルコ	7,215 名
MISAB	中央アフリカ 1997.2.8～1998.4.15 S/RES/1125	ブルキナファソ、チャド、ガボン、マリ、 セネガル	約 800 名
平和履行軍 (IFOR)	ボスニア 1995.12.20～1996.12.20 S/RES/1031	NATO 諸国及びオーストリア、チェコ、 エジプト、エストニア、フィンランド、 ハンガリー、ラトビア、リトアニア、マレーシア、 パキスタン、ポロランド、ルーマニア、ロシア、 スロヴァキア、ウクライナ、ブルガリア、 アルバニア	約 53,000 名
平和安定化軍 (SFOR)	ボスニア 1996.12.10～ S/RES/1088	NATO 諸国及びロシア、アルバニア、 アルゼンチン、オーストリア、ブルガリア、 エストニア、アイスランド、フィンランド、 ラトビア、リトアニア、スロベニア、スウェーデン、 オーストラリア、ニュージーランド	約 36,000 名
コソヴォ国際安全 保障部隊 (KFOR)	コソヴォ 1996.6～ S/RES/1244	NATO 諸国及びロシアなど 37 か国	約 44,000 名
東ティモール多国籍 軍 (INTERFET)	東ティモール 1999.9.20～2000.2.23 S/RES/1246	オーストラリア、タイ、フィリピン、ブラジル、 ケニア、ヨルダン、ニュージーランド、フランス、 フィンランド、イギリス、アメリカほか 22 か国	最大時 約 10,000 名
アフガニスタン国際 治安支援部隊 (ISAF)	アフガニスタン 2002.1.10～ S/RES1386	イギリス、オーストラリア、デンマーク、 フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、 イタリア、ニュージーランド、オランダ、 ノルウェー、ポルトガル、ルーマニア、スペイン、 スウェーデン、トルコ、ベルギー、チェコ	約 5,000 名

出典：樋山千冬「冷戦後の国連安保理決議に基づく『多国籍軍』」（『レファレンス』
2003年3月、国立国会図書館）を基に筆者作成

-
- 1 「Ⅱ 我が国の安全保障における基本理念」（「平成23年度以降に係る防衛計画の大綱」平成23年1月）
 - 2 国際連合平和維持活動局フィールド支援局『国連平和維持活動 原則と指針』2008年、13頁
 - 3 同上、18頁
 - 4 同上、18頁
 - 5 衆議院憲法調査会事務局『「国際機関と憲法～特に国連憲章を中心として～」に関する基礎的資料』（平成16年10月21日の参考資料）衆憲資第58号、5頁
 - 6 香西茂、大寿堂鼎、高林秀雄、山手治之『国際法概説』有斐閣、2001年、256頁
 - 7 小松一郎『実践国際法』信山社、2011年、395頁
 - 8 同上、395頁
 - 9 杉原高嶺『国際法学講義』有斐閣、2011年、550頁
 - 10 同上、552頁
 - 11 同上、551頁
 - 12 小寺彰、岩沢雄司、森田章夫『講義国際法（第2版）』有斐閣、2010年、450頁
 - 13 同上、450-451頁
 - 14 杉原高嶺、前掲書、554頁
 - 15 小寺彰、岩沢雄司、森田章夫、前掲書、2010年、453-454頁
 - 16 同上、450-454頁
 - 17 同上、454頁
 - 18 同上、454頁

- 19 同上、455-456 頁
- 20 衆議院憲法調査会事務局、前掲資料、5-6 頁
- 21 同上、6 頁
- 22 同上、6-7 頁
- 23 筒井若水編集代表『国際法辞典』有斐閣、1998 年、176 頁
- 24 衆議院憲法調査会事務局、前掲資料、8 頁
- 25 同上、10 頁
- 26 小松一郎、前掲書、397 頁
- 27 同上、398 頁
- 28 同上、398-399 頁
- 29 同上、399 頁
- 30 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社『安保理決議による経済制裁：制裁に至る事情・内容・効果等の横断的比較分析』2013 年、2 頁
- 31 小松一郎、前掲書、399 頁
- 32 同上、399 頁
- 33 山本草二『国際法』有斐閣、1999 年、723 頁
- 34 平成 16 年 10 月衆議院憲法調査会事務局、前掲資料、6 頁
- 35 同上、6 頁
- 36 小松一郎、前掲書、406 頁
- 37 小寺彰、岩沢雄司、森田章夫、前掲書、485 頁
- 38 同上、485 頁

-
- 39 同上、485 頁
 - 40 小松一郎、前掲書、407 頁
 - 41 小寺彰、岩沢雄司、森田章夫、前掲書、486 頁
 - 42 同上、486 頁
 - 43 同上、486 頁
 - 44 上杉 勇司「平和構築における民軍関係」2007 年 2 月 6 日 国連邦人職員会／国連日本政府代表部／国連フォーラム共催 合同勉強会講演資料（URL：<http://www.unforum.org/lectures/32.html> 平成 25 年 1 月 30 日 11:35 閲覧）
 - 45 小寺彰、岩沢雄司、森田章夫、前掲書、486-487 頁
 - 46 同上、487 頁
 - 47 上杉 勇司、前掲資料
 - 48 小寺彰、岩沢雄司、森田章夫、前掲書、487 頁
 - 49 同上、487 頁
 - 50 衆議院憲法調査会事務局「国連平和維持活動について」（平成 14 年 2 月）、6 頁
 - 51 小寺彰、岩沢雄司、森田章夫、前掲書、488 頁
 - 52 同上、488 頁
 - 53 同上、488 頁
 - 54 同上、488-489 頁
 - 55 上杉 勇司、前掲資料
 - 56 小寺彰、岩沢雄司、森田章夫、前掲書、488 頁
 - 57 同上、489-490 頁

58 小松一郎、前掲書、411頁

59 同上、411頁



コラム DDRとSSR

ODDRとは？

DDRとは、Disarmament（武装解除）Demobilization（動員解除）Reintegration（社会再統合）の略称であり、紛争後の国家等において、軍事力を解体していく際の段階的な手順をいう。わかりやすく説明するために、日本の明治維新と対比させてみる。

1 武装解除（Disarmament）

紛争地域において武器を回収・廃棄し、紛争で使用される道具を取り上げる過程である。明治維新でいうと、1876年の「廃刀令」により、士族の帯刀が禁止されたことがこれにあたる。

2 動員解除（Demobilization）

紛争当事者同意の下で軍事組織を解体し、紛争を再発させる組織を解体させる過程であり、戦闘員を除隊・復員させることが行われる。この過程において重要なことは、元戦闘員としての経歴に名誉を与え、誇りを付与して、社会再統合への前向きな意識の形成を促進することである。そのため、除隊式のような儀式が行われることもある。

明治維新でいうと「廃刀令」と同じ1876年の「徴兵令」及び「秩禄処分」により、士族が実戦的集団ではなくなったことが、「動員解除」にあたる。これらの明治政府の措置により、士族階級の実質的な特権は否定され、同時期に日本では、士族の反乱が多発したことを考えると、元戦闘員の名誉を損わないよう配慮することがいかに重要であるかということがわかる。

3 社会再統合 (Reintegration)

元戦闘員らを生産的な市民生活へ移行させ、紛争を再発させる意思を放棄させる過程であり、最終的なゴールである。この過程を実現されるため、動員解除後、現金、現物支給、クーポン券、職業訓練等の援助が元戦闘員に対して提供される。

日本の明治維新の過程において、武士であった者が商売をしてもいばってばかりいて失敗することが多かったことから、武士の商法（商売がへたであることのとえ）という用語ができたように、元戦闘員を動員解除するだけでは生活基盤を作れず、再動員につながる可能性があることから、そのような事態を将来させないよう、国連等は、対象となる政府を一定期間支援し、関与する必要がある。

○SSR とは？

一方、SSRとはSecurity Sector Reform（治安部門改革）の略称であり、治安維持・安全保障のために組織・機関を再建することをいう。

和平合意が達成するまでの間、対立や抗争を繰り返してきた集団にとって、武器は自らの安全と自由を確保する手段であったが、紛争後の社会に拡散した武器の存在そのものが脅威となる。そのため国連を始めとする国際機関は、現地の国軍・警察の改編に向けて取り組むこととなる。これをSSR（治安部門改革）支援という。現在のSSR支援は、軍隊や警察といった治安部隊の改編にだけでなく、法の支配、民主化、人権尊重等を包含した、より広範なプロセスへと拡大しつつある^{xxxii}。

^{xxxii} 吉崎知典「平和構築における治安部門改革（SSR）」『防衛研究所紀要』第14巻第2号、2012年、49-50頁

5 国連を中心とした人権の保障

設問

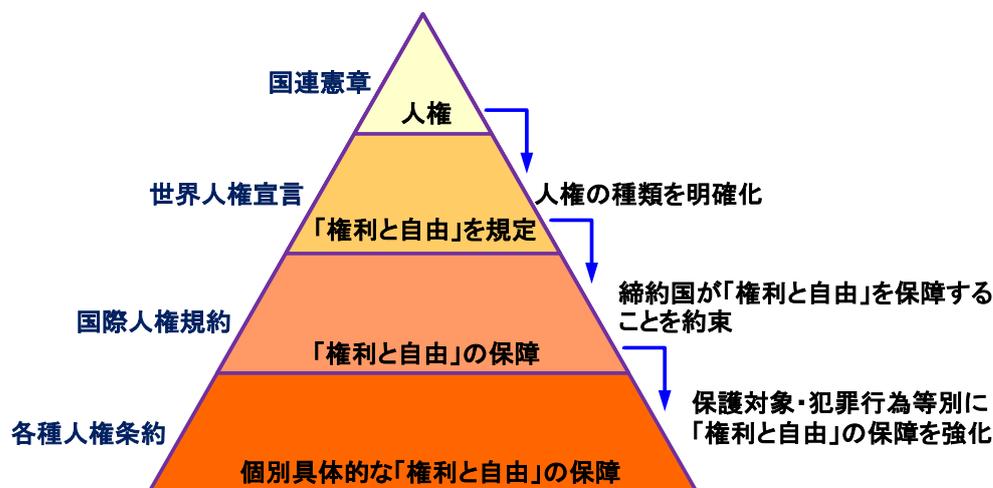
- ・国連は、なぜ「人権の保障」を重視するのか。

前述のとおり、国連において「人権の保障」が重視されるのは、人種・宗教を理由にした徹底した差別主義と迫害が第二次世界大戦の大きな原因の一つであったという教訓を踏まえ、「国際の平和及び安全の維持」の実現には「人権の保障」が不可欠であるとの認識に基づいているからである。

また、第3節で述べたとおり、「国際の平和と安全の維持」の実現のために行われてきたPKOが軍事部門のみで構成される伝統的PKOから人権担当や児童保護担当という部署を有する複合型PKOへと変遷していった事実からも、「国際の平和と安全の維持」を実現し、平和を構築する過程において、「人権の保障」が切り離せないものになっていることがわかる。

では、この「人権の保障」とは何を意味するのか、国連憲章を起点とした「人権の保障」について言及する。

図1-16 国連を中心とした人権の保障



出典：筆者作成

(1) 国連加盟国に対し人権を保障するよう誓約（国連憲章）**設問**

- ・国連憲章は、「人権の保障」についてどう定めているのか。

国連憲章は、すべての加盟国が人権を保障するよう誓約（1条、13条、55条、56条）することを明示し、人権の尊重が国連及び加盟国の行動の原則の一つであることを明らかにした。しかしながら、国連憲章の人権に関する規定は、いずれも一般的な規定であって、加盟国による個々の人権侵害が憲章違反となるわけではない。このように憲章上の人権に関する規定は、具体性を欠いていることから、憲章第68条において、人権に関する規定を具体化するための作業を経済社会理事会の下に設けられる「人権の伸長に関する委員会」に委ねるとの方針を定めた。同方針に基づき、1947年、「人権委員会」^{xxxiii}（2006年、国連総会の補助機関の地位を有する「人権理事会」^{xxxiv}に改組された）が設置されている⁶⁰。

(2) 人権を「尊重すべき権利と自由」（人権の共通基準）として規定（世界人権宣言）**設問**

- ・世界人権宣言は「人権」をどのように定めたのか。

1947年に設置された人権委員会は、経済社会理事会から「国際人権章典」について提案を行うよう指示され、同年、国際権利章典は、人権宣言、人権規約及びその実施措置の3分野のすべてを含むべきことを決定した。

^{xxxiii} Commission on Human Rights

^{xxxiv} Human Rights Council

そして、最初に法的拘束力のない宣言を作成した上で、この宣言を条約化していく方針で臨むこととした。1948年、国連総会において、同方針に従って作成された「世界人権宣言」^{xxxv}が採択された。この世界人権宣言は30カ条から構成されており、各国が「達成すべき共通の基準」（前文）として、様々な人権（尊重すべき権利と自由）が記述されている⁶¹。

世界人権宣言に記述された人権を簡単にまとめると次のとおりである。

表 1－8 世界人権宣言に記述されている主な人権

自由平等	差別待遇の禁止
生存、自由、身体の安全	奴隷の禁止
非人道的な待遇または刑罰の禁止	法の下に人としての承認
法の下における平等	逮捕、拘束または追放の制限
裁判所の公平な審理	無罪の推定、罪刑法定主義
私生活、名誉、信用の保護	移転と居住の自由
迫害からの避難	国籍の権利
基本的権利の侵害に対する救済	思想、良心、宗教の自由
意見、発表の自由	集会、結社の自由
参政権	社会保障
労働の権利	婚姻と家庭
財産の権利	休息、余暇
生活の保障	教育の権利
文化権	人権を守る社会的国際的秩序の確保
社会に対する義務	権利と自由に対する破壊的活動の禁止

出典：ヒューライツ大阪（財団法人アジア・太平洋人権情報センター）HP⁶²

^{xxxv} Universal Declaration of Human Rights

この世界人権宣言によって、この時点での国際社会の人権に対する共通理解を示すことはできたが、この宣言は法的拘束力をもたず、また、守らなくても罰則があるわけではない。そのため、この世界人権宣言に記述された人権を保障するために、人権条約が生み出されることになる。

(3) 尊重すべき権利と自由の保障を締約国に対し義務化（国際人権規約）

設問

・世界人権宣言で具体的に定めた「人権（権利と自由）」を条約にするため、どのような形で条約を作成したか。

ア 国際人権規約の概要

世界人権宣言において記述された様々な人権（尊重すべき権利と自由）を条約化するという人権委員会による作業の最初の成果が「国際人権規約」である。この「国際人権規約」は、単一の条約ではなく、複数の条約の総称である。本条約は、1966年に国連総会で採択された、①「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」^{xxxvi}（略称：社会権規約又はA規約）と②「市民的及び政治的権利に関する国際規約」^{xxxvii}（略称：自由権規約又はB規約）より構成されている。これに加えて、同時に採択された③「市民的及び政治的権利に関する国際規約の選択議定書」、1989年に国連総会において採択された④「市民的及び政治的権利に関する国際規約の第2選択議定書」、及び2008年の国連総会において採択された⑤「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約の選択議定書」（未発効）の3つの関連する条約がある⁶³。この5つの条約は、それぞれ独立した条約となっているので、国家は、特定の条約のみ締結するということが可能である。国際人権規約との関係では、③及び⑤については、条約の履行確保のための仕組みである「個人通報制

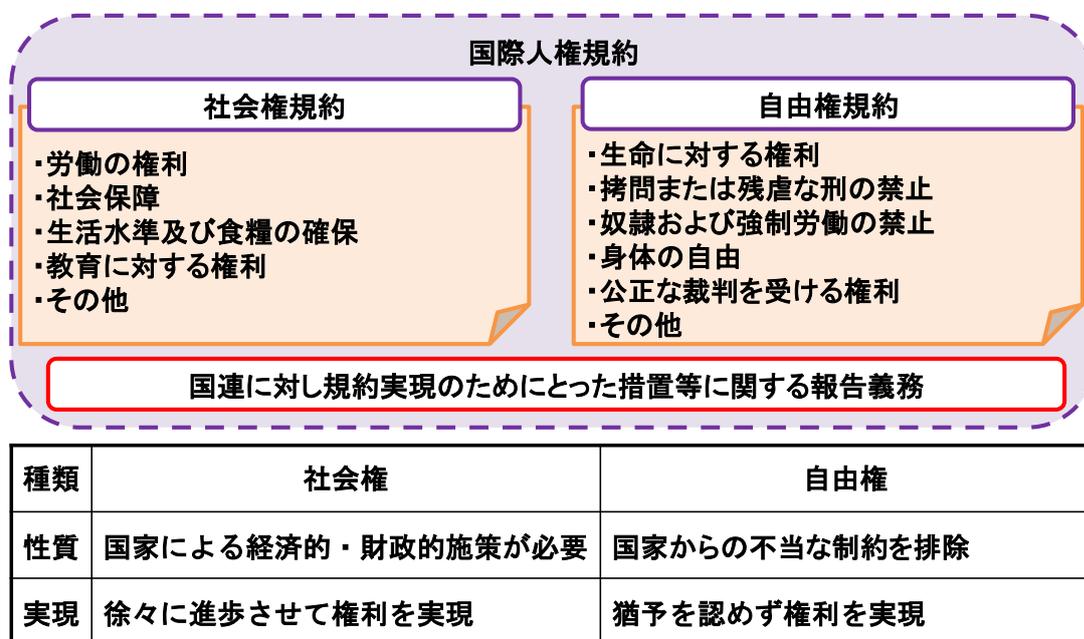
^{xxxvi} International Covenant on Economic, Social and Cultural Rights

^{xxxvii} International Covenant on Civil and Political Rights

度」を受け入れる約束を定めたものであり、④は締約国の管轄下にある何人も死刑を執行されないこと及び締約国はその管轄圏内において、死刑廃止のために必要なあらゆる措置を講ずることが定められている。

本体の条約自体も2つの条約に分かれているのは、「社会権」が、労働の権利、社会保障の権利、教育の権利のように国家による経済的・財政的施策を必要とするため、権利を即時に実現することは国の財政事情に大きく左右されることから、「権利の実現を漸進的に達成」（A規約第2条1項）すべき権利であり、他方、「自由権」が、国家からの不当な制約の排除が基本であるため、猶予を認めず、締約国に「その領域内にあり、かつ、その管轄下にあるすべての個人に対し（中略）権利を尊重し及び確保する（B規約第2条1項）義務を課す権利であるというように、権利の性質の違いを踏まえたためである。国際人権規約の概要をまとめたものは、次のとおりである。

図1-9 国際人権規約の概要



出典：筆者作成

2013年4月現在の条約の当事国は、社会権規約160カ国、自由権規約167カ国である。

これらの条約を締結することにより、締約国は、国際法上の義務を遵守するために必要があるときは国内法を改正することが求められることになる。もっとも、本規約の未履行に対して、締約国に対して罰則が規定されているわけではなく、締結国が規約実現のために取った措置などに関する国連への報告義務を課することによって、履行の確保を図っている。

60 小松一郎『実践国際法』信山社、2011年、228頁

61 同上、228頁

62 一般財団法人ヒューライツ大阪 HP (URL:
<http://www.hurights.or.jp/japan/learn/> 2013年8月23日10:00閲覧)

63 小松一郎、前掲書、228頁



コラム 条約の種類

○条約、協定、憲章、議定書等いろいろあるけど、何が違うの？

「条約」とは、国の間において文書の形式により締結され、国際法によって規律される国際的な合意のことをいう。条約にはさまざまな名称のものがあるが条約名は、その条約の表題を示すものであり、条約の効力は名称が異なっても同じである。

名 称 (邦訳)	内 容
Treaty, Convention (条約)	政治的に十分な重みを持った二国間条約・多数国間条約において使われる表題
Agreement (協定・約定)	技術的な問題を扱う二国間条約・多数国間条約において使われる表題
Charter (憲章) Covenant (規約) Statute (規程)	国際機関や国際裁判所の設立等に係る条約に使われる表題
Protocol (議定書)	種々の目的のために本体の条約に関連した別条約を作成する場合に使用することが多い
Exchange of Notes(交換公文)	条約の署名権限を有する者間の書簡の交換により国家間の合意を形成する簡易方式の条約
Memorandum of Understanding (了解覚書)	他の表題を有する条約の一部規定の解釈や附帯的な技術的合意を確認するための条約の表題

第2章

平和構築の過程における弱者の人権の保障

第2章 平和構築の過程における弱者の人権の保障

1 人権侵害の対象に着目した人権保障の枠組み

設問

・国際人権規約により国連加盟国は「尊重すべき権利と自由」を保障することを義務づけられたにもかかわらず、なぜ、女性、児童及び避難民等を対象とした個別の条約等の規範が必要となったのか。

前章において、国連において「人権の保障」が重視されるのは、人種・宗教を理由にした差別主義と迫害が第二次世界大戦の大きな原因の一つであったという教訓を踏まえ、「国際の平和及び安全の維持」の実現には「人権の保障」が不可欠であるとの認識に基づいているからであるということ述べた。

また、「国際の平和と安全の維持」の実現のために行われてきたPKOが軍事部門のみで構成される伝統的PKOから人権担当や児童保護担当という部署を有する複合型PKOへと変遷し、「平和構築」において「人権の保障」が重要視されていることについて述べてきた。

そして、こうした現実の「国際の平和と安全の維持」の活動とは別に、国連憲章から世界人権宣言を経て、国際人権規約が成立し、規約の締約国は人権を保障することが義務づけられ、人権保障の国内体制を整備するだけでなく、人権委員会への報告義務等が課されることにより、人権を保障することになったということについて、前章で説明してきた。

しかしながら、国際人権規約は一般的・包括的な人権を保障するよう規定したものであることから、規約を締約することだけでは、人権を十分に享受できないという現実と直面することになった。

このため、この現実を変えるため、特定の種類の人権については、より具体的な規範を創設して、締約国が行わなければならない具体的な義務を課す必要があった。

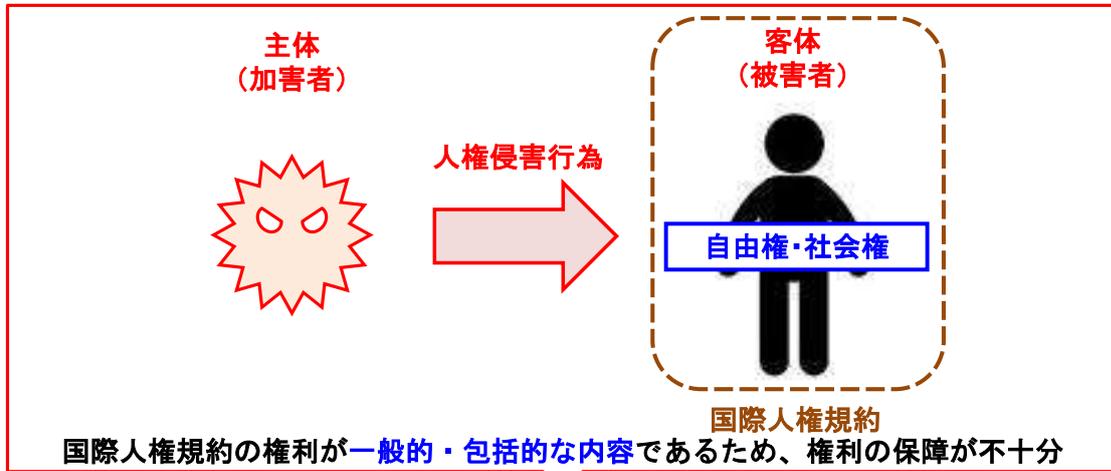
一例を挙げると、国際人権規約（自由権規約）第3条では、「この締約国は、この規約に定めるすべての市民的及び政治的権利の享有について男女に

同等の平等を確保することを約束する」と規定するだけあり、どのような権利をどのような形で実現しなければならないのか不明確である。しかし、女性という特定の人権に関する規範である女子差別撤廃条約を設けることによって、「締約国の差別撤廃義務」（2条）、「政治的・公的活動における平等」（7条）、「教育における差別撤廃」（10条）、「雇用における差別撤廃」（11条）、「保健における差別撤廃」（12条）、「経済的・社会的活動における差別撤廃」（13条）、「農村女子に対する差別撤廃」（14条）等の具体的な権利内容及び実現すべき事項が規定されることになり、女性の権利の平等を保障するための国内体制がより整備しやすくなっている。

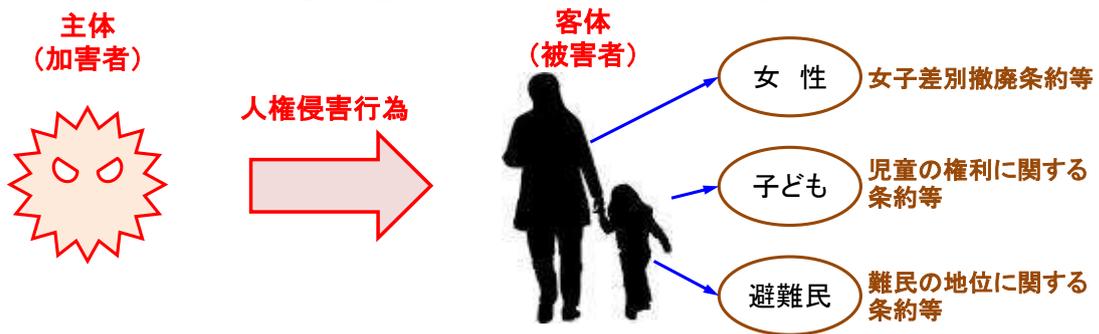
本章では、特に国際平和協力活動において、人権侵害の対象として問題となることが多い女性、児童及び避難民の3つの客体をとりあげる。そして、これら客体の特徴から何が人権侵害の問題点となっているのか、どのような規範を規定することによって、その問題点の解決を図ろうとしているのかについて言及する。

図 2 - 1 個別の人権条約の必要性

なぜ、個別の人権条約が必要なのか？



権利侵害の対象となる**客体別**に保障を強化



出典：筆者作成

2 女性の権利の保障

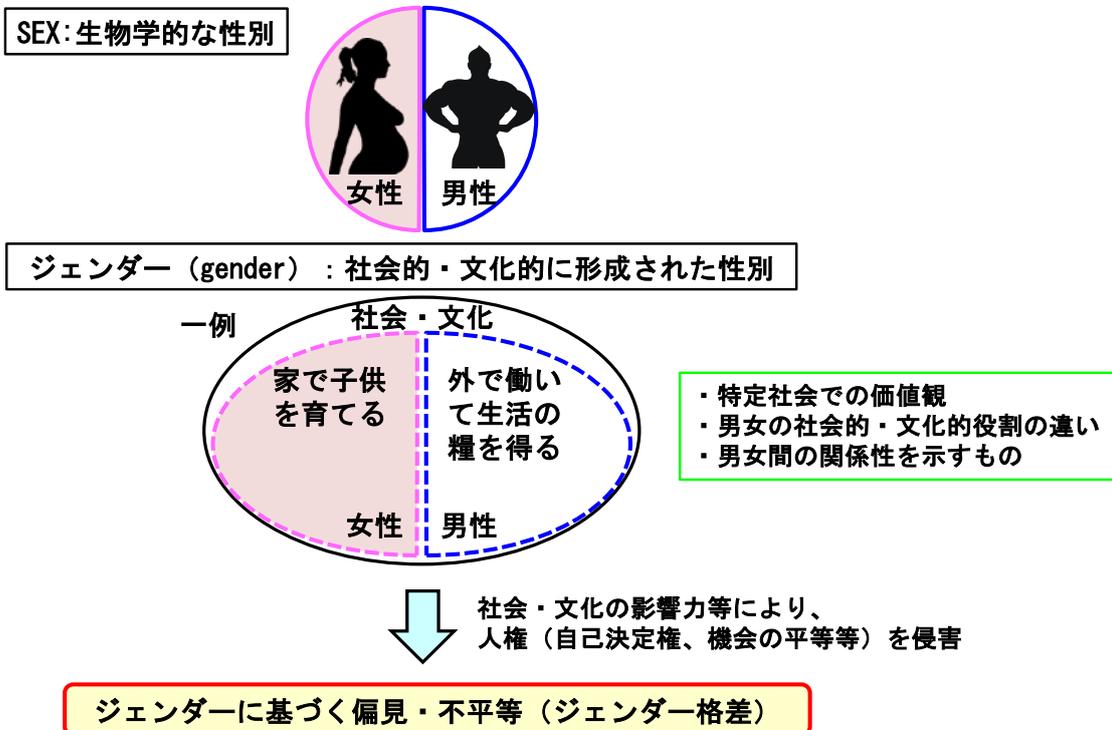
(1) 女性が抱える問題

設問

・国際平和協力活動を行う地域において、女性の権利を保障しなければならないのはなぜか。

ア 女性の権利の保障の必要性

図2-2 ジェンダーに基づく偏見・不平等の概念



出典：筆者作成

女性の権利の保障を考えていく上で、まず理解する必要があるのは「ジェンダーに基づく偏見・不平等（ジェンダー格差）」である。この「ジェンダー」とは生物学的な性別（Sex）ではなく、「社会的・文化的に形成された性別」をいう。

よりわかりやすくいうと、社会や文化によって作り上げられた模範とされる「男性像」、「女性像」や、人々が「男性」、「女性」として、

それぞれ期待される行動といった、「社会的・文化的に形成された性別」(ジェンダー)である⁶⁴。この男女の実質的平等を実現するためには、「生物学的な性別(身体構造としての性別)」と、「社会的・文化的に形成された性別」を区別する言葉が求められ、後者が「ジェンダー」という用語として使われるようになったのである。

世界には様々な社会・文化が存在し、それぞれの価値観等に起因するジェンダー^{xxxviii}に基づく偏見や不平等(ジェンダー格差)に関わる問題が存在し、様々な指標によって、一般的に女性のほうが男性よりも社会・政治・経済等の面において不利な立場に置かれる傾向が示されている。

特に、PKOの主たる活動地域であるアフリカ^{xxxix}においては、教育や保健、経済分野などにおいて、男女間の格差の問題を抱えていることが多く、女性は不利な状況に置かれる傾向にある。

こうしたことから、平和構築の過程においては、活動地域の社会・文化との摩擦や軋轢を生じないように配慮しながら、ジェンダーに基づく偏見や不平等をなくすための支援をしなければならないし、隊員自身が偏見や不平等を助長する侵害者にならないよう、保護すべき女性の権利を十分に理解しなければならない。

^{xxxviii} 「フェミニズム」とは「男女平等思想」「女性解放思想」をいう。法律上も差別が明確に存在した時代に行われた法律上の平等などを求めて闘った婦人参政権運動などのフェミニズム運動(第一派フェミニズム運動)を経て、性役割批判の展開や個人を拘束する「女らしさ」や「男らしさ」などの観念からの個人の解放を主張する第二派フェミニズム運動が行われるようになったが、この第二派フェミニズム運動の中で社会的・文化的・心理的な性差や性別を含意する概念として誕生したのが「ジェンダー」である。(江原由美子・山田昌弘『ジェンダーの社会学 入門』岩波書店、2012年)

^{xxxix} 平成24年10月に世界経済フォーラム(World Economic Forum)が発表した「The Global Gender Gap Report 2012」によると、日本の男女格差を測るジェンダー・ギャップ指数(Gender Gap Index: GGI)は135カ国中101位となっている。なお、本指数は、経済分野、教育分野、政治分野及び保健分野のデータから作成されている。

イ 女性への差別

ジェンダーに基づく偏見や不平等（ジェンダー格差）という問題に関する国際社会の動きについて言及すると、国連憲章は、前文で「男女の同権」を明確に保障するとともに、人種、言語、宗教及び性別による差別を禁止している。この女性の平等権を保障するという憲章の規定は、様々な人権に関する国際的な協定によって再確認・強化されてきた。国際協力の分野では、2015年までに世界の貧困削減を目指すミレニアム開発目標（MDGs）の8つの目標^{xi}の一つに「ジェンダー平等の推進と女性のエンパワーメント」が掲げられ、ジェンダー格差の撤廃に向けた活動がなされている。

ウ 女性に対する暴力

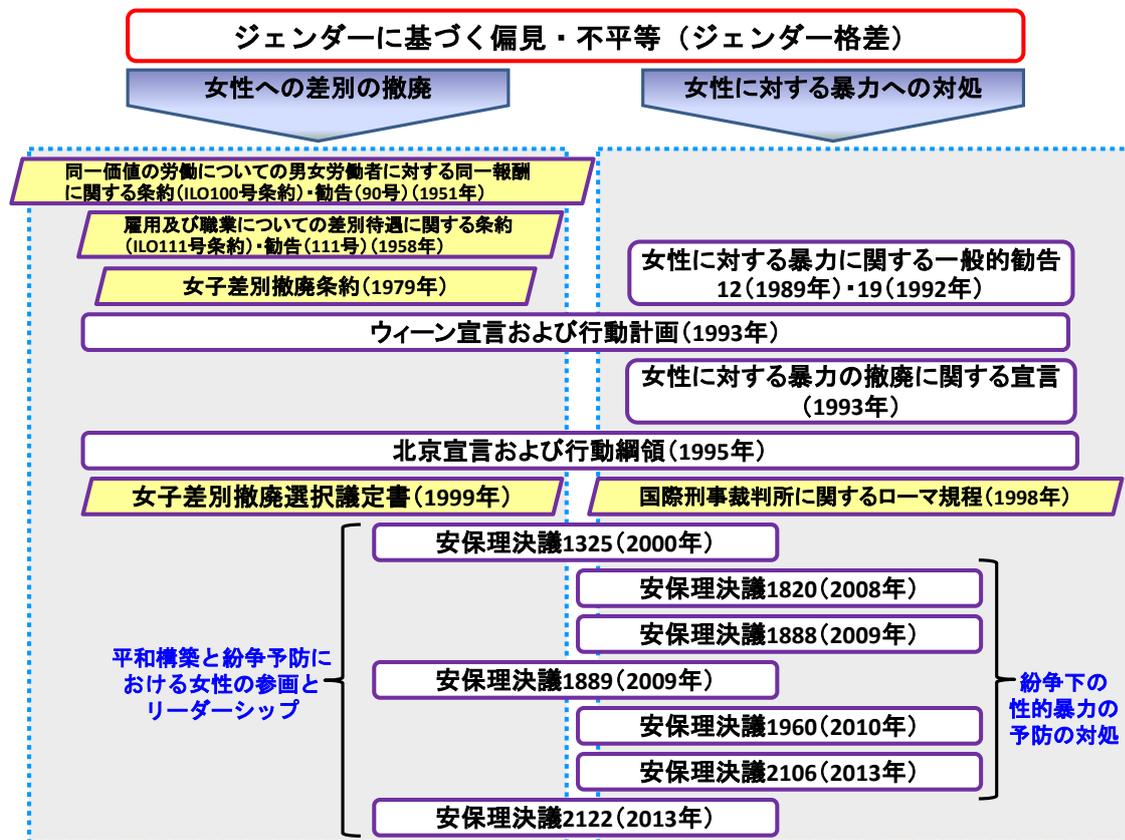
また、近年、人身取引や女性に対する暴力の深刻化、女性の HIV 感染拡大、災害や環境改善における女性の脆弱性への対応が新たな課題となっている。特に家庭内暴力、名誉殺人、拘禁施設内や紛争下における強姦などの性的暴力等、女性への暴力はジェンダー格差に根本的な原因があると考えられており、こうした問題を排除して健全で、持続可能な成長を実現するには、ジェンダーの視点を考慮した取り組みの強化が必要と考えられている。

^{xi} ミレニアム開発目標（MDGs）として、2015年までに達成すべき8つの目標は次のとおり。

- 1 極度の貧困と飢餓の撲滅
- 2 初等教育の完全な実施
- 3 ジェンダー平等の推進
- 4 乳幼児死亡率の削減
- 5 妊産婦の健康の改善
- 6 HIV/エイズ、マラリア、その他の疾病の蔓延の防止
- 7 環境の持続可能性の確保
- 8 開発のためのグローバルなパートナーシップの推進

(2) 女性の権利を保障するための枠組み

図2-3 平和構築の過程における女性の権利を保障するための枠組み



 : 条約

出典 筆者作成

女性の権利を保障するための枠組みとして、条約、安保理決議、勧告、宣言等があり、ここでは主要なものだけを取りあげる。これらのうち、条約は法的拘束力があるが、勧告、宣言は法的拘束力をもたない。安保理で決定された決議に関しては、内容によっては法的拘束力を有するものもある。

女性の権利を保障するための条約のうち、女性への差別を撤廃するためのものとして、「同一価値の労働についての男女労働者に対する同一報酬に関する条約」、「雇用及び職業についての差別待遇に関する条約」、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」及び「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する選択議定書」があり、女性に対す

る暴力（人道に対する罪や戦争犯罪）へ対処するものとして、「国際刑事裁判所に関するローマ規程」がある。他方、関連する主要な勧告、宣言、安保理決議等は、条約の3倍以上の数が出されている。これは、それぞれの社会・文化の中における女性の位置づけが千差万別であることから、締約することによって義務が課される条約という形での合意を得ることは困難であるが、法的拘束力を有しない勧告、宣言等であれば、多くの国から同意を得やすいということが理由として考えられる。こうした現状を踏まえると、条約だけでなく、関連する勧告、宣言等に規定される権利内容も、国際社会の意見を反映した重要な規範であるといえる。この勧告、宣言等には、国際社会でそのとき問題とされる行為が具体的に例示されていることが多いことから、現場において、こういった問題に直面する可能性があるのかを把握する上で参考になりうる。

以下、採択順に規範について説明するが、①特に、女性に対する暴力として、どのような人権侵害行為を現場において防止しなければならないのか、②国際社会、特に国連が女性に対する人権侵害行為をどのような方策により防止しようとしているのか、という2つの視点から内容を確認する必要がある。

ア 同一価値の労働についての男女労働者に対する同一報酬に関する条約（ILO100号条約）⁶⁵

「同一価値の労働についての男女労働者に対する同一報酬に関する条約（ILO100号条約）」は、1951年6月の第34回国連総会で採択された。

この条約は同一の価値の労働に対しては性別による区別を行うことなく同等の報酬を与えなければならない、と定めることで、労働面での女性に対する人権侵害行為の防止を企図したものである。条約は報酬について定義を下し、金銭であると現物であるとを問わず、直接または間接に使用者が労働者に対して支払う報酬で労働者の雇用から生ずるものを含む、とする。

報酬を同一労働に対して男女同等に支払う、という原則を確立する方法として、①国内法令、②法令によって設けられ、または認められた賃金決定制度、③使用者と労働者との間で締結された労働協約、④これらの各手段の組み合わせ、を規定している。

更に、行うべき労働を基礎とする職務の客観的評価がこの条約の規定を実施するのに役立つ場合には、これを促進する措置をとること、とされている。

条約を補足する「同一価値の労働についての男女労働者に対する同一報酬に関する勧告（第90号）」が同時採択されている。

イ 同一価値の労働についての男女労働者に対する同一報酬に関する勧告（第90号）⁶⁶

「同一価値の労働についての男女労働者に対する同一報酬に関する勧告（第90号）」は、1951年6月の第34回国連総会で採択された。

上記アに既述したとおり、同時採択された「同一価値の労働についての男女労働者に対する同一報酬に関する条約（ILO100号条約）」を補足する勧告であり、同一報酬原則の実施方法についての詳細な指針が示されている。特に、政府が直接、間接に規制しうる分野での措置を細部にわたって示し、この原則の実際上の適用の態様（職務分析、職業指導、雇用相談、職業訓練、職業紹介、福祉・社会サービス、一般の理解の促進、調査等）を具体的に示すことによって人権侵害防止の実効性を高めている。

ウ 雇用及び職業についての差別待遇に関する条約（ILO111号条約）⁶⁷

「雇用及び職業についての差別待遇に関する条約（ILO111号条約）」は、1958年6月の第42回総会で採択された。最新の基本条約の1つで、労働分野が中心ではあるものの、より一般的な人権保障条約としての性質を持つ。

この条約は、雇用と職業の面で、どのような差別待遇も行われてはならないことを規定する。ここにいう差別待遇とは、「人種、皮膚の色、性、宗教、政治的見解、国民的出身、社会的出身などに基づいて行われ

るすべての差別、除外または優先で、雇用や職業における機会または待遇の均等を破ったり害したりする結果となるもの」をいうが、特別の条件を必要とする特定の業務についての差別・除外または優先は、差別待遇とはみなされない。また、国の安全を害する活動について正当に嫌疑を受けている者やこの活動に従事している者に対して行われる措置も、差別待遇とはみなされない。

批准国は、差別待遇廃止のため必要な政策をとり、この政策を促進していく上で労使団体の協力を求め、反差別待遇の法律を制定し、教育計画を進め、この政策と一致しない法令の条項を廃止し、政令・慣行を改正しなければならない。

関連勧告として、「雇用及び職業についての差別待遇に関する勧告（第111号）」が同時に採択された。

エ 雇用及び職業についての差別待遇に関する勧告（第111号）⁶⁸

「雇用及び職業についての差別待遇に関する勧告（第111号）」は、1958年6月第42回国連総会で採択された。

同時採択された「雇用及び職業についての差別待遇に関する条約（ILO111号条約）」を補足する勧告であり、雇用及び職業に於ける差別待遇を防止するための国家の方針の樹立とその適用、すべての分野における差別待遇防止のための措置の調整について、さらに細かい規定をしている。

オ 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」は、1979年12月の第34回国連総会において採択された。本条約は、男女の完全な平等の達成に貢献することを目的として、女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念としたものである。具体的には、「女子に対する差別」を「性に基づく区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）

が男女の平等を基礎として人権及び基本的人権を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するもの」と定義し、締約国に対し、政治的及び公的活動、並びに経済的及び社会的活動における差別の撤廃のために適当な措置をとることを求めている。また、女子差別撤廃委員会により締約国が義務を履行しているかを監視することによって（18条）、単に法律上の平等にとどまらず、現実社会における平等の実現を目指した規定となっている。

ただし、本条約には、女性に対する暴力についての規定が置かれていない。

カ 女性に対する暴力に関する一般的勧告 12

「女性に対する暴力に関する一般的勧告 12」は、1989年に女子差別撤廃委員会が採択した勧告である。この勧告によって、同委員会は、女子差別撤廃条約の締約国政府に対して条約に明文のない、日常生活におけるあらゆる種類の暴力（性的暴力、家庭内の虐待、職場におけるセクシュアル・ハラスメントなどを含む）の発生から女性を保護するための現行法制、これらの暴力を根絶するためにとられたその他の措置、犠牲者である女性のための支援サービスの存在、女性に対するあらゆる種類の暴力の発生及び暴力の犠牲となった女性に関する統計データについて、同委員会への定期報告の中に記載をすることを求めた。

キ 女性に対する暴力に関する一般的勧告 19 ⁶⁹

「女性に対する暴力に関する一般的勧告 19」は、1992年に女子差別撤廃委員会が、上記の一般的勧告 12をより詳細なものに改め、策定した勧告である。この勧告において「ジェンダーに基づく暴力」が「女性であることを理由として女性に対して向けられる暴力、あるいは、女性に対して過度に影響を及ぼす暴力を含む。それは、身体的、精神的又は性的危害もしくは苦痛を加える行為、かかる行為の威嚇、強制、及び、その他の自由の剥奪を含む。」と定義された。さらに重要なことは、同勧告が、この条約が対象とする差別は政府によってなされる行為に限らず、個人、団体又は企業による女性に対する差別が含まれることを強調

しており、国家は権利の侵害を防止するために相当の注意をもって行動し、又は、暴力行為を調査し、刑罰を課すことを怠った場合には、私人による行為に対しても国家に責任があり、被害者に補償する義務があると明記し、ジェンダーに基づく暴力に関する責任の所在が国家にあることを示した。

また、同勧告は、強制結婚、持参金殺人、酸を使用した暴力、女性性器の切除といった慣行やポルノグラフィ、女性の売買及び売春からの搾取、武力紛争下での性的暴力などを、具体的に女性に対する暴力として例示しており、ジェンダーに基づく暴力として、何が問題となっているのかを理解する上で参考となる文書である。

ク ウィーン宣言及び行動計画

「ウィーン宣言及び行動計画」は、1993年6月25日にウィーンにおいて開催された世界人権会議で採択された宣言及び行動計画である。

同宣言および行動計画では、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の選択議定書の批准を各国に求め、女性に対する差別の根絶を要求するだけでなく、公的及び私的な生活における女性に対する暴力の撤廃、あらゆる形態のセクシャル・ハラスメント、女性の搾取及び売買の根絶、女性の権利と女性にとって有害な伝統的又は因習的な慣行、文化的偏見及び宗教的極端論との間で起こりうるあらゆる対立の根絶を求めている。

また、同宣言および行動計画は、国連総会に対して女性に対する暴力に関する宣言の起草を促すとともに、武力紛争の状況における女性の人権侵害として、特に殺人、組織的レイプ、性的奴隷及び強制的妊娠を例示し、実効的な対応の必要性を訴えている。

この「ウィーン宣言及び行動計画」の勧告に基づき、1993年12月20日に第48回国連総会決議48/141により国連人権高等弁務官のポストが創設された。

ケ 女性に対する暴力の撤廃に関する宣言

「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」は、前述の「ウィーン宣言及び行動計画」を受けて、1993年12月、第48回国連総会において採択された宣言である。

同宣言では、女性に対する暴力を、①家庭において発生する身体的、性的および心理的暴力（殴打、世帯内での女兒に対する性的虐待、持参金に関連する暴力、夫婦間における強姦、女性の生殖器切断およびその他の女性に有害な伝統的慣行、非夫婦間の暴力および搾取に関連する暴力を含む）、②一般社会において発生する身体的、性的および心理的暴力（職場、教育施設及びその他の場所における強姦、性的虐待、セクシュアル・ハラスメントおよび脅迫、女性の売買および強制売春を含む）、③国家によって行われるまたは許される身体的、性的及び心理的暴力の3つに分類している。

また、女性への暴力に対するあらゆる法律上の罰則の制定、被害者救済へのアクセスを与えること、国内行動計画の策定、予算措置、実態調査とそれに基づく措置の開発、宣言実施のためのガイドラインの策定⁷⁰などを、各国に暴力を撤廃させるための措置としてとるよう勧告している。

コ 「北京宣言」及び「行動綱領」

「北京宣言」及び「行動綱領」は、1995年9月に北京で開催された第4回世界女性会議において、採択されたものである。

「北京宣言」では「女性の権利は人権である」ことが確認され、「女性及び女兒がすべての人権及び基本的自由を完全に享受する」ため、「あらゆる形態の差別を撤廃するために必要なあらゆる措置」をとり、「女性及び少女に対するあらゆる形態の暴力を阻止し、撤廃する」ことが謳われている。

「行動綱領」では、「女性と貧困」「女性の教育と訓練」「女性と健康」「女性に対する暴力」「女性と武力紛争」「女性と経済」「権力及び意思決定における女性」「女性の地位向上のための制度的な仕組み」

「女性の人権」「女性とメディア」「女性と環境」「女兒」の12の重要分野が設定され、戦略目標と取るべき具体的行動が提案された。

特に「女性に対する暴力」に関しては、「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」と同様に女性に対する暴力を3つに分類するとともに、武力紛争下における女性への人権侵害として、特に殺人、組織的レイプ、性的奴隷化及び強制妊娠を具体的に指摘し、その他のものとして、強制的な不妊化及び強制的な妊娠中絶、避妊薬の強制的使用、女の乳児殺し及び胎児期の性選別を女性に対する暴力行為としている。こうした行為に対しては、総合的な対策を取ること、女性に対する暴力の原因及び結果並びに予防法の効果を研究すること及び女性の人身売買を根絶し、売買及び人身売買による暴力の被害女性を支援することを戦略目標として掲げている。

この「行動綱領」は、「女性の地位向上を促進するための機構の問題に対処するにあたり、政府その他の行為者は決定がなされる前に、それが女性及び男性それぞれに与える影響の分析が行われるように、すべての政策及び計画の中心にジェンダーの視点を据える、積極的で目に見える政策を促進すべきである」として、「ジェンダー主流化 (gender mainstreaming) ^{xii}」を初めて明記している。

サ 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する選択議定書

「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する選択議定書」は、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の締約国の管轄下にある個人または集団が、国による条約違反によって被害を受けた場合、女子差別撤廃委員会に対して通報できる個人通報制度を定めたものであり、1999年10月6日、第54回国連総会において採択された。

女子差別撤廃委員会に通報するに際しては、利用できるすべての国内的救済措置を尽くしていることが条件とされており、通報を受けた女子

^{xii} 国連の経済社会理事会やEUなどの機関における定義を参考にすると、「ジェンダー主流化 (gender mainstreaming)」とは「あらゆる政策、施設、事業等にジェンダー格差解消の視点を組み入れること」と整理できる。

差別撤廃委員会は、報告の受理可能性や、内容が差別撤廃条約に違反しているか否かを審査し、締約国に意見や勧告を行う。ただし、委員会の意見および勧告には法的拘束力はない。

2013年5月現在、104カ国が本選択議定書を批准しているが、「司法権の独立を含め、我が国の司法制度との関連で問題が生じるおそれがある」等の懸念があるため、日本はこの議定書を批准していない。

シ 国際刑事裁判所に関するローマ規程

「国際刑事裁判所に関するローマ規程」は、最も重大な犯罪の訴追・処罰のための常設の国際刑事裁判所（ICC）^{xlii}の設置及びICCに対する締約国の様々な協力義務等について規定した条約であり、1998年に採択され、2002年7月1日に発効した。ローマ規程については、第3章において、細部について記述するものとし、ここでは女性への人権侵害に限定して記述する。

武力紛争下の性暴力は、女性に対する重大な人権侵害であるにもかかわらず、明確に犯罪として裁かれてこなかった。ローマ規程では、強姦、性的奴隷、強制売春、強制妊娠、強制断種及び重大なあらゆる形態の性暴力は、人道に対する罪あるいは戦争犯罪として裁かれることが規定された。

ス 安保理決議第1325号

「安保理決議第1325号」は、2000年10月31日に全会一致で可決された「女性と平和・安全保障を関連づけた初の安保理決議」である。

この決議は、安保理決議として初めて、戦争が女性に及ぼす独特の、不当に大きな影響を具体的に取り上げ、紛争の解決と予防、平和構築、和平仲介、平和維持活動のあらゆる段階への女性の貢献を強調した。また、この決議は、武力紛争の状態に置かれた女性と女兒が直面する独特の重大な問題に対する認識を高めただけでなく、このような女性に対し、政府と国際社会に対策を求める正当な根拠を与えることにもなった⁷¹。

^{xlii} ICC: International Criminal Court

また、この決議によって、ジェンダーの観点から、紛争終結後のプロセス、国連のプログラム策定、報告、安保理のミッション等に取り入れられることになったことから、国連の平和維持活動において、女性の平和維持要員は不可欠な存在となっただけでなく、活動のすべての側面で、ジェンダー問題が優先課題とされるようになった。

セ 安保理決議第 1820 号

「安保理決議第 1820 号」は、2008 年 6 月 19 日に全会一致で可決された「紛争下の性的暴力を国際平和と安全の問題として認識した初の安保理決議」である。決議は、武力紛争下におけるレイプその他の性暴力が、戦争犯罪、人道に反する罪、あるいはジェノサイドを構成する行為のひとつとなりうることを述べ、紛争指導者に民間人を保護することを求めた。さらに、制度的性暴力を利用する戦争指導者や体制に対する制裁措置をとることについても述べている。さらに、PKO に対し、職員研修、平和活動へより多くの女性を派遣することや、PKO 隊員による性的搾取に対するゼロ・トレランス・ポリシーを徹底することを求めている⁷²。

ソ 安保理決議第 1888 号

「安保理決議第 1888 号」は、2009 年 9 月に採択された「リーダーシップの発揮及び効果的な支援メカニズム構築を通じて安保理決議第 1820 号の履行を強化するための決議」である。この決議は、紛争下の性的暴力への国連の対応を調整するための事務総長特別代表の任命、関係する地域への専門家・アドバイザーチームの早急な派遣を国連事務総長に対して要請している。さらに、和平交渉において性的暴力問題を取り上げ、性的暴力問題に取り組むためのアプローチを強化することや、紛争の傾向と加害者に関する監視及び報告制度の改善を要請している⁷³。このように、性暴力防止のための具体的な手段の導入を国連事務総長に促す内容となっている。

タ 安保理決議第 1889 号

「安保理決議第 1889 号」は、2009 年 10 月全会一致で採択された、「和平プロセス・平和構築への女性の参画の際の障害に対処するための安保理決議」である。国連事務総長に対し、安保理決議第 1325 号の履行を監視するための国際的な一連の指標を安保理に提出することを要請している。また、紛争及び紛争後の状況における女性及び女児のニーズへの国内的・国際的対応の強化を要請している⁷⁴。2009 年には当該課題をテーマとする女性・平和・安全に関する公開討論が開催され、翌年に決議第 1325 号採択 10 周年を迎えるにあたり、この間の進展を歓迎し更なる取組の強化を呼びかけるものとして採択された決議である。

チ 安保理決議第 1960 号

「安保理決議第 1960 号」は、2010 年 12 月に採択された「安保理決議第 1820 号及び第 1888 号の履行に関する報告義務システムを設置するための決議」である。

本決議は、国連事務総長に対して、紛争に関連した性的暴力の強い疑いがある又は責任がある当事者を年次報告書の付属（ANNEX）に列挙することを要請している⁷⁵。これは、紛争に関連した性的暴力の強い疑いがある又は責任がある武装勢力等を名指しして圧力をかけ、国連の枠組みのなかで、性暴力停止に協力させようとするものである。

また、その他にも、国連事務総長に対して、紛争下の性的暴力に特定した監視・分析・報告メカニズムを構築することや平和維持活動における女性保護アドバイザーの任用を進めることなどを要請している。

ツ 安保理決議第 2106 号

「安保理決議第 2106 号」は、2013 年 6 月に採択された「紛争下の性的暴力防止と対処に関する既存の安保理決議を強化するための安保理決議」である。紛争下の性的暴力への対応のため、治安、司法の対応が必要であることを確認するとともに、女性及び女児だけではなく、男性及び男児も被害者となっている惨禍を認識している。また、性的暴力防止に向け、一貫した厳格な捜査と訴追の必要性、予防・保護・平和構築の

あらゆる段階における女性の参画の重要性を強調している。安保理決議第1888号により設置された専門家・アドバイザーチームを各国の取組に活かすよう促し、国連事務総長と関連の国際組織に対し、紛争下の性的暴力に関する監視、分析及び報告をすることを要請している⁷⁶。

テ 安保理決議第2122号

「安保理決議第2122号」は、2013年10月に採択された「女性・平和・安全保障に関する諸施策の実施により体系的なアプローチを示した安保理決議」である。紛争解決と平和構築における女性のリーダーシップと積極的な参画に焦点をあて、国連事務総長に対し、ジェンダー専門家の国連交渉団への配置、交渉者として幹部レベルの女性の指名を要請している。また、国連事務総長及び国連事務総長特別代表に対し、女性の参画について安保理への報告を要請している。さらに、2015年のハイレベル・レビュー及びそれに向けた安保理決議1325号の実施に関するグローバル・スタディーについても言及している⁷⁷。

以上が女性を保護するための法的枠組みであるが、全体としてみると極めて詳細な人権侵害に関する基準と、法的拘束力の有無にかかわらず厳格な措置が規定されていることがわかる。特に、PKO要員に対しては性的搾取等に加担することが一切容認されないゼロ・トレランス・ポリシーが徹底されることから、現地女性との関わりには十分に思慮ある行動が求められることを認識しておく必要がある。

(3) 女性への差別の撤廃

男女間の平等を実現するという視点で、国際平和協力活動を捉えた場合に、直面しうる問題を事例問題としてあげて、問題解決のために関連する規範と解答の一例を示したい。

事例問題1

・国際平和協力活動において、通訳や宿营地内の作業員を現地雇用する際、女性への差別の撤廃のために、どのような点に留意すべきであろうか。

ア 労働における基本的な原則及び権利

ILO（国際労働機関）の定める「国際労働基準」は、189 の条約と 201 の勧告及び 5 つの議定書から構成されている（2011 年 6 月末現在）。このうち、4 原則（「結社の自由及び団体交渉権の効果的な承認」「強制労働の禁止」「児童労働の実効的な廃止」「雇用及び職業における差別の排除」）にわたる 8 条約の内容が、最低限順守されるべき基準（「中核的労働基準」と言われる）とされている⁷⁸。

この ILO 中核的労働基準は、1998 年の ILO 第 86 回総会で採択された「労働における基本的原則及び権利に関する ILO 宣言」において規定された。ILO 条約は加盟国内での批准の手続きを経てその国に対して発効することになるが、この中核的労働基準は、批准していない場合でも、「加盟国であるという事実そのものにより、誠意をもって、憲章に従って、これらの条約の対象となっている基本的権利に関する原則を尊重し、促進し、かつ実現する義務を負うこと」が求められる⁷⁹。

イ 雇用及び職業における差別の排除

雇用及び職業における差別の排除に関する条約として、同一報酬条約（ILO100 号条約）及び差別待遇（雇用及び職業）条約（ILO111 号条約）がある。前述したとおり、ILO100 号条約は、すべての労働者に対する同一価値労働男女同一報酬原則（労働の対価として支払われる賃金及びその他一切の報酬は、労働の価値が同じである以上は、男性と女性の間で同じでなければならないという原則）の適用を求めたものであり、ILO111 号条約は機会及び待遇の平等を具体的に育むことによって雇用と職業のあらゆる側面に関わるすべての差別を撤廃することを求めたものである。

これに関連して、女子差別撤廃条約第 11 条には、「男女の平等を基礎として確保されなければならない特定の権利の一部として、労働の権利、同一の雇用機会に対する権利、職業・雇用を自由に選択する権利、同一報酬に対する権利、社会保障に対する権利ならびに健康の保護に対する権利」が規定されており、同権利を確保することを目的として、

「雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる」ことを定めている。

したがって、雇用にあたっては、「同一価値労働男女同一報酬原則」及び「機会及び待遇の平等」の実現のための措置を講ずる必要がある。

ウ 派遣先国の法律等との調和（事例問題の解答の一例）

雇用に際して「同一価値労働男女同一報酬原則」及び「機会及び待遇の平等」の実現のための措置を採らなければならないことは理解できると思うが、実際には、多くの国では仕事への女性のアクセスや、女性が就ける仕事の種類に制限が設けられている。アフリカでは、家の外で働くことについて、女性は父親か夫から許可をもらうことが法律で決まっている国が多く、女性が自分の銀行口座を開設・利用することができない国もある。このような女性の就業に何らかの制限を課している国では、女性の労働参加率が45%と概ね低くなっている（制限のない国の参加率は60%である）⁸⁰。

これらの女性に対する就業制限が生じる要因は、文化的な側面も多分にあると考えられるものの、女性の労働時間や修業可能な産業を限定することによって、出産を見越した母体の保護や、育児のための保護措置措置として導入されている場合も多い。特に、危険な仕事に従事することで、将来出産する可能性のある女性の健康に悪影響を及ぼすことを回避するための配慮と見なされる場合も考えられる。

こうした文化において、雇用する場合には、「同一価値労働男女同一報酬原則」及び「機会及び待遇の平等」の実現のための措置を単純に優先することが、現地のジェンダ－格差是正を促進することに繋がるとは限らない。特に、上記のような女性の就労制限が国内法及びその他の慣習により定められている場合、雇用した女性を困難な状況においてしまうのみならず、受入国との関係悪化にも繋がりかねない（地位協定等によって派遣国と特別な取り決めがなされていない限り、派遣先国の法律が優先される）。

したがって、女性の雇用の平等実現を図るには、現地の国内法・慣習等を十分に配慮する必要があり、活動地域の有力者等の助言を得るとともに、ジェンダー主流化（あらゆる政策、施設、事業等にジェンダー格差解消の視点を組み入れること）という観点から、現地の女性の意見を吸い上げるなど、十分な考慮の上、可能な措置が何かを決定しなければならない。

エ 国際平和協力活動における雇用の実例（参考）

男女間の平等を実現するという視点から、雇用の問題について言及したが、雇用における男女間の格差という問題は、雇用における問題の一部に過ぎない。また、国際平和協力活動を行う地域においては、貧困の問題を抱えている地域も多く、雇用は生活水準を向上させることから、雇用条件や雇用の枠の獲得をめぐる、住民間や住民と派遣部隊間での摩擦を生じさせることもあり、女性以外のさまざまな要素に対しても配慮しなければならない。そこで、女性の権利の保障という主題からやや離れるが、雇用に際して参考となる国際平和協力活動における雇用の実例について紹介する。

陸上自衛隊のイラク人道復興支援活動の際には、通訳、エンジニア等の現地スタッフは個人契約により雇用していたが、技能等の採用条件を満たした「シティ」と、日本隊の宿营地周辺で生活する部族のための「ローカル」という2つの系統の採用枠を設け、「ローカル」については、採用条件は示すものの、各部族の長と調整し、現地に不平等感をもたらさないように配慮している⁸¹。

また、「シティ」「ローカル」の両採用枠にかかわらず、通訳などの専門技能が必要な労働については、その能力に応じて、処遇を変えたり、雇用を延長したりするなど、インセンティブをもたらすような雇用の仕方も行っている。

それ以外にも、自衛隊と現地関係者との癒着及び癒着の疑いを防止するため、現地スタッフの勤務期間は数ヶ月とし、いくつかの役職をローテーションさせるなどの措置をとったり、現地テレビ用コマーシャル映

像などで情報発信する際に、現地スタッフの顔など個人が特定できる写真や映像を使用しないなどし、外国の軍隊が駐屯していることに反感を持つ現地住民から雇用したスタッフに矛先が向かないよう安全面の配慮も行っていた⁸²。

また、東ティモールでは、現地にメディアが取材に入ったときに、メディアが現地の各国の部隊よりも遥かに高い給与条件を提示したために、住民からの応募が殺到、部隊での雇用条件を見直さなければならないなどの問題が発生している。

このように、雇用にあたっては、①現地の住民に不公平感を与えないこと、②自国部隊の雇用条件が他の組織へ与える影響という視点から、現地の条件を分析することも重要である。

事例問題 2

・PKO 派遣前教育中、「派遣先の国において、買春が合法的に認められており、それが主たる収入源となっている場合にも、買春が認められない理由はなぜですか。」と質問を受けたが、どのように回答すべきか。

ア 女性差別の撤廃のために取るべき適切な措置

女子差別撤廃条約第6条には「あらゆる形態の女性の売買及び女性の売春からの搾取を禁止」することが規定されている。

イ 国連の性的搾取及び虐待に対する措置

国連は事務総長告示（ST/SGB/2003/13）において性的搾取及び虐待（SEA）^{xliii}を禁止している。

事務総長告示によると、「性的搾取」とは、「搾取から金銭的、社会的、政治的利益を得ることを含め、他者の脆弱性、力の格差又は信頼を利用した性的目的をもつ虐待又は虐待未遂」をいい、「性的虐待」とは、「暴力によって又は不公平若しくは強制的な状況における実際の性的関係又は性的関係の強制」をいう。

^{xliii} Sexual exploitation and abuse

この「性的搾取及び虐待」は、国連要員の重大な違反行為に該当する行為で在り、いかなる理由があろうとも、買春行為が認められることはない。

国連はこの「性的搾取及び虐待」の基準を以下のとおり示している。

- ①児童（18歳未満の者）との性的行為を禁止する。
- ②金銭、仕事、物品、支援又はサービスと引き換えに持つ売春などとの性的関係を禁止する。
- ③児童又は成人を使用して他者に性的サービスを斡旋することを禁止する。
- ④支援の受益者^{xliv}との性的関係は、ミッションの大きな妨げとなる。

国連はSEAに対して、ゼロ・トレランス・ポリシー（情状酌量せずに厳格に対処）を採用している。

ウ 国連要員の重大な違反行為（事例問題の解答の一例）

前述のとおり、買春は、「金銭、仕事、物品、支援又はサービスと引き換えに持つ売春などとの性的関係」に該当することから、国連の示す「性的搾取及び虐待」の基準を満たす。したがって、買春は、国連要員の重大な違反行為に該当することから、派遣された国で買春行為が合法であっても、買春行為は許されず、処分の対象となる。また、休養中であっても、買春行為は、女性にとっては、派遣部隊の隊員との関係に関わる問題であることに変わりはなく、休養中であることを理由として、情状酌量されることはない。

したがって、買春は、たとえ派遣先の国で合法と認められていても、国連の行動規範によって禁じられているということを認識しておく必要がある。

この行動規範に違反した場合の処分については、第4章において、説明する。

^{xliv} 受益者とは、「難民、国内避難民及び平和維持の性格上・受入国の現地住民など、支援を直接受けている人々」をいう。

-
- 64 内閣府男女共同参画基本計画に関する専門調査会（平成17年10月31日）「『社会的・文化的に形成された性別』（ジェンダー）の表現等についての整理」内閣府男女共同参画局
- 65 ILO 駐日事務所 HP「1951年の同一報酬条約（第100号）」（URL: http://www.ilo.org/tokyo/standards/list-of-conventions/WCMS_239079/lang-ja/index.htm 2014年5月18日 07:42 閲覧）
- 66 ILO 駐日事務所 HP「1951年の同一報酬勧告（第90号）」（URL: http://www.ilo.org/tokyo/standards/list-of-recommendations/WCMS_239271/lang-ja/index.htm 2014年5月18日 07:45 閲覧）
- 67 ILO 駐日事務所 HP「1958年の差別待遇（雇用及び職業）条約（第111号）」（URL: http://www.ilo.org/public/japanese/region/asro/tokyo/standards/st_c111.htm 2014年5月18日 09:50 閲覧）
- 68 ILO 駐日事務所 HP「1958年の差別待遇（雇用及び職業）勧告（第111号）」（URL: http://www.ilo.org/public/japanese/region/asro/tokyo/standards/st_r111.htm 2014年5月18日 09:52 閲覧）
- 69 林洋子「女性差別撤廃条約」『国立女性教育会館研究ジャーナル』vol.14、2010年、6頁
- 70 国際連合女性の地位向上部、角田由紀子/柳本祐加子解説、原美奈子/山下梓訳、矯風会ステップハウス編『女性への暴力防止・法整備のための国連ハンドブック』梨の木舎、2011年、137頁
- 71 国連広報センターHP「背景資料 女性と平和、安全に関する安保理決議1325（2000）10周年 ～安全保障決議1325：重要な転機～」（URL: http://www.unic.or.jp/news_press/features_backgrounders/2841/2013年1月10日10:00 閲覧）
- 72 外務省ホームページ「女性・平和・安全保障（W P S）に関する安保理決議と『行動計画』」（URL: <http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000023403.pdf> 2013年1月10日 11:00 閲覧）
- 73 同上
- 74 同上
- 75 同上

-
- 76 同上
- 77 同上
- 78 一般財団法人アジア太平洋人権センター ホームページ
(URL:<http://www.hurights.or.jp/japan/aside/business-and-human-rights/2012/07/ilo.html> 2014年4月3日08:30閲覧)
- 79 ILO駐日事務所メールマガジ「トピック解説」(2012年3月30日付第118号、URL:
<http://www.ilo.org/public/japanese/region/asro/tokyo/feature/2012-03.htm>
2014年4月3日08:45閲覧)
- 80 世界銀行編著(田村勝省、穴水 由紀子訳)『世界開発報告 2012—ジェンダーの平等と開発』オーム社、2011年、211頁
- 81 榮村佳之「イラク復興支援における民生協力活動の実践と教訓」『国際安全保障』第38巻第4号、48～49頁
- 82 同上、49頁



コラム 雇用における宗教の問題

○雇用において宗教の影響を受ける場合とは？

雇用においてはさまざまな要素に対して配慮しなければならないと述べ、参考となる事例を紹介したが、労働環境の整備という側面に影響してくる重要な要素として、宗教の問題がある。ここでは、イラク人道復興支援活動における例を取り上げてみる。

陸上自衛隊がイラク人道復興支援活動において直面した雇用に関する課題は、雇用したイスラム教を信仰する現地スタッフがラマダン^{xlv}期間に入った場合、現地スタッフの勤務に関してどのように対応するかであった。

まず、派遣された隊員に対しては、断食をしている現地の人々が見ているところでは、飲食・喫煙をしないことや現地スタッフの労働効率が落ちることに対して寛大な態度をとることが求められた。

そして、現地スタッフの管理という点では、以下のような配慮がなされている。

- ・断食による体力の消耗を考慮し、日勤のスタッフの勤務時間を短縮（15時前後の帰宅を容認するなど）
- ・イード・アル=フィトル^{xlvi}における有給休暇の付与

^{xlv} イスラム教徒が日の出から日没の間に断食（サウム）をする聖月。ヒジュラ暦の第9月。一般的には、宗教指導者が月の満ち欠けを観察し、新月を確認した翌日（確認した日没時）からラマダンを開始することを宣言して始まる。

イスラム関連情報サイト「IslamiCity」（URL: www.islamicity.com）にアクセスすると、ラマダン（あくまでも予定である）とサラート（礼拝）の時間を確認することができる。

ラマダン期間中は完全に絶食するわけではなく、日没から日の出までの間に一日分の食事を摂ることになる。

^{xlvi} ラマダンの終了を祝うイスラム教の祝日。ヒジュラ暦の第10月の初めに

- ・ イード・アル=フィトルの間に勤務するスタッフへの一時金支給
- ・ ラマダン及びイード・アル=フィトルの間の物価上昇に対応するため、給与の支払要領の変更（月1回から月2回へ変更）

これらの対応策は、他国軍から広く意見を聴取するとともに、自衛隊の部隊の任務を行う上で、雇用する現地スタッフに求めるこれだけは譲ることができないという勤務内容を念頭に置きながら、現地スタッフの意見を聴取し、スタッフに宗教上の問題を確認しながら、双方が納得できる打開策として採られたものである。

それぞれの国によって、宗教、文化、慣習等が異なることから、このイラクの事例が他国においてもそのまま適用できるわけではないが、国際平和協力活動を行う際には、多様性の尊重という視点をもつことも必要である。

(4) 女性に対する暴力への対処

国際平和協力活動を行う場所は、治安が不安定な地域が多く、女性に対する暴力が大きな問題となっている場合も多い。犯罪行為そのものへの対処は、次の第3章で述べるので、ここでは省略し、女性に対する暴力への対処方法として、QIPs^{xlvi}の事例問題を取り上げる。

事例問題 3

貴官は文民の保護を行う PKO の軍司令部の G-9 (CIMIC 幕僚) である。

セクターA (PKO の活動地域を A、B、C、D のセクターに分けて、それぞれのセクターに担当部隊を割当て、活動を行っている) においては、性的搾取に関して、PKO 部隊の活動がほとんど効果をあげていないことに対して、受入国国民の批判が増大している。このため、治安情勢は悪化をたどっており、PKO が早急に何らかの対応をとらなければ、住民の信頼を失う危険性がある。軍事部門の活動により安全性を向上させることに加え、文民の保護を促進することを目的として行われている「Winning Hearts And Minds (人心掌握) プロジェクト」によって、地元住民の信頼と信用を維持するための取組みを迅速かつ効果的に支援しなければならない。こうした状況の中、セクターAを担当するセクター司令部の G-9 (CIMIC 幕僚) は、他の機関等 (NGO、UNDP、UNHCR、地方公共団体) と協力して、15 個の QIPs の提案を作成し、そのうちの 5 つを選択して、早急に取りかかりたい旨を、軍司令部の G-9 である貴官 に申し出てきた。

貴官は、何を考慮事項として、5 つを選択するか。

なお、提案された QIPs は次のとおりである。

- ①貯水池へのジェネレーターとポンプの接続 -S 市 \$25,000
- ②差別のない託児所の設置 -T 市 \$17,500
- ③警察施設の復旧 -T 市 \$7,500
- ④若い女性 (500 名) を対象とした職業訓練 -S、T、U 市 \$25,000
- ⑤学校施設の修理・復旧 -U 市 \$15,000
- ⑥水を運ぶトラックの購入 -S 市 \$20,000
- ⑦診療所のための備品の購入 -S 市 \$23,500
- ⑧ジェネレーターの購入 -T 市 \$12,000
- ⑨家庭への電気の接続 -U 市 \$25,000
- ⑩コミュニティーセンターの設置 -T 市 \$27,000
- ⑪公園にある平屋の建物の修理 -T 市 \$10,000
- ⑫浄水場の設置 -U 市 \$24,000
- ⑬ジェネレーターとポンプの導入 -S 市 \$18,000
- ⑭自動車整備訓練 (各村 15 名) \$25,000
- ⑮学校が必要とする教育用備品の提供 -T 市 \$3,000

xlvi QIPs: Quick Impact Projects

本事例は、米海軍大学院隷下の民軍関係センター（CCMR^{xlvi}）が提供している国連幕僚課程（UNSOC^{xli}）の演習で使われているものを簡潔にしたものである。

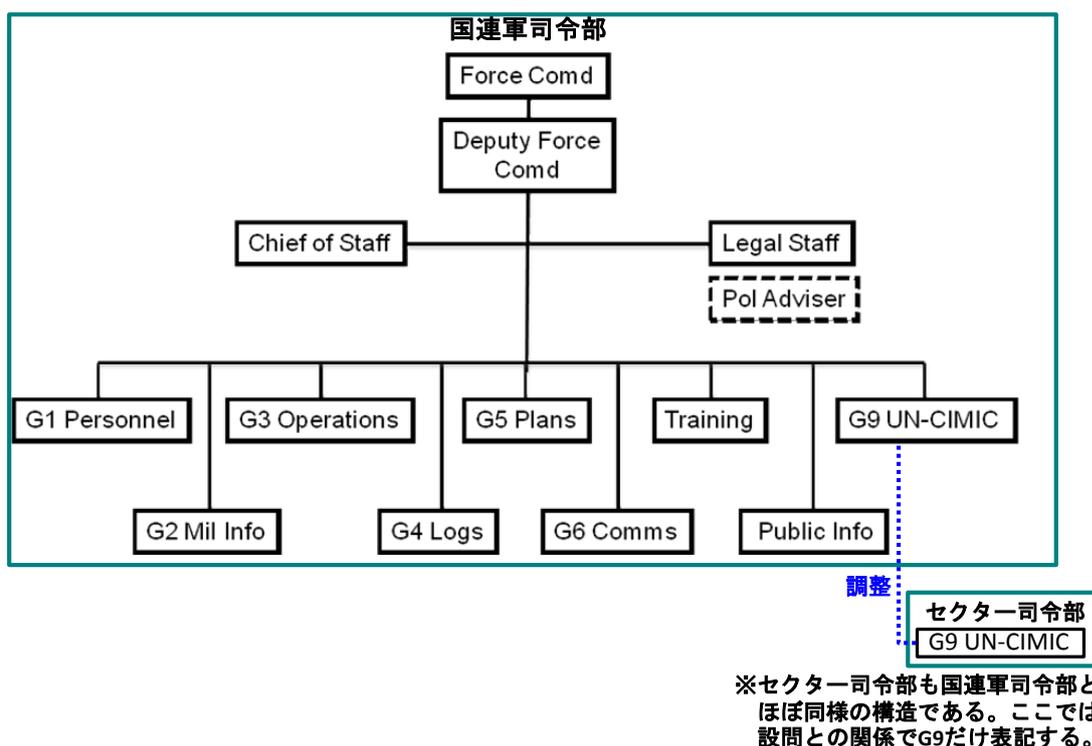
この事例をとりあげたのは、国際平和維持活動において行われる QIPs に関連する規則等を知るとともに、女性への暴力の防止への有用性を理解することを目的としている。

まずは、QIPs の説明に入る前に、事例問題にある「軍司令部の G-9（CIMIC 幕僚）」と「セクター司令部の G-9（CIMIC 幕僚）」の関係について、理解するために、PKO の軍司令部の構造について言及する。

ア 国連軍司令部の基本構造

国連軍司令部の基本構造は次のとおりである。

図 2-4 国連軍司令部の基本構造



出典：UNSOC（Center for Civil-Military Relations）講義資料を基に筆者作成

この構造はミッションによって異なる。

xlvi CCMR: Center for Civil-Military Relations

xli UNSOC: United Nations Staff Officers' Course

(ア) 人事幕僚 (G1 PERSONNEL STAFF)

人事に関わる全問題の軍レベルでの指導及び調整等を担当する。また、会計、宗教、福利厚生及び来訪者対応なども担当する。

(イ) 情報幕僚 (G2 MILITARY INFORMATION STAFF)

政治、地形、気象、脅威などのミッションに影響を与える要素を含め、作戦環境の継続的な分析を担当する。

情報幕僚 (G2) は、作戦幕僚 (G3) に組み込まれていることもある。

(ウ) 作戦幕僚 (G3 OPERATIONS STAFF)

軍事部門の組織・編成、平和維持活動の総合調整及び軍事部門の任務に関する監視、評価及び見積りを行う。

(エ) 兵站幕僚 (G4 LOGISTICS STAFF)

軍事部門の平和維持活動を計画・実行するため、軍事部門が必要とする支援を提供する。

(オ) 作戦計画幕僚 (G5 PLANS STAFF)

将来作戦に関わる構想の作成を担当する。

(カ) 通信幕僚 (G6 COMMUNICATIONS STAFF)

派遣部隊の指揮及び統制、ネットワークの管理及び情報保全等、部隊の通信に関わるすべての問題を担当する。

(キ) 訓練幕僚 (TRAINING CELL STAFF)

軍事部門における訓練計画を作成し、訓練を実施するために統合ミッション訓練センターと調整を行う。

訓練幕僚 (TRAINING CELL STAFF) は、作戦幕僚 (G3) の一部として組み込まれていることが多く、教訓等の収集・普及も担当している。

(ク) 広報幕僚 (PUBLIC INFORMATION STAFF)

受入国のメディア等を利用して、国連のメッセージを普及させるための広報活動を実施し、国連と民衆をつなぐ重要な役割を担当する。

広報幕僚は、ミッション司令部の広報部署の一部であることもある。

(ケ) CIMIC 幕僚 (G9 UN-CIMIC STAFF)

ミッションの文民部門や他機関が活動できる環境を作り出すとともに、受入国政府が和平プロセスを推進できる環境整備のための施策立案及び調整を行う。

イ Quick Impact Projects (QIPs)

Quick Impact Projects とは、小規模で、実行可能であり、かつ即効性のある住民に裨益するプロジェクトのことをいう。このプロジェクトは、ミッション、マンデート及び平和プロセスの信頼性を確立するために国連の平和維持活動においても、行われるもので、効果的に任務が実行できる環境の創造を企図するものである。

このプロジェクトを考案し、選択するための基準は次のとおりである¹。

- ①住民からの信頼性が得られていない場所において、任務を実行することにより、治安情勢や生活水準の向上を示すことによって、住民間にミッションで課せられた任務を受け入れやすくする、または、ミッションの信頼性向上に貢献するものであること。
- ②平和プロセスにおいて信頼醸成を促すものであること、または、平和プロセスの支援形成のために貢献するものであること、これには、住民に、早期に安定化の配当を示す行為も含まれている。
- ③住民が早急に必要とするものを提供することを通じて、ミッションに対する支援を生み出し、任務遂行のための環境改善に貢献するものであること

その他の条件として、最大でも6ヶ月間で完了するプロジェクトであること、1つのプロジェクトの予算の上限は通常、25,000ドルであるとされている⁸³。

¹ 国連 PKO 局／フィールド支援局政策文書 (United nations Department of Peacekeeping Operations / Department of Field Support Ref. 2012.21 ‘Quick Impact Projects(QIPs)’) による。

ウ QIPs の選定（事例問題の解答の一例）

（ア）目的との整合性

本事例においては、文民の保護、特に性的搾取が問題となっており、これを改善することが目的となる。

治安の不安定な地域において、女性が人権侵害の対象となるのは、こうした地域においては、男性は兵士としてかり出されて不在となっている、もしくは、紛争等にまきこまれ、死亡しているなどの理由から、女性が家庭の主たる働き手となっていることが多い。必然的に、水くみや市場での物品の売買は女性の仕事となり、こうした仕事に従事する際、単独での行動になることもあり、そうした機会が狙われることになる。したがって、水を汲むためのポンプや浄水装置などの導入は、女性がリスクに直面する機会を減らすことになり、結果として、女性の保護につながる。したがって、こうした観点からプロジェクトを選択する必要がある。

本問では、「①貯水池へのジェネレーターとポンプの接続」「⑥水を運ぶトラックの購入」「⑧ジェネレーターの購入」「⑫浄水場の設置」「⑬ジェネレーターとポンプの導入」は、女性が河川等に水を汲みにいくという機会を軽減させることによって、性的搾取の対象となる機会を減らそうとするものであり、選定の有力候補となる。

（イ）プロジェクトの効果、期間及び予算の制限

QIPs は、即効性のあるプロジェクトであることが前提条件である。例えば、訓練内容にもよるので一概にはいえないが、職業訓練などは、長期的には効果的であると考えられるが、短期的に効果を挙げるという点では効果は低いとも考えられる。また、プロジェクトによる受益者が少ない場合、期待される効果は低いものとなると考えられる。

本問では「④若い女性（500名）を対象とした職業訓練」は、短期的に効果を挙げられるものではないこと、受益者が女性500名に限られることから、検討対象として適切ではないと考えられる。また、⑭

「自動車整備訓練（各村 15 名）」も、短期的な効果、受益者数を理由に検討対象としては適切ではない。

プロジェクト完了が 6 ヶ月を超えるものや予算の上限を超えるものは、最初から除外しなければならない。⑩コミュニティーセンターの設置は 27,000 ドルであり、予算の上限 25,000 ドルを超えることから、選択すべきプロジェクトから除外されることになる。

(ウ) 他の部門、機関等との役割分担

プロジェクトの中には、必ずしも軍事部門が行わなくても、警察部門や文民部門、その他の機関等が行ったほうがよいものもあり、そうした要素から、選別していく必要もある。こうした選別を行うためには、PKO の各部門や国連カンントリーチーム、NGO との協議を行う必要がある。

本問では、特に「③警察施設の復旧」は、警察部門に、「②差別のない託児所の設置」「⑤学校施設の修理・復旧」「⑬学校が必要とする教育用備品の提供」等は、UNDP や NGO に任せの方が効果的なことも考えられるため、PKO の各部門や NGO、UNDP、UNHCR 等との調整を経て、選定する必要がある。

(エ) 地域間の平等性の確保

本事例においては、3 つの都市でのプロジェクトが計画されているが、ある特定の地域だけにプロジェクトが集中すると、そのことが利益を享受できなかった住民の不平・不満を高め、あらたな問題の発生原因となりうる。

したがって、地域別にバランスのとれたプロジェクトの選定が必要である。

本問では、住民の人口やプロジェクトの規模などを考慮して、S 市、T 市、U 市の 3 つになるべく平等に配分する等の配慮が必要である。



コラム UN-CIMIC

OUN-CIMIC とは？

事例問題に出てきた CIMIC 幕僚は、PKO における UN-CIMIC を担当する幕僚である。UN-CIMIC と呼称されているのは、この UN-CIMIC は NATO における CIMIC とは目的が異なるためである。この UN-CIMIC を理解するために、ここでは類似の概念について説明する。

○民軍作戦（CMO）・民軍協力（CIMIC）とは？

米軍が行ってきた民軍作戦（CMO）ⁱⁱ、北大西洋条約機構（NATO）が用いている民軍協力（CIMIC）ⁱⁱⁱは、軍事作戦における任務を前提として、その任務を支援するために、現地住民、行政、国際機関、国家機関、非政府組織（NGO）等の文民組織との間で「連携」及び「協力」することを主眼としたものである。CMO 及び CIMIC は、軍事組織の主たる任務の円滑な実施を支援するための補助的な活動であり、即効性が要求されるものである⁸⁴。

○民軍調整（UN-CIMIC）とは？

PKO が行う民軍調整（UN-CIMIC）とは、国連の統合ミッションにおける軍事部門幕僚の機能であり、ミッション全体の作戦目標支援のため、軍と文民アクターの連携を促進するものである。民軍調整は、文民アクター、特に現地政府が和平プロセスを推進できる環境を創出することを目的としている。米軍の CMO や NATO 軍の CIMIC が「軍事活動を円滑にする」ための人心掌握（winning hearts and minds）を行っているのに対して、民軍調整（UN-CIMIC）は現地人の能力や自信を改善するための国連ミッションの文民部門の努力を強調したものである。したがって、NATO 型 CIMIC が有する「軍への

ⁱⁱ CMO: Civil Military Operation

ⁱⁱⁱ CIMIC: Civil Military Cooperation

支援」機能はない⁸⁵。

○民生協力活動とは？

自衛隊が行う民生協力活動とは、国際平和協力活動等を円滑に実施するために行う、当該活動が実施される外国の住民その他の関係者の理解及び協力を確保するための業務をいう。

民生協力活動の具体例としてはイラク復興支援における自衛隊の活動が挙げられる。

イラク復興支援における自衛隊の主たる任務は、医療、給水、公共施設の復旧・整備などを通じた人道復興支援そのものであり、対外調整係が任務とする「交渉」は、これらの主たる任務を円滑に実施するために、中・長期的視点から現地の復興支援全体を見据えた「交渉」であり、現地の将来の絵姿までを具体的に描いた活動であったとされている。

こういった点から、イラク復興支援における民生協力活動は、米軍の CMO や NATO 軍の CIMIC が目的とする「軍事活動を円滑にすること」ではなく、現地人の能力や自信を改善するための国連ミッションの文民部門の努力を強調した UN-CIMIC に近い活動であったといえる⁸⁶。

⁸⁴ 榮村佳之「イラク復興支援における民生協力活動の実践と教訓」『国際安全保障』第 38 巻第 4 号、40 頁

⁸⁵ 同上、40～41 頁

⁸⁶ 同上、40～41 頁

(5) PKOにおける人権侵害への基本的対処方法

事例問題 4**・人権侵害の状況に直面した場合の基本的な対処方法は何か。**

国連で作成している CPTM (Core Pre-Deployment Training Materials)^{liii}によると、平和維持要員が人権侵害を目撃した場合の対処方法は次のとおりとされている⁸⁷。

- ①最低限でも、事実を記録し、ミッションにおいて定められた手順に基づいた報告を準備する。指揮命令系統又は管理態勢を通じて速やかに人権担当の部署へ報告する。
- ②情報収集又は人権侵害について報告するときには、被害者又は目撃者の身元に関する情報の収集を行うが、この情報を慎重に扱い、被害者や目撃者を危険にさらさないように、情報源は必要以上に公表しない。
- ③そして、人権担当の部署と上記問題について常時情報交換しておく。
- ④もし、現地の通訳とともに行動するならば、彼らの誠実さ、プロフィールや基本的なスキルについて、十分に把握しておく（これは人権特有のものではない）。
- ⑤被害者や目撃者に誤った期待を持たせてはならない。率直に、自分の与えられた任務とその限界について説明する。
- ⑥もし、状況とマンデートが許すなら、虐待を止めるための適当な介入を決める。介入の方法については、軍事・警察・文民部門の役割やミッションのマンデートによって決まる。あらゆる場合において、重要なのはミッションの人権担当の部署と行動を調整することである。

状況およびマンデートによっては、侵害行為を停止するための適切な介入を決定する。その際、どの様な介入（を行う）かは、ミッションの構成やマンデートにより異なる。軍事要員は、文民の生命を守るための

^{liii} CPTM: Core Pre-Deployment Training Materials

平和維持要員（軍人、警察及び文民）が国連平和維持活動において効果的に活動するために必要な基礎的知識を付与するための教育で使用される教材

直接的軍事行動を行いうるし、国連警察は警察当局を介して対処することもある。

いかなる場合であってお、重要なことはミッションにおいて人権を担当する部署（構成員）と協調した行動をとることである。人権擁護活動は極めて複雑であり、十分な考慮・検討を経ない行動によって『侵害の被害者を救援する』どころか、害してしまうような結果とならないよう、最大限の注意を払わなければならない。

- ⑦状況をフォローし続ける。例えば、パトロールや監視を繰り返す。
- ⑧人権担当部署や他の関連部署に介入や支援を必要とする人権問題の情報を常時提供する。

⁸⁷ United Nations CPTM Unit3, p38

3 児童の権利の保障

(1) 児童が抱える問題

設問

- ・ 国際法上保護される「児童」とは、どういう条件を満たした者をいうか。
- ・ 国際平和協力活動を行う地域において、なぜ児童の権利を保障しなければならないのか。
- ・ 国際社会における主な児童の問題は何か。

ア 児童の権利の保障の必要性

図2-5 児童の抱える問題の概要



出典：筆者作成

児童とは、「18歳未満のすべての者」をいう（児童の権利条約1条本文）。児童について条約等による保護が必要とされるのは、児童が精神的・身体的に未成熟であり、社会的弱者の立場にあるからである。なぜなら、児童は、その生活を完全に大人に依存し、肉体的、精神的にあらゆる種類の影響を受けやすいことから、容易に操られてしまうからである⁸⁸。また、精神的・身体的未成熟な特徴に加え、地球の人口のおよそ50%を占めており、極めて困難な条件下で生活している児童が、世界中に存在していることから、こうした児童の権利を保障する必要がある。

イ 児童労働

特に、貧困を主因として問題となっているのが、児童労働である。世帯所得の4分の1程度を子どもたちが稼いでいるような貧しい家庭では、収入の多くが食料に充てられており、働く子どもたちの収入が家族の生存にとって非常に重要な位置づけを占める。そして、多くの国では基礎教育が有料で、また教育サービスの普及程度も不十分なため、すべての児童が学校に通える状況ではないことも多い。こうした背景から両親が教育に価値を見出さない場合には、その家の子どもたちは学校に行かずに働かされることになる。また、使用者は、児童への労働対価が大人に比べて安く、また抵抗をしないで命令に従順に従うことから、児童を雇うことを好む傾向にある⁸⁹。現在、ILOの統計によると、約2億4600万人の児童（5-17歳）（世界中の児童の6人に1人）が児童労働に従事しているといわれている⁹⁰。

表3-1 児童労働の実態

労働の形態	内訳	人数
児童労働をしている児童	全体	2億4600万人
	15歳未満	1億8600万人
危険で有害な労働をしている児童	全体	1億7100万人
	15歳未満	1億1100万人
無条件に最悪の労働をしている児童	全体	840万人
	強制労働・債務労働	570万人
	強制的な子ども兵	30万人
	買春・ポルノ	180万人
	不正な活動	60万人

出典：ILO 駐日事務所 HP の資料を基に筆者作成

ウ 性的搾取

児童労働の中でも、最悪の形態の児童労働として見なされて、大きな問題となっているのが、児童買春、児童ポルノである。ILOの2000年

の児童労働世界統計は、世界中で買春やポルノグラフィで搾取される児童数を 180 万人と推測している。ほとんどの国で 80～90%の被害者は女子だが、男子が多数を占める場所もある⁹¹。

エ 児童兵士

他の最悪の形態の児童労働のひとつとして、児童兵士がある。世界中の 36 の武力紛争で、30 万人にもものぼる 18 歳未満の児童が労働目的で使用されている。これには、正規・非正規の武力軍やその他の武装集団とかかわり、戦闘員やコック、ポーター、伝達役などとして働かされる児童を含んでいる。また、小型で軽量の武器が大量に紛争地域に流れ込むことによって、多くの児童が兵士として使用されるようになった。アメリカ大陸やヨーロッパ、中東でも児童は労働力として使われているが、アフリカとアジアではもっとも深刻な問題となっている⁹²。

写真 2-1



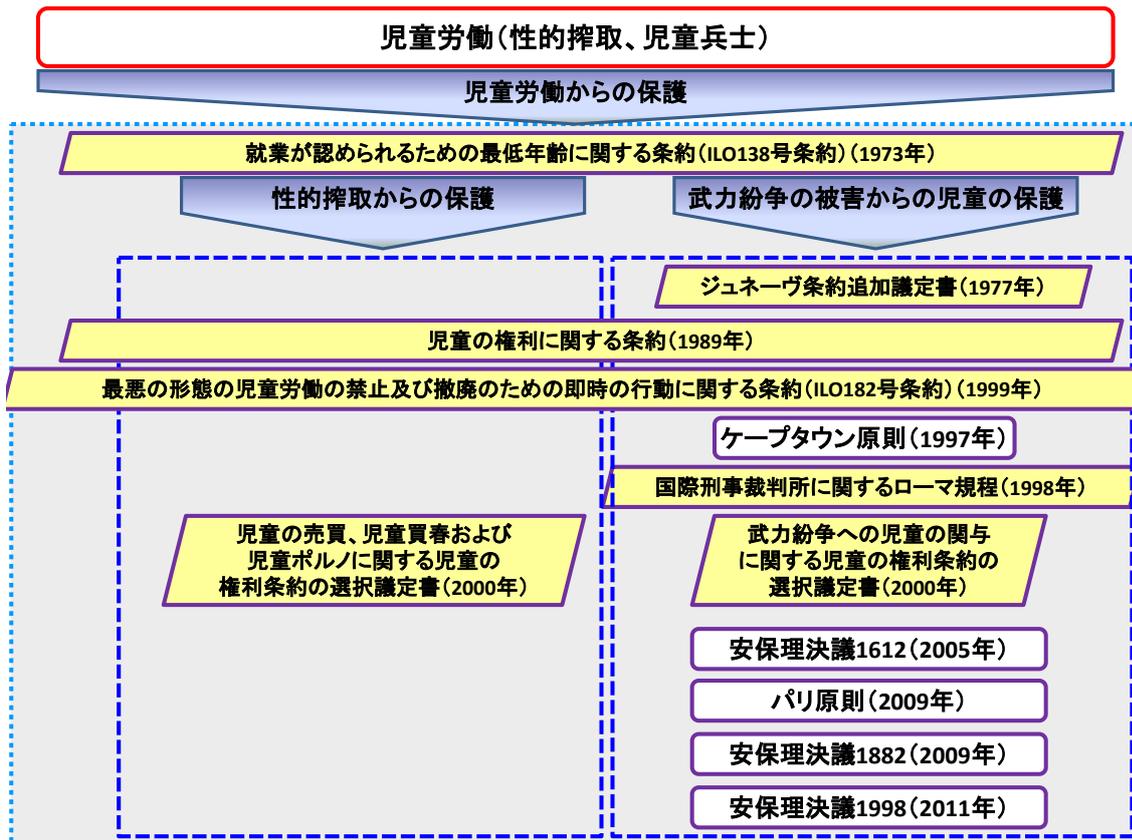
©UNICEF/kent Page 提供：（公財）日本ユニセフ協会
リベリア和解・民主連合（LURD）の反政府軍、
リベリア民主運動の反政府軍として戦う児童兵士。
その大部分が戦争中の軍隊から無理やり兵士として
招集されている

(2) 児童の権利を保障するための枠組み

設問

- ・ 児童の権利を保障するための枠組みはどのようなものか。

図 2-6 平和構築の過程における児童の権利を保障するための枠組み



 : 条約

出典：筆者作成

女性の権利の保障に関連する条約と比較して、児童の権利の保障に関する条約は非常に多い。これは児童が精神的・身体的に未熟であり、児童を保護する必要性について、国際的に合意を得られやすいことが理由であると考えられる。

ア 就業が認められるための最低年齢に関する条約 (ILO138 号条約)

「ILO138 号条約」は、1973 年 6 月 26 日国連総会で採択された、ILO が 1919 年以降に採択された業種別、最低年齢条約を、改正・統合

した、最低就業年齢に関する条約である。

本条約は、児童労働の廃止と若年労働者の労働条件向上を目的に、就業の最低年齢を義務教育修了年齢と定め、いかなる場合も15歳を下回ってはならないことを規定している。ただし、開発途上国の場合は、当面14歳とすることも認められている。

若年者の健康、安全、道徳を損なうおそれのある就業については、最低年齢は18歳以上に引き上げられ、軽易労働については、一定の条件の下に、13歳以上15歳未満の者の就業を認めることができる（途上国の場合には12歳以上14歳未満）⁹³。

イ ジュネーヴ条約追加議定書

「ジュネーヴ条約追加議定書」は、武力紛争の形態が多様化・複雑化したことを踏まえ、文民の保護、戦闘の手段及び方法の規制等の点で、ジュネーヴ諸条約を始めとする従来の武力紛争に適用される国際人道法を発展・拡充したものであり、1977年に採択された。

本議定書によって、国家及び国内の武装勢力による児童兵士の徴募や戦闘参加の年齢制限が定められ、15歳未満の児童兵士の徴募・利用は原則として禁止された。

ウ 児童の権利に関する条約^{liv}

「児童の権利に関する条約」は、1989年11月20日に国連総会で採択された児童の人権の尊重・保護の観点から必要となる締約国の義務を規定した条約である。

本条約は、18歳未満のすべての者を「児童」と定義し、締約国は、条約で保障された権利をいかなる種類の差別もなしに尊重・確保しなければならない旨を規定した。また、児童の最善の利益が第一次的に考慮

^{liv} 条約の名称に含まれる child という語を「児童」と翻訳するか「子ども」と翻訳するか国会審議で問題となった当時の政府・与党は、従来の条約の訳例及び法令用語との整合から「児童」を用いるべきと主張し、「児童」という名称を条約では用いている。ただし、広報にあたって、分かりやすくするために「子ども」も用いることが合意され、国会により承認された。

されなければならないという指導的原則が条約全体を貫いている。

本条約にはすべての国連加盟国が署名しているが、批准手続きをとっていない国は、米国とソマリアのみとなっている。したがって、この2ヵ国を除く全ての締約国は、本条約の履行が国際法上義務づけられている。

エ ケープタウン原則

「ケープタウン原則」は、1997年、ユニセフが、南アフリカのケープタウンで開催された国際シンポジウムで、児童の権利条約関連のNGOと共同で、武力紛争における児童の権利保護に関する国際的基準をまとめたものである⁹⁴。この原則では、敵対行為の参加だけでなく、軍隊及び武装集団によるすべての形態の徴兵において、最低年齢を18歳に引き上げるための提案が行われた。

オ 最悪の形態の児童労働の禁止及び撤廃のための即時の行動に関する条約 (ILO182号条約)

「ILO182号条約」は、1999年6月の総会において、ILOがILO条約を補完するものとして採択した「最悪の形態の児童労働の禁止及び廃絶のための即時行動に関する条約」である。本条約では、「最悪の形態の児童労働」として、①あらゆる形態の奴隷制度またはそれに類似した慣習、②売買春または児童ポルノ等における児童の使用等、③不法な活動（とくに麻薬の製造・取引）における児童の使用等、④業務の性質またはそれが行われる状況により、児童の健康、安全または道徳を損なうおそれがある業務」の4つを挙げており、批准国は刑罰を含み、条約の効果的な実施を確保するための措置を講じることが求められる。

カ 国際刑事裁判所に関するローマ規程

「国際刑事裁判所に関するローマ規程」は、国際的武力紛争において、15歳未満の児童を軍隊や武装団体に徴募もしくは入隊させることまたは敵対行為に直接参加させることは、戦争犯罪になるとし（8条2項b xxvi）、さらに国際的でない武力紛争の場合でも、同様のことが禁止されると規定している（8条2項e vii）。本規程によって、国際法上はじ

めて、児童兵士の徴募、入隊または使用が戦争犯罪とされた⁹⁵。

キ 児童の売買、児童買春および児童ポルノに関する児童の権利条約の選択議定書

「児童の売買、児童買春および児童ポルノに関する児童の権利条約の選択議定書」は、2000年5月26日、国連総会において採択された児童の売買、児童売春及び児童ポルノを防止することを目的とする条約である。

本選択議定書は、児童の売買^{lv}、児童買春^{lvi}、児童ポルノ^{lvii}を定義するとともに、性的搾取や臓器売買、強制労働を目的とした児童売買や不適切な養子縁組の禁止（3条1項a）、買春目的での児童の提供、入手、周旋、供給の禁止（3条1項b）、児童ポルノの製造、流通、配布、輸出入と、そうした目的での所持の禁止を規定している。

また、違反した者は各国の法令で罰するよう対応を求めた（3条3～5項）ほか、国内だけでなく、国民の国外での犯罪も罰するよう求めている（4条）。

ク 武力紛争への児童の関与に関する児童の権利条約の選択議定書

「武力紛争への児童の関与に関する児童の権利条約の選択議定書」は、2000年5月26日、国連総会において採択された児童の権利条約で規定された徴兵及び敵対行為の参加の最低年齢（15歳）を18歳以上として、武力紛争の被害から児童を保護することを目的とした条約である。

本選択議定書は、敵対行為に直接参加できる年齢を18歳に引き上げるとともに、締約国に対し、18歳未満の者を自国の軍隊に強制的に徴集しないことを確保する義務を課している（1条、2条）。また、18歳

lv 報酬その他の対象のために、児童が個人若しくは集団により他の個人若しくは集団に引き渡されるあらゆる行為又はこのような引渡しについてのあらゆる取引

lvi 報酬その他の対償のために、児童を性的な行為に使用すること

lvii 現実の若しくは疑似のあからさまな性的行為を行う児童のあらゆる表現（手段のいかに問わない。）又は主として性的な目的のための児童の身体的な部位のあらゆる表現

未満の者の自発的入隊を認める締約国は、とくに「当該採用が真に志願する者を対象とするものであること」及び「当該採用につき当該者の父母又は法的保護者が事情を知らされた上で同意していること」を確保するよう求められる（3条(a)・(b) ^{lviii}。

ケ 安保理決議第 1612 号

「安保理決議第 1612 号」は、2005 年 7 月 26 日に全会一致で可決された（紛争下における）6 つの形態の児童の権利の重大な侵害行為を監視し報告する仕組みと、作業部会の設置を求めた安保理決議である。

この決議に基づき、ユニセフと、児童と武力紛争に関する国連事務総長特別代表事務所(SRSG-CAAC) は、世界中の NGO・市民団体などとともに、ブルンジ、コートジボアール、コンゴ民主共和国、ネパール、ソマリア、スリランカ、スーダンの 7 カ国で、①殺傷、②誘拐、③学校や病院への襲撃、④性的暴行、⑤徴兵、⑥紛争地域での人道支援活動に対する妨害の 6 つの側面における「監視と報告」システムの構築を模索・検証している ⁹⁶。

コ パリ原則

「パリ原則」とは、2007 年 2 月にパリで開催された会議において 78 カ国の政府が宣言した児童兵の徴募の阻止、紛争の影響を受けた児童の保護、戦闘を強要された児童の社会復帰を支援するためのガイドラインである。

ユニセフは、児童の徴兵を防止及び徴用された児童の武装解除と社会復帰を進めるため、各国政府や国際機関、NGO の代表や専門家を集め、

^{lviii} 本条約締約に伴い、日本における「自衛隊生徒」（応募資格：中卒 17 歳未満の男子）と「敵対行為に直接参加できる年齢（18 歳）」の関係が問題となった。自衛隊法施行規則の改正により、自衛隊生徒は「専ら教育訓練のみを受ける自衛官」（自衛隊法施行規則 24 条 2 項）であり、敵対行為へ直接参加することはないという整理をして条約との整合を図った。その後、自衛官定数削減にともない、22 年度入校者から「生徒」（防衛省職員）となったため、条約に抵触することはなくなった。

この問題に関する国際的な専門家会議を開催して、「ケープタウン原則」を見直し、「原則」の中で示されている「基準」を、様々な国際法との更なる「すり合わせ」をする必要性などを明らかにした。こうした議論を経て、作られた新たな国際基準が「パリ・ガイドライン」である。この新基準が、徴兵の防止や武装解除、社会復帰などの支援活動を始めるとに当たっての指針として、また、その評価基準として活用されようとしている⁹⁷。

サ 安保理決議第 1882 号

「安保理決議第 1882 号」は、2009 年 8 月 4 日全会一致で採択された児童と武力紛争に関する事務総長年次報告書の添付資料への紛争当事者として記載する基準を「児童の殺傷」及び「性的暴力」に従事している武力紛争の当事者も対象として、「紛争当事者」にあたるとして記載する範囲を拡大すること等を内容とする決議である⁹⁸。

事務総長年次報告書に紛争当事者として記載された場合、この年次報告書そのものが、紛争当事者が裁判の対象となった際の犯罪の事実を裏付ける重要な資料の一つとなりうる。そこで「紛争当事者」として認定される範囲を拡大することによって、児童への侵害行為を減らそうとするものである。

シ 安保理決議第 1998 号

「安保理決議第 1998 号」は、2011 年 7 月 12 日全会一致で採択された児童と武力紛争に関する事務総長年次報告書の添付資料への紛争当事者として記載する基準を「学校および／または病院への繰り返される攻撃」及び「学校および／または病院に関係して保護される人に対する繰り返される攻撃または攻撃の脅威」に従事している武力紛争の当事者も対象とし、紛争当事者にあたるとして記載する範囲を拡大すること等を内容とする決議である。

本決議も、「安保理決議第 1882 号」と同様に、事務総長年次報告書に紛争当事者として記載される範囲を広げることにより、児童への侵害

行為を減らそうとするものである。

(3) 児童労働からの保護

事例問題 5

・PKO 派遣部隊において、車両の洗車を行わなければならないところ、部隊の宿営地の近傍にて貧しい生活を送っている 16 歳の少年が、洗車のアルバイトをしたいと雇用を担当している隊員に申し出てきた。この申し出を受けてよいか。

ア 経済的搾取及び危険な労働から保護される子どもの権利

児童の権利に関する条約は、「締約国は、児童が、経済的搾取から保護される権利、および、危険があり、その教育を妨げ、もしくはその健康または身体的、心理的、精神的、道徳的または社会的発達にとって有害となるおそれのあるいかなる労働に就くことから保護される権利を認める」（32 条）と規定し、児童が、むりやり働かされたり、そのために教育を受けられなくなったり、心や体によくない仕事をさせられたりしないように守られる権利があることを認めている。

イ 児童労働

児童労働とは、法定の就業最低年齢を下回る年齢の児童によってなされている労働のことをいう⁹⁹。

前述のとおり、児童とは 18 歳未満のすべての者をいうが、18 歳未満の児童の労働をすべて禁じるのは現実的ではない。したがって、どのような労働が何歳の児童に対して認められるかという、最低就業年齢の問題が生じてくる。

児童の権利に関する条約は、最低就業年齢について「他の国際文書の関連条項に留意しつつ」と規定するだけで具体的年齢は規定していない。この年齢については、ILO が 1973 年に採択した「就業の最低年齢に関する条約」（ILO138 号条約）が国際的な解釈基準となっている。

本条約に規定された就業を認める最低年齢は次のとおりである。
就業最低年齢：一般に 15 歳（途上国は当面 14 歳とすることができる）

軽易な労働：13歳（途上国は当面12歳とすることができる）

健康・安全・道徳を損うおそれのある労働：18歳

したがって、現地で住民を雇用するときは、この就業最低年齢を遵守しなければならない。

ウ PKOにおける児童の労働（事例問題の解答の一例）

本事例問題では、児童の年齢が16歳であり、ILO138号条約の定める就業最低年齢を上回っていることから、雇用は認められると思えるが、PKOでは、児童の労働に関して、ILO138号条約に定められた就業最低年齢よりも更に厳格な措置をとっている。第5章の文民の保護においても後述するが、「労働や性的搾取・虐待等をも含むその他のサービスのために児童を雇用すること」は、PKO要員の禁止事項とされている。この理由について明確に示された文書等は確認できていないが、内閣府PKO事務局の研究者との討議を経てたどり着いた結論としては、国連では、「児童の権利に関する条約」が規定する児童（18歳未満）の健全に発展する権利を重視し、一律に雇用を禁止しているものと思われる。

したがって、ILO138号条約に規定されている年齢にかかわらず、児童を雇用することは、一切認められていない。

（4）性的搾取からの保護

事例問題6

・PKOの部隊の所在する拠点の周辺に、明らかに子どもとわかる売春行為を勧誘する女性が居住するようになった。PKO隊員が少女買春行為を行った場合、どのような処置がとられるか。

ア 児童買春に対する締約国の刑法又は刑罰法規の適用

児童の売買等に関する選択議定書第1条に、締約国における「児童の売買、児童売春」の禁止を規定している。そして、ただ禁止するだけでなく、第3条において、「各締約国は、その犯罪が国内で行われたか、国際的に行われたか問わず」「自国の刑法又は刑罰法規の適用を完全に

受けることを確保する」と規定されており、本条約締結に伴って、日本は「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」を策定している。

この法律が策定されたことにより、児童買春を外国で行った場合、その国が児童買春を禁止していなくても、日本の法律が適用されることになる。

イ 児童買春に対する日本の国内法による処罰

児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律第10条の規定により、海外で児童買春を行った場合も、国外犯として同法律によって、五年以下の懲役又は三百万円以下の罰金という刑罰の対象となる。

ウ 児童買春に対する処置（事例問題の解答の一例）

当該行為が問題となった場合、国連は、まず調査を行い、該当する場合は、当該 PKO 隊員が国際平和維持活動をするために認められている特権及び免除が剥奪され、任務から離脱させることになる。こうした隊員は二度と任務に復帰できず、本国である日本へ送還されることになる。帰国後、国内法（児童ポルノ法）に基づき、刑罰が課され、あわせて、懲戒処分を受けることになる。

実際にコンゴやハイチの国際平和維持活動において、外国の PKO 要員の買春行為が問題となっており、国連は調査を行い、当該要員を本国に送還させている。

(5) 武力紛争の被害からの児童の保護

事例問題 7

・PKO の部隊が活動する地域において児童兵士に遭遇する可能性が高いことが見積もられている。児童兵士に直面した場合、どのような措置をとるべきか。

ア 児童兵士として保護される範囲

条約等において、児童兵士として保護される範囲は次のとおりである。

表 3-2 条約等において子ども兵士として保護される範囲

条約等名	児童兵士に関連する主な内容	備考
ジュネーブ 第一追加議定書	15歳未満の児童の敵対行為への直接参加禁止	
ILO182号条約	武力紛争において児童を利用するための強制的な徴募を「最悪の形態の児童労働」として禁止	
ICC 規程	15歳未満の児童の軍隊への徴兵若しくは入隊、敵対行為への積極的参加の禁止	戦争犯罪として規定
児童の権利条約 選択議定書	18歳未満の軍隊の構成員の敵対行為への直接参加の禁止	
パリ原則	軍及び武装グループと関連している18歳未満の児童であり、戦闘員のみならず、調理員、雑役、スパイ、性的目的で利用される者等を含む。	

出典：筆者作成

このように、条約等によって、児童兵士として保護される範囲が異なることから、現場で混乱するのではないかという問題が考えられるが、このように条約に抵触した戦闘組織と自衛隊員が直接、コミュニケーションをとって、児童兵士と思われる戦闘員等の年齢を確認するということは考えにくく、また、見た目だけでは正確な年齢を割り出すことは不可能である。

こうしたことから、国際法上の保護範囲は理解しておく必要があるものの、隊員が現場で児童兵士と直接対峙しあう場合は年齢の確認は困難であることを認識しておく必要がある。

イ 児童兵士と遭遇した場合の措置（事例問題の解答の一例）

写真2-2



出典：UN DPKO STM¹⁰⁰

前述のとおり、児童と思われる兵士と遭遇しても、年齢は見ただけでは判断できない。

他方、児童側から自衛隊員を見た場合、自衛隊員は戦闘服を着用した警戒すべき対象、状況によっては敵として認識されるおそれがある。また、精神的に未成熟という特徴から、マインドコントロールを受けやすく、感情を制御できない可能性もある。実際に、ルワンダにおいては、対立する民族に親族を殺された経験を持つ児童兵士の発砲が虐殺のきっかけとなったという事例もある。

したがって、児童兵士と思われる兵士と遭遇した場合は、他の兵士以上に警戒して、あくまでも一兵士と見なして行動する必要がある。2014年4月に国連から提示された「児童の保護」に関する「特別教育マニュアル（STM: Specialized Training Material）」においても、児童兵士に対しては、原則として戦闘員として対応し、ROEに従って行動することが明記されており、児童兵士を、急迫の脅威であると認識すべき具体的状況を想定し、予め訓練しておく必要性を説いている。また、その結果として「児童兵士」に対して防御的措置を取らざるを得なかった隊員への心理的影響をケアする準備が必要であるとされている。

もつとも、被害者としての側面から児童を保護することも重要であり、可能な範囲で情報を入手し、司令部等を通じて、ミッションの児童担当の部署、担当区域内の児童保護アドバイザー（CPA）^{lix}や関係国際機関^{lx}に通報し、児童兵士を保護することも求められる。

なお、国連の CPTM 及び前述の「児童の保護」STM においては、児童の名前、人数、性別、場所、所属グループ、違反行為等、そのときの状況を報告すべき内容として規定している。また、その際に注意すべき事項として、監視活動等により児童を危険にさらさないよう配慮すべきことや、児童に直接質問することの禁止、児童の写真撮影の禁止が示されている。この監視活動については接近・接触すること自体が情報流出を恐れる所属グループから当該児童に対する制裁の対象となりうるためである。また、児童の写真撮影が禁止されているのも同様に、カメラ等の紛失により、児童の所属グループ等が写真を入手した際、撮影の対象となった児童が危険にさらされるからである。この情報収集を行う際、前述のとおり条約等による児童兵士の定義はそれぞれ異なることから、情報収集の対象範囲が問題となると考えられる。これについて、前述の国連「児童の保護」STM においては、児童兵士の定義は、パリ原則を採用している状況を踏まえると、あらゆる軍隊に存在する 18 歳未満の児童と思われる者については、正規、非正規を問わず、情報収集の上で保護の対象とすべきであると考えられる。

以上のとおり、「児童の保護」は、考慮事項が多岐にわたり、現場で迅速な状況判断を求められる重要事項であり、活動地域の情報収集を可能な限り行ったうえで事前に作戦計画の中にきめ細かく反映することが求められるものである。また、派遣前には児童への対応を想定した、対処要領の策定や訓練が必要である。

^{lix} Child Protection Advisor

^{lx} 2014 年 4 月に国連により提示された「児童の保護」の STM では、児童保護と関係が深い国連カントリーチームとして、UNICEF, UNHCR, WHO, UN Women, WFP, UNDP が挙げられている。

-
- 88 ヤヌシュ・シモニデス編著『国際人権法マニュアル 世界的視野から見た人権の理念の実践』明石書店、2004年、339頁
- 89 <http://www.ilo.org/public/japanese/region/asro/tokyo/ipec/introduction/reason.htm> (2013年8月25日10:00閲覧)
- 90 <http://www.ilo.org/public/japanese/region/asro/tokyo/ipec/facts/numbers/index.htm> (2013年8月25日10:30閲覧)
- 91 http://www.ilo.org/public/japanese/region/asro/tokyo/ipec/facts/worst_forms/4prostitu/01.htm (2013年8月25日11:00閲覧)
- 92 http://www.ilo.org/public/japanese/region/asro/tokyo/ipec/facts/worst_forms/3child_sol/01.htm (2013年8月25日11:30閲覧)
- 93 http://www.ilo.org/public/japanese/region/asro/tokyo/standards/st_c138.htm (2013年8月26日11:10閲覧)
- 94 ユニセフ HP 「ケープタウン原則」 (URL: http://www.unicef.or.jp/library/pres_bn2007/pres_07_10.html 2013年7月10日11:00閲覧)
- 95 アムネスティ・インターナショナル日本 国際人権法チーム編『入門 国際刑事裁判所 紛争下の暴力をどう裁くのか』現代人文社、2005年、62頁
- 96 ユニセフ HP 「プレスリリース：10年で子ども200万人が犠牲に国連安全保障理事会、武力紛争下の子どもの保護へ（2006年7月24日 ニューヨーク発）」 (URL: http://www.unicef.or.jp/library/pres_bn2006/pres_07_08.html 2014年4月16日11:30閲覧)
- 97 ユニセフ HP “Free Children from War” URL: http://www.unicef.or.jp/library/pres_bn2007/pdf/070205.pdf (2013年7月10日11:00閲覧)
- 98 外務省 HP 「2009年8月の国連安全保障理事会の主な動き（議長国：英国）」 (URL: http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/un_anpori/torikumi/ugoki_0908.html 2012年8月26日14:30閲覧)
- 99 <http://www.ilo.org/public/japanese/region/asro/tokyo/ipec/> (2013年8月26日11:00閲覧)

¹⁰⁰ UN DPKO, *SPECIALISED TRAINING MATERIALS ON CHILD PROTECTION FOR UN PEACEKEEPERS*, p139

4 避難民の権利の保障

(1) 避難民が抱える問題

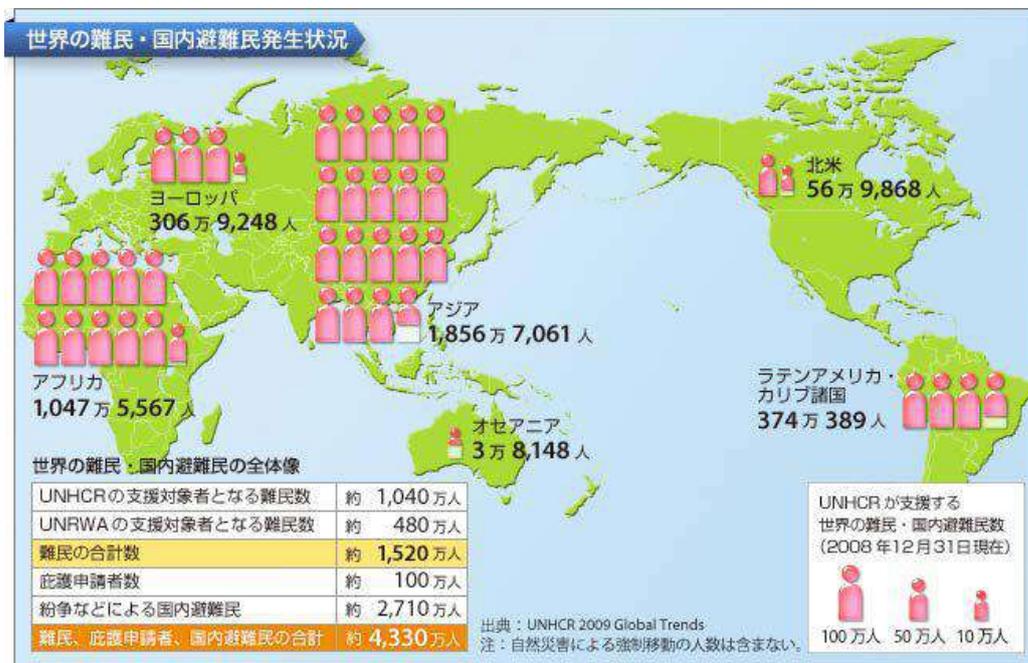
設問

- ・ 避難民の権利を保障しなければならないのはなぜか。
- ・ 国際社会において、難民が問題として、とりあげられるのはなぜか。
- ・ 国内避難民は、難民と何が異なるのか。また、国内避難民は、どのような問題を抱えているのか。

ア 避難民の権利の保障の必要性

避難民とは、一般的に天災・火災・戦争などで避難した人々をいう。国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）^{lxii}によると、2009年末時点において、世界中で紛争や迫害により、4330万人が避難を余儀なくされている。そのうち、1520万人が難民であり、2710万人が国内避難民、約100万人が庇護申請者（難民として認められるのを待つ人々）である。

図2-7 世界の難民・国内避難民発生状況



出典：外務省 HP「わかる！国際情勢」¹⁰¹

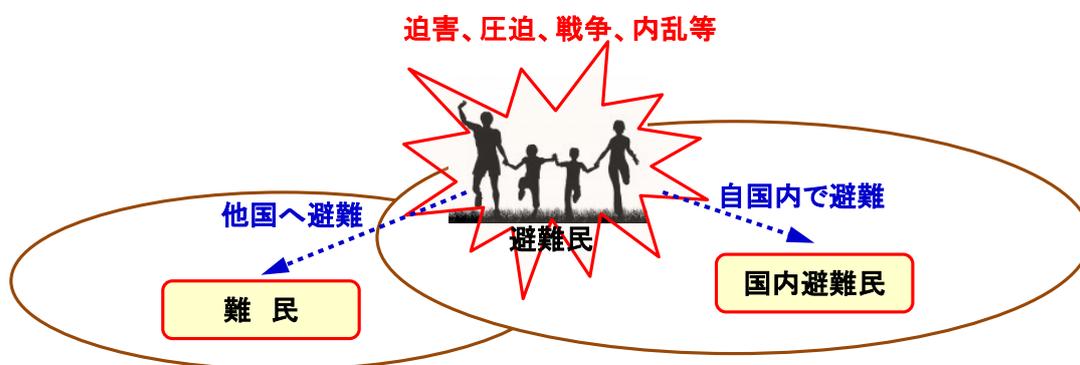
避難民の権利の保護が必要となるのは、避難民は、自己の人権に対す

^{lxii} UNHCR: United Nations High Commissioner for Refugees

る重大な侵害のおそれからの救済を、避難民の本国で得られないからである。UNHCRが支援する避難民のほぼ半数は女性と子どもであることから、避難民の問題は、前節までに言及した、女性及び児童の権利の保護の問題も包含し、複雑なものとなっている。

本章で取扱う避難民については、迫害や圧迫あるいは戦争や内乱等の人為的な侵害行為の対象となっている難民と国内避難民について言及する。

図2-8 難民・国内避難民の区分



出典：筆者作成

イ 難民 (Refugees)

(ア) 難民の定義

難民とは「人種、宗教、国籍、政治的意見やまたは特定の社会集団に属するなどの理由で、自国にいと迫害を受けるかあるいは迫害を受ける恐れがあるために他国に逃れた」人々をいう。

(イ) 難民の問題

多数の難民を受け入れることは、受入国家にとって経済的負担となり、社会的緊張につながることもあり、その結果、受入国の安全保障を脅かすことにつながる可能性がある。また、難民と同様に国境を越えて他国に移動する労働移民等との区別が困難であり、受入国が難民を認定するには多くの時間を必要とするという問題もある。

しかしながら、迫害や戦争、内乱等の人為的な侵害行為から難民を

保護することは、人道上・人権上必要不可欠であり、一つの国だけでは解決ができない問題であることから、国際社会としての対応が求められることになる。

(ウ) 難民の保護の経緯

19 世紀においては、政治犯罪人を除き、難民、逃亡犯罪人、経済的流民等の他国からの亡命者を自国領域内に保護することは、国家の裁量行為であり、難民は特別に扱われることはなかった¹⁰²。

第一次世界大戦後、国際連盟はロシア革命によって発生した難民の救済のため、1921 年、ノルウェーの探検家ナンセンを国際連盟高等弁務官に任命した。1930 年代に入ると、ナチス・ドイツからのユダヤ人難民、スペイン内乱による難民、イタリアのファシスト政権からの避難民などが次々と発生し、第二次世界大戦の勃発によって、さらに難民は増加の一途をたどることになった。

第二次世界大戦後になると、1946 年に、国際難民機関 (IRO)^{lxii} が国連総会によって設置され、連合国救済復興機関 (UNRRA)^{lxiii} を承継する形で発足した。しかし、同時期に、ソ連影響下の東欧諸国において次々と社会主義政権が誕生すると、東欧諸国から西側に逃れる難民の救済が新たな課題となり、国連は難民条約の作成に着手することになった。IRO は当初から暫定的なものとされており、国連は 1950 年、同機関に換えて国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) の設置を決め、1951 年 1 月に発足させると同時に、1951 年 7 月、ジュネーブにて「難民の地位に関する条約」を採択した¹⁰³。本条約成立後、欧州だけでなく、アフリカ等の他の地域でも多数の難民が生じたため、保護対象となる難民の範囲を拡大するため、1966 年、「難民の地位に関する議定書」が作成され、1967 年 10 月 4 日に発効されている。

lxii IRO: International Refugee Organization

lxiii UNRRA: United Nations Relief and Rehabilitation Administration

ウ 国内避難民 (Internally displaced persons)

(ア) 国内避難民の定義

国内避難民とは、武力紛争、一般化した暴力状態、人権侵害、または自然もしくは人為的災害の影響の結果として、またはそれらを回避するために住居もしくは常居住地からの逃避もしくは退去を強制、または余儀なくされ、かつ国際的に承認された国境を越えていない個人、もしくは集団のことをいう¹⁰⁴。平和構築の分野では IDP と略語による呼称が多用されている。

(イ) 国内避難民の問題

国内避難民の問題は、政府に国内避難民を保護する義務があるにもかかわらず、保護できない、あるいは保護する意思がないことにある。

国内避難民の置かれる状況は、難民とほぼ同じであるが、国内避難民は、国境を越えていないことから、難民条約の難民に該当せず、条約によって保護されることはない。また、国内避難民の問題は、内政問題であり、国内避難民を国際的に保護しようとする内政不干渉の原則に抵触することになる。しかしながら、多くの国内避難民は、本来保護すべき責任を有する政府からの弾圧、迫害及び人権侵害等から生じており、国内避難民の受ける被害は、難民の受ける被害を上回ることも少なくはない。

(ウ) 国内避難民の保護の経緯

国内避難民が注目を浴びるようになったのは、1990年代になってからである。冷戦の終結により、米ソ二大国の力で抑えられてきた宗教・民族による国内紛争が、アフリカ、中東、ヨーロッパを中心に多発した。1991年、イラク北部において避難民が発生し、多国籍軍による保護が行われ、続いて国連が対応する措置をとっている。その後、こうした問題はイラクだけではなく、ルワンダ、旧ユーゴスラビア、スリランカ、アフガニスタンなどにも発生することになる。

1992年3月、国連の人権委員会は国連事務総長に対して、国内避難民の問題を専門的に扱う代表を任命するよう要請し、同年7月、スーダンのフランシス・デン元外務大臣がこのポストに任命された。1998年にデン代表によって国連人権委員会に「国内強制移動に関する指導

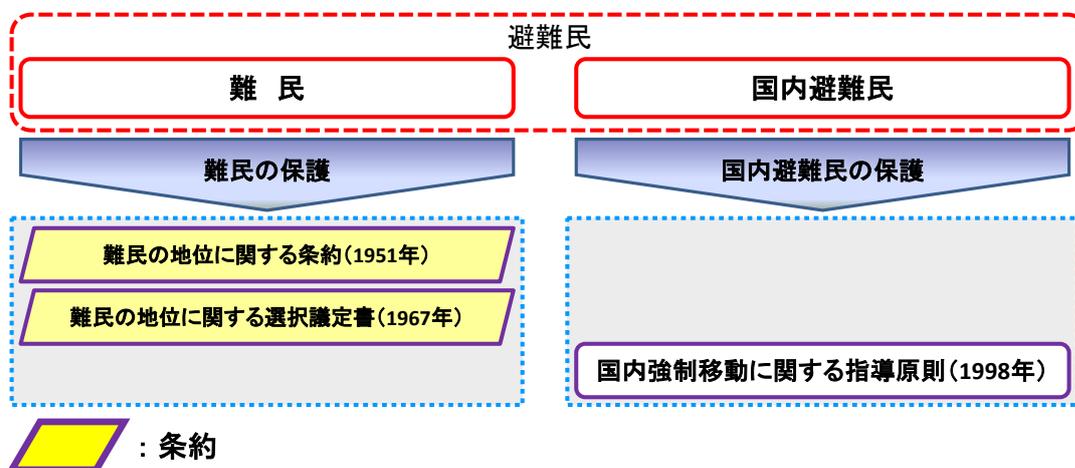
原則」(Guiding Principles on Internal Displacement)が提出され、国内避難民を抱える国に対して、国内法や政策を策定する際の指針を提供するに至っている。

(2) 避難民の権利を保障するための枠組み

設問

- ・ 避難民の権利を保障するための枠組みはどうなっているのか。

図 2-9 避難民の権利を保障するための枠組み



出典：筆者作成

避難民という枠組みで関連する規範として、難民に関しては「難民の地位に関する条約」及び「難民の地位に関する選択議定書」の2つの条約があり、国内避難民に関しては「国内強制移動に関する指導原則」がある。避難民というカテゴリーでいうと直接関連する規範はこれだけであるが、避難民は、女性や児童を含んでおり、避難民の保護に関しては、前述の女性や児童の権利の保護の問題をも包含した複雑なものになることを理解しておく必要がある。

ア 難民の地位に関する条約

「難民の地位に関する条約」は、1951年7月28日に難民及び無国籍者の地位に関する国連全権委員会において採択された難民の人権を保障するための条約である。

本条約は、難民の定義を行うとともに、条約締約国が条約上の義務と

して難民に対して保証すべき待遇について規定し、難民の保護を図った。

イ 難民の地位に関する議定書

「難民の地位に関する議定書」は、「難民の地位に関する条約」の保護対象とする難民の定義にあった時間的制約・地理的制約を削除したものであり、1967年10月4日に発効した。

条約が作成された1951年以降においても、ヨーロッパだけではなく、アフリカを主とするその他の地域で多数の難民が生じたが、条約は「1951年1月1日前に生じた事件の結果として」という時間的な制限を有しているため、この期日以降に生じた難民には適用されないという問題点を有していた。このため、これらの難民についても有効な保護・救済を図るために対象とする難民の範囲を拡大するために本議定書が作成された。

なお、難民の範囲を拡大するにあたり、条約の改正の形式をとらず議定書を作成したのは、条約改正手続きを経るよりも条約の難民の定義における時間的制限を取り除くことのみを目的とした議定書を別個に作成する方が事態により迅速に対応できると考えられたからである¹⁰⁵。

ウ 国内強制移動に関する指導原則

「国内強制移動に関する指導原則」は、1998年2月11日、国内避難民の人権に関する国連事務総長代表によって、国連人権委員会に提出された、領域国政府、国際機関及びNGO等が国内避難民の問題に対処する際にガイドラインになるものとして、国際人権法および人道法に定められる諸原則を再確認し、30の原則にまとめたものである。

この指針は法的拘束力をもたないが、事務総長代表が国内避難民を抱える領域国との対話において援用したり、UNHCRなどの国際機関が現場でのガイドラインとして使用している¹⁰⁶。また、2005年の世界サミットの成果文書において国家元首と政府首脳によって「国内避難民の保護のための重要な国際的枠組み」として認識されている。

エ アフリカの国内避難民の保護と支援条約（カンパラ条約）（参考）

「カンパラ条約」は、2009年10月にアフリカ連合による会議で採択された紛争・自然災害などによって避難を余儀なくされた人々を保護と支援の対象とする条約であり、2012年12月施行された。この条約は国家が国内避難民に対して責任を負う事は認めつつ、国単位、地域単位で国内避難民を出さないような取り組みを行うと同時に、すでに存在する国内避難民の保護と支援を求めている¹⁰⁷。

本条約は、締約国に対して、国内避難民の保護と支援を行う義務と責任を課するという点で、国内避難民の保護と支援における法的枠組み推進の先導的な役割を担った条約であるといえる。

（3）難民の保護

設問

- ・ 難民の認定は、どのくらい時間がかかるのか。
- ・ 難民の認定は、誰がするのか。
- ・ 難民として認定されないのは、どのような人々か。

ア 難民の要件

難民条約は、次の3つの要件を備える場合、難民として条約の保護対象となることを規定している。

- ①人種、宗教、国籍若しくは特定の社会的集団の構成員であること又は政治的意見を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有すること
- ②この恐怖のため、その国籍国の保護を受けることができないもの又はその保護を望まないものおよび無国籍者の場合は常居所国へ帰ることができないかまたはそれを望まない者
- ③迫害の恐怖のために国籍国の外にいる者

この難民の認定は、受入国が行っているが、上記のように要件があいまいであり、また証明しにくいものであるため、認定には非常に時間がかかるのが実状である。また、大量の難民の受入は、受入国の経済状況

にも大きな影響を及ぼすので、難民の受入に対して積極的でない受入国も多い。

また、UNHCRも、UNHCR規程6条Bに基づいて、難民を認定することができる。UNHCRには難民申請の審査を行う専門要員が配置されており、難民と無国籍者を保護するマンデートが与えられていることから、UNHCRによって、認定された難民は「マンデート難民」と一般に呼称される¹⁰⁸。これに対して、受入国が難民条約に基づいて認定した難民は、「条約難民」と呼称される。UNHCRは受入国の条約難民の認定手続きの進捗状況や認定結果にかかわらず、マンデート難民の認定を行うことができるが、このマンデート難民認定・不認定の結果は、条約難民の認定に関わっている当該国における手続き及び審査結果を規定したり、法的拘束力を有するわけではない¹⁰⁹。

イ 難民に当たらない者

上記の難民の要件を充たしたとしても、以下のどれかに該当する行為を行った者は難民として認められない。

(ア) 平和に対する犯罪、戦争犯罪および人道に対する犯罪

「平和に対する犯罪」とは、不法な戦争を計画することまたはそのような戦争に参加することである。「戦争犯罪」とは戦争法の違反であって、文民や戦争捕虜の不当な取扱いや、戦争中、財産に対して不当な損害を加えることが含まれる。「人道に対する犯罪」とは、政治的、人種的宗教的その他の偏見に根ざしていることの多い、根本的に非人道的な行為をいう¹¹⁰。

(イ) 政治犯罪以外の重大な犯罪

これは政治犯罪以外の重大な犯罪を行った難民を受け入れる危険から受入国の社会を保護することを意図して規定されたものである。政治犯罪が除外されたのは、政治的意見を理由とする迫害が難民の要件になっているためである。なお、何が「重大な犯罪」にあたるかについては、各締約国の判断に委ねられている¹¹¹。

(ウ) 国連の目的および原則に反する行為

「国連の目的及び原則」とは、国連憲章第1章「目的及び原則」(第1条及び第2条)に規定する内容のことをいう。国際平和及び安全の維持、国家主権の平等、基本的人権及び平等の原則の尊重を意味し、これらに反する行為に携わった者も難民には認定されない。

ウ 難民に対して禁止される行為

事例問題 8

・ 貴官は PKO 派遣隊員として国境線付近をパトロール中である。紛争を避けるため、PKO の派遣先国の住民が国境を越えて隣国へ避難しようとしていたところ、隣国の軍隊が、自国の治安を維持するため、入国を阻止して、追い返しているのを目撃した。この軍隊の行為は認められるのか。また、こうした行為を目撃した場合、どうすべきか。

(ア) 追放又は送還の禁止 (ノン・ルフルマンの原則)

締約国は、いかなる方法でも難民の生命又は自由が脅威にさらされるおそれのある領域の国境へ追放又は送還してはならない(難民条約第33条)。

このノン・ルフルマンの原則が迫害を逃れる者について国境での入国拒否を禁ずるものか否かは論争がある。難民条約は本原則の例外を設け、「締約国にいる難民」がその国の安全等に対し危険な存在であるときを本原則の適用対象外(33条2)とした。したがって、当該難民が締約国の領域内にいる場合を前提としていると解されるので、入国前の国境での阻止は厳密にはノン・ルフルマンの原則(33条1)の禁止するところではないとも解釈できる¹¹²。

(イ) 内政不干渉の原則

国連憲章は、第7章に基づく強制措置の場合を除いて、憲章のいかなる規定も「本質上いずれかの国の国内管轄権内にある事項に干渉する権限」を国連に与えるものではないと規定している(2条7項)。この規定に基づき、国連が軍事的措置をとるのでなければ、国連の授

権を経ない国家の一方的な軍事的干渉は許されていない。PKO の活動は派遣先国の同意に基づいて認められているものであるから、その活動範囲は、派遣先国内であり、PKO が難民を保護するのは、隣国等で難民として認定され、母国である派遣先国へ帰還する場合に難民が派遣先国を移動する際に行われるものである。

したがって、PKO 要員が派遣先国の隣国の軍隊に対して、当該軍隊が条約に反する行為をしているからといって、軍事的干渉をとることは原則として認められない。

(ウ) UNHCR への通報（事例問題の解答の一例）

難民や亡命者として認めないことで、ノン・ルフルマンの原則を回避しようとする国があることが指摘されている。この一例として、1984年、タンザニア政府は、ジェノサイドから逃れようとした5万人を超えるルワンダ難民に対し国境を閉鎖した事案を挙げる事が出来る。

UNHCR は、1981年の「大量流入の事態における庇護希望者の保護」に関する執行委員会において、国境における入国拒否がノン・ルフルマンの原則に抵触することを確認し、厳守することを結論づけている。同執行委員会においては、庇護希望者は、UNHCR に連絡する権利を有すること、UNHCR は、庇護希望者と接触する機会を与えられていることが認められている¹¹³。

また、2013年5月19日、UNHCR の調査で、シリア難民に対して、イラクが国境の一部を閉鎖していることが判明し、UNHCR はイラク政府に国境開放を要求している¹¹⁴。

こうした事例等を踏まえると、国境の閉鎖など、難民の追い返しと思われる状況に直面した場合は、UNHCR が調査しやすいように、日時、場所、その他の状況を情報収集し、UNHCR に通報し、UNHCR を通じて国境の開放の要求し、難民の保護を図ることが一方策として考えられる。

(4) 国内避難民の保護

事例問題 9

・PKO が派遣される地域においては、国内避難民（IDP）の保護が重要な課題となっていることが多いが、なぜ、IDP が問題になるのか、また、PKO による IDP の保護として、どのようなものが考えられるか。

ア 国内避難民が受ける人権侵害

世界各国の国内避難民状況を継続的にモニターしている IDMC^{lxiv}の統計によると、国内避難民の 8 割が女性や子どもなどの弱者で、飢えや病気、貧弱な住居、教育機会の喪失、社会的差別を受けており、多くの国内避難民は政府による弾圧、迫害、人権侵害の結果生じていることから、その被害状況は、時として難民が受ける被害を上回る¹¹⁵。国内避難民の女性と子どもは強姦、誘拐、人身取引などの虐待を受けることがあり、特に少女については性的搾取、暴行または虐待を受ける危険性が高い。IDP キャンプが武力紛争の近隣地域にある場合には、子どもは、武装集団や国の軍隊の強制的な徴集の対象になりやすい。これらは、IDP キャンプ等の居住地において武装分子が混在することにより発生するため、国内避難民の安全を確保するために、国内避難民と武装分子を明確に区別することは大きな課題となっている。

^{lxiv} IDMC: Internal Displacement Monitoring Centre

イ 国内避難民の保護の例（事例問題の解答の一例）

PKO による国際避難民の保護の一例として、次の3つの方法が考えられる。

（ア）人道的空間（Humanitarian Space）の確保

「人道的空間」の確保とは、「人道活動が効果的に実施できる環境を創り、維持していくこと」をいう¹¹⁶。PKO が「人道的空間」の確保に協力する上で、留意しなければならないのは、軍事部門による活動によって、人道援助の中立性や公平性等の人道機関の行動原則を尊重し、「人道的空間」を浸食しないことである。

この NGO を行動原則によって区分すると次の3つのグループに大別できる。

一つは、人道的空間をあまり気にせず、援助の効率性や軍の兵站部門の持つ優位性を重視し、または資金の獲得や援助の拡大のために、政府と協働し、民軍の連携・協力を厭わないグループであり、米国の NGO に多く見られるものである。

二つ目としては、赤十字国際委員会（ICRC）や国境なき医師団（MSF）、オックスファム（Oxfam）、セーブ・ザ・チルドレンなどの、人道主義の原点や原理・原則を重視し、人道支援の政治化・軍事化の傾向にあくまで反対し、軍・民の明確な線引きに拘るグループである。

その他のグループとしては、紛争の形態や軍隊のミッションに応じて軍との連携・協力を判断するグループであり、日本の NGO の多くはこのグループに属している¹¹⁷。

このようにそれぞれの NGO の行動原則は異なるので、これらに応じて、「人道的空間」を確保することが必要である。

（イ）敵対的行動の抑止

PKO による保護の2つ目の例としては、PKO の展開によって、敵対的攻撃を抑止し、攻撃のリスクそのものを減じることによって、得

られる保護が挙げられる。

これは、IDP キャンプや安保理が設定する「安全地域」及びその他の一般住民の居住区での警備やパトロールがもたらす保護を含んだものである。

この具体例としては、1990年代前半のボスニア・ヘルツェゴビナにおける武力紛争において、安保理が首都サラエボを含むボスニアの主要都市を同国政府の合意のもとで「安全地域」(safe area)に設定し、強制移動の危険にさらされた一般住民の扱いを国連保護隊とUNHCRに委ねた事案が挙げられる。

もともと、本事例においては、求められた任務と与えられた人員、装備の間に大きな開きがあり、安全地域を確保するための能力が不足していたことを一因として、失敗に至っている¹¹⁸。こうしたことから、安全地域の確保のための任務を遂行するには、PKOのもつ能力上の限界を考慮することが不可欠である。

(ウ) 強制的軍事行動

PKOが行うその他の保護としては、民族浄化、ジェノサイドなどの行為を制止する目的で行われる強制的軍事行動によってもたらされる保護が考えられる。

民族浄化、ジェノサイドなどの非人道的行為が行われる危険性の高い国は、独裁国家、破綻国家など、政府自身に国内避難民保護の能力がないか、もしくは、そもそも国家そのものに国内避難民を保護する意思がないという特徴を持つ。そして、こうした国家における国内避難民は、政府による弾圧、迫害、人権侵害の結果生じていることも多い。こうした状況下での国内避難民の保護は、強制的軍事行動が必要となる場合が多い。この強制的軍事行動を行う場合には、①安保理決議によって国連憲章第7章下で行動するマンデートが付与されていること、②強制措置を行えるだけの規模の部隊を有すること、③強制措置の拡大によって、PKOが紛争当事者とならないこと、が必要である。

- 101 外務省 HP「難民問題とは？～国際社会と日本の取組（Vol.70／2011年3月22日）」（URL:
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/pr/wakaru/topics/vol70/> 2013年9月24日
 10:30 閲覧)
- 102 杉原高嶺『国際法学講義』有斐閣、2011年、433-434頁
- 103 同上、434-435頁
- 104 UN OCHA, *Guiding Principles on Internal Displacement* (September 2004) (URL: <http://www.unhcr.org/43ce1cff2.html> 2014年5月18日 12:10
 閲覧)
- 105 パンフレット「難民条約」外務省、2004年3月（URL:
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/pr/pub/pamph/nanmin.html> 2013年4月
 22日 11:00 閲覧）
- 106 墓田桂「国内避難民（IDP）と国連—国際的な関心の高まりの中で—」
 『外務省調査月報』 2003/No.1、41-42頁
- 107 国連難民高等弁務官事務所 HP「UNHCR、アフリカの国内避難民保護
 における歴史的進展を称える（2012年12月6日）」（URL:
<http://www.unhcr.or.jp/html/2012/12/webstory-20121206.html> 2013年8月
 20日 12:00 閲覧)
- 108 本間浩『国際難民法の理論とその国内的適用』現代人文社、2005年、
 111-112頁
- 109 同上、112-113頁
- 110 ジェームス・C・ハサウェイ著 平野裕二+鈴木雅子訳『難民の地位に関
 する法』現代人文社 2008年、256頁
- 111 外務省 パンフレット「難民条約」
- 112 杉原高嶺、前掲書、2011年、440頁
- 113 第22号（XXXII）-1981-大量流入の事態における庇護希望者の保護
- 114 国連難民高等弁務官事務所 HP「戦闘地から避難したシリア難民、安全地
 域にたどり着くまでの困難を語る（2013年6月4日）」（URL:
<http://www.unhcr.or.jp/html/2013/06/ws-130604.html> 2013年8月20日
 12:00 閲覧)
- 115 日本国際連合学会編『「法の支配」と国際機構 その過去・現在・未来』
 国際書院、2013年、54-55頁
- 116 UN OCHA, *Guidelines on the Use of Military and Civil Defence Assets
 to Support United Nations Humanitarian Activities in Complex*

Emergencies (March 2003), 'Key Terms and Definitions' paragraph. 3.

¹¹⁷ 長有紀枝『NGOの視点から見た民軍関係』（URL:

<http://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/00030750> 2013年9月27日 11:00 閲覧)

¹¹⁸ 橋本靖明「ボスニア・ヘルツェゴビナにおける安全地域」『防衛研究所紀要』第1巻第2号、1998年11月、91頁

第3章

非人道的な行為による人権侵害への対処

第3章 非人道的な行為による人権侵害への対処

1 人権侵害行為に着目した人権保障の枠組み

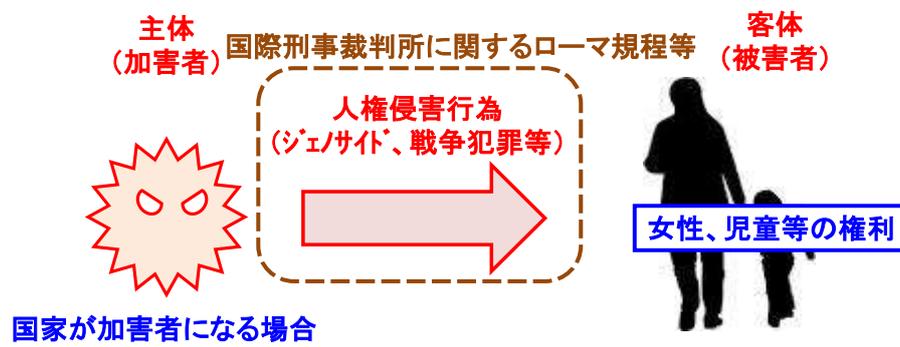
設問

- ・女子差別撤廃条約、児童の権利に関する条約及び難民条約等の国際人権法があるにもかかわらず、紛争下における深刻かつ大規模な人権侵害（ジェノサイド、戦争犯罪等）を十分に防止することはできないのはなぜか。
- ・この紛争下における深刻かつ大規模な人権侵害（ジェノサイド、戦争犯罪等）を防止するために、どのような方法がとられているのか。

前章で、人権侵害の対象となる客体に焦点をあて、女子差別撤廃条約、児童の権利に関する条約及び難民条約等の国際人権法を基軸とする法規範によって、女性、児童及び避難民を保護する枠組みについて説明した。しかしながら、これらの法的枠組みだけでは、紛争下における深刻かつ大規模な人権侵害（ジェノサイド、戦争犯罪等）を十分に防止することはできない。なぜなら、こうした人権侵害は、国家や武装勢力によって、あるいは、その支持の下に行われることから、侵害者が処罰されず、あるいは、政府機能が崩壊しているため、処罰が不可能であることがほとんどだからである。こうしたことから、ジェノサイド、戦争犯罪等の人権侵害行為に着目して、人権の保障を強化しようとしたものが、国際人道法や国際刑事裁判所に関するローマ規程等の国際刑事法に基づいて処罰する方法である。

ここでは、特に国際平和協力活動において、非人道的な行為に対する条約である「国際人道法」と「国際刑事裁判所におけるローマ規程（以下「ICCローマ規程」とする）」をとりあげ、どのようにその問題点の解決を図ろうとしているのかについて言及する。

図3-1 人権侵害行為に着目した人権条約の必要性



出典：筆者作成

2 武力紛争による犠牲者の保護

設問

・国連では PKO の派遣前教育の一つとして、国際人道法の教育をすることを定めている。PKO 要員は紛争当事者ではなく、そもそも PKO は停戦合意が成立している地域に派遣されることになっているにもかかわらず、なぜ戦時国際法である国際人道法の教育が必要なのか。国際人道法と国際人権法とは何が違うのか。

(1) 国際人道法による保護の必要性

国際人道法は、戦闘行為に参加していない、もしくは参加しなくなったものを保護するために作られたものであり、武力紛争における文民、犠牲者及び非戦闘員の基本的権利の維持を定めている。それが PKO に必要とされるのは、PKO ミッションがしばしば、紛争終結後も暴力が続いたり、紛争が再発したりしかねないような状況で展開されるためである。しかも紛争後の状況では、戦争当事者の標的となってきた文民や捕虜、さらには再び戦闘が生じた際、ジュネーヴ条約などの人道法が適用されることになる弱者が多数存在することも多いので、国際人道法による保護が必要である¹¹⁹。

(2) 国際人権法と国際人道法の相違

国際人権法と国際人道法のいずれも個人の保護を目的としたものであるが、その適用時期において相違がある。国際人権法は、平時であるか戦時もしくはその他の変動期であるかを問わず、いかなるときにもすべての人を差別することなく取扱うべきことを定めている。他方、国際人道法は、武力紛争下において適用され、軍事的必要性に照らして過度に人間に苦痛を与える行為及び物的破壊を違法化することにより、傷病者、難船者、戦争捕虜といった武力紛争の被害者に対して最低限の保護を確保しようとするものである¹²⁰。

こうしたことから、国際人道法が適用される場合には、同時に国際人権法も適用されるということは理解しておかなければならない¹²¹。

(3) 国連平和維持要員が遵守すべき事項

国連平和維持要員は、国連憲章の理念に則り、国連による授権の下に活動する者として、国際人道法の原則とルールをはっきりと理解するとともに、該当する場合にはこれを守らなければならない。1999年8月6日の「国連部隊による国際人道法の遵守に関する事務総長告示」¹²²

(ST/SGB/1999/13) は、国連平和維持要員に適用されうる国際人道法の基本的な原則とルールを定めている。ただし、本告示は、PKO への部隊派遣国により合意された文書ではないため、強制力がなく、PKO 要員が告示に違反しても、国連事務総長には処罰権限はない。したがって、告示の執行については、「国際人道法の違反がある場合には、国連軍事要員は、部隊派遣国の国内裁判所の訴追に服す」(第4項)として、違反行為に対する法的執行を派遣国に委ねている。

¹¹⁹ 国際連合平和維持活動局・フィールド支援局「国連平和維持活動：原則と指針（キャップストーン・ドクトリン）」12頁（国連広報センターHPより入手可能。URL: http://www.unic.or.jp/files/pko_100126.pdf）

¹²⁰ 国際連合人権高等弁務官事務所（OHCHR）『裁判官・検察官・弁護士のための国連人権マニュアル（司法運営における人権）』現代人文社、2008年、50頁

¹²¹ 同上、51頁

¹²² 「国連部隊による国際人道法の遵守に関する事務総長告示」(ST/SGB/1999/13)



**コラム 国連部隊による国際人道法の遵守
に関する事務総長告示 (ST/SGB/1999/13)**

**○ 「国連部隊による国際人道法の遵守に関する事務総長告示」
(ST/SGB/1999/13) には何が規定されているの？**

本告示は、本文で前述したとおり、国連平和維持要員に適用されうる国際人道法の基本的な原則とルールを定めたものであり、具体的な内容は以下のとおりである。

第1項 適用範囲

- 1・1** この告示に規定された国際人道法の基本的原則及び規則は、国連軍が武力紛争の状況において、当該紛争に戦闘員として積極的に関与する場合に、その交戦について、かつ交戦継続の間に限って適用されうる。したがって、それらの規則は、強制行動の場合、または平和維持活動において自衛のために武力行使が許容される場合に適用される。
- 1・2** この告示の布告は、1994年の国際連合要員及び関連要員の安全に関する条約に基づく平和維持活動の要員として保護されるべき地位、ならびに武力紛争に適用される国際法の下で文民に与えられる保護を受けることができる場合においては、それらの要員の非戦闘員たる地位に影響を及ぼすものではない。

第2項 国内法の適用

この規定は、軍事要員を拘束する国際人道法の原則と規則に関する網羅的リストではなく、それらの原則と規則の適用を害することなく、かつ軍事要員が活動の間を通じてその拘束力の下にとどまる国内法に代わるものではない。

第3項 地位協定

国連と、その領域内に国連軍が配置される国家との間に締結された地位協定において、国連は、国連軍が軍事要員の行動に適用される一般条約の原則および規則を完全に尊重して活動を行うよう確保することを約束する。国連はまた、国連軍事要員の構成員がそれらの国際条約の原則及び規則に習熟しているよう確保することを約束する。これらの条約の原則及び規則を尊重すべき義務は、地位協定が存在しない場合にも、国連軍に適用される。

第4項 国際人道法の違反

国際人道法の違反がある場合には、国連軍事要員は、部隊派遣国の国内裁判所の訴追に服す。

第5項 文民たる住民の保護

- 5・1 国連軍は、文民と戦闘員とを、また民用物と軍事目標とを常に明確に区別しなければならない。軍事行動は、戦闘員および軍事目標に対してのみ向けられなければならない。文民または民用物に対する攻撃は禁止される。
- 5・2 文民は、敵対行為に直接参加しない限り、かつ、その期間中は、この項により与えられる保護を享有する。
- 5・3 国連軍は、巻き添えによる文民の死亡、文民の傷害および民用物の損傷を避け、また、あらゆる場合にそれらを最小限にするために、すべての実行可能な予防措置をとらなければならない。
- 5・4 国連軍は、活動地域にあつては、可能な限り、人口稠密地域の内部またはその付近に軍事目標を設置することを避けなければならない。また、文民たる住民、個々の文民および民用物を軍事行動から生ずる危険に対して保護するため、必要なすべての予防措置をとらなければならない。平和維持活動の軍事施設および装備そのものは、軍事目標とみなされてはならない。
- 5・5 国連軍が、軍事目標および文民に無差別な方法で打撃を与える性質を持ちうる活動、ならびに、予期される具体的かつ直接的な軍事的利益との比較において、過度に、巻き添えによる文民の死亡、文民の障害または民用物の損傷を引き起こすことが予想される活動を行うことは禁止される。

5・6 国連軍は、文民または民用物に対する復讐を行ってはならない。

第6項 戦闘の手段および方法

6・1 国連軍が戦闘の方法および手段を選ぶ権利は、無制限ではない。

6・2 国連軍は、国際人道法の関連する条約に基づく特定の兵器および戦闘の方法の使用を禁止または制限する規則を尊重しなければならない。これらの規則には、特に次のものの禁止を含む。

(i) 窒息性ガス、毒性ガスまたはこれらに類するガスおよび生物的戦闘方法

(ii) 人体内において容易に爆発し、開展し、または扁平となりうる弾丸

(iii) ある種の炸裂性発射物

検出不可能な破片を使った兵器、地雷、ブービートラップ、焼夷兵器などの特定通常兵器の使用は禁止される。

6・3 国連軍が、過度の傷害または無用の苦痛を与えうる、または、自然環境に対して広範な、長期的な、かつ深刻な損害を与えることを目的とする、もしくは与えることが予想される兵器、または戦闘方法を用いることは禁止される。

6・4 国連軍が、その性質上無用の苦痛を与える兵器、または戦闘方法を用いることは禁止される。

6・5 生存者を残さないように命令することは禁止される。

6・6 国連軍は、人民の文化的または精神的遺産である芸術上、建築上もしくは歴史上の記念物、考古学的遺跡、美術品、礼拝所、博物館、および図書館に対する攻撃を禁止される。国連軍は、その活動地域において、そのような文化財、またはその直接の周辺を、それらの文化財を破壊または損傷の危険がある目的に使用してはならない。文化財に対する窃盗、略奪、横領およびいかなる野蛮な行為も、厳しく禁止される。

6・7 国連軍は、食糧、作物、家畜ならびに飲料水の施設および供給設備のような、文民たる住民の生存に不可欠なものを攻撃し、破壊し、移動させまたは役に立たなくすることを禁止される。

6・8 国連軍は、危険な威力を内蔵する工作物または施設、すなわち、ダム、

堤防および原子力発電所を、その活動が危険な威力を放出させ、その結果文民たる住民の間に重大な損失を生じさせる場合には、軍事的活動の対象としてはならない。

6・9 国連軍は、この項の下で保護される物および施設に対する復讐を行ってはならない。

第7項 文民および戦闘外に置かれた者の取り扱い

7・1 文民、武器を放棄した軍隊の構成員、および病気、負傷または抑留のため軍事活動に参加していない、または参加しなくなった者は、すべての場合において、人道的に、かつ人種、性、宗教的信念、またはその他のいかなる理由に基づく不利な差別なく待遇されなければならない。それらの者は、自己の身体、名誉および宗教的その他の信念を完全に尊重されなければならない。

7・2 7・1 項に掲げた者に対する次の行為は、いかなる場合にも、いかなる場所でも禁止される。

- (i) 生命または身体的一体性に対する暴力
- (ii) 殺人、ならびに拷問、身体の切断、またはあらゆる形態の肉体に加える刑罰
- (iii) 集団に対する刑罰
- (iv) 復讐
- (v) 人質
- (vi) 強姦
- (vii) 強制売いん
- (viii) あらゆる形態の性的暴行、ならびに屈辱的および品位を傷つける取り扱い
- (ix) 奴隷化
- (x) 略奪

7・3 女子は、あらゆる攻撃、特に強姦、強制売いんまたはその他のあらゆる形態のわいせつ行為から特別に保護されなければならない。

7・4 児童は、特別の尊重の対象とし、かつあらゆる形態のわいせつ行為から保護しなければならない。

第8項 被抑留者の取り扱い

8・1 国連軍は、抑留された軍隊構成員および抑留により軍事活動に参加しなくなったその他の者を、人道的に、かつその尊厳を尊重して待遇しなければならない。この法的地位を害さない限りにおいて、被抑留者は、必要な変更を加えて適用可能な場合は、1949年のジュネーヴ第3条約の関連規定にしたがって待遇されなければならない。

特に

- (a) 被抑留者の拘束および抑留は、特にその家族に通知するために、その者の所属する当事者、および赤十字国際委員会の中央情報局に速やかに通報されなければならない。
- (b) 被抑留者は、衛生上のまたは健康上のすべての可能な保護が得られる、危険のない安全な施設内に収容されなければならない。被抑留者は、戦闘地域用のような危険にさらされる場所に抑留されてはならない。
- (c) 被抑留者は、食糧、衣服、ならびに衛生的および医療的処置を受ける権利を有する。
- (d) 被抑留者は、いかなる場合にも、あらゆる形態の拷問または虐待の対象とされない。
- (e) 自由を制限された女子は、男子の区画とは隔離された区画に収容されなければならない。かつ女子による直接の監視の下に置かれなければならない。
- (f) 16歳に達しない児童が敵対行為に直接参加し、国連軍により逮捕され、抑留されまたは収容された場合も、その児童は引き続き特別な保護の利益を受ける。特に、それらの児童は、家族とともに収容される場合を除いて、成人の区画とは隔離された区画に収容されなければならない。
- (g) 赤十字国際委員会が、捕虜および被抑留者を訪問する権利は、尊重され、かつ保障されなければならない。

第9項 傷者および病者、ならびに衛生要員および救援要員の保護

9・1 国連軍の権力内にある軍隊の構成員その他の者で、負傷し病気にかかっ

た者は、すべての場合において、尊重され保護されなければならない。それらの者は、人道的に待遇されなければならない、不利な差別をすることなく、その者の状態から必要とされる医療上の治療および処置を受けることができなければならない。緊急の医療上の理由によってのみ、与えられる治療の順序を優先させることが許される。

- 9・2 事情が許すときはいつでも、戦場に残された傷者、病者および死者の捜索および確認を行い、またそれらのものの収容、移動、交換および輸送を可能とするために、戦闘停止が合意され、またはその他の現地取り決めがなされなければならない。
- 9・3 国連軍は、衛生施設および移動衛生部隊を攻撃してはならない。それらは、その人道的任務を逸脱し、国連軍に対して攻撃その他の害を及ぼす行為のために使用されないかぎり、常に尊重されかつ保護されなければならない。
- 9・4 国連軍は、すべての場合において、専ら傷病者の捜索、輸送または治療に従事する衛生要員、ならびに宗教要員を、尊重しかつ保護しなければならない。
- 9・5 国連軍は、移動衛生部隊と同様の条件で、傷病者の輸送手段および衛生設備を尊重し、かつ保護しなければならない。
- 9・6 国連軍は、傷病者または本項で保護される要員、施設および設備に対して復讐を行ってはならない。
- 9・7 国連軍は、すべての場合において赤十字および赤新月の標章を尊重しなければならない。これらの標章は衛生部隊、衛生施設、衛生要員および衛生物資を表示し、または保護する目的のほかには使用されてはならない。赤十字または赤新月の標章の悪用は禁止される。
- 9・8 国連軍は、近親者の罹病、負傷または死亡に関する情報を得る家族の権利を尊重しなければならない。そのために国連軍は赤十字国際委員会の中央情報局の作業を容易にしなければならない。
- 9・9 国連軍は、その性質上人道的かつ公平であり、いかなる不利な差別もな

く行われる救援活動の作業を、容易にしなければならず、かかる作業に従事する要員、車両および施設を尊重しなければならない。

第10項 発効

この告示は、1999年8月12日に発効する^{lxv}。

^{lxv} 新井京「『国連軍による国際人道法の遵守』に関する事務総長告示」『京都学園法学』2000年 第1号

3 重大な犯罪に対する国際的手続きによる処罰

事例問題 10

A 国では B 民族と C 民族の対立により、紛争が発生している。

国連は A 国に PKO を展開するとともに、紛争を終結するための和平交渉のプロセスを進行させている。

現地では、対立する民族の男性が強制的に連行されたり、高齢者、女性、児童が建物に監禁されるなどの行為が頻発し、PKO に派遣された部隊の一部の車両が盗難にあうなど、現地の治安情勢は不安定な状況にある。

国連はルワンダ、旧ユーゴでの文民の保護の失敗を踏まえ、加盟国へ PKO への参加を要請し、日本国内でも参加の是非をめぐって国会で論議が続いている状況にある。

こうした情勢下で、貴官は部隊の指揮官から、A 国で文民に対して行われる可能性がある国際法上刑罰の対象となる非人道的な人権侵害行為とこれを予防するための方策について、検討を命ぜられた。

国際法上刑罰の対象となる非人道的な人権侵害行為とは何か（問 1）。

この人権侵害行為を予防するために、考慮すべき事項は何か（問 2）。

(1) 国際刑事裁判所設置までの経緯

第一次世界大戦後、ヴェルサイユ条約で、ドイツ皇帝（個人）の戦争責任の追及がなされたが、亡命先のオランダが引渡しを拒否したため裁判は行われていない。第二次世界大戦後、国際的な手続きによる戦争に関する個人の刑事責任の追及（ニュルンベルク国際軍事裁判所、極東国際軍事裁判所）が行われている。その後、国連は個人の国際犯罪に関する国際法の整備にとりかかり、その間、旧ユーゴスラビア国際刑事裁判所

(ICTY)^{lxvi}やルワンダ国際刑事裁判所 (ICTR)^{lxvii}が設置されている。

こうした中、1998 年、国際刑事裁判所ローマ規程が採択され、2002 年 7 月 1 日に発効。2010 年、「侵略犯罪の定義」及び管轄権の行使の条件を追加している。

^{lxvi} ICTY: International Criminal Tribunal for the former Yugoslavia

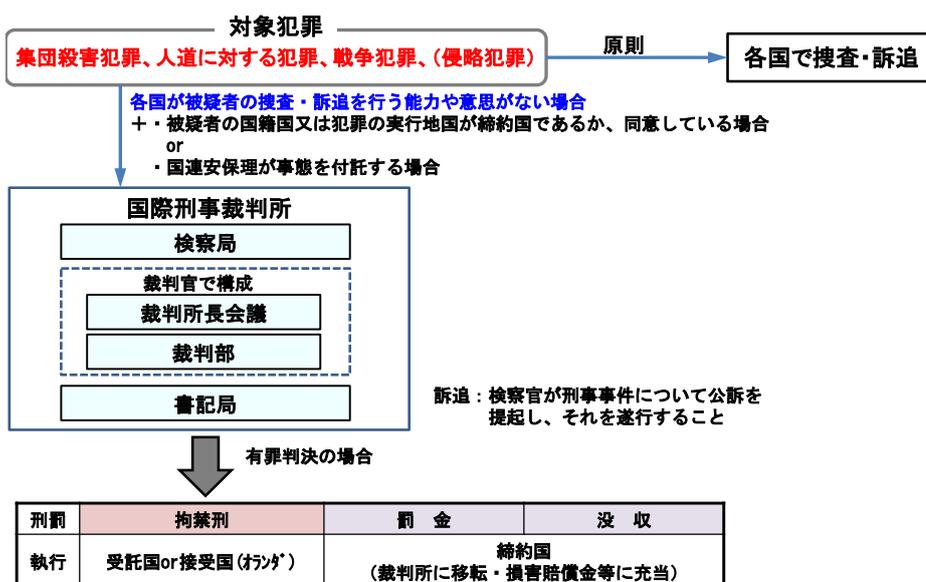
^{lxvii} ICTR: International Criminal Tribunal for Rwanda

(2) 国際刑事裁判所における手続きの流れ

国際刑事裁判所はジェノサイド、戦争犯罪および人道に対する罪を取り扱うために創設された裁判所である。総会が設置した 100 カ国以上の加盟国が参加する委員会によって起草された裁判所規程は、1998 年にローマで開かれた会議において、120 カ国による支持を得ており、60 カ国が規程を批准した 2002 年、国際刑事裁判所は効力を発揮した。国際刑事裁判所は、オランダのハーグに設置され、9 年間の任期で選出される裁判官 18 人、および、検察官と捜査官のチームから構成される。裁判所は国連から独立しており、規程を批准した国々に対して責任を負うことになる。

裁判所規程批准国は、条約に規定された罪で起訴された者を自国の法律によって裁くか、あるいは、同人を国際刑事裁判所に引き渡し、裁判を受けさせることに同意することになる。批准国は自らの法廷で第一審を行わなければならないが、国際刑事裁判所が介入できるのは、国内裁判所が審理を行う能力あるいは意志を持っていないときに限られている。それに加えて、検察官は、詳細に定義された国際的基準に基づき、その決定を正当化しなければならないため、政治的な動機のある嫌疑は排除されることになる。さらに、安全保障理事会は、ある起訴が不適切であると判断する場合、これを取り下げさせる権限を持っている¹²³。

図 4-2 国際刑事裁判所における手続きの流れ



出典：筆者作成

(3) 対象となる犯罪**(事例問題(問1)の解答の一例)****ア 集団殺害犯罪(ジェノサイド罪)**

ICC ローマ規程 6 条によると、集団殺害犯罪(ジェノサイド罪)は、「国民的、民族的、人種的または宗教的集団の全体または一部を破壊する意図をもって行われた次のいずれかの行為」であるとしている。

- ① 集団の構成員を殺すこと
- ② 集団の構成員に対して重大な身体的または精神的な危害を加えること
- ③ 集団の全体または一部に身体的破壊をもたらすことを意図した生活条件を、集団に対して故意に課すこと
- ④ 集団内における出生を妨げることを意図する措置を課すこと
- ⑤ 集団の児童を他の集団に強制的に移すこと

これらの行為、共同謀議^{lxviii}、教唆^{lxix}、未遂及び共犯も処罰の対象となる。

ジェノサイドというと、国語辞典では、「ある人種・民族を、計画的に絶滅させようとする事」「集団殺害」と説明されていることを見てもわかるとおり、多数の人々を殺すことであると捉えがちであるが、ルワンダで行われた「敵対する民族の女性に対して組織的に強姦をして敵対民族の出生を妨げる事」は、上記の「④集団内における出生を妨げることを意図する措置を課すこと」に該当し、ジェノサイド罪となるし、「児童を強制移送すること」もジェノサイド罪に該当する。

つまり、大量に人を殺害することだけがジェノサイドではないということは覚えておく必要がある。

イ 人道に対する犯罪

ICC ローマ規程 7 条によると、人道に対する犯罪とは、○広範な攻撃又は系統的な攻撃の一環として行われること、○一般住民に向けられていること、○国家若しくは組織の政策によるもので、以下の 11 の行為

lxviii 二人以上の者が違法な行為を行おうと合意すること

lxix 他人をそそのかして犯罪実行の決意を起させること

をいう。

- ①殺人
- ②せん滅
- ③奴隷化
- ④住民の追放又は強制移転
- ⑤国際法の基本原則に反し、投獄、拘禁その他の身体的事由を著しく剥奪する行為
- ⑥拷問
- ⑦強姦、性的奴隷化、強制売春、強制妊娠、強制断種、またはその他同等の重大な性暴力
- ⑧政治、人種、国民、民族、文化、宗教、性別に基づき、またはその他の国際法において許容されないものとして普遍的に認められた理由に基づき、規程に挙げる行為に関連して、いずれかの同一視する集団に対して行われる、または集団的に行われる迫害
- ⑨強制失踪
- ⑩アパルトヘイト犯罪
- ⑪意図的に著しい苦痛を与え、身体的若しくは心身の健康に重大な害をもたらす同様の性質をもつその他の非人間的な行為

をいう。

「人身売買（特に女性、児童）」は人道に対する犯罪の顕著な一例である。

この犯罪で注意すべき点は、武力紛争中に行われる犯罪に限られていないということである。

ウ 戦争犯罪

ICC ローマ規程 8 条によると、戦争犯罪とは、国際武力紛争に適用される国際人道法の違法行為又は、非国際武力紛争に適用される国際人道法の違反行為であって、特に、計画もしくは政策の一部として、又は大規模に行われた犯罪の一部として行われるものをいう。

実際に、国際刑事裁判所において、訴追の対象となっているのは、「国際紛争において、15 歳未満の児童を軍隊や武装団体に徴募もしくは

入隊させることまたは敵対行為に直接参加させること」、いわゆる、児童兵士を戦闘行為に参加させた行為が、戦争犯罪として、裁かれている。

エ 侵略犯罪

侵略犯罪については、改正規程の第8条に規程はされているが、各国の意見の相違を反映して、極めて複雑で特殊な規程になっており、その解釈について締約国間で共通の理解を形成していくことが求められており、ICCが実際に裁判権を行使するには至っていない。

(4) 重大な犯罪予防のための考慮事項

(事例問題 (問2) の解答の一例)

本事例問題は、旧ユーゴにおける事案を基に作成したものである。旧ユーゴにおいては民族浄化という名で知られるジェノサイドが問題として注目された。以下、事例問題の解答の一例を示す。

ア 問題となる重大な犯罪行為に関する徴候の察知

国際刑事裁判所に関するローマ規程に規定されている「集団殺害犯罪」「人道に関する犯罪」「戦争犯罪」について把握することが出発点となる。実際に、国際刑事裁判所の検察官が捜査・訴追を行っている事件を分析すると、次の犯罪行為が確認されている。

(ア) 旧ユーゴ国際刑事裁判所 (ICTY)

事件 (国) 名	確認された犯罪行為
旧ユーゴスラヴィア	ジェノサイド罪 人道に対する罪 (殲滅、殺人、迫害、強制移送、追放) 戦争犯罪 (殺人)

(イ) ルワンダ国際刑事裁判所 (ICTR)

事件 (国) 名	確認された犯罪行為
ルワンダ	ジェノサイド罪 人道に対する罪 (殺人、拷問、強姦殲滅) ジュネーブ諸条約共通第3条の重大な違反 (殺人、残虐な扱い) 共通第3条及び第二追加議定書の重大な違反 (個人の尊厳に対する侵害、強かん)

(ウ) 国際刑事裁判所 (ICC)

事件 (国) 名	確認された犯罪行為
ルバンガ事件 (コンゴ民主共和国)	戦争犯罪 (児童兵の使用)
カタンガ及び ングジョロ事件 (コンゴ民主共和国)	人道に対する犯罪 (殺人、強姦及び性的奴隷) 戦争犯罪 (児童兵の使用、文民たる住民に対する攻撃、 殺人、財産の破棄、略奪、性的奴隷及び強姦)
(ウガンダ)	人道に対する犯罪 (殺人、奴隷化等) 戦争犯罪 (殺人、文民たる住民に対する攻撃等)
アフメド・ハルン事件 及びアリ・クシャイブ事件 (スーダン・ダルフール)	人道に対する犯罪 (殺人、住民の強制移送、迫害、拷問 等) 戦争犯罪 (文民たる住民に対する攻撃、強姦、略奪等)
バンダ及びジェルボ事件 (スーダン・ダルフール)	戦争犯罪 (敵対行為に直接参加しない者の声明に対し害 を加えること、PKO 要員等に対する攻撃、略奪)
バシール事件 (スーダン・ダルフール)	人道に対する犯罪 (殺人、殲滅、強制移送、拷問、強姦) 戦争犯罪 (文民たる住民に対する攻撃、略奪)
アブ・ガルダ事件 (スーダン・ダルフール)	戦争犯罪
フセイン事件 (スーダン・ダルフール)	人道に対する犯罪 (迫害、殺人、強姦等)
(中央アフリカ共和国)	人道に対する犯罪 (殺人、強姦) 戦争犯罪 (殺人、強姦、略奪)
(ケニア)	人道に対する犯罪 (殺人、迫害)
(リビア)	人道に対する犯罪 (殺人、迫害)
(コートジボワール)	人道に対する犯罪

確認された事例を分析すると、殺人、強姦が圧倒的に多い。こうした事例に特徴的な点は、強制的に連行されたり、建物に監禁された後、こうした犯罪行為に至ることが顕著である。本事例のもととなった旧ユーゴでは、判決文によると、スレブレニツァ陥落後、2日間をかけて15歳から65歳までのムスリム人男性が女性、子ども、老人から強制的に分けられ、施設に食糧や飲料水を提供されることなく拘禁され、別の施設へ移送し、その移送の過程で、様々な場所において処刑されている。また、建物に監禁

された女性は、兵士等から連日、強姦され、強制的に妊娠させられている。

また、旧ユーゴにおいては、国連部隊から奪った制服や車両などの盗品がセルビア人によって、ムスリム人の投降を促すために利用されている¹²⁴。

このようなジェノサイド罪や人道に対する犯罪などの重大な犯罪に対する対応として国連で最も重視しているのは、保証・予防措置である（細部については、第5章「文民の保護」で後述する）。この予防措置を行うためには、当該犯罪行為に関する徴候を把握することが極めて重要であり、ジェノサイド罪、人道に対する犯罪、戦争犯罪とは具体的にどういった行為が該当するのか、実際にどういった行為が問題となったのか、そして、それらの行為がどのような過程（徴候）を経て行われているのかを、多数の過去の事例を分析して把握し、部隊が展開した場合どのように徴候を察知するかについて検討することが必要である。

イ 戦略的意図の看破

旧ユーゴやルワンダにおけるジェノサイドは、和平プロセスが進行している中で生じたという特徴を有している¹²⁵。つまり、ジェノサイドをするという戦略的意図を秘したまま、和平プロセスを進行させていたのである。

第5章の「文民の保護」で細部については後述するが、PKOにおける「文民の保護」の活動においては、「政治的プロセスによる保護」「身体的暴力からの保護」「保護する環境の構築」の3つの階層を同時に展開することが必要であるとされている。本事例のように、和平プロセスの進行により「政治的プロセスによる保護」が表面的に進行していても、実際には、暴力行為が頻発しているなど、「身体的暴力からの保護」や「保護する環境の構築」において、保護活動が進捗していない場合は、ジェノサイド等の戦略的意図が秘匿されている可能性があることに注意しなければならない。

ウ 情報収集・分析態勢の確立

ルワンダの事例では、国連ルワンダ支援団（UNAMIR）^{lxx}の指揮官であるロメオ・ダレールはフツ過激派による虐殺計画を知り、国連にPKOの増強や過激派の武器の押収を提案している（ただし、この提案は、UNAMIRには権限がないという理由で不許可となり、ジェノサイドを防止することはできなかった。）。この虐殺計画の情報が、現地情報提供者からもたらされたものであることを踏まえると、こうした重大な犯罪を防止するためには、現地情報を収集できる体制と徴候を分析するための分析能力が必要不可欠である。

もともと、国連にPKO要員を提供している加盟国は、国連が独自の情報収集・分析能力を持つことを望んでいないと言われている¹²⁶。こうしたことから、国連の情報収集・分析能力に依存することなく、要員提供国自身が十分な情報収集・分析能力を有していなければ、ジェノサイド等の重大な犯罪を予防することは、極めて困難であると考えられる。

したがって、派遣された場合、現地での情報収集・分析をどのように確立するかについて、検討する必要がある。

エ 部隊規模に応じた対応要領の作成

ジェノサイド罪や人道に対する罪の徴候を察知できたとしても、どう防止するかは別問題である。部隊の規模が小さい場合には、効果的な対応を取り得ないこともありうる。

例えば、旧ユーゴでは、ムスリム人が強制移送されている際に、UNPROFOR オランダ軍部隊が同伴や氏名の確認を行うとしているが、セルビア人に拒否されており、その後、様々な場所へ強制移送する時に処刑が行われている。

PKOにおいてパトロールなどで小規模な人数で従事する任務もあるが、任務遂行中に、多数の武装集団等が住民に対し、危害を加えている場面にいくわしたり、重大な犯罪行為の徴候を察知する場合もありうる。

^{lxx} UNAMIR: United Nations Assistance Mission for Rwanda

こうした場合に、そのまま見逃せば、住民からの信頼を失うし、PKO要員が少人数であるにもかかわらず、強硬手段をもって防止しようとするれば、武装集団等からの反撃により、PKO要員自身が被害者になりうることも考えられる。

したがって、任務や予測される事態に応じた部隊規模の設定に努めるとともに、十分な規模を準備できない場合の連絡、増援等、部隊規模に応じた人権侵害への対応要領について検討しておく必要がある。

¹²³ <http://www.unic.or.jp/know/image04.htm> (2013年7月10日12:00閲覧)

¹²⁴ 長有紀枝『スレブレニツァーあるジェノサイドをめぐる考察』東信堂、2010年、158-159頁

¹²⁵ 同上、330頁

¹²⁶ 2013年7月2日、防衛省統合幕僚学校における明石康国連事務次長講話

第4章

国連平和維持要員による人権侵害への対処

第4章 国連平和維持要員による人権侵害への対処

1 国連平和維持要員による人権侵害

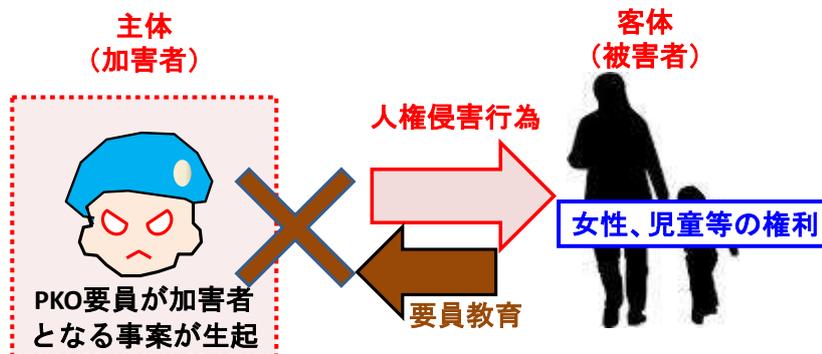
設問

- ・国連が問題視している国連平和維持要員による人権侵害行為とは何か。

(1) 国連平和維持要員による人権侵害の問題

国連は紛争地に PKO を派遣しているが、PKO 要員による女性への暴力（難民キャンプでの性暴力や、現地での買春などの行為）が大きな問題となっている。こうした事態を受け、安全保障理事会は 2000 年に安保理決議第 1325 号により、平和維持活動にジェンダーの視点を入れることや、要員に対する研修、加害者の処罰を各国に求めたが、効果が十分でないため、第 3 章で述べたとおり、決議第 1820 号、第 1888 号などの新たな決議により、各国に対して人権侵害に対する取り組みの強化を求めている。

図 4-1 PKO 要員が主体となる人権侵害の構図



出典：筆者作成

(2) 実例

ア メディア等で公表されているもの

(ア) コンゴの事例

2006 年 8 月 18 日、コンゴ（旧ザイール）で活動する世界最大規模の国連平和維持活動（PKO）部隊、コンゴ監視団（MONUC^{lxxi}、約

^{lxxi} MONUC: Mission de l'Organisation des Nations Unies en République démocratique du Congo

2万人)の要員が組織的な少女買春に関与している疑いが浮上し、国連が内部調査を行っている。MONUCでは2004年にも、兵士らが卵や牛乳などと引き換えに難民の少女に性交渉を迫るなどしていたことが判明している。MONUCの声明などによると、地元のあっせん業者がコンゴ人少女に対し、MONUC部隊が駐留する南キブ州での売春行為を勧誘。一部の少女らの証言から、組織的な少女買春網の存在が浮かび上がった¹²⁷。

(イ) ハイチの事例

2007年、国連は、ハイチに展開中のPKO「ハイチ安定化派遣団(MINUSTAH)」に参加するスリランカ兵士による現地女性に対する買春疑惑が浮上し、懲戒処分として100人以上を公表の翌日には送還すると発表した。

また、同ハイチにおける2011年の部隊の例では、ウルグアイ軍の兵士4人が地元の18歳の少年に性的暴行を加えたという疑いが持たれたもので、ウルグアイの兵士が笑いながら少年に性的暴行を加えている動画がインターネット上に公開されたという。4人は速やかに身柄を拘束されていて、ウルグアイは現地司令官を更迭するとともに、国防大臣がハイチ政府に謝罪した¹²⁸。

イ 国連で調査中の規律違反の件数（2013年4月30日現在）

区 分	総 数	割 合	PKO の件数	PKO の 占める割合
金 銭	94	42%	21	19%
物品、資産	5	2%	4	4%
管 理	6	3%	3	3%
人 事	71	31%	49	44%
調 達	21	9%	10	9%
計 画	4	2%	—	0%
SEA	25	11%	25	22%
セクハラ	—	0%	—	0%
合計	226	100%	112	100%

出典：OIOS 月間記録資料を基に筆者作成

(3) 平和維持要員による人権侵害の影響

設問

・平和維持要員が人権侵害行為を行った場合、どのような影響が生じるのか。

ア 国連に対する信頼とイメージの失墜

違反行為、特に性的搾取・虐待や犯罪行為はミッションのイメージと信頼を著しく損ない、マンデート遂行実施にマイナスの影響を与えかねない。そして、ミッションの信頼性を損なうことにより、平和維持活動の効果を減少させるとともに、活動の実施そのものが困難になる場合もある。また、違反行為は、国際社会や受入国において、国連と要員派遣国の評判にも悪影響を及ぼす。

イ 不安全状態の生起

違反行為は、平和維持要員の安全を脅かすことがある。特に性的搾取・虐待などは、被害者の人権を侵害するばかりでなく、被疑者、部隊全体、ひいてはミッションが、家族や共同体からの暴力的報復を受けることにもなりかねない。

2 国連行動規範

設問

PKO へ指揮官及び幕僚として派遣される場合、認識しておかなければならない「国連行動規範を支える3つの原則」とは何か。また、要員による人権侵害行為のうち、特に厳格に対処している行為は何か。

国連では国連行動規範を支える原則として、次の3つを掲げている。

- ①最高水準の能率、能力および品位を保つ義務
 - ②性的搾取および虐待（SEA）におけるゼロ・トレランス・ポリシー（不寛容方針）
 - ③国連行動規範を遵守させることができなかつた場合の監督者の説明責任
- この中で、特に注意しなければならないのは「②性的搾取および虐待（SEA）におけるゼロ・トレランス・ポリシー（不寛容方針）」である。国連はSEAに対しては、情状酌量を一切認めず、厳格に対処しているということを十分に認識しておく必要がある。

3 違反行為

設問

・平和維持要員の違反行為は、どのように分類されているか。
 ・文民要員、派遣部隊要員等、警察要員及び軍事監視要員の違反行為は、どのように定められているか。

(1) 分類

管理・調査の目的上、違反行為は分類Ⅰと分類Ⅱの2つに大別される。

ア 分類Ⅰ

分類Ⅰにあたる違反行為とは、重大な違反行為として、危険で複雑な問題および重大な刑事事件をいう。分類Ⅰにあたる事件の調査は、文民要員については、専門的訓練を受け、経験を積んだ、独立した捜査官が行う。派遣部隊については、懲戒処分等の身分に関する権限は、国連ではなく、要員提供国にあることから、派遣部隊の本国の当局が責任を持って調査にあたる。

具体例は、次のとおり。

- ・性的搾取および虐待 (SEA)
- ・重大又は複雑な詐欺行為
- ・その他重大な犯罪行為・活動
- ・利害争い
- ・重大な管理ミス
- ・資源の浪費
- ・職員又は他者の生命の危険や死亡を伴う全ての事案

イ 分類Ⅱ

分類Ⅱにあたる違反行為とは、軽微な違反行為をいう。分類Ⅱの事件の調査は、通常、PKO の中で行われる。

具体例は次のとおり。

- ・単純な窃盗及び詐欺
- ・差別、嫌がらせ (セクシャル・ハラスメントを含む)
- ・交通関連の事故 (スピード違反等)
- ・契約上のトラブル
- ・オフィス管理上のトラブル
- ・設備又はスタッフの軽微な誤用
- ・軽微な管理ミス
- ・国連規則、規定又は行政公示の違反

- ・単純な資格詐称

(2) 要員類型別の違反行為

国連は要員の類型別に行動規範を設けている。これは、要員によって適用される様々な方針と手続きが異なるからである。以下、要員別の違反行為について言及する。

ア 文民要員の違反行為

- ・国連憲章、職員規則・規定、関連する行政公示を遵守しないこと
- ・国際公務員に求められる行動規範を遵守しないこと
- ・原則は、平和維持ミッションに参加する他の文民にも適用される。

イ 派遣部隊要員及び司令部幕僚の違反行為

違反行為は、単なる違反行為と重大な違反行為に分けられている。

(ア) 違反行為

国連行動規範、ミッション別規則・規定又はその影響が各国の派遣部隊以外である場合において、部隊地位協定に従った国内法規と現地の法律に定める義務に違反する行為又は不作為をいう。

(イ) 重大な違反行為

個人又はミッションに対して重大な損失、損害又は障害を与えるか、与えると見られる違反行為（犯罪行為を含む。）をいう。性的搾取及び虐待（SEA）は、重大な違反行為に該当する。

ウ 文民警察要員及び軍事監視要員の違反行為

違反行為は、軽微なものと重大なものに分けられている。

(ア) 軽微な違反行為

ミッション運用手続手順（SOP）^{lxxii}、指令その他の適用規則、規定、行政指令に違反する行動、不作為又は過失であって、個人又はミッションに重大な損害、障害を与えないか、与えないと見られるものをいう。

^{lxxii} SOP: Standard Operating Procedure

(イ) 重大な違反行為

ミッション運用手続手順（SOP）、指令その他の適用規則、規定、行政指令に違反する行動、不作為又は過失（犯罪を含む。）であって、個人又はミッションに重大な損害、障害を与えるか、与えると見られるものをいう。

(3) 報告

設問

- ・ 平和維持要員の違反行為を報告する場合、どこに報告するのか。
- ・ 平和維持要員に課せられる違反行為に関する報告義務とは何か。

ア 報告先

ミッションの行動・規律チーム（CDT）^{lxxiii}が申し立てられた違反行為の報告を受け取る一義的な部署である。その他にも、ミッション長（HOM）、軍事部門長（HOMC）^{lxxiv}、警察部門長（HOPC）^{lxxv}、国連内部監視業務室（OIOS）^{lxxvi}、倫理担当（Ethics Office）及び国連行政監察官はそれぞれの役割に基づいて、違反行為の報告をうける。

制服（軍事・警察）要員が違反行為を報告する場合は、指揮系統を通じて行う。文民要員の場合は、直接 CDT 及び他の報告部署に直接報告することができる。

イ 報告義務及び留意事項

すべての平和維持要員は、違反行為が疑われる場合は報告し、調査に協力し、誠実に情報を提供する義務を負う。

平和維持要員は、国連の規則及び規定の違反を報告し、正式に監査や調査に協力する義務を負う。

誠実に違反行為を申し立てたスタッフメンバーは報復から保護される

^{lxxiii} CDT: Conduct and Discipline Team

^{lxxiv} HOMC: Head of Military Components

^{lxxv} HOPC: Head of Police Components

^{lxxvi} OIOS: United Nations Office of Internal Oversight Services

権利を有する。

スタッフメンバーにより不適切に行われた申し立てや裏付けのないうわさの流布は違反行為に該当するものとして取扱うよう留意すべきである。

平和維持要員の違反行為に係る義務は以下のとおりである。

- ・違反行為が疑われる場合は報告する。
- ・国連の調査に誠意を持って協力する。
- ・証拠によって裏付けられた真正な報告を実施する。
- ・監督上の承認を得る必要がなく、直接、国連内部監視業務室（OIOS）に違反行為を報告できる。

4 平和維持要員の違反行為に対する法の適用と処分等

設問

平和維持要員が違反行為を行った場合、どのような処置が採られるのか。

PKO に派遣された平和維持要員は、受入国の法令を尊重することが義務づけられるが、受入国の法律すべてが PKO に適用されるとすると、受入国における武器等の使用、民事・刑事の裁判管轄権、不動産の使用、民間業者が部隊のため搬送する物資に対する関税、損害賠償請求など、派遣部隊の活動に制約が生じることになる。こうしたことから、国連は部隊を派遣する国々を代表して、PKO モデル地位協定案の項目をもとに、PKO とその要員に対する国連特権免除条約の適用、現地法令の尊重、国連の旗及び車両標識の使用、無制限の通信、受入国内での移動の自由、公租公課の免除と売店の運営、PKO 施設の不可侵と便宜の供与（水、電気等）、現地人の雇用、入城・滞在・出発に際しての旅券や査証等の規則の免除、身分証明書の発給と提示、制服及び武器、自動車運転免許、PKO 憲兵の要員逮捕権、裁判権の扱い、死亡した要員の扱い、紛争の解決などについて、受入国からの合意を得て、地位協定を締結している¹²⁹。この地位協定に基づき、通常、平和維

持要員は、刑事法犯罪を犯しても、受入国の裁判権に服することはない。

調査によって違反行為が立証されると、懲戒処分となる。文民要員については国連が処分を行い、制服要員については、加盟国の責任に帰する。懲戒処分の事例としては、書面によるけん（譴）責（written censure）、降格（demotion）、罰金（fine）などがある。

その他の措置として、制服要員については本国送還及び以降の任務禁止、文民要員については即時解雇、もし平和維持要員が強姦のような犯罪行為に関与した罪に問われる場合は刑事手続きが進められる。文民要員については、犯罪調査のため、国連は、予備調査を適切な加盟国に付託する。制服要員については、犯罪行為に相当する本国の行動規範に対する違反は、刑事手続きだけでなく、懲戒手続きも行われる。

窃盗や業務上横領の場合には、当該要員が損害賠償責任を負うこともある。

¹²⁷ 「P K Oで組織的少女買春か コンゴ、国連が内部調査」（2006年08月18日 07:36 共同通信 URL:
<http://www.47news.jp/CN/200608/CN2006081801003345.html>)

¹²⁸ 「ハイチに展開P K O兵士、少年に性的暴行か」（2011年9月7日 13:27 日テレNEWS24 URL:
<http://www.news24.jp/articles/2011/09/07/10190145.html>)

¹²⁹ 山田洋一郎「国際平和活動:いくつかの国際法的論点」『外務省調査月報』2010/No.3、36頁



コラム 地位協定（地位取極）

○なぜ知っておく必要があるの？

「地位協定（取極）」とは、他国に軍隊を駐留させる際に、派遣国軍隊の受入国における法的権限を定めた協定のことをいう。軍隊が他国で駐留（活動）する場合、受入国の国内法にしたがうと活動の自由を失うことになる。具体例をあげると、武器の携帯及び使用、軍用機の離発着、国旗の表示及び掲揚等、ある程度の自由を確保しないと軍隊としての行動に制約を受けることになる。そこで、軍隊の命令権と受入国の主権の境界を明確にするために締結されるのが地位協定（地位取極）である。したがって、派遣される場合には、地位協定の内容を把握していないと、受入国との間で問題が生じることになる。最も蓋然性の高い事例として、公務あるいは公務外で隊員が交通事故を起こした場合、受入国で裁判（刑事・民事）を受けるのかという問題がある。実際にカンボジア PKO では隊員が交通事故を起こしているが、地位協定に基づき、カンボジアではなく、日本に帰国して日本で処分を受けている。

こうしたことから、地位協定の内容を把握していないと、隊員が交通事故を起こしたときなど、右往左往することになるので、派遣前には必ず確認しておく必要がある。

○どんな内容が締結されているの？

「ジブチ共和国における日本国の自衛隊等の地位に関する日本国政府とジブチ共和国政府との間の交換公文」の一部を紹介するが、地位協定（取極）は、自衛隊が活動するための特権免除だけではなく、受入国からの義務を課されるものでもあるという点にも注意する必要がある。

（○：特権免除、●：受入国に対する義務）

○施設並びに部隊、海上保安庁又は連絡事務所が使用する船舶及び航空機の不可侵

○部隊、海上保安庁及び連絡事務所並びにこれらの財産及び資産の訴訟手続

からの免除

- 公文書及び書類の不可侵
- 公用通信の不可侵
- 事務及び技術職員に与えられる特権及び免除と同様の特権及び免除
- 関税、租税等の免除
- 要員の身分証明書等の常時携行義務
- 公務の遂行中に命令に基づきその使用が許可されることのある武器の所持又は携行
- 施設及び車両等への日本国旗等の識別表示

○「地位協定」と「地位取極」の違いは？

「地位協定」は締結に国会の承認を必要とする国会承認条約であり、「地位取極」は、行政府で締結することのできる行政協定である。行政協定とは、外交関係を迅速に処理するためには、すべての条約に国会の承認を必要とする場合には合理性がないことから設けられたものである。したがって、「地位協定」と「地位取極」の条約（国際的な合意）としての効力に違いはない。

日本では憲法慣行に委ねられ、①法律事項を含むもの、②財政事項を含むもの、③国家間基本関係を設定する政治的に重要なもので批准を要するものが国会承認条約とされ、これらの原則を大平三原則と呼称している。

第5章

文民の保護

—信頼性確保に直結する重要な課題—

第5章 文民の保護—信頼性確保に直結する重要な課題—

「文民の保護」(POC: Protection of Civilian)は1999年以降、平和維持活動のマンデートとして取り入れられるようになり、安保理決議第1674号及び第1894号によって明示的にPKOミッションの役割として位置づけられるようになった。さらに、ミッションをより効果的に実施するために、国連本部PKO局等で過去の実績等を踏まえた文民の保護に関する様々な検討が重ねられ、任務構想の形成に併せ、教育体系の形成が進められてきた。

本章では、上記の検討を踏まえた国連による派遣前部隊向けの教育モジュールであるSTMの平成25年末時点の内容(当該教育モジュールは随時更新、改善されていくことが予定されている)に沿って、文民の保護の概略について説明するとともに、自衛隊派遣部隊にとって特に重要と思われる論点について紹介する。

1 保護対象となる文民の範囲

設問

- ・PKOにおいて保護対象となる「文民」とは何か。

PKOにおいて、保護対象となる「文民」は、国際人道法に規定される「文民」と同義である。つまり、「文民」とは「直接的な戦闘行為に参加していない者」をいう。

国連平和維持要員は、常に、文民と戦闘員及び民間の対象物と軍事的対象物を明確に区別することが期待されている(事務総長告示)。

国際人道法の下では、文民は被保護者であり、文民は攻撃対象としてはならず、その生命と尊厳は尊重されなければならない。文民は「直接的な戦闘行為に参加」していない者であり、その結果として、攻撃からの完全な保護対象としての地位が与えられている。単に武器を所持していることだけでは、戦闘員として扱われることにはならない。武器を所持している文民(例えば、自己防護や財産の保護を目的としている場合)であっても、保護対象となりうる。文民が直接的な戦闘行為に参加した場合は、文民ではなくなり、その

保護対象としての地位は失われる。

また、これらの人々が他の個人や集団に対して暴力を行う、または、暴力を行う準備をしているという歴史的な前例や信頼できる情報に基づいた合理的確信がある場合には、これらの個人は保護の対象とはならない。

2 「文民の保護」の重要性

設問

・2013年4月、国連は各国からPKOに関連する民軍関係者を呼んで、国連の「文民の保護」の「戦略・作戦レベル」「戦術レベル」のトレーニング・モジュール（案）についての説明を行った。このように「文民の保護」が重視されるのはどうしてなのだろうか。

「文民の保護」が重視されるようになったのは、「文民の保護」に失敗した場合、PKOのミッションそのものの正当性、存在意義、価値及び有用性が失われるとともに、国連及びPKOに対する信頼性が低下し、ミッションの失敗につながるからである。このきっかけとなったのは、1990年代前半の旧ユーゴスラビア及びルワンダにおけるPKOが、紛争の犠牲となっている文民を十分に保護できず、失敗に終わったと評価され、国際社会、なかんずく、国連の無力さを露呈したことにある。その後、1999年2月、カナダ政府等の主導により、安全保障理事会において「文民の保護」が議題として取り上げられ、同年9月に「文民の保護」に関する安保理決議第1265号が採択されている。この安保理決議第1265号は、紛争における最大の被害者が「文民」であることを認定すると同時に、「文民」に対する被害が長期的な平和や復興及び回復に大きな影響を及ぼすことを明記している。2006年4月28日に採択された安保理決議第1674号は、武力紛争における文民の保護に関し、武力紛争の停止及びその再発の予防の重要性を強調し、再発予防のために、《経済成長、貧困根絶、持続可能な開発、国民和解、良好な統治、民主主義、法の支配、人権の尊重と保護》の8つの要素を促進する、包括的

なアプローチを提唱している。

また、2009年11月11日に採択された安保理決議第1894号においては、「国連安保理がとるべき適切な手段を検討するなどして・・・武力紛争で、民間人が標的とされている現状に対応する」という民間人保護に向けた安保理の決意が表明されている。

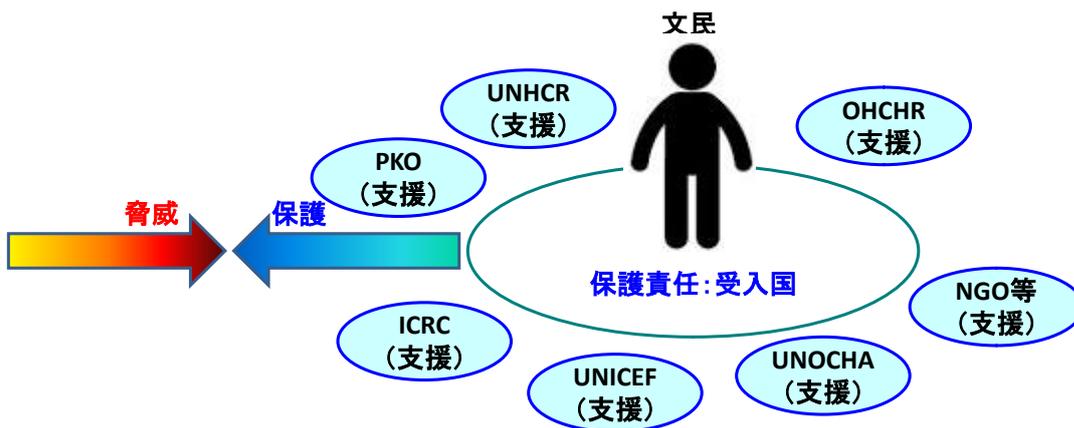
これら一連の安保理決議をみてもわかるとおり、安全保障理事会は、文民の保護に重大な関心を持ち、かつ、対応を重視していることがわかる。さらに安全保障理事会は、それぞれの決議を通じ、ミッション長に対して、能力やリソースを使用する決定において、文民の保護活動を最優先にするという明確な方向性を示している¹³⁰。

3 文民の保護の実施者

設問

・国連は「文民の保護」を重視していることを述べたが、「文民の保護」の一義的責任を負っているのは国連（PKO）なのか。

図5-1 文民の保護の実施者



出典：筆者作成

各国政府は常に自国における文民の保護に関して一義的責任を負う。この保護は軍隊や警察などによる国内の安全の確保や司法制度によってもたらさ

れる。国際社会によって、PKO等として派遣され、任務を付与されているその他の機関は、あくまで受入国の保護責任を支援するということで補助的役割を果たし得るに過ぎない¹³¹。

受入国政府を支援する機関等としては次のものが挙げられる。

(1) 国連平和維持要員

安全保障理事会によって文民の保護マンデートの権限を付与された国連平和維持要員は、国際の平和と安全が危険にさらされていると判断される場所において、受入国機関の保護の取組みを支援又は補助する。

(2) 国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR)

職員は、都市部、受入国のコミュニティ及び難民・国内避難民サイトにおいて勤務している。彼らは合法的、身体的保護を推進・提供し、避難民への暴力という脅威を最小限にしようと尽力している。また、彼らは難民脱出の直後、避難所、食べ物、水、医療的ケアを最低限与えられるよう活動を行っている。

(3) 国連人権高等弁務官事務所 (OHCHR)

国連人権高等弁務官事務所は、現場で人権状況の監視や技術研修や司法行政・立法改革・人権条約の批准や人権の教育の分野における支援などの計画の実行にとりくんでいる。

(4) 赤十字国際委員会 (ICRC)

赤十字国際委員会は、国際人道法に基づき行動する団体である。赤十字国際委員会のミッションは、武力紛争及びそれ以外の状況に於ける暴力の被害者の生命や尊厳を保護すること及び被害者に対し支援を与えることである。

(5) 国連人道問題調整事務所 (UNOCHA)

国連人道問題調整事務所は、災害及び緊急事態において、人的被害の緩和、困窮している人々の権利擁護、事態対処への準備や防止を促進し、事態解決のための持続的な解決の支援を行うために、国内及び国際的なアクターと協力して、人道支援を取りまとめ、調整する。

(6) 国連児童基金 (UNICEF)

国連児童基金は、暴力、搾取及び虐待の防止や対応といった児童の保護活動に取り組んでいる。また、紛争において児童に対して行われる国際人道法違反及び人権侵害について監視・報告を行っている。

(7) その他

多数の非国家アクターが人権侵害（人権監視・擁護機関）や司法機関の復旧及び改良の監視・報告（人道支援）に関する保護の対策に関与している。これらは一般的に NGO（非政府機構）や INGO^{lxxvii}（非政府間国際機構）及び市民社会団体と呼ばれている。

4 文民に加えられる脅威

設問

- ・ PKO 派遣部隊の指揮官として、派遣地域において、頻発している「強姦」に対して対処する場合、この「強姦」という暴力行為についてどのような分析をしなければならないか。
- ・ 「文民の保護」の計画を作成するために検討すべき、文民に加えられる脅威の種類と具体例は何か。

武装集団は国際法に著しく違反する手段により、自分たちの軍事的劣勢を補おうすることがあり、この手段は、性的暴行を含んだ市民に対する計画的・戦略的な攻撃から、学校のような民間の目標物単体に対する攻撃、誘拐、強制徴用、文民を利用したの軍事目標の遮蔽にまでいたっているため、暴力による市民への被害は甚大となってきた。特に文民との識別が懸案になっている敵との戦闘の中において、軍事的に優れた勢力による文民に対する脅威の程度は増加の一途をたどっており、文民の犠牲者が増加している。こうしたことから、軍民の区別や均衡性の原則を遵守しない戦闘行為の手段と方法へ対処しなければならない。

^{lxxvii} International Non-Governmental Organization

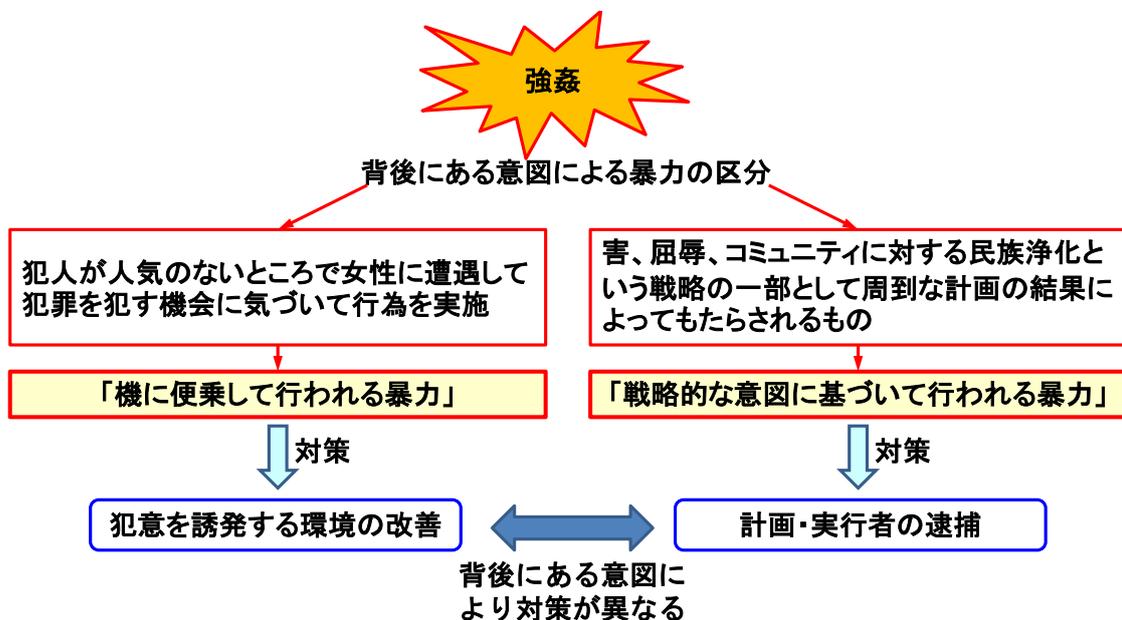
(1) 意図による暴力の区分

文民に向けられる暴力は、「機に便乗して行われる暴力」と「戦略的な意図に基づいて行われる暴力」の2つの暴力に分けられる。

この2つの暴力は、暴力の種類による差異ではなく、その背後にある意図によって区分されるという点に注意する必要がある。例えば、強姦を例にとって言うと、強姦が単純に起こるのは犯人が人気のないところで女性に遭遇して、犯罪を犯す機会に気づくことによって行われるものである。これが「機に便乗して行われる暴力」である。しかしながら、同じ強姦でも、コミュニティに対する屈辱、民族浄化という戦略の一部として周到な計画の結果によってもたらされるものは「戦略的な意図に基づいて行われる暴力」に区分され、効果的な対策も異なる。

「(特定の)暴力行為」というひとつの脅威を評価する場合においても、その背後にある意図を的確に分析しなければ、効果的な対策がとれないことを認識する必要がある。

図5-2 暴力の背後にある意図の分析による対策の相違の一例



出典：筆者作成

(2) 脅威の対象による区分

実際に文民が直面する脅威の主なものを、脅威の対象によって区分したものは、次のとおりである。

表 5-1 脅威の対象による区分

脅威の種類	例
生命に対する脅威	<ul style="list-style-type: none"> ・恣意的、即決、裁判なしの死刑 ・殺人（犯罪による個人的殺人から組織的暴力やジェノサイドによるもの）
身体に対する脅威	<ul style="list-style-type: none"> ・拷問、残虐な、冷酷な、屈辱的な行為 ・紛争に起因する性的暴力（強姦やその他の性的暴力の形態（機に便乗したものから、計画的で広範囲で組織的に利用された強姦を含む）） ・誘拐 ・児童の徴用や利用（戦闘員だけではなく、兵士、料理人、荷物運搬人、スパイや性的目的の対象となるものも含む。） ・威嚇・暴行 ・計画的略奪（食べ物、水、その他の物品や生活に必要なサービス）
自由に対する脅威	<ul style="list-style-type: none"> ・強制失踪^{lxxviii} ・恣意的、不当逮捕又は監禁 ・脅迫 ・移動の自由の制限（強制移動を含む） ・強制労働、強制徴用
財産に対する脅威	<ul style="list-style-type: none"> ・窃盗、強奪（例 不当課税）、略奪

(3) PKO への要求

前述したとおり、こうした暴力的行為からの文民の保護の責任は受入国政府及び受入国の安全機関が負うべきものである。そして、PKO はあらゆる暴力行為に対処できるだけのリソースを有していない。しかしながら、文民の保護マンデートを与えられた PKO は、その能力の許す限りにおいて、性的暴力を含む大・小規模の攻撃から文民を保護する権限を与えられている。したがって、脅威の種類とその背後にある意図を十分に分析して、効果的に文民の保護を行うことが求められている。

^{lxxviii} 「強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約（略称：強制失踪条約、日本は平成 19 年に署名、22 年発効）」によると、「国の機関等が、人の自由をはく奪する行為であって、失踪者の所在を隠蔽すること等を伴い、かつ、法の保護の外に置くこと」をいう。

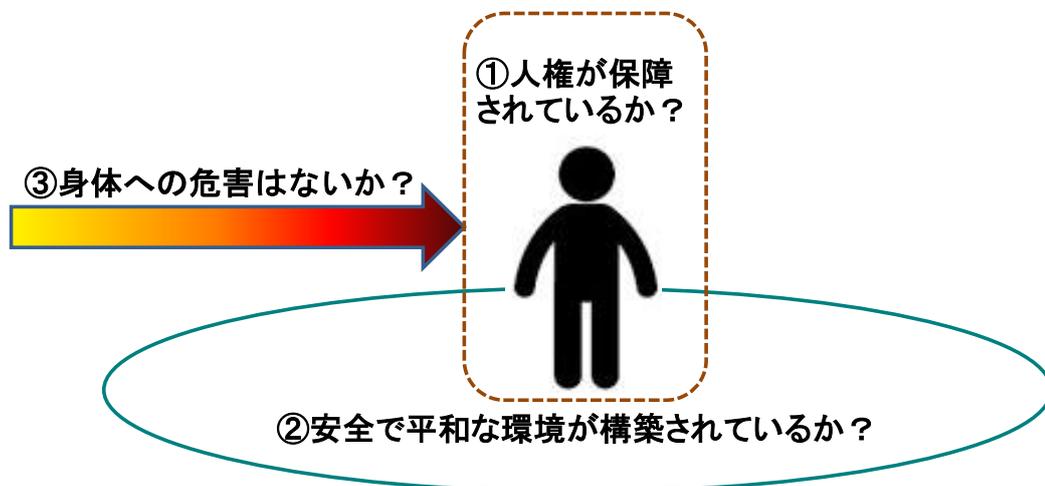
5 文民を保護するためのアプローチ

設問

・PKOにおける「文民の保護」とは、どういった視点からのアプローチを重視して行われているか。

国連の複合型PKOにおいて「文民の保護」は、次の3つの視点からのアプローチを重視している。

図5-3 「文民の保護」の3つの視点からのアプローチ



出典：筆者作成

(1) 人権の保障

PKOにおける「文民の保護」は、国際人道法、国際人権法、国際難民法に基づき、個人の権利の尊重を確保するために行われる¹³²。

(2) 持続可能な安定化と平和構築

「文民の保護」を長期的な視点から捉えると、「文民が生活するための安全で平和な環境を構築すること」が必要である。これはPKOの当初から重視されていたものである¹³³。

(3) 危害からの身体的保護

肉体的暴力からの保護することは、最もわかりやすく、直ちに取り組みなければならない保護の形態である。活動地域に保護任務を行う他の外部

アクターが存在しない場合、PKO が取り組まなければならない¹³⁴。

(4) 各アプローチ相互の関係

以上の3つの視点からアプローチは相互に関連し、補強しあうものであり、同時に追求していかなければならない。

たとえば、危害からの身体的保護は主として、軍事部門及び国連警察の責任である。しかし、効果的に身体的保護を行うためには、人権状況の監視を行い、危害の予測を立てる必要がある。また、身体的保護を行うことは、ミッションに対する現地住民の信頼性を高め、人権の保障に貢献することになる。その結果、長期的な安定という目標達成のための推進力となり得る。

こうしたことから、PKO において文民の保護を付与された任務を行う際には、保護のための3つの視点からのアプローチが取り入れられている¹³⁵。

この3つの視点からのアプローチがどのような形で活動構想に反映されているかについては、第8節で取り上げる。

6 文民の保護のための活動に関係する法的枠組み

設問

・安保理のマンデートとして与えられている「文民の保護」に関係する法的枠組みはどのようになっているか。

国際人道法及び国際人権法等の法規範の整備が進んできた現代において、最大の課題はこれらの法規範の履行の確保であり、文民の保護においては、この法規範の履行の確保は欠かすことのできないものとなっている。本節で取り上げるものは、人権の保障のための法規範として、既に前章までで言及したものもあるが、文民の保護という観点から、あらためて活動に関係する法的枠組みについて言及する。

(1) 国際法

ア 国連憲章

国連憲章は、すべての国連の権限や活動の根拠である。憲章では、国連の主要な目的の一つとその国連の安全保障理事会の核となる責任として「国際の平和と安全の維持」を示し、国連が人権に対する責任を負っていることの根拠となっている。

憲章第6章及び第7章は国連平和維持活動の法的根拠となるものである¹³⁶。

第6章—紛争の平和的解決は伝統的PKOの根拠となっている。

第7章—平和に対する脅威、平和の破壊及び侵略行為に関する行動は強化PKO^{lxxix}に関連し、この条項は国際の平和と安全が脅かされたとき、国連の安全保障理事会に武力行使の権限を与えている¹³⁷。

イ 国際人道法

これは、ジュネーヴ条約（1949年）とジュネーヴ条約追加議定書（1977年）を含んだ武力紛争の法である。国際人道法は、武力紛争（国際紛争であるか非国際紛争であるかを問わず）を起因とする人道的な問題を管理するために具体的に策定された一連の（伝統的・慣習的な）国際法である。国際人道法は、戦闘の方法と手段を規制し、軍事的必要性と人道原則（武力紛争の犠牲者の保護）をうまく両立させるために、武装アクターの責任を明確に定めたものである¹³⁸。

紛争のすべての関係者（政府勢力、反乱分子、他の武装集団を含む）は国際人道法によって拘束される¹³⁹。

国連軍による国際人道法の遵守という事務総長告示（ST/SGB/1999/13）（第4章コラム参照）は、敵対行為に参加したとき、戦闘力を失った人だけでなく、文民や非戦闘員の扱いに関して、忠実に国際人道法の原則を忠実に守ることを求めている¹⁴⁰。

^{lxxix} 「強化（robust）PKO」とは、平和維持のために強制力を使うものを指す。国連シエラレオネミッション（UNAMSIL）、国連コンゴ民主共和国ミッション（MONUC）などがある。

平和維持要員は、一般的に武力紛争に関与する勢力（兵士や戦闘員）として見なされないが、例外的な状況下においては、平和維持要員が紛争に関する勢力となる場合がある。こうした状況下においては、国連平和維持要員は国際人道法に従って行動することになることに注意しなければならない¹⁴¹。

ウ 国際人権法

世界人権宣言（1948年）、拷問禁止条約（1984年）、ジェノサイド条約（1948年）、児童に関する権利条約（1989年）、国際人権規約（1966年）等の国際人権法は、平時、戦時を問わず適用され、すべての人々の基本的な権利を確立させることを目的とする条約、宣言、道徳規範を含む国際文書の集合体によって構成されている。

国際人権法は、国連平和維持活動の標準的な枠組みにおいて欠くことのできない要素である¹⁴²。

国連平和維持要員は、軍人、警察、文民であるかどうかを問わず、国際人権法に合致した行動をとらなければならないし、人権侵害の加害者になってはならない。そして人権侵害や虐待として認識することができる行為と自分達の任務を実行することがどのように関わっているのかを理解することや、自己のマネートや能力の範囲内で適切に対処できるよう備えることが求められている¹⁴³。

また、国連は性的搾取及び虐待を含む人権侵害に対しては一切の情状酌量の余地を認めないゼロ・トレランス・ポリシーを掲げている¹⁴⁴。

エ 難民法

難民法とは難民の地位に関する条約（1951年）、難民の地位に関する選択議定書（1967年）から構成されるものである。

本条約は、難民に関する既存の国際文書に謳われてきた内容を確認、確立したものであり、難民の法的定義及び取り扱いの最低基準を確立させたものである¹⁴⁵。

国連平和維持要員はしばしば、強制移住や包括的不安定、政治的困難によって発生した大量の難民や国内避難民がいる環境での活動を強いら

れる。国内避難民は難民条約による保護対象には含まれていないが、すべての避難民、特に、高齢者、子供を持つ母親、児童は特に脆弱な存在であり、そうした避難民を保護し、難民や国内避難民が定住地に戻れるように、安全な環境を構築するという平和維持要員による特別な配慮を必要としている¹⁴⁶。

オ 国際刑事裁判所に関するローマ規程（ICC ローマ規程）

ICC ローマ規程は、ジュネーヴ条約、世界人権宣言、国際人権法（拷問禁止条約、ジェノサイド条約等）を含む他の国際文書から派生し、条約に定められた違反行為への罰則を定めることで人権保障の徹底を図るものである¹⁴⁷。

国際刑事裁判所の検察官は条約に規定された犯罪実行地国が締約国である場合又は被疑者国籍国が締約国である場合に調査を開始する¹⁴⁸。

ローマ規程によって規定され、国際刑事裁判所によって訴追される犯罪は、ジェノサイド罪、戦争犯罪（強姦やその他の性的暴力を含む）、人道に対する罪であり、これらはいかなる言い逃れも許されない国際社会全体に対する犯罪として、しばしば定義されている¹⁴⁹。

これらの犯罪の定義は、前述の通り、様々な国際文書において法制化・明文化され、加盟国は国内の裁判所において自国の刑事訴訟手続きに則って違反者を訴追することができる¹⁵⁰。

国際刑事裁判所は、各国が被疑者の捜査・訴追を行う能力や意思がない場合、安保理が憲章第7章下で決議を付託した場合、国際刑事裁判所の検察官が独自の調査を開始するという選択をした場合に、これらの犯罪の訴追を行う¹⁵¹。

なお、平和維持要員への攻撃はローマ規程の中で戦争犯罪として規定されている（ただし、平和維持要員が紛争の当事者と見なされる場合を除く）¹⁵²。

（2）安保理による任務付与（マンデート）

マンデートは、あらゆるミッションが展開するための法的根拠である。

マンデートは国連本部におけるガイダンスであり、安保理が決議によって付与した権限に基づき、ミッションが達成すべき任務のアウトラインや果たすべき責任を網羅したものである¹⁵³。

文民の保護と呼ばれるマンデートは「国連憲章の第7章下での権限が付与され、平和維持要員は差し迫った暴力による脅威がある状況において文民の保護を実施するための必要とされるあらゆる手段を使用する権限、自己防衛及びマンデート防衛のため権限を与えられることが記述された条項によって示されている。これらは平和維持要員に、武力行使を上限として、暴力から文民を保護すること、自己や他のミッションや国連のスタッフを保護すること、ミッションの資材等やマンデートの実施（例えば、ミッションエリアにおける行動の自由を確保することなど）に必要なすべての手段をとる権限を付与している¹⁵⁴。

(3) ROE^{lxxx}と DUF^{lxxxi}

どのような場合に武力行使をし、あるいはしないのかに関して、ROEとDUFは具体的な指示を平和維持要員や国連警察に付与する。これには自衛のための武器の使用及びマンデート防衛のための武器使用も含まれている¹⁵⁵。

ROEとDUFは、国際人権法、国際人道法だけでなく、マンデートとも一致させたミッションを明確かつ記述したものである。soldier cardに編集し、要員に携行させるだけではなく、派遣部隊指揮官及び武装警察指揮官は、自分の指揮下にある全ての士官、兵士や国連警察に対して、適用される国際人道法又は国際人権法と同様にROEやDUFを明確に理解させるという責任を有している。国連軍司令官や警察コミッショナーの意図が全ての指揮官に対して明確に示され、徹底されることが極めて重要であ

^{lxxx} ROE: Rules of Engagement

任務に当たる国連軍事要員が武力を正当に使用できる場合と方法を概説する軍事部門向けの指示

^{lxxxi} DUF: Directive on the Use of Force

任務に当たる国連警察要員が合法的に武力を使用することができる場合と方法に関する警察部門向けの指示

る¹⁵⁶。

国連平和維持要員は、ミッションの特別な活動によって左右され、慣習国際人道法や慣習国際人権法のもとで追加の義務を持つかもしれないことに注意しなければならない。軍事部門の指揮官や警察のコミッショナーは明確なガイダンスをリーガルアドバイザーからもらわなければならないし、その際には、部下に対して明確かつ適時にガイダンスを与えなければならない¹⁵⁷。

(4) SOFA^{lxxxii}

SOFAは国連と受入国政府間で交渉されるものであり、平和維持活動とその要員がマンデートを実施するために必要とする特権、免除等を規定するものである¹⁵⁸。

受入国政府によるSOFAの締結は、平和維持ミッションの展開とマンデートの実行を受入国が同意していることを示す法的声明である¹⁵⁹。

SRSG（国連事務総長特別代表）、国連軍司令官及び場合によりその他のミッション関係高官は、外交特権を享受する。

すべての国連平和維持要員（全ミッション及び全てのカテゴリーの要員（現地で雇用された常勤職員を含む）は、彼らが行うすべての公務における免除と行動の自由を享受する。

国連警察及び軍事監視要員は、ミッションの専門家としての地位を享受し、逮捕、勾留及び法的プロセスの免除を享受する。

各国から派遣された国連軍事要員は公務における免除と受入国の刑事裁判権からの免除を享受する。このことは、要員提供国に対して、自国の兵士が責任あるミッションエリアにおいて起した犯罪行為を裁くことを定めるものである¹⁶⁰。

(5) 受入国の国内法

国際人権法や国際人道法の基準に従うだけでなく、国際平和維持要員は自分たちが展開している受入国における法律や規則を監視する責任を負っ

^{lxxxii} SOFA: Status of Forces Agreements

ている¹⁶¹。

SRSG（国連事務総長特別代表）は、受入国の法律が国際人権法や国際人道法の基準に合致しているかだけでなく、受入国の法律を監視するために必要な措置をとる責任を負っている¹⁶²。

7 文民の保護に関する国連平和維持要員の権限、義務及び禁止事項

設問

・国連の教育モジュールに記述されている文民の保護に関して国際平和維持要員に認められている権限、義務及び禁止事項は何か。

(1) 権限

すべての国連平和維持要員（文民要員も含む）は、必要があれば、武器を使用して自己を守る固有の権利を有する（文民要員、国連警察及び軍事監視要員は通常、武器を携行していないが、これらの要員でさえ急迫する身体的脅威に直面した場合には、自己防衛のために何らかの武力を使用することが認められている）。紛争や紛争終結直後の状況においては法秩序が崩壊し、現地に所在する人間に対しては偶発的な危害が無差別に発生し得る。これには無差別の略奪、不当課税、強姦、性的暴行及び強制徴用や強制労働も含まれる。

平和維持要員は憲章7章に基づくミッションにおいては、急迫する脅威の下で文民を保護することを含めて、マンデート実施のための武器の使用が認められる。そして、予防的、先行的措置を含めて、文民に対するあらゆる主体（受入国政府や国に準ずる機関を含む）からの加害行動や、差し迫った脅威に効果的に対応するため、武力の行使を含んだあらゆる手段の使用が認められる。

(2) 義務

- ・自己の能力の範囲及び担当地域内における急迫した脅威下に置かれた文民を保護すること
- ・必要性に応じて、民族、人種、宗教、社会的・経済的地位、性別、所属

政党に関係なく公平に保護すること

- ・ 自国領域の文民を保護する受入国の責任を侵害することなく行動すること
- ・ 職業人として規律・統制のとれた行動を常にとること
- ・ マンデートとミッションを理解し、これらの規定を遵守すること
- ・ 受入国の法を遵守すること
- ・ 受入国の住民に対する敬意、礼儀、配慮をかかさないと
- ・ 公平、誠実、気配り及び慎重さをもって行動すること
- ・ 国連の指揮系統を尊重し、上官に従うこと¹⁶³

(3) 禁止事項

- ・ あらゆる状況下で、拷問又は非人間的で名誉を傷つける対応をすること
- ・ 復讐や悪意に基づいた行動（特に、囚人、抑留者等に対して）
- ・ 文民や民間の目標物に対して攻撃を行うこと
- ・ 住民の生存に不可欠な物に対する攻撃又は使用不能にすること
- ・ 平和維持要員の立場を利用して私益を得ること
- ・ 性的、身体的、精神的な虐待行為を行うこと
- ・ 労働や性的搾取・虐待等をも含むその他のサービスのために児童を雇用すること
- ・ 報酬、贈与及び表彰などを受れたり、それを教唆すること¹⁶⁴

8 文民の保護のための活動構想

設問

・ PKO では、文民の保護のための活動構想をどのような形で計画しているのか。

国連の文民の保護のための活動は、3層構造及び4つのフェーズを組み合わせた形を基本として構想されている。その一例は、次の表に示すとおりである。

表5-2 文民の保護のための活動構想

フェーズ 階層	保証・予防措置	先行的措置	対応措置	定着化
政治的 プロセスによる保護	例 ・ 政治的平和プロセスの実行支援 ・ 紛争調停と紛争に関わる勢力の弁護	例 ・ 政治的圧力、対話、 ・ 敵対性解消のための対話と取組み	例 ・ 政治的圧力の強化と攻撃中止の交渉	例 ・ 和解の取組みに対する支援の開始
身体的暴力からの保護	例 ・ パトロール及びプレゼンスによる抑止	例 ・ 防護のための警戒線、バリケード又は他の機動的な予防展開の確立	例 ・ 文民への攻撃を撃退・打破するために必要なあらゆる手段の使用、マンデートの固守	例 ・ 広範囲における安全の再確立と受入国政府機能再確立のための支援
保護する環境の構築	例 ・ SSR 及び司法部門改革の取組み ・ 人権侵害の監視と予防的支援活動	例 ・ 目標の設定された DDR ・ 潜在的敵対者との和平協定の取り交わし	例 ・ 地方の治安機構（警察、地方軍）の展開支援 ・ 人権監視能力の維持	例 ・ 人道活動の保障、援助者及び資産の保護

出典：UN Protection of Civilians PDT Standards, 1st ed. (2011) p16

(1) 活動の階層

作戦構想に示される3層構造は、保護活動において同時並行で展開される。これらの領域は安全保障理事会のマンデートにおいて説明される保護任務の全ての範囲を網羅している。各階層の概要は次のとおりである。

ア 政治プロセスによる保護

- ・ 政治的プロセス（平和交渉、統治機構の発展等）への支援
- ・ 紛争管理と調停の支援

イ 身体的暴力からの保護

- ・ 軍事部門や文民部門の展開による抑止
- ・ 市場や学校のような攻撃の対象となる場所の昼夜のパトロール
- ・ あらゆる手段による暴力的な攻撃への対応（文民の保護及び環境の安

定に必要な場合には武力行使も含む。)

ウ 保護する環境の構築

- ・ 人道支援につながる環境の構築
- ・ 人権の促進及び保護
- ・ 強制移動の縮小及び帰還しやすい環境の構築
- ・ DDR の実施、受入国の警察、司法、防衛部門の改革
- ・ 地雷対策活動

(2) 活動のフェーズ

活動構想における保護の4つのフェーズは、必ずしも連続して行われるわけではない。逆行する可能性もあるし、脅威の範囲や性質によっては、同時におこなわれる場合もある。したがって、4つの独立した概念として理解する必要がある。

ア 保証・予防措置 (Assurance/Prevention)

PKO で、最も重視されているのが、この保証・予防措置である。

この措置は、PKO が展開していること、脅威と環境に対して優勢な立場にあること、現地住民を保護する準備があることを示唆するように計画される。

実際に行われる活動としては、部隊の展開、パトロール、人権監視、紛争防止と調停などを行うとともに、武装勢力、政府軍やその他の紛争に関わる潜在的な勢力に対して、PKO は国際人権法及び国際人道法に基づいた暴力行為を確認・報告を行うことが含まれる。

イ 先行的措置 (Pre-emption)

脅威のレベルが高まった場合又は予防活動の効果が低下した場合に行う。

- ・ 緊張の解消及び武力行使の防止のために、関係勢力に対する政治的圧力または支援を強化するを支援
- ・ 軍と警察のプレゼンスを増加し、可視化する
- ・ 場合によっては、限定された懲罰的なストライキ/攻勢作戦

暴力行為に対する先行的措置ができなかった有名な失敗事例として1994年のルワンダでの事件が挙げられる。PKO 司令官であるロメオ・ダレーは1994年1月に信頼ある筋からの情報によってフツの過激派による虐殺計画を知り、国連に平和維持隊の増強や過激派の武器の押収を提案するが、UNAMIRには権限がないという理由で不許可となる。

憲章第7章下での文民の保護マンデートが与えられていない場合、派遣部隊指揮官は上記と同様の事態に直面することになる。もし、それが与えられたマンデートの範囲内であり、すべての必要な措置をとることができるのであれば、武器を押収し、文民に対する攻撃を阻止するための先行的措置を行わなければならない。

ウ 対応措置 (Response)

身体的暴力の脅威が明白であり、脅威に対する先行的措置の取組みが失敗又は不十分と判断される場合には、さらに積極的な手段が必要となる。この段階においては、暴力的行為は進行しているため、攻撃者に対して強制措置をとらなければならない。この対応措置には、武器使用も含まれる。これは身体的保護のための措置をとることと地方、国、国際社会レベルでの政治的誓約を確保する措置という2つの対応措置がある。

エ 定着化 (Consolidation)

危機的状況後の安定化である。平和維持要員は住民や受入国機関が正常な国家を再建するための支援をする必要がある。

このフェーズでの活動としては、人権侵害等の記録・調査、難民や国内避難民の帰還につながる人道支援や環境の構築、地元コミュニティと政府機関間の関係の復旧などが挙げられる。

(3) 文民の保護のための「活動階層 (3層階層)」と「3つの視点からのアプローチ」の関係

「活動階層 (3層階層)」と「3つの視点からのアプローチ」の関係については、国連の「文民の保護」STMには言及されていないが、次の関係があると考えられる。第5節において前述したとおり、国連は「文民の保護」にあたって①人権の保障、②持続可能な安定化と平和構築、③危害

からの身体的保護の3つの視点からのアプローチを重視している。①「人権の保障」のためには、国際人道法及び国際人権法等を履行の確保を図らなければならないことから、「政治プロセスによる保護」という活動階層が導かれる。②「持続可能な安定化と平和構築」のためには、文民が生活するための安全で平和な環境を構築する必要があることから、「保護する環境の構築」という活動階層が、③「危害からの身体的保護」は、「身体的暴力からの保護」という活動階層につながっていると考えられる。

9 「文民の保護」実施に際しての課題

設問

・国連では「文民の保護」実施に際しての課題についてどのような認識をもっているのか。

国連の「文民の保護」モジュールに記載されている課題は次のとおりである。

(1) 「文民」の区別

PKOにおける文民の保護範囲で述べたとおり、文民と戦闘員の区分が明確に分けられないことは、一つの大きな課題となっている。

文民と戦闘員の区分に関して問題となっている事例として、南スーダンにおける牛の奪い合いにおける「武装した文民」の地位に関して混乱が生じていることが挙げられる。通常、これらの人々は「武装した文民」として見なされているが、時々、かれらは「戦闘員」として分類されるような「敵対行為」と呼ばれる行動をとることから、その区分が問題となっている。

(2) 公平性の維持

全ての文民は、民族、宗教、政党、ジェンダー、経済的・社会的地位にかかわらず、偏見なく、リスクにかかわらず、保護の対象である。たとえ、その文民が武装アクターに依存している者であっても、保護対象となる。

多数の紛争が生起している場合、ある集団が非常に脆弱であり、他の集団よりも保護の必要性が高いことがある。そうした場合、必要性に応じて脆弱な集団の保護に取り組むことになるが、この取組みが、平和維持要員がある特定の集団に対して優遇措置を与えているかのようにみえる場合がある。このような場合、保護されない集団からは、国連の「公平性」に対する疑念が生じる可能性があるという点には留意する必要がある。

しかしながら、ある集団が優遇措置を受けているという誤解につながるとしても、保有する能力の範囲内で、危険にさらされている全ての文民を保護することは重要である。

このような誤解が生じた場合は、広報戦略による解決を図る必要がある。

(3) 受入国政府からの同意の持続

文民が受入国の諸機関からもしくは受入国の国家機関の個人（例としては、指揮官からの命令を受けずに行動している一兵士など）から攻撃を受けているとき、文民を公平に保護することは、政治的課題となる。なぜなら、受入国のアクターから文民を保護することは平和維持活動のミッションが展開されている受入国の同意を損なうことにつながるかもしれないからである。

しかし、受入国の侵害行為に直面して何もしないことは、住民の平和維持活動に対する正当性を損なう可能性につながるというジレンマに直面することになる。

この矛盾に関する一つの解釈は、憲章第7章に基づく「文民の保護マנדート」は、平和維持要員に対して介入する権限を与えている。これは、もし必要であれば、武力行使を伴ってでも、差し迫った脅威から文民を保護するということを意味するものであり、この差し迫った脅威の中には受入国の諸機関も含まれているというものである。

こうした状況から、平和維持要員は、受入国との戦略的同意を得て、平和維持ミッションが行われているという現実と、文民に脅威を与えている受入国の諸機関とのバランスを取らなければならない。国家レベルでの戦略的合意は、必ずしも受入国の自治体や地方の軍との合意を保障するもの

ではない。したがって、平和維持要員は受入国アクターの活動に対して、強制介入する決定が為された場合、地域及び国内のパワーバランスだけでなく、地元のパワーバランスをも考慮しなければならない。

このためには、効果的な人権監視と広報活動及びミッション、地方のコミュニティ、機関及び地域的、国家レベルの政府間で継続的に対話を実施することがミッションの正当性の確保とミッションの受入の同意の維持に必要不可欠である。

(4) 報復の可能性

PKOの活動が失敗した場合、そのミッションは正当性及び抑止としての価値を損なうことになる。もっとも、ミッションにおいて武力を行使する場合には、対象からの報復攻撃の可能性を判断し、平和維持要員その者あるいは人道支援アクターや住民等に対して行われる暴力行為に対して、平和維持要員が先手をとれるよう備えておく必要がある。そのためには、どこを対象として報復がおきるのかなどを検討しておかなければならない。

一般的に、報復の対象となるものとしては、次のものが挙げられる。

- ・ PKOの施設、パトロール、チェックポイント等
- ・ 地方のコミュニティ、特に平和維持要員に情報を提供し、支援している
と見なされている地方のアクター、集団やコミュニティ
- ・ 難民、国内避難民
- ・ 国連カントリーチームのスタッフや施設、あるいは平和維持要員と関係
していると見なされている他の国際機関

130 UN Protection of Civilians PDT Standards, 1st ed. (2011), Module 1, p20

131 同上, p18

132 同上, p13

133 同上, p13

134 同上, p13

135 同上, p13-14

136 同上, p9

-
- 137 同上, p9
- 138 同上, p9-10
- 139 同上, p10
- 140 同上, p9-10
- 141 同上, p10
- 142 同上, p10
- 143 同上, p11
- 144 同上, p11
- 145 同上, p11
- 146 同上, p11
- 147 同上, p12
- 148 同上, p12
- 149 同上, p12
- 150 同上, p12
- 151 同上, p12
- 152 同上, p12-13
- 153 同上, p15
- 154 同上, p15
- 155 同上, p15-16
- 156 同上, p15-16
- 157 同上, p16
- 158 同上, p17
- 159 同上, p17
- 160 同上, p17
- 161 同上, p18
- 162 同上, p18
- 163 UN Protection of Civilians PDT Standards, 1st ed. (2011), Module 2, p21
- 164 同上, p22



コラム 「文民の保護」に関する用語の解説

○ 「文民の保護」に関して、理解しておいた方がよい用語とは？

安保理決議によく使用される「文民の保護」に関する用語で、誰でも知っている英単語で記述されていることから、その重要な意味を見落としがちな用語について説明する。これらの用語は、CCMR（Center for Civil-Military Relations：米海軍大学院隷下の民軍関係センター）が行っている PKOCCC（Peacekeeping Operation Contingent Commander’s Course：PKO 派遣部隊指揮官課程）や UNSOC（United Nations Staff Officer’s Course：国連幕僚課程）などの教育内容に必ず含まれ、筆者が国連本部 PKO 局のブリーフィングを受けた際にも、解説されたものである。

これらは安保理決議等でも使用される可能性が高く、文民の保護に関するマンドートを理解する上でも必須であるので、UNSOC での説明資料をもとに解説する。

1 Necessary action 「必要な措置」

ミッション司令部には、差し迫った脅威から文民を保護するために、武力行使を含む「必要な措置」をする権限を与えられている。

この「必要な措置」とは、文民、警察、軍事に係わるあらゆる活動を含み、脅威を回避、軽減するための予防・先行的措置（予防・先行的措置とは、必ずしも軍事的手段を伴うものではない。）や、脅威に対する対応措置を含むこともある。

武力行使は、あくまで最終手段であって、自衛やマンドート遂行のために必要な最小限度の範囲で認められている。

2 In the area of deployment of its forces 「兵力の展開範囲において」

PKO ミッションにおいては、軍事部門はミッションの安全確保や治安維持などの多様な責務を負っており、第一義的役割が文民の保護であるとは限

らない。したがって、軍事部門はすべての兵力を文民の保護に投入できるわけではないし、当然ながら、複数の現場で同時に展開できるわけではない。したがって、限られた兵力を投入する範囲は、直面する脅威及びリスクを分析し、非軍事部門への支援も含め、効果的に任務が遂行可能となるよう決定されるべきである。

3 With its capabilities 「能力の範囲において」

現地における文民の安全について第一義的な責任をもつのは受入国政府であるが、当該政府に文民を保護する能力がない又は意思がない場合には、必要に応じて平和維持要員がその役割を担わなければならない。しかし、PKO ミッションの限られた軍事的資源（人、装備品、物資等）を最適な形で投入するために、以下の要素を考慮する必要がある。

- ・ 攻撃側の動機、組織、能力、資源
- ・ 文民の保護のための行動をとる、或いはとらないことによって生じる、ミッションの信頼性への影響
- ・ ミッションの対応能力を超える場合は、その旨をミッション上層部を通じて国連本部 PKO 局に報告

4 Without prejudice to the responsibility of the government 「政府の責務に影響を与えることなく」

前述を繰り返すことになるが、受け入れ国政府は文民の保護に関して第一義的な責任を有しており、PKO ミッションはこれと協調して文民の保護活動を行う。しかし、受入国政府は文民の保護をする能力または意思が欠けていることがあり、更には受入国の軍隊そのものが文民に対する脅威になっている場合もある。この様に真に必要な場合に際してのみ、平和維持要員は受入国政府に対して武力行使を含む行動をとる権限を有している。しかし、受け入れ国の合意の下、という PKO の原則に則れば、受入国政府の優位性は可能な限り尊重すべきであり、行動計画、活動状況は受け入れ国政府に通知するよう留意する必要がある。

5 Under imminent threat 「差し迫った脅威の下」

「差し迫った脅威の下」は、さまざまな意味合いをもっており、正確に理

解する必要がある。

「差し迫った」は、近い将来に暴力行為が確実に発生するという意味ではなく、例えば、潜在的な敵対者が暴力行為におよぶ意図を有しているの見積もられるならば、文民に対する脅威が存在すると判断することができる。

文民に対する暴力行為の脅威は、脅威が確認されたときから、脅威が存在しないと確定できるときまで「差し迫った脅威」と判断される。

終章

— 「法規範を活用するための分析的視点」 —

おわりに－「法規範を活用するための分析的視点」－

これまで、国際人権法、国際人道法、安保理決議、勧告、国連の教育教材等を通じて、国際平和協力活動に関わる法的な枠組みを説明するとともに、現場における現実の問題として直面しうる蓋然性が高い内容については、事例問題として、その解答の一例を説明してきた。これらの内容を通じて、活動を行う上で、法規範に起因する様々な制約や慎重に配慮すべき事項が多く、煩雑な印象を持たれたことと思う。また、本書全体の内容を通じて、平和構築は受入国地域、そこに住む人々の置かれた状況に応じて何が適切であるかを柔軟に見直しながら進めて行くべき、長いプロセスであるのに、これら法規範等を遵守することだけにとらわれると、実際の活動が硬直するのではないかというジレンマを感じられたのではないだろうか。しかし、ここで改めて強調したいのは「法」の規制的側面に留意するのみならず、指揮官・幕僚として最も重要な任務完遂のために必要な行動の正当性を裏付ける根拠、すなわち、法規範の「規範」としての側面を利用するという視点を持つ必要があるということである。換言すると、派遣部隊の任務分析、行動計画策定の際に、本書で紹介した法規範を通じて「何ができないか」と同時に「何ができるか」を追求することが可能である。このような視点から、最後に、全体の内容を確認してみたい。

最初に、「国際の平和及び安全の維持」のための現実的な活動として、（安保理授權型）多国籍軍と国際平和維持活動があることを説明した。そして、（安保理授權型）多国籍軍は、参加各国の自主的な活動が同一決議の元に一体として行われるものであること、国際平和維持活動は、国連カントリーチームの活動をミッションの中に取り入れた統合ミッション型の第四世代 PKO に変遷していることを説明した。

ここで統合ミッション型の PKO における軍事部門の役割について、考えてみたい。国連軍司令部では、安保理決議のマンデートを基に、指揮官等の指針等を取り込みながら、作戦計画を策定していくことになる。例えば、選挙や警察部門改革などがマンデートとして記載されていた場合、軍人は、これは文民部門の任務であって、軍事部門の任務ではないと捉えがちである。事実、国際

平和協力センターで安保理決議から軍事部門の任務を導き出す課題を自衛官である受講生に与えると、軍事部門に直接関係ないマンデートは他の文民部門等の所掌の任務と判断して任務を切り捨てる受講生が大半である。しかし、統合ミッション型 PKO においては、文民部門が統合されたことによって、軍事部門が「ミッション全体」の安全の確保という任務を担うようになったことを考えると、選挙であろうと、警察部門改革であろうと、文民部門が主体となって活動している場合でも、その文民部門が安全に活動するために必要な支援を行うことが軍事部門に求められることになる。つまり、伝統的に軍事部門が担ってきた活動という視点からマンデートを分析するのではなく、統合ミッション型 PKO での軍事部門が果たす「安全の確保」という任務として採るべき行動を考えなければ、合目的・合理的な活動は行えないのである。

第2章では、女性、児童及び避難民の保護について述べてきた。最初の女性の権利で問題となるジェンダー格差に関してであるが、少なくとも自衛隊は他の先進国の軍隊と比較して、ジェンダーに対する取組みが遅れているということ認識する必要がある。欧州の軍隊では既に司令部にジェンダーアドバイザー（ジェンダー担当幕僚）が配置されており、ミッションを行う上で、ジェンダーの視点からの問題点について作戦計画立案の段階から分析を行っている。また、アフリカの複数の PKO センターではジェンダー教育課程の設置、専門家の育成に取り組んでいる。これは平和構築の過程において、ジェンダーの問題を解決することが大きなウェイトを占めているとの共通認識が高まってきていることの証左である。もちろん自衛隊においてもジェンダーに関する問題を考慮事項として認識しているが、自衛隊としての一貫した指針は未策定であり、部隊及び教育機関を含めて専門家がないのが実状である。ジェンダーに関する包括的指針の欠如に伴う問題点としては、ジェンダー差別の撤廃に視点が偏りがちになり、かえって女性の権利をそこないかねないということである。例えば、女性が家を守ることが慣習化している社会で、ジェンダー平等という視点から安易に女性を雇用すると、雇用されなかった男性が、自分の雇用機会を喪失させたとして、雇用された女性に対して危害を加えるという事例が発生し

ている。この例が示唆するのは、ジェンダーというのは、安易に女性を優遇することで達成されるものではなく、その社会・文化の中における女性の位置づけを改善しなければ平等を達成できないということである。したがって、派遣される地域の社会・文化を十分に分析し、多種多様な要素を考慮しつつ、地域社会における「人間開発」という視点からジェンダー平等の実現を志向していくということが重要である。

児童の保護に関しては、PKO においては、児童が教育を受け、健全に生育する機会を奪ってはならないという視点を重視し、児童の雇用を全面的に禁止していることを説明した。このことに関し、貧しい国のやむにやまれぬ状況にある児童に車の窓拭きのような軽微な仕事を与えて、生活を支える術を手に入れさせることがなぜいけないのかという疑問を持った方も多いただろうし、実際に自衛隊が独自に国際平和協力活動するときも PKO と同様に児童の雇用は禁止しなければならないのかと受け止めた読者もいると思う。ここで自衛隊が PKO で活動する場合と自衛隊が独自に活動する場合の違いについて考えてみたい。PKO は児童の生活環境改善に取り組む第一義的責任を負う文民部門を抱え、更に必要に応じて NGO との協力も行われることから、軍事部門として独自に管轄外の問題にアプローチすることはかえってミッションの統一性を欠く。したがって、国連が児童の雇用を一律に全面禁止したとしても、その社会全体における児童の状況改善が達成されれば児童の雇用の問題は解決する。しかし、例えば、イラクのような地域で自衛隊が独自に活動するときに、18 歳未満の雇用を全面的に禁止した場合、それが正しい施策であるとは限らない。復興支援という任務を考えるならば、ILO 条約に抵触しない範囲（例えば 16、17 歳の児童）の中で、児童に仕事を与え、生活環境の改善を図っていくことは、現地における自衛隊に対する信頼性を高め、「復興支援」という任務を果たす上でも非常に重要な意味を持つことになる。ここでも、法規範の規制的側面を中心に考えるのではなく、常に任務を念頭において、その完遂のために法規範を正当性の裏付けとして利用し、何が任務に資するのかという視点を忘れないでほしい。

避難民及び第 6 章で言及した文民の保護における重要な視点は「信頼性の確

保」である。避難民及び文民の保護は、与えられた権限、人数、装備等の制約の中で、保護対象者をどのように区別して、どのように保護するかが問題となる。人権侵害の現場に出くわし、加害者の人数の方が自己の部隊より大多数であった場合、加害者にやめるよう呼びかける、当事者に状況を確認する、継続的に情報収集をするなど、被害者を見捨てないという形で「信頼性を確保」する必要があるし、受入国に所属する軍が加害者だった場合、国軍の上層部に連絡をとって、加害行為を止めさせる、加害者を拘束して国軍に引き渡して国軍内での処分を求めるなどの形で、当事国との「信頼性を確保」することが求められる。そして、この「信頼性の確保」という視点は、国連の重視事項でもある。避難民の保護、文民の保護が問題になる場合、考慮要素は多岐にわたることから、絶対的な答えはないが、「信頼性の確保」の視点を保持し、ベストプラクティスを試行し続けることが重要である。

第4章の「非人道的な行為」についての重要な視点は「予防」である。現場にいながら、「予防」できなかつたのであれば、部隊のプレゼンスそのものの意義も問われ、もちろん活動に対する信頼性も失墜する。非人道的な行為が起きないように、情報収集及び分析、未然防止のための措置など、予防のための視点を常に持っていなければならない。人道状況の悪化が懸念される地域に派遣される場合、上記の幅広い問題に対応する態勢を事前に準備し、わずかな徴候に対しても反応し、状況の変化に対応できるよう継続的な分析を行うことが強く求められることを覚えておく必要がある。

これまで、「国際の平和及び安全の維持」と「人権の保障」との関係を皮切りに、平和を構築するためには、派遣先で活動を行う際に、現地住民の人権の保障をすることが不可欠であることを述べてきた。特に平和維持要員による人権侵害は断固として許されないことにも言及してきた。

ここで、繰り返しになるが、もう一度、「平和構築」における「人権の保障」の必要性について強調しておきたい。

自衛隊は、日本国内では、東日本大震災を初めとする各種災害派遣を通じて、国外では、PKO、特措法に基づくイラク等における活動、国際緊急援助活動な

どを通じて、日本国民及び派遣先の現地住民から高い信頼性を得てきた。この信頼性を得てきたのは、各国の軍隊と比較しても、遜色のない高い技能や装備を基に任務を的確に行ってきたことが一因であることは間違いない。しかしながら、その影には、派遣された部隊の一人一人の隊員が派遣先国の住民に対する雇用等を初めとする人権に関わる問題に対して、試行錯誤を繰り返しながら、誠実かつ献身的に取り組む、現地住民の人権を保障することに対して十分に配慮してきたことに他ならない。つまり、「平和構築」とは、ある特定の具体的ミッションの完遂によってのみ達成されるものではなく、その活動に従事する一人一人の行動をも合わせて、まさに「構築」されていくべきプロセスであるということである。このことは、「平和構築」は、派遣部隊が派遣地域の土を踏み出した瞬間から始まり、その地を出国するその時まで、その派遣部隊による「平和構築」は継続されているということの意味している。

本書「人権の保障による平和構築」は、このような筆者の理解に基づき、現場において住民と接する機会があり、海外派遣という重責を負う派遣部隊指揮官、幕僚がまさに任務の成果を最大化し、また一部の人権侵害によってその成果を失うことのないことを願ってまとめたものである。

執筆にあたっては、防衛省の部内の経験者及び部外の有識者等の知見等を基に、可能な限り、具体的な事例を取り入れ、読者の理解を得られるよう努力したつもりであるが、不十分であるならば、それはひとえに筆者の力不足である。また、本書の見解は、執筆者個人のものであり、防衛省及び統合幕僚監部の見解を示すものではなく、内容に関する責任は執筆者個人に帰するものであるということをも明記しておく。

付 論

安保理決議の読み方

付論 安保理決議の読み方

国連憲章に規定のない現実的な活動として、PKO と（安保理授權型）多国籍軍が活動していること（第1章）、条約、国連の行動規範を通じて、人権の保障を図る取り組みがなされていること（第2～5章）について言及してきた。第6章においては、安保理決議の内容に、第1章から第5章まで説明した「活動」「人権の保障」及び「文民の保護」等がどのように謳われているかについて説明する。

1 安全保障理事会決議におけるマンデートの重要性及び特色

ここでいうマンデート（mandate）は、安全保障理事会決議によって示される国連平和維持活動の任務をいう。

国際平和維持活動において、平和維持要員がマンデートを知ることは、マンデートが①平和維持要員に作成が義務付けられている報告書等、任務遂行上の基盤であり、②派遣先国における国連要員のプレゼンスの根拠となる国際的な正当性を与えるものであることから、重要である。

マンデートは、紛争の形態や安全保障理事会が権限を与えた平和維持活動の形態（伝統的、複合的、暫定統治）など、そのときの状況に応じて変化する。

2 マンデートの具体例（安保理決議を読むためのポイント）

ここでは、実際に安保理が発出した南スーダン UNMISS 設置の安保理決議を使用して、安保理決議を読むためのポイントを解説する。

安保理決議は、PKO だけでなく、テロ対策特措法、補給支援特措法、イラク人道復興支援特措法及びソマリア沖・アデン湾における海賊対処活動の根拠となっているものでもある。したがって、国際平和協力活動等に係る企画立案部門で勤務する場合、同決議を読むためのポイントを知っておくことは、極めて重要である。

安保理決議の内容は、次のとおり、頭書、決議番号（暦年）、採択した会

合名、主語、前文、主文によって、構成されている。

安保理決議 (1/8)

United Nations	S/RES/1996 (2011)
	Security Council Distr.: General Original: English

} 頭書

Resolution 1996 (2011) 決議番号 (暦年)

**Adopted by the Security Council at its 6576th meeting, on 採択した会合名
8 July 2011**

The Security Council, 主語

Welcoming the establishment of the Republic of South Sudan on 9 July 2011 upon its proclamation as an independent state,

Reaffirming its strong commitment to the sovereignty, independence, territorial integrity, and national unity of the Republic of South Sudan,

Recalling the Presidential Statement of 11 February 2011 that affirmed that national ownership and national responsibility are key to establishing sustainable peace and the primary responsibility of national authorities in identifying their priorities and strategies for post-conflict peacebuilding,

Stressing the need for a comprehensive and integrated approach to peace consolidation that strengthens coherence between political, security, development, human rights, and rule of law activities, and addresses the underlying causes of conflict, and *underlining* that security and development are closely interlinked and mutually reinforcing and key to attaining sustainable peace,

Deploring the persistence of conflict and violence and its effect on civilians, including the killing and displacement of significant numbers of civilians, and *noting* the importance of sustained cooperation and dialogue with civil society in the context of stabilizing the security situation and ensuring the protection of civilians,

Underscoring the need for coherent UN activities in the Republic of South Sudan, which requires clarity about roles, responsibilities, and collaboration between UNMISS and the UN Country Team, and *noting* the need for cooperation with other relevant actors in the region, including the African Union-United Nations Hybrid Mission in Darfur (UNAMID), the UN Interim Security Force for Abyei (UNISFA), and the United Nations Organization Stabilization Mission in the Democratic Republic of the Congo (MONUSCO),

Recalling previous statements on post-conflict peacebuilding, *stressing* the importance of institution-building as a critical component of peacebuilding, and *emphasizing* a more effective and coherent national and international response to enable countries emerging from conflict to deliver core government functions,

} 前文

安保理決議 (2/8)

S/RES/1996 (2011)

including managing political disputes peacefully, and making use of existing national capacities in order to ensure national ownership of this process,

Emphasizing the vital role of the United Nations to support national authorities, in close consultation with international partners, to consolidate the peace and prevent a return to violence and therefore to develop an early strategy in support of national peacebuilding priorities, including establishment of core government functions, provision of basic services, establishment of the rule of law, respect for human rights, management of natural resources, development of the security sector, tackling youth unemployment, and revitalization of the economy,

Recognizing the importance of supporting peacebuilding efforts in order to lay the foundation for sustainable development,

Underscoring the need for forging stronger and well-defined partnerships among the United Nations, development agencies, bilateral partners, and other relevant actors, regional and subregional institutions and the international financial institutions, to implement national strategies aimed at effective institution building, which are based on national ownership, the achievement of results, and mutual accountability,

Recognizing the need for the Security Council to show flexibility in making necessary adjustments to the mission priorities, where appropriate, according to progress achieved, lessons learned, or changing circumstances on the ground,

Recognizing the need to broaden and deepen the pool of available civilian experts, especially women and experts from developing countries, to help develop national capacity, and *encouraging* Member States, the United Nations and other partners to strengthen cooperation and coordination to ensure that relevant expertise is mobilized to support the peacebuilding needs of the Government of the Republic of South Sudan and people of the Republic of South Sudan,

Recalling its resolution 1612 (2005) and 1882 (2009) and Presidential Statements of 29 April 2009 (S/PRST/2009/9) and 16 June 2010 (S/PRST/2010/10) on children and armed conflict, and *taking note* of the reports of the Secretary General on Children and Armed Conflict in Sudan dated 10 February 2009 (S/2009/84) and 29 August 2007 (S/2007/520), and the conclusions endorsed by the Security Council Working Group on Children and Armed Conflict in the Sudan (S/AC.51/2009/5),

Reaffirming its resolutions 1674 (2006) and 1894 (2009) on the protection of civilians in armed conflict, and 1502 (2003) on the protection of humanitarian and United Nations personnel,

Reaffirming its resolutions 1325 (2000), 1820 (2008), 1888 (2009), 1889 (2009) and 1960 (2010) on women, peace, and security and reiterating the need for the full, equal, and effective participation of women at all stages of peace processes given their vital role in the prevention and resolution of conflict and peacebuilding; *reaffirming* the key role women can play in re-establishing the fabric of recovering society and *stressing* the need for their involvement in the development and implementation of post-conflict strategies in order to take into account their perspectives and needs,

Acknowledging the importance of drawing on best practices, past experience, and lessons learned from other missions, especially by Troop and Police

前文

安保理決議 (3/8)

S/RES/1996 (2011)

Contributing Countries, in line with ongoing UN peacekeeping reform initiatives, including the New Horizon Report, Global Field Support Strategy, and the Review of Civilian Capacity,

Bearing in mind the 20 June Agreement between the Government of Sudan and the Sudan People's Liberation Movement on Temporary Arrangements for the Administration and Security of the Abyei Area; the 28 June Framework Agreement between the Government of Sudan and the Sudan People's Liberation Movement (North) on Political and Security Arrangements in Blue Nile and Southern Kordofan States; and the 29 June Agreement between the Government of Sudan and the Government of South Sudan on Border Security and the Joint Political and Security Mechanism,

Determining that the situation faced by South Sudan continues to constitute a threat to international peace and security in the region,

Acting under Chapter VII of the Charter of the United Nations,

1. *Decides* to establish as of 9 July 2011 the United Nations Mission in the Republic of South Sudan (UNMISS) for an initial period of one year with the intention to renew for further periods as may be required and *further decides* that UNMISS will consist of up to 7,000 military personnel, including military liaison officers and staff officers, up to 900 civilian police personnel, including as appropriate formed units, and an appropriate civilian component, including technical human rights investigation expertise; and *further decides* to review in three and six months whether the conditions on the ground could allow a reduction of military personnel to a level of 6,000;

2. *Welcomes* the appointment by the Secretary-General of his Special Representative for the Republic of South Sudan, and *requests* the Secretary-General, through his Special Representative, to direct the operations of an integrated UNMISS, coordinate all activities of the United Nations system in the Republic of South Sudan, and support a coherent international approach to a stable peace in the Republic of South Sudan;

3. *Decides* that the mandate of UNMISS shall be to consolidate peace and security, and to help establish the conditions for development in the Republic of South Sudan, with a view to strengthening the capacity of the Government of the Republic of South Sudan to govern effectively and democratically and establish good relations with its neighbours, and *accordingly authorizes* UNMISS to perform the following tasks;

(a) Support for peace consolidation and thereby fostering longer-term state-building and economic development, through:

(i) Providing good offices, advice, and support to the Government of the Republic of South Sudan on political transition, governance, and establishment of state authority, including formulation of national policies in this regard;

(ii) Promoting popular participation in political processes, including through advising and supporting the Government of the Republic of South Sudan on an inclusive constitutional process; the holding of elections in accordance with the constitution; promoting the establishment of an independent media; and ensuring the participation of women in decision-making forums;

前文

主文

安保理決議 (4/8)

S/RES/1996 (2011)

(b) Support the Government of the Republic of South Sudan in exercising its responsibilities for conflict prevention, mitigation, and resolution and protect civilians through:

(i) Exercising good offices, confidence-building, and facilitation at the national, state, and county levels within capabilities to anticipate, prevent, mitigate, and resolve conflict;

(ii) Establishment and implementation of a mission-wide early warning capacity, with an integrated approach to information gathering, monitoring, verification, early warning and dissemination, and follow-up mechanisms;

(iii) Monitoring, investigating, verifying, and reporting regularly on human rights and potential threats against the civilian population as well as actual and potential violations of international humanitarian and human rights law, working as appropriate with the Office of the High Commissioner for Human Rights, bringing these to the attention of the authorities as necessary, and immediately reporting gross violations of human rights to the UN Security Council;

(iv) Advising and assisting the Government of the Republic of South Sudan, including military and police at national and local levels as appropriate, in fulfilling its responsibility to protect civilians, in compliance with international humanitarian, human rights, and refugee law;

(v) Deterring violence including through proactive deployment and patrols in areas at high risk of conflict, within its capabilities and in its areas of deployment, protecting civilians under imminent threat of physical violence, in particular when the Government of the Republic of South Sudan is not providing such security;

(vi) Providing security for United Nations and humanitarian personnel, installations and equipment necessary for implementation of mandated tasks, bearing in mind the importance of mission mobility, and contributing to the creation of security conditions conducive to safe, timely, and unimpeded humanitarian assistance;

(c) Support the Government of the Republic of South Sudan, in accordance with the principles of national ownership, and in cooperation with the UN Country Team and other international partners, in developing its capacity to provide security, to establish rule of law, and to strengthen the security and justice sectors through:

(i) Supporting the development of strategies for security sector reform, rule of law, and justice sector development, including human rights capacities and institutions;

(ii) Supporting the Government of the Republic of South Sudan in developing and implementing a national disarmament, demobilization and reintegration strategy, in cooperation with international partners with particular attention to the special needs of women and child combatants;

(iii) Strengthening the capacity of the Republic of South Sudan Police Services through advice on policy, planning, and legislative development, as well as training and mentoring in key areas;

主文

安保理決議 (5/8)

S/RES/1996 (2011)

(iv) Supporting the Government of the Republic of South Sudan in developing a military justice system that is complementary to the civil justice system;

(v) Facilitating a protective environment for children affected by armed conflict, through implementation of a monitoring and reporting mechanism;

(vi) Supporting the Government of the Republic of South Sudan in conducting de-mining activities within available resources and strengthening the capacity of the Republic of South Sudan Demining Authority to conduct mine action in accordance with International Mine Action Standards;

4. *Authorizes* UNMISS to use all necessary means, within the limits of its capacity and in the areas where its units are deployed, to carry out its protection mandate as set out in paragraphs 3 (b) (iv), 3 (b) (v), and 3 (b) (vi);

5. *Requests* the Government of Sudan and the Government of the Republic of South Sudan to propose by 20 July modalities for implementation of the 29 June agreement on border monitoring, and in case the parties fail to do so, *requests* UNMISS to observe and report on any flow of personnel, arms, and related materiel across the border with Sudan;

6. *Demands* that the Government of the Republic of South Sudan and all relevant parties cooperate fully in the deployment, operations, and monitoring, verification, and reporting functions of UNMISS, in particular by guaranteeing the safety, security and unrestricted freedom of movement of United Nations personnel, as well as of associated personnel throughout the territory of the Republic of South Sudan;

7. *Calls upon* all Member States to ensure the free, unhindered and expeditious movement to and from the Republic of South Sudan of all personnel, as well as equipment, provisions, supplies and other goods, including vehicles and spare parts, which are for the exclusive and official use of UNMISS;

8. *Calls upon* all parties to allow, in accordance with relevant provisions of international law, the full, safe and unhindered access of relief personnel to all those in need and delivery of humanitarian assistance, in particular to internally displaced persons and refugees;

9. *Demands* that all parties, in particular rebel militias and the LRA, immediately cease all forms of violence and human rights abuses against the civilian population in South Sudan, in particular gender-based violence, including rape and other forms of sexual abuse as well as all violations and abuses against children in violation of applicable international law such as their recruitment and use, killing and maiming and abduction with a view to specific and time-bound commitments to combat sexual violence in accordance with resolution 1960 and violence and abuses against children;

10. *Calls upon* the Government of the Republic of South Sudan and the SPLA to renew the action plan (signed between the UN and SPLA on 20 November 2009) to end the recruitment and use of child soldiers that expired in November 2010, and *requests* UNMISS to advise and assist the Government of the Republic of South Sudan in this regard; further *requests* the Secretary-General to strengthen child protection in UN system activities in the Republic of South Sudan and ensure continued monitoring and reporting of the situation of children;

主文

安保理決議 (6/8)

S/RES/1996 (2011)

11. *Encourages* the Government of the Republic of South Sudan to ratify into law and implement key international human rights treaties and conventions, including those related to women and children, refugees, and statelessness, and *requests* UNMISS to advise and assist the Government of the Republic of South Sudan in this regard;

12. *Calls upon* the Government of the Republic of South Sudan to take measures to improve women's participation in the outstanding issues of the CPA and post-independence arrangements and to enhance the engagement of South Sudanese women in public decision-making at all levels including by promoting women's leadership, supporting women's organizations, and countering negative societal attitudes about women's capacity to participate equally;

13. *Calls upon* the authorities of the Republic of South Sudan to combat impunity and hold accountable all perpetrators of human rights and international humanitarian law violations, including those committed by illegal armed groups or elements of the Republic of South Sudan Security Forces;

14. *Calls upon* the Government of the Republic of South Sudan to end prolonged, arbitrary detention, and establish a safe, secure and humane prison system through the provision of advice and technical assistance, in cooperation with international partners, and *requests* UNMISS to advise and assist the Government of the Republic of South Sudan in this regard;

15. *Calls upon* UNMISS to coordinate with the Government of the Republic of South Sudan and participate in regional coordination and information mechanisms to improve protection of civilians and support disarmament, demobilization and reintegration efforts in light of the attacks by the LRA in the Republic of South Sudan and *requests* the Secretary General to include in his UNMISS trimesterly reports a summary of cooperation and information sharing between UNMISS, the African Union/United Nations Hybrid Operation in Darfur (UNAMID), the United Nations Organization Stabilization Mission in the Democratic Republic of Congo (MONUSCO), and regional and international partners in addressing the LRA threats;

16. *Requests* that the Secretary-General transfer appropriate functions performed by the UN Mission in Sudan (UNMIS) to UNMISS, together with appropriate staff and logistics necessary for achieving the new scope of functions to be performed, on the date when UNMISS is established, and begin the orderly liquidation of UNMIS;

17. *Authorizes* the Secretary-General to take the necessary steps in order to ensure inter-mission cooperation, and *authorizes*, within the overall troop ceiling set out at paragraph 1 above, appropriate transfers of troops from other missions, subject to the agreement of the troop-contributing countries and without prejudice to the performance of the mandates of these United Nations missions;

18. *Requests* the Special Representative of the Secretary General and UNMISS to work with the Government of the Republic of South Sudan, the UN Country Team, and bilateral and multilateral partners including the World Bank and report back to the Council within four months on a plan for UN system support to specific peacebuilding tasks, especially security sector reform, police institutional development, rule of law and justice sector support, human rights capacity-building, early recovery, formulation of national policies related to key issues of state

正文

安保理決議 (7/8)

S/RES/1996 (2011)

building and development, and establishing the conditions for development, consistent with national priorities and with a view to contributing to the development of a common framework for monitoring progress in these areas;

19. *Requests* the Secretary-General to report to the Council on the expected timeline of the deployment of all mission elements, including the status of consultations with Troop and Police-Contributing Countries and of the deployment of key enablers; and *stressing* the importance of achievable and realistic targets against which the progress of UNMISS can be measured, *requests* the Secretary-General, following consultations with the Government of the Republic of South Sudan, to present benchmarks for the mission to the Council within four months, and to keep the Council regularly informed of progress every four months thereafter;

20. *Stresses* the need for the United Nations, international financial institutions, and bilateral and multilateral partners, to work closely with the Government of the Republic of South Sudan to ensure that international assistance is consistent with national priorities, including the South Sudan Development Plan, and can deliver prioritized support that reflects the specific peacebuilding needs and priorities of the Republic of South Sudan; and *requests* the Secretary-General's Special Representative to represent the UN system in relevant international assistance mechanisms and processes;

21. *Encourages* the Secretary-General to explore ideas in the independent report of the Senior Advisory Group on Civilian Capacity in the Aftermath of Conflict that could be implemented in the Republic of South Sudan;

22. *Requests* the Secretary-General, in particular, to utilize to the greatest extent possible opportunities for co-location of appropriate mission components with the Republic of South Sudan counterparts in the interest of building national capacity; and to seek opportunities to deliver early peace dividends by utilizing local procurement and otherwise enhancing, to the extent possible, UNMISS's contribution to the economy;

23. *Requests* the Secretary-General to continue the necessary measures to ensure full compliance by UNMISS with the United Nations zero tolerance policy on sexual exploitation and abuse and to keep the Council fully informed, and *urges* troop-contributing countries to take appropriate preventive action including predeployment awareness training, and other action to ensure full accountability in cases of such conduct involving their personnel;

24. *Reaffirms* the importance of appropriate gender expertise and training in missions mandated by the Security Council in accordance with resolutions 1325 (2000) and 1820 (2008), *recalls* the need to address violence against women and girls as a tool of warfare, *looks forward* to the appointment of women protection advisors in accordance with resolutions 1888 (2009), 1889 (2009) and 1960 (2010), *requests* the Secretary General to establish monitoring, analysis and reporting arrangements on conflict-related sexual violence, including rape in situations of armed conflict and post-conflict and other situations relevant to the implementation of resolution 1888 (2009), as appropriate, and *encourages* UNMISS as well as the Government of the Republic of South Sudan to actively address these issues;

25. *Requests* the Secretary-General to consider HIV-related needs of people living with, affected by, and vulnerable to HIV, including women and girls, when

主文

安保理決議 (8/8)

S/RES/1996 (2011)

fulfilling mandated tasks, and in this context, encourages the incorporation, as appropriate, of HIV prevention, treatment, care, and support, including voluntary and confidential counselling and testing programs in the mission;

26. *Requests* that the Secretary-General and the Government of the Republic of South Sudan conclude a status-of-forces agreement within 30 days of adoption of this resolution, taking into consideration General Assembly resolution 58/82 on the scope of legal protection under the Convention on the Safety of United Nations and Associated Personnel, and *decides* that pending the conclusion of such an agreement, the model status-of-forces agreement dated 9 October 1990 (A/45/594), shall apply provisionally;

27. *Decides* that this resolution shall take effect on 9 July 2011;

28. *Decides* to remain actively seized of the matter.

} 主文

(1) 頭書

本稿は、安保理決議の記述形式を説明するものであるが、参考として、総会、経済社会理事会、事務局が発出する文書の頭書についても言及する。

ア 安全保障理事会が発出する文書

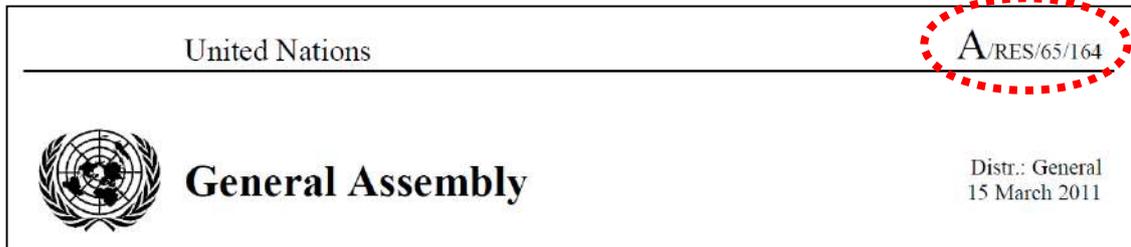
United Nations	S/RES/1996 (2011)
 Security Council	Distr.: General
	Original: English

安保理決議の右側であるが、「S/RES/1996(2011)」と記されているが、「S」は「安全保障理事会 (Security Council)」を示している。「RES」は「決議 (Security Council Resolution)」を、「1996」は「一連番号」、「(2011)」は「暦年」を示すものである。したがって、「S/RES/1996(2011)」は、「2011年に発出された安保理決議 1996」であるということを示している。

安全保障理事会が発出する文書としては、この他に「S/」の後の文字に、「なし (直後に発出年度)」は事務総長報告 (The report of the

Secretary-General on・・・) を、「PRST」は安全保障理事会議長声明
(Statement by the President of the Security Council) を示している。

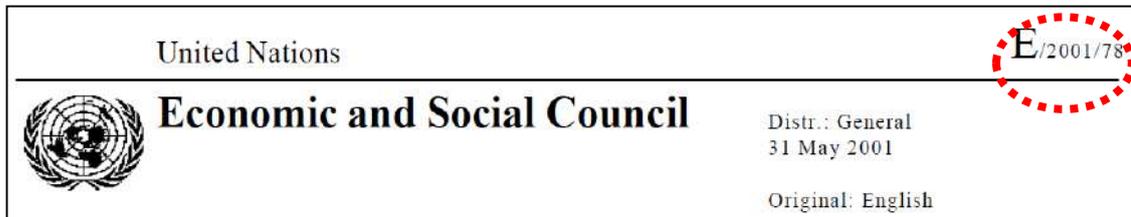
イ 総会が発出する文書



「A/RES/65/164」は、「A」は「総会 (General Assembly)」、「RES」は「総会決議 (General Assembly Resolution)」、「65」は「総会の通常会期の通し番号」である。「165」は「発出文書一連番号」である。

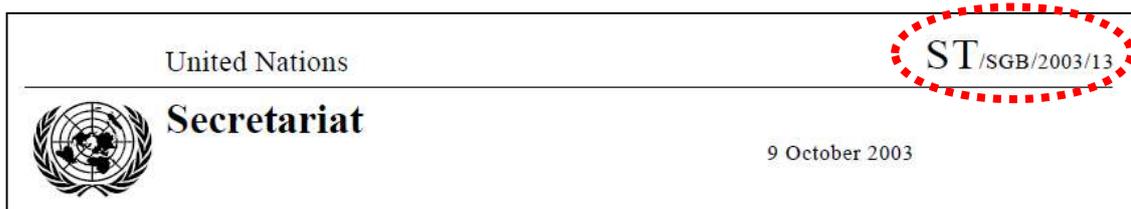
総会決議において「暦年」が記されていないのは、総会の通常会期は年1回しか行われないため、「総会の通常会期の通し番号」があれば、「暦年」がわかるからである。

ウ 経済社会理事会が発出する文書



「E/2001/78」は、「E」は「経済社会理事会 (Economic and Social Council)」、「2001」は「暦年」、「78」は「発出文書一連番号」を示している。

エ 事務局が発出する文書



「ST/SGB/2003/13」は、「ST」は「事務局 (Secretariat)」、
「SGB」は、「事務総長告示 (SG' s Bulletin)」、「2003」は「発出暦
年」、「13」は「発出一連番号」を示している。

(2) 決議番号 (暦年)

<p>Resolution 1996 (2011)</p> <p>Adopted by the Security Council at its 6576th meeting, on 8 July 2011.....▶ 採択した会合名</p> <p><i>The Security Council,</i>.....▶ 主 語</p> <p><i>Welcoming the establishment of the Republic of South Sudan on 9 July 2011 upon its proclamation as an independent state,</i></p>
--

「Resolution 1996 (2011)」は「安保理決議 1996 号 (2011 年)」を意味する。

(3) 採択した会合名

「Adopted by the Security Council at its 6576th meeting, on 8 July 2011」は採択した会合名を示しており、「第 6576 回安全保障理事会で採択」を意味する。

(4) 主語

「*The Security Council*」が主語であり、斜体で標記される。主語の後、前文、本文という形で文書が表記されるが、前文はコンマで区切られ、主文は、セミコロンの区切られ、途中でピリオドが打たれることはない。つまり、「安全保障理事会」が主語の長い一文で表されている。

(5) 前文

<p>Recalling its resolution 1612 (2005) and 1882 (2009) and Presidential Statements of 29 April 2009 (S/PRST/2009/9) and 16 June 2010 (S/PRST/2010/10) on children and armed conflict, and taking note of the reports of the Secretary General on Children and Armed Conflict in Sudan dated 10 February 2009 (S/2009/84) and 29 August 2007 (S/2007/520), and the conclusions endorsed by the Security Council Working Group on Children and Armed Conflict in the Sudan (S/AC.51/2009/5).</p>	<p>児童と武力紛争に関する安保理決議</p>
<p>Reaffirming its resolutions 1674 (2006) and 1894 (2009) on the protection of civilians in armed conflict, and 1502 (2003) on the protection of humanitarian and United Nations personnel.</p>	<p>武力紛争下の文民の保護に関する安保理決議</p>
<p>Reaffirming its resolutions 1325 (2000), 1820 (2008), 1888 (2009), 1889 (2009) and 1960 (2010) on women, peace, and security; and reiterating the need for the full, equal, and effective participation of women at all stages of peace processes given their vital role in the prevention and resolution of conflict and peacebuilding; reaffirming the key role women can play in re-establishing the fabric of recovering society and stressing the need for their involvement in the development and implementation of post-conflict strategies in order to take into account their perspectives and needs.</p>	<p>女性・平和・安全に関する安保理決議</p>

斜体・分詞形 ○：文をコロンで区切っている。

主語に引き続き、前文が始まるが、前文の冒頭は斜体で分詞形で標記される。この分詞形は形容詞句であり、「安全保障理事会」がどのような活動をしてきたかを示している。

特に安保理が過去決議した関連決議や根拠決議が表記されることが多い。特に女性・児童の権利に関連する決議や文民の保護に関係する決議が示されることが多い。これは、UN ミッションを行うにあたって、人権の保障が不可分の関係にあることによるものだと考えられる。

この安保理決議では「児童と武力紛争に関する安保理決議」として、第 1612 号及び第 1882 号が、「武力紛争下の文民の保護に関する安保理決議」として、第 1674 号及び第 1894 号が、「女性・平和・安全に関する安保理決議」として第 1325 号、第 1820 号、第 1888 号、第 1889 号及び第 1960 号が示されている。これらの決議の概要については、第 2 章の「女性の権利の保護」「児童の権利の保護」及び第 5 章の「文民の保護」において記述したとおりである。

Determining that the situation faced by South Sudan continues to constitute a threat to international peace and security in the region, 国際の平和と安全の脅威

Acting under Chapter VII of the Charter of the United Nations,

国連憲章 7 章下の行動

前文の終盤部分において「*Determining*」から始まる文書は安全保障理事会による事態の認定である（憲章第 39 条参照）。

この安保理決議では「*threat to international peace and security*」という表記がなされているが「国際の平和と安全への脅威」という事態の認定を行っている。

前文の最後は「*Acting under Chapter VII of the Charter of the United Nations*」で「国連憲章 7 章下の行動」という形で示される。

PKO が国連憲章に表記されていない活動であることや、平和的解決と強制措置の間の活動であることから、国連憲章第 6 章半の活動といわれることもあるのに、なぜ憲章 7 章下の行動と標記されるかということ、後に主文の「マンデート」のところで、文民保護マンデートに限定して「必要なあらゆる手段」行使権限を付与しているからである。

(6) 主文

1. *Decides* to establish as of 9 July 2011 the United Nations Mission in the Republic of South Sudan (UNMISS) for an initial period of one year with the intention to renew for further periods as may be required and *further decides* that UNMISS will consist of up to 7,000 military personnel, including military liaison officers and staff officers, up to 900 civilian police personnel, including as appropriate formed units, and an appropriate civilian component, including technical human rights investigation expertise; and *further decides* to review in three and six months whether the conditions on the ground could allow a reduction of military personnel to a level of 6,000. **UNMISS 新設の決定**

2. *Welcomes* the appointment by the Secretary-General of his Special Representative for the Republic of South Sudan, and *requests* the Secretary-General, through his Special Representative, to direct the operations of an integrated UNMISS, coordinate all activities of the United Nations system in the Republic of South Sudan, and support a coherent international approach to a stable peace in the Republic of South Sudan. **SRSG 指名を歓迎**

斜体・3人称現在 ○：文をセミコロンの区切っている。

主文は、冒頭は斜体で 3 人称単数現在である。これは主語が「The

Security Council」だからである。形容詞句として構成された前文の内容は、これまでの安保理の対応が主な内容であったが、主文は、安保理が今後どのような措置をとっていくかを示しているものであり、安保理決議の内容をいち早く把握したい場合は、主文から読むとほとんどの重要な内容を把握することができる。

ア 「1. UN ミッションの設置」及び「2. SRSG 指名の歓迎」

この例では、最初に「UNMISS」新設の「Decides」決定がなされている。そして「SRSG」の指名を「Welcome」歓迎している。

イ 「3. マンデートの決定」

3. Decides that the mandate of UNMISS shall be to consolidate peace and security, and to help establish the conditions for development in the Republic of South Sudan, with a view to strengthening the capacity of the Government of the Republic of South Sudan to govern effectively and democratically and establish good relations with its neighbours, and *accordingly authorizes* UNMISS to perform the following tasks;

次に「*Desides that the mandate of UNMISS*…」という形で、安保理決議で決定されたマンデートが標記される。

ここで示されているマンデートは次の3つに大別される。

(ア) 「Support for peace consolidation and thereby fostering longer-term state-building and economic development」

「平和の強固のための支援及びそれにより長期の建国と経済的発展を助長すること」

(a) Support for peace consolidation and thereby fostering longer-term state-building and economic development, through:

(i) Providing good offices, advice, and support to the Government of the Republic of South Sudan on political transition, governance, and establishment of state authority, including formulation of national policies in this regard;

(ii) Promoting popular participation in political processes, including through advising and supporting the Government of the Republic of South Sudan on an inclusive constitutional process; the holding of elections in accordance with the constitution; promoting the establishment of an independent media; and ensuring the participation of women in decision-making forums;

(イ) 「Support the Government of the Republic of South Sudan in

exercising its responsibilities for conflict prevention, mitigation, and resolution and protect civilians」

「紛争の予防及び解決並びに文民の保護に対する南スーダン共和国政府が責任を行使するときに、同政府を支援すること」

(b) Support the Government of the Republic of South Sudan in exercising its responsibilities for conflict prevention, mitigation, and resolution and protect civilians through:

- (i) Exercising good offices, confidence-building, and facilitation at the national, state, and county levels within capabilities to anticipate, prevent, mitigate, and resolve conflict;
- (ii) Establishment and implementation of a mission-wide early warning capacity, with an integrated approach to information gathering, monitoring, verification, early warning and dissemination, and follow-up mechanisms;
- (iii) Monitoring, investigating, verifying, and reporting regularly on human rights and potential threats against the civilian population as well as actual and potential violations of international humanitarian and human rights law, working as appropriate with the Office of the High Commissioner for Human Rights, bringing these to the attention of the authorities as necessary, and immediately reporting gross violations of human rights to the UN Security Council;

(ウ) 「Support the Government of Republic of South Sudan, in accordance with the principles of national ownership, and in cooperation with the UN Country Team and other international partners, in developing its capacity to provide security, to establish rule of law, and to strengthen the security and justice sectors」

「国の主体的取組に従って、また、国連国別現地チームと他の国際協力機関と協力して、安全を提供し、法の支配を確立しまた治安と司法部門を強化するその能力を開発することで、南スーダン共和国政府を支援すること」

(c) Support the Government of the Republic of South Sudan, in accordance with the principles of national ownership, and in cooperation with the UN Country Team and other international partners, in developing its capacity to provide security, to establish rule of law, and to strengthen the security and justice sectors through:

- (i) Supporting the development of strategies for security sector reform, rule of law, and justice sector development, including human rights capacities and institutions;
- (ii) Supporting the Government of the Republic of South Sudan in

ウ 「4. 文民の保護マンデート実施に限定した必要なあらゆる手段行使権限の付与」

前述の3つのマンデートのうち、特に注意しなければならないのは、(b) の文民の保護マンデートである。なぜなら、「*Authorizes UNMISS to use all necessary means, within the limits of its capacity and in the areas where its units are deployed, to carry out its protection mandate as set out in paragraphs 3 (b) (iv), 3 (b) (v), and 3 (b) (vi);*」と文民の保護マンデート実施に限定して「必要なあらゆる手段」行使権限を付与しているからである。

4. *Authorizes UNMISS to use all necessary means,* within the limits of its capacity and in the areas where its units are deployed, to carry out its protection mandate as set out in paragraphs 3 (b) (iv), 3 (b) (v), and 3 (b) (vi);

どういった場合に権限行使が認められているかという点

(iv) Advising and assisting the Government of the Republic of South Sudan, including military and police at national and local levels as appropriate, in fulfilling its responsibility to protect civilians, in compliance with international humanitarian, human rights, and refugee law;

3 (b) (iv) 「Advising and assisting the Government of the Republic of South Sudan, including military and police at national and local levels as appropriate, in fulfilling its responsibility to protect civilians, in compliance with international humanitarian, human rights, and refugee law;」

「国際人道法、人権法及び難民法に従って、文民を守る南スーダン共

和国政府の責任を遂行するときに、適切な場合には、国及び地方のレベルで、軍と警察を含めて、同政府に助言し、援助すること」

(v) Deterring violence including through proactive deployment and patrols in areas at high risk of conflict, within its capabilities and in its areas of deployment, protecting civilians under imminent threat of physical violence, in particular when the Government of the Republic of South Sudan is not providing such security;

3 (b) (v) 「Deterring violence including through proactive deployment and patrols in areas at high risk of conflict, within its capabilities and in its area of deployment, protecting civilians under imminent threat of physical violence, in particular when the Government of the Republic of South Sudan is not providing such security;」

「その能力の範囲内とその展開地区内の、紛争の危険が高い地区で率先した展開とパトロールを通じて、暴力を思いとどまらせること、とりわけ南スーダン共和国政府がそのような安全を提供していない場合に、身体的暴力の差し迫った脅威の下で文民を保護すること」

(vi) Providing security for United Nations and humanitarian personnel, installations and equipment necessary for implementation of mandated tasks, bearing in mind the importance of mission mobility, and contributing to the creation of security conditions conducive to safe, timely, and unimpeded humanitarian assistance;

3 (b) (vi) 「Providing security for United Nations and humanitarian personnel, installations and equipment necessary for implementation of mandated tasks, bearing in mind the importance of mission mobility, and contributing to the creation of security conditions conducive to safe, timely, and unimpeded humanitarian assistance;」

「任務の機動性を念頭において、委託された任務の履行に必要な国際連合及び人道支援要員に対する安全、設備と装備を提供すること、並びに安全、時機を得たかつ支障のない人道支援に資する治安条件の創設に

寄与すること」

エ 要員の保護

26. *Requests* that the Secretary-General and the Government of the Republic of South Sudan conclude a status-of-forces agreement within 30 days of adoption of this resolution, taking into consideration General Assembly resolution 58/82 on the scope of legal protection under the Convention on the Safety of United Nations and Associated Personnel, and *decides* that pending the conclusion of such an agreement, the model status-of-forces agreement dated 9 October 1990 (A/45/594), shall apply provisionally;

「事務総長と南スーダン共和国政府が、国際連合要員および関連要員の安全に関する条約の下での法的保護の範囲に関する総会決議 58/82 を考慮しつつ、本決議の採択から 30 日以内に、部隊の地位協定を締結することを要請し、またかかる協定締結までは、1990 年 10 月 9 日付の部隊のモデル地位協定 (A/45/594) が暫定的に適用されることを決定する」

この地位協定の内容を把握することの重要性とモデル地位協定の具体的な項目については、第 4 章で述べたとおりである。

オ 効力の発生

27. *Decides* that this resolution shall take effect on 9 July 2011;

「本決議は、2011 年 7 月 9 日から効力を有することを決定する」

カ 結語

28. *Decides* to remain actively seized of the matter.

ピリオドは結語にのみ使用

「*Decides to remain actively seized of the matter.*」は安保理決議の慣用的な締めくくりであり、「引き続きこの問題に積極的に関与していくことを決定する」というものであり、事態の展開により、安保理としていつでも対応する用意があることを示している。

そして、最後はピリオドで終わりとなる。



コラム 安保理決議において使用される表現

○安保理決議によく使われる表現とは？

安保理決議には、似たような文言を使用されていると感じる人も多いと思うが、同じ内容の用語を使用しているにもかかわらず、その表現の強弱をめぐって、さまざまなロビーイング（投票工作）等が行われており、その調整の結果が決議文となっている。

以下、前文と主文でよく使われる表現について、説明する。

1 前文によく使用される表現

Acknowledging 確認しつつ

Affirming 強く支持しつつ

Alarmed by ことは重大との危機感を募らせつつ

Aware of 認識しつつ

Approving 是認し、承認しつつ

Confident that ～という確信のもと

Bearing in mind 念頭におきつつ

Believing 信じつつ

Deploring 慨嘆しつつ、遺憾だとの思いを抱きながら

Expecting 期待しつつ

Expressing its appreciation 賞賛の意を表明しつつ

Expressing its satisfaction 満足の意を表明しつつ

Fully alarmed きわめて強い危機感を抱きながら

Fully aware that 十分認識しつつ

Fully believing 全面的に信じつつ

Fulfilling 充足しつつ、義務を履行しつつ

Further deploring 重ねて慨嘆しつつ、遺憾に思いながら

Noting in appreciation 肯定的に評価する立場からのこのことに留意しつつ

Noting with approval 肯定的にこのことに留意しつつ

Noting with deep concern 深い懸念と共にこのことに留意しつつ

Noting with regret 遺憾の念をもってこのことに留意しつつ

Noting with satisfaction 満足した気持ちでこのことに留意しつつ

Observing 認識する

Pointing out 指摘しつつ

Reaffirming 改めて確認しつつ

例えば、専門会議の報告書に言及する場合を一例として取り上げると、

Noting the report prepared by the Group of Experts...を強調した形として、Noting with appreciation the report prepared by the Group of Experts...が使用される。さらに Noting with appreciation より強調したい場合には、appreciation に代えて、satisfaction が用いられ、

Noting with satisfaction the report prepared by the Group of Experts...

となる。さらに強調したい場合には、satisfaction を deep で強めて、

Noting with deep satisfaction the report prepared by the Group of Experts...となる。

2 主文によく使われる表現

Accepts 受諾する

Affirms 支持する、是認する、確認する

Appeals 呼びかける (call for と並んで、invite を強めたもの)

Approves 承認する

Asks 要請する

Authorizes 承認する

Calls for 求める (appeal と並んで、invite をもつと強めたもの)

Condemns 非難する (国連総会の決議で使用されることはあまりない)

Congratulates 祝意を述べる

- Confirms 確認する
- Considers 考慮する
- Decides 決定する（行動をとるときの言い方である点で **declare** と異なる）
- Declares 宣言する
- Demands 要求する（みずから行動する権限のない国連総会の決議では使われず、**condemn** 同様、もっぱら安保理の決議で使われる言い方である）
- Deplores 遺憾に思う
- Designates 指名する
- Emphasizes 強調する
- Encourages 奨励する
- Endorses 支持する
- Expresses its hope 希望を表明する
- Further proclaims これに加えて～と宣言する
- Further reminds これに加えて～につき注意を喚起する
- Further recommends これに加えて～を勧める
- Further resolves これに加えて～と決定する
- Further requests これに加えて～を要請する
- Has resolved これに加えて～かく決定する
- Hopes 希望する
- Notes 留意する
- Invites 呼びかける（国連加盟国に行動をとるよう呼びかけるときに使われる）
- Proclaims 宣言する
- Reaffirms あらためて確認する
- Recommends 勧告する
- Reminds 念を押す
- Regrets 遺憾に思う
- Requests 要請する（事務総長に行動を取るよう求めるときに使われる）

- Resolves 決定する
- Seeks 求める
- Solemnly affirms 厳かに確認する
- Strongly affirms 断固支持する
- Strongly condemns 強く非難する
- Strongly urges 強く促す
- Supports 支持する
- Suggests 提案する、提示する
- Takes note of 意に留める、留意する
- Trusts 信頼する
- Urges 促す（国連総会の決議用語としては一番強い表現とされている）
- Welcomes 歓迎する

ここに列挙された動詞は、ニュアンスの違いないし強弱があり、**urges**、**condemns** あるいは **declares** といったきつい響きを持つものは、危機管理を担う安保理で使うのが普通で、同じ国連内でも他の委員会で使うことは滅多にないと言われている。

こうした強弱は単語レベルだけでなく、その単語を使った言回しにおいても使われている。同じ単語を使っても以下で見るとおり、形容詞を加えたりして「強度」を高めて行くということが行われており、決議の対象となる事態が深刻になっていくにつれ、変化していくことになる。

Notes with concern（懸念をいだきながら留意する）

↓

Expresses its concern（懸念を表明する）

↓

Expresses its deep concern（深い懸念を表明する）

↓

Deplores（遺憾の意を表明する）

↓

Strongly deplores (強い遺憾の意を表明する)



Condemns (非難する)

実務家は、このように段階的に強くなっていくパターンを、*crescendo* と呼んでいる ^{lxxxiii}。

^{lxxxiii} http://eng.alc.co.jp/newsbiz/hinata/2006/10/post_294.html (2014年3月30日 09:30 閲覧)

索 引

索 引

A

act of aggression	21, 23
arbitration.....	16
Assurance.....	187

B

breach to the peace.....	21, 23
--------------------------	--------

C

Child Protection.....	47
CIMIC 幕僚	96, 99
Civil Affairs.....	46
conciliation.....	16
Conduct and Discipline	46, 164
Consolidation.....	188
CPTM	101, 102, 117, 170

D

DDR.....	47, 56, 186, 187
Demobilization.....	47, 56
demotion	166
Disarmament.....	47, 56
DSRSG	48
DSRSG RC/HC	48
DUF.....	182

E

Elections.....	47
enquiry	15

Ethics Office	164
<i>F</i>	
fine	166
<i>G</i>	
G1 PERSONEL STAFF	95
G2 MILITARY INFO STAFF	95
G3 OPERATIONS STAFF	95
G4 LOGISTICS STAFF	95
G5 PLANS STAFF	95
G6 COMMUNICATIONS STAFF	95
G9 UN-CIMIC STAFF	96
<i>H</i>	
HC	45, 48, 139
HOM.....	45, 46, 164
HOMC	164
HOPC.....	164
Human Rights	47, 59
Humanitarian Space.....	131
<i>I</i>	
ICC	80, 115, 149, 150, 151, 152
ICJ.....	34
ICRC	131
ICTR.....	151
ICTY.....	151
IDP	123, 130, 132, 133
ILO138 号条约	106, 112, 113

ILO182 号条約	108, 115
Internally displaced persons.....	123
IRO	122
<i>J</i>	
JLOC	45
JMAC	46
JOC.....	45, 46
judicial settlement.....	17
<i>L</i>	
Legal Affairs	46
<i>M</i>	
mediation	15
Military Staff Committee.....	26
MINUSTAH.....	49, 159
MSF.....	131
<i>N</i>	
negotiation	15
<i>O</i>	
OHCHR.....	173
OIOS.....	160, 164, 165
ONUC.....	32, 158, 179
ONUSAL.....	38
Oxfam.....	131
<i>P</i>	
peace-enforcement.....	31

peace-keeping	31, 42
peace-making	31
PKO	20, 27, 29, 30, 31, 32, 33, 34, 38, 41, 42, 43, 44, 48, 49, 50, 58, 66, 70, 81, 94, 98, 99, 113, 129, 131, 132, 138, 139, 152, 153, 154, 158, 159, 160, 162, 165, 167, 170, 171, 176, 177, 178, 179, 187, 188, 189, 191, 198, 200, 201, 204, 216
PKO センター	199
PKO における人権侵害への基本的対処方法	101
PKO の法的根拠	34
PKO のマンデート	204
PKO 要員	113, 114, 139, 154, 155, 158
Political Affairs	46
Pre-emption	187
Prevention	187
Public Information	47
PUBLIC INFORMATION STAFF	95
<i>Q</i>	
QIPs	93, 94, 96, 97
Quick Impact Projects	93, 96
<i>R</i>	
RC	45, 48, 173
Refugees	121
Reintegration	56, 57
Response	188
ROE	182
<i>S</i>	
safe area	132
SEA	88, 160, 161, 162, 163

SOFA	183
special agreement.....	26
SRSG	33, 36, 44, 45, 48, 110, 183, 184, 217
SSR.....	57
ST/SGB/1999/13	139, 179
ST/SGB/2003/13	87, 214
<i>T</i>	
threat to the peace.....	21, 23
TRAINING CELL STAFF	95
<i>U</i>	
UNAEM II	38
UNAMID.....	49
UNAMSIL.....	49, 179
UN-CIMIC	99, 100
UNDOF	33, 35
UNEF	20, 31, 35
UNHCR.....	120, 121, 122, 125, 127, 129, 132, 173
UNICEF	174
UNISFA.....	49
UNMISS.....	49, 204, 217, 219
UNMOGIP	35
UNOCHA	173
UNOCI	49
UNOSOM II	39, 40
UNPREDEP.....	39
UNPROFOR	39, 40, 154
UNRRA	122
UNTAC	36, 38

UNTAG	38
UNTSO	31, 35
<i>W</i>	
written censure	166
<i>あ</i>	
頭書.....	204, 212
アフリカの国内避難民の保護と支援条約.....	126
安全地域	43, 132, 134
安全保障理事会	13, 19, 20, 21, 148, 158, 171, 172, 173, 179, 186, 204, 212, 214, 215, 216
安保理決議.....	25, 42, 45, 50, 72, 73, 132, 172, 204, 205, 206, 207, 208, 209, 210, 211, 212, 214, 215, 216, 217, 221
安保理決議第 1674 号.....	170, 171
安保理決議第 1264 号.....	22
安保理決議第 1265 号.....	171
安保理決議第 1325 号.....	80, 82, 158
安保理決議第 1612 号.....	110
安保理決議第 1820 号.....	81, 82
安保理決議第 1882 号.....	111
安保理決議第 1888 号.....	81, 83
安保理決議第 1889 号.....	82
安保理決議第 1894 号.....	172
安保理決議第 1960 号.....	82
安保理決議第 1998 号.....	111
安保理決議第 2106 号.....	82
安保理決議第 2122 号.....	83
安保理決議第 217 号.....	22
安保理決議第 387 号.....	23

安保理決議第 418 号.....	22
安保理決議第 573 号.....	23
安保理決議第 598 号.....	23
安保理決議第 660 号.....	22, 23
安保理決議第 82 号.....	23
安保理決議第 841 号.....	22
い	
イード・アル=フィトル.....	91, 92
う	
ウィーン宣言及び行動計画.....	77, 78
お	
オックスファム.....	131
か	
カンパラ条約.....	126
き	
危害からの身体的保護.....	177, 178
旧ユーゴスラビア国際刑事裁判所.....	147
脅威の対象による区分.....	176
行政協定.....	168
極東国際軍事裁判所.....	147
拒否権.....	23, 28
規律担当.....	46
く	
軍事監視要員.....	183, 184
軍事参謀委員会.....	26

軍事的強制措置	13, 21, 25, 26
軍事的措置.....	19, 20, 128
軍事部門	30, 33, 36, 46, 47, 48, 58, 66, 95, 98, 99, 131, 164, 178, 182, 183, 186, 198, 200
軍事部門長.....	164
訓練幕僚	95
け	
経済制裁措置.....	24
経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約	61
経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約の選択議定書	61
経済的搾取及び危険な労働から保護される子どもの権利	112
警察部門長.....	164
ケープタウン原則.....	108, 111
決議番号	204, 214
憲章上の国連軍	27
こ	
降格.....	166
交渉.....	14, 15, 33, 45, 46, 100, 183, 186
行動綱領	78
広報担当	47, 48
広報幕僚	95, 96
国際刑事裁判所	18, 22, 73, 118, 147, 148, 150, 151, 152, 181
国際刑事裁判所設置までの経緯.....	147
国際刑事裁判所における手続きの流れ	148
国際刑事裁判所に関するローマ規程.....	22, 80, 108, 136, 181
国際司法裁判所	17, 34
国際人権規約	61, 62, 66, 180
国際人権法.....	118, 125, 136, 138, 177, 180, 181, 182, 183, 184, 187, 198

国際人権法と国際人道法の相違	138
国際人道法	107, 136, 138, 139, 150, 170, 173, 174, 177, 179, 180, 182, 183, 184, 187, 198, 219
国際人道法による保護の必要性	138
国際難民機関	122
国際の平和及び安全の維持	10, 11, 26, 34, 58, 66, 198, 201
国際平和維持活動	114, 198
国際平和維持要員	183
国際連合南スーダン・ミッション	49
国内強制移動に関する指導原則	124, 125
国内避難民	120, 121, 123, 124, 126, 130, 132, 181
国内避難民が受ける人権侵害	130
国内避難民の定義	123
国内避難民の保護	126, 130, 132
国内避難民の保護の経緯	123
国内避難民の保護の必要性	123
国連アビエイ暫定治安部隊	49
国連エルサルバドル監視団	38
国連カントリーチーム	49, 98, 117, 191
国連カンボジア暫定機構	38
国連休戦監視機構	31, 35
国連行政監察官	164
国連緊急隊	20, 31
国連緊急特別総会	20
国連軍	27, 31, 43, 139, 179, 182, 183, 198
国連軍司令部の基本構造	94
国連警察	178, 182, 183, 184
国連経費事件	34
国連憲章	9, 11, 12, 13, 18, 21, 26, 34, 50, 52, 58, 59, 66, 71, 128, 139, 163, 179, 204

国連憲章第6章半の活動.....	30
国連憲章における「国際の平和及び安全の維持」と「人権」の関係.....	10
国連憲章に規定のない現実的な活動.....	28, 204
国連憲章に基づく「国際の平和と安全の維持」の体制.....	11
国連コートジボワール活動.....	49
国連シエラレオネミッション.....	49
国連児童基金.....	174
国連事務総長特別代表.....	33, 45, 83, 110, 183, 184
国連事務総長特別副代表.....	36
国連常駐調整官.....	45
国連人権高等弁務官.....	47, 77, 173
国連人権高等弁務官事務所.....	47
国連人道調整官.....	45
国連人道問題調整事務所.....	173
国連内部監視業務室.....	164
国連ナミア独立支援グループ.....	38
国連難民高等弁務官事務所.....	120, 122, 173
国連ハイチ安定化ミッション.....	49
国連部隊による国際人道法の遵守に関する事務総長告示.....	139
国連平和維持活動.....	20, 29, 30, 42, 158, 179, 180, 204
国連平和維持要員.....	139, 170, 173, 180, 183, 184
国連平和維持要員が遵守すべき事項.....	139
国連平和維持要員による人権侵害.....	158
国連平和維持要員による人権侵害への対処.....	158
国連平和維持要員の権限、義務及び禁止事項.....	184
国連保護隊.....	39, 40, 132
国連を中心とした人権の保障.....	58
国会承認条約.....	168
国境なき医師団.....	131

個別的・集団的自衛権.....	13, 20
コンポーネント.....	45, 46
さ	
最悪の形態の児童労働の禁止及び撤廃のための即時の行動に関する条約.....	108
財産に対する脅威.....	176
採択した会合名.....	205, 214
作戦計画幕僚.....	95
作戦幕僚.....	95
し	
自衛のための武器の使用.....	182
ジェノサイド.....	81, 129, 132, 136, 148, 149, 151, 153, 154, 176, 180
ジェノサイド罪.....	149, 181
ジェンダー.....	69, 70, 71, 76, 77, 81, 83, 158, 189
ジェンダー格差.....	70, 71, 199
持続可能な安定化と平和構築.....	177
シティ.....	86
児童が抱える問題.....	103
児童の権利に関する条約.....	107, 112, 113, 136
児童の権利の保障.....	103, 106
児童の権利の保障の必要性.....	103
児童の売買、児童買春および児童ポルノに関する児童の権利条約の選択議定書.....	109
児童買春.....	104, 109, 114
児童兵士.....	105, 107, 109, 115, 116, 117, 151
児童保護担当.....	47, 58, 66
児童労働.....	104, 105, 107, 108, 112, 115
児童労働からの保護.....	112
司法的解決.....	14, 17

市民的及び政治的権利に関する国際規約.....	61
市民的及び政治的権利に関する国際規約の選択議定書.....	61
市民的及び政治的権利に関する国際規約の第2選択議定書.....	61
社会権.....	61, 62, 63
社会再統合.....	47, 56, 57
社会問題（民事）担当.....	46
就業が認められるための最低年齢に関する条約.....	106
自由権.....	61, 62, 63
重大な犯罪に対する国際的手続きによる処罰.....	147
集団安全保障.....	12, 19, 20, 21, 23, 28, 30
集団殺害犯罪.....	149
集団的自衛権.....	20, 27
自由に対する脅威.....	176
ジュネーヴ条約追加議定書.....	107
ジュネーヴ条約.....	138, 179, 181
主文.....	205, 214, 216
常駐調整官.....	48
常任理事国.....	23, 28, 31, 43
情報幕僚.....	95
女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約.....	72, 75, 77, 79
女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する選択議定書.....	72, 79
女性に対する暴力.....	71, 73, 76, 77, 78, 79
女性に対する暴力に関する一般的勧告 12.....	76
女性に対する暴力に関する一般的勧告 19.....	76
女性に対する暴力の撤廃に関する宣言.....	78, 79
女性に対する暴力への対処.....	93
女性の抱える問題.....	69
女性の権利の保障.....	69, 106
女性の権利を保障するための枠組み.....	72

女性への差別	71, 72
女性への差別の撤廃	83
書面によるけん責（譴責）	166
人権委員会	59, 61, 66, 123, 125
人権侵害行為に着目した人権保障の枠組み	136
人権侵害の対象に着目した人権保障の枠組み	66
人権担当	47, 58, 66, 101, 102
人権の保障	9, 10, 11, 58, 66, 136, 177, 178, 201, 202, 204, 215
人権理事会	59
審査	14, 15, 16
人事幕僚	95
身体に対する脅威	176
人道的空間	131
人道に対する犯罪	127, 149, 150, 152, 153
侵略行為の存在	19
侵略犯罪	22, 147, 151
せ	
政治問題（政務）担当	46
性的虐待	78, 87
性的搾取	87, 88, 97, 104, 109, 113, 130, 160, 161, 162, 163, 180, 185
性的搾取及び虐待	87
性的搾取からの保護	113
制服（軍事・警察）要員	164
制服要員	166
生命に対する脅威	176
セーブ・ザ・チルドレン	131
世界人権宣言	59, 60, 61, 66, 180, 181
赤十字国際委員会	131, 173

ゼロ・トレランス・ポリシー	88, 161, 180
選挙担当	47
先行的措置	186, 187, 188
戦争犯罪	73, 80, 81, 108, 115, 127, 136, 148, 150, 151, 152, 153, 181
前文	22, 71, 205, 214, 215, 216, 217
そ	
総会決議第 3314 号	22
た	
第 1 次国連緊急隊	35
第 2 次国連アンゴラ監視団	38
第 2 次国連ソマリア活動	39
第一世代の PKO	29, 30, 34
対応措置	186, 188
第三世代の PKO	30, 38, 39, 40, 41
第二世代の PKO	30, 35, 36, 38
第四世代の PKO	41, 42, 43, 48, 49
多国籍軍	31, 48, 50, 51, 123, 198, 204
ダルフール国連・AU 合同ミッション	49
ち	
地域的機関又は地域的取極の利用	14, 18
地位協定	163, 165, 167, 168, 221
地位取極	167, 168
仲介	14, 15, 16
仲裁裁判	14, 16, 17
朝鮮国連軍	→
調停	14, 16, 186, 187

つ

通信幕僚..... 95

て

定着化..... 186, 188

伝統的 PKO 29, 30, 31, 32, 33, 34, 36, 42, 43, 48, 179

伝統的 PKO の基本構造..... 33

と

動員解除..... 47, 56, 57

統合作戦センター..... 45

統合任務分析部..... 46

統合兵站指揮所..... 45

統合ミッション..... 30, 95, 99, 198

統合ミッション型 PKO 44, 199

統合ミッション型 PKO の基本構造..... 44

特別協定..... 26, 27

な

内政不干渉の原則..... 128

難民..... 30, 36, 38, 40, 88, 121, 122, 123, 126, 127, 128, 129,
133, 136, 158, 159, 173, 180, 188, 191

難民に当たらない者..... 127

難民に対して禁止される行為..... 128

難民の地位に関する議定書..... 122, 125

難民の地位に関する条約..... 122, 124, 125, 180

難民の地位に関する選択議定書..... 180

難民の定義..... 121

難民の保護..... 124, 125, 126, 129

難民の保護の経緯..... 122

難民の保護の必要性	121
難民の要件	126, 127
難民法	180
に	
ニュルンベルク国際軍事裁判所	147
の	
ノン・ルフルマンの原則	128, 129
は	
背後にある意図による暴力の区分	175
派遣部隊要員及び司令部幕僚の違反行為	163
罰金	166
パリ原則	110, 115, 117
ひ	
非軍事的強制措置	21, 24
避難民	40, 88, 120, 121, 122, 123, 124, 130, 136, 173, 180, 188, 191, 201
避難民の抱える問題	120
避難民の権利の保障	120
避難民の権利の保障の必要性	120
避難民の権利を保障するための枠組み	124
ふ	
複合型 PKO	30, 36, 48, 58, 66, 177
複合型 PKO の基本構造	36
不戦条約	12
武装解除	35, 47, 56, 110
武力不行使原則	12
武力紛争による犠牲者の保護	138

武力紛争の被害からの児童の保護.....	115
武力紛争への児童の関与に関する児童の権利条約の選択議定書.....	109
紛争の平和的解決.....	11, 12, 13, 14, 18, 30, 179
文民.....	170
文民警察要員及び軍事監視要員の違反行為.....	163
文民の保護.....	97, 107, 113, 153, 170, 177, 178, 182, 186, 188, 215, 218, 219
文民の保護の実施者.....	172
文民の保護のための活動構想.....	185
文民の保護のための活動に関する法的枠組み.....	178
文民要員.....	162, 164, 166, 184
文民要員の違反行為.....	163
文民を保護するためのアプローチ.....	177
分類Ⅰにあたる違反行為.....	162
分類Ⅱにあたる違反行為.....	162
へ	
兵站幕僚.....	95
平和維持.....	18, 31, 32, 33, 38, 41, 54, 80, 82, 88, 94, 95, 96, 101, 139, 158, 170, 179, 180, 182, 201
平和維持活動.....	81, 183, 190, 198, 204
平和維持要員.....	81, 139, 164, 165, 166, 180, 181, 182, 184, 185, 188, 190, 191, 204
平和維持要員による人権侵害の影響.....	160
平和維持要員の違反行為に対する処分等.....	165
平和構築.....	6, 9, 30, 31, 41, 42, 57, 66, 70, 80, 82, 83, 123, 198, 199, 201, 202
平和構築における人権の保障の必要性.....	6
平和構築の過程における弱者の人権の保障.....	66
平和執行.....	30, 31, 39, 41
平和創造.....	31, 41
平和と安全の維持に関する責任と権限.....	13

平和に対する脅威.....	13, 19, 21, 22, 23, 24, 28, 50, 179
平和に対する脅威、平和の破壊及び侵略行為に関する行動.....	13, 179
平和に対する犯罪.....	127
平和の維持.....	24, 26, 31
平和の課題（追補）.....	41
平和の執行.....	31
平和の創出.....	31
平和のための結集決議.....	20, 28
平和の破壊.....	13, 19, 21, 22, 23, 26, 179
平和への課題.....	38, 39, 41
平和への課題（追補）.....	41
北京宣言.....	78
ほ	
法務担当.....	46
保証・予防措置.....	153, 186, 187
ま	
マケドニア国連予防展開隊.....	39
マンデート.....	43, 48, 96, 101, 127, 132, 160, 173, 176, 180, 181, 182, 183, 185, 186, 188, 190, 204, 216, 217, 219
マンデート難民.....	127
マンデートの具体例.....	204
マンデート防衛.....	182
み	
ミッション支援部長.....	45
ミッション長.....	45, 46, 164, 172
ミレニアム開発目標.....	71
民軍協力.....	99

民軍作戦.....	99
民軍調整.....	99
民生協力活動	90, 100
民族浄化.....	132, 151, 175
よ	
予防外交.....	31, 41
り	
倫理担当.....	164
る	
ルワンダ国際刑事裁判所	147
れ	
連合国救済復興機関	122
ろ	
ローカル.....	86

－著者略歴－

1969年千葉県出身。防衛大学校卒（国際関係論）。護衛艦勤務等を経て、防衛省統合幕僚学校国際平和協力センター研究員として勤務。現在、ニューサウスウェールズ大学ロースクールのオーストラリア人権センター（Australian Human Rights Centre）客員研究員。

国際平和協力センターにおいては国際平和協力上級課程、国際平和協力中級課程及び国際平和協力基礎講習の国際法・国内法の教育を担当。

米海軍大学院隷下の民軍関係センター（CCMR：Center for Civil-Military Relationship）が行う国連幕僚課程（UNSOC：United Nations Staff Officer's Course）、NATO 平和のためのパートナーシップ認定国際武力紛争法課程（LOAC：The Law of Armed Conflict）を修了。

海上自衛隊指揮・幕僚課程、上智大学法科大学院を修了。

©川嶋隆志, 2014